高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
（火曜日・金曜日）

目　次

監査公表　ページ
○包括外部監査の結果に関する報告　1

監　査　公　表

監査公表第６号

平成26年６月５日

高知県監査委員　溝渕　健夫
同　佐竹　紀夫
同　坂田　和子
同　朝日　満夫

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第５項の規定により、包括外部監査人松本隆之から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第３項の規定により、別冊（平成25年度包括外部監査結果報告書）のとおり公表する。

平成２５年度

包括外部監査結果報告書

高知県ふるさと雇用再生特別基金事業、高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業について

平成２６年３月

高知県包括外部監査人
松　本　隆　之

目　　次

第１　監査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
1　監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2　監査のテーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3　監査対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4　監査テーマを選定した理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
5　監査の方法及び着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
6　監査の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
7　包括外部監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
8　利害関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第２　高知県の雇用情勢について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
1　人口、労働力人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2　失業率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3　非正規就業者の割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
4　就職率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
5　初任給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
6　事業所数、従業者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第３　雇用対策本部について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
1　高知県での取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2　設立の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
3　所掌事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
4　活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第４　地域雇用開発計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
1　概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
3　計画内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第５　雇用創出基金事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
1　基金事業の経緯等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
2　ふるさと雇用再生特別基金事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
3　緊急雇用創出臨時特例基金事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
4　今後の雇用創出基金事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

第６　基金事業に関する高知県の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
1　あったか高知・雇用創出プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
2　高知県産業振興推進ふるさと雇用事業費補助金・・・・・・・・・・・・・23

第７　監査の結果及び意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
1　総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
2　雇用情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
3　緊急雇用基金事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
4　ふるさと雇用基金事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
5　個別のふるさと雇用基金事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
6　意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
7　最後に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

【巻末資料】

資料１　ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領・・・・・・・・・・・・・・51
資料２　高知県ふるさと雇用再生特別基金事業地域協議会設置要綱・・・・・・56
資料３　高知県ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金交付要綱・・・・・・・57
資料４　高知県ふるさと雇用再生特別基金事業実績一覧・・・・・・・・・・・61
資料５　緊急雇用創出事業等実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78
資料６　地域版アウトソーシング説明資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
資料７　地域版アウトソーシング資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
資料８　平成２３年度地域版アウトソーシング参加事業者一覧・・・・・・・・89

第1　監査の概要

1　監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2　監査のテーマ

「高知県ふるさと雇用再生特別基金事業、高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業について」

3　監査対象期間

（1）平成23年度及び平成24年度

（2）ただし、必要に応じて過年度及び平成25年度についても対象とした。

4　監査テーマを選定した理由

（1）平成25年6月に公表された総務省の労働力調査（基本集計）によると、同年5月の完全失業率は4.1パーセントであり、前月と同率、完全失業者数は279万人、前年同月に比べ18万人減少し、36か月連続の減少が続いている。

（2）本県でも、有効求人倍率が、これまで0.4から0.5倍台でとどまっていたものが平成23年度から0.6倍台に乗り、高校生の就職内定率が上昇するなど、幾分明るい兆しが見られている。

（3）これらは、国の交付金を活用し、県が積極的に雇用確保に取り組んできた成果が表れたともいえるが、一方で、非正規雇用の割合が多く、県内への就職を希望する新卒者が県外に出て行かざるを得ないという状況がある。

（4）平成21年度以降、基金を造成して取り組んだ高知県ふるさと雇用再生特別基金事業（以下「ふるさと雇用基金事業」という。）、高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業（以下「緊急雇用基金事業」という。）が、地域においてどのような雇用を生み出したのか、また、雇用継続ひいては正規雇用につなげるためには今後どういった手立てが求められるのか、精査することが必要である。

5　監査の方法及び着眼点

県が実施している、ふるさと雇用基金事業及び緊急雇用基金事業（以下「雇用創出基金事業」という。）について、事務局である商工労働部雇用労働政策課から関係書類の提出を受け、以下の点を中心に監査した。

（1）取組状況の確認

高知県は組織としてどのように雇用創出基金事業に取り組んだか。

（2）仕組みの有無及び適否

雇用創出基金事業を実施するに当たり、国及び県の実施要領に沿った事業の策定、選定及び効果測定を適切に行ったか。

（3）継続的雇用創出目標の達成度

ふるさと雇用基金事業は継続的な雇用の創出に結びついたか。

（4）費用対効果

ふるさと雇用基金事業は、継続的雇用の創出という目的達成のために有効な公費投入が行われたか。

6　監査の体制

包括外部監査人	松本隆之	（弁護士）
外部監査人補助者	金子　努	（弁護士）
外部監査人補助者	柴藤秀久	（弁護士）

7　包括外部監査の実施期間

平成25年7月22日　～　平成26年3月26日

8　利害関係

外部監査人及びその補助者において、監査対象との間で利害関係はない。

第２　高知県の雇用情勢について

監査を始めるに当たり、高知県の雇用情勢についてまとめる。

１　人口、労働力人口

（１）高知県の人口は、1985年の840千人から減少に転じ、2012年には752千人となった。労働力人口は、1990年から減少傾向が続いており、2012年には368千人となった。下表で示すとおり、平成20年以降では、人口、労働力人口共に減少が続いている。

（２）人口に占める労働力人口の割合は、2009年の51パーセントから2012年は49パーセントにまで落ち込んでいる。その要因としては、少子高齢化や労働力の県外流出が考えられる。

【県人口、県労働力人口の推移】

		県人口	県労働力人口	構成比
平成20	(2008)	773	392	51%
平成21	(2009)	766	389	51%
平成22	(2010)	764	383	50%
平成23	(2011)	758	373	49%
平成24	(2012)	752	368	49%

単位: 千人
出典: 総務省統計局HP

２　失業率

（１）県内の完全失業率は、2008年９月のリーマンショック以前から、全国平均に比べ高く、この傾向は2010年まで続いた。

（２）2011年の県内完全失業率は4.3パーセント、2012年は3.8パーセントまで減少し、全国平均を上回るペースで改善に向かっている。しかし、都道府県別順位では、2011年が26位、2012年が22位である。

【県完全失業率の推移、全国との比較】

		県 完全失業率		全国 完全失業率
平成15	(2003)	5.2	＜	5.3
平成16	(2004)	5.4	＞	4.7
平成17	(2005)	4.9	＞	4.4
平成18	(2006)	4.7	＞	4.1
平成19	(2007)	5.0	＞	3.9
平成20	(2008)	4.8	＞	4.0
平成21	(2009)	5.9	＞	5.1
平成22	(2010)	5.2	＞	5.1
平成23	(2011)	4.3	＜	〈4.6〉
平成24	(2012)	3.8	＜	4.3

単位: パーセント
出典: 総務省統計局HP
全国の2011年平均の〈　〉内の実数は補完推計値である。

3　非正規就業者の割合

（1）県内の雇用者総数に占める非正規就業者の割合は、全国平均とほぼ足並みを揃えるように上昇傾向にある。

（2）2012年の時点で雇用者の3人に1人が非正規就業者という状況である。

【県内全雇用者に占める非正規就業者の割合、全国との比較】

		県				全国			
		雇用者総数	正規就業者	非正規就業者	非正規率(%)	雇用者総数	正規就業者	非正規就業者	非正規率(%)
昭和57	(1982)	266	201	51	19.2%	42,454	33,009	6,694	15.8%
昭和62	(1987)	273	203	55	20.1%	46,153	34,565	8,498	18.4%
平成4	(1992)	297	218	40	13.5%	52,575	38,062	8,481	16.1%
平成9	(1997)	308	222	67	21.8%	54,997	38,542	12,590	22.9%
平成14	(2002)	313	206	86	27.5%	54,733	34,557	16,206	29.6%
平成19	(2007)	302	187	94	31.1%	57,274	34,324	18,899	33.0%
平成24	(2012)	300	180	105	34.9%	57,009	33,110	20,427	35.8%

単位：千人、パーセント
各数値出典）総務省統計局HP

4　就職率

（1）高校卒業者

ア　県内高校卒業者の3月31日時点での就職内定率は、過去9年間概ね上昇傾向にある。特に、2012年、2013年は全国平均に迫りつつある。

イ　県内高校卒業者の県内での就職率も90パーセントを超えた。

【県内高校卒業者3月31日現在の就職率の推移、全国との比較】

		県 高校卒業者 3/31現在就職内定率				全国 高校卒業者 3/31現在就職率		
		県内就職	県外就職	計		県内就職	県外就職	計
平成17	(2005)	78.2	94.4	83.3	<	89.7	98.5	91.2
平成18	(2006)	83.5	96.0	88.5	<	91.3	99.5	92.8
平成19	(2007)	81.8	96.5	88.3	<	92.6	99.1	93.9
平成20	(2008)	83.0	96.5	89.7	<	93.4	99.7	94.7
平成21	(2009)	81.8	97.5	89.4	<	91.4	100.1	93.2
平成22	(2010)	80.5	94.6	86.2	<	89.9	98.7	91.6
平成23	(2011)	87.5	97.8	91.5	<	92.0	98.7	93.2
平成24	(2012)	90.2	97.9	93.2	<	93.6	100.6	94.8
平成25	(2013)	93.7	97.6	95.0	<	94.7	101.0	95.8

単位：パーセント
出典）文部科学省HP

ウ　ただし、全国と比較すると、県外就職者の比率が極端に高い。就職者数において概ね同じ水準にある徳島県、鳥取県等と比較してもやはり県外就職者の比率は突出している。

【県内高校卒業者3月31日現在の県外就職者の比率、全国との比較】

		県 高校卒業者 就職状況			全国 高校卒業者 就職状況			徳島県 高校卒業者 就職状況			鳥取県 高校卒業者 就職状況		
		県内就職者数	県外就職者数	県外比率(%)	県内就職者数	県外就職者数	県外比率(%)	県内就職者数	県外就職者数	県外比率(%)	県内就職者数	県外就職者数	県外比率(%)
平成17	(2005)	831	455	35.4%	167,121	38,227	18.6%	1,300	395	23.3%	1,287	248	16.2%
平成18	(2006)	707	550	43.8%	167,072	40,723	19.6%	1,156	438	27.5%	1,207	320	21.0%
平成19	(2007)	720	665	48.0%	166,555	42,886	20.5%	1,169	479	29.1%	1,201	327	21.4%
平成20	(2008)	576	655	53.2%	160,983	42,928	21.1%	1,089	486	30.9%	1,084	339	23.8%
平成21	(2009)	585	652	52.7%	148,324	42,455	22.3%	982	465	32.1%	997	385	27.9%
平成22	(2010)	599	477	44.3%	133,241	32,980	19.8%	955	378	28.4%	935	318	25.4%
平成23	(2011)	623	449	41.9%	137,666	32,400	19.1%	1,005	353	26.0%	921	281	23.4%
平成24	(2012)	651	458	41.3%	141,847	32,764	18.8%	1,174	339	22.4%	943	258	21.5%
平成25	(2013)	742	408	35.5%	149,371	33,305	18.2%	1,130	300	21.0%	1,046	242	18.8%

単位：人、パーセント
各数値出典）文部科学省HP

（２）大学卒業者

大学卒業者の就職内定率は、2011年度87.7パーセント、2012年度88.9パーセントと上昇傾向にある。

【県内大学卒業者3月31日現在の就職率の推移】

		県　大学卒業者 3/31現在就職率		
		県内就職	県外就職	計
平成17	(2005)	76.7	81.6	80.4
平成18	(2006)	75.6	97.1	92.0
平成19	(2007)	81.7	93.7	91.3
平成20	(2008)	84.1	94.7	92.4
平成21	(2009)	88.8	83.2	84.5
平成22	(2010)	88.1	85.7	86.3
平成23	(2011)	92.1	86.0	87.7
平成24	(2012)	88.1	89.1	88.9

単位：パーセント
出典）高知労働局「新規学卒者の求人・求職・就職状況」

5　初任給

（1）学歴別初任給については、各学歴とも東京を100とした場合の80台後半で推移しており大きな傾向はみられない。

（2）2011年の初任給は、大学卒業者176千円、高校卒業者144千円であった。前年度と比較すると、大学卒業者は16.9千円、高校卒業者は2.4千円の減額となった。

（3）2012年の初任給は、大学卒業者181千円、高校卒業者146千円であった。前年度と比較すると、大学卒業者は5千円、高校卒業者は2千円の微増となった。

（4）前述した新卒者の県外就職率と比較すると、東京との初任給格差だけが卒業者が県外就職に流れる原因ではないようである。

【学歴別男女計初任給、東京との格差の推移】

		大学卒		高専・短大卒		高校卒	
		初任給（千円）	格差（東京＝100）	初任給（千円）	格差（東京＝100）	初任給（千円）	格差（東京＝100）
平成19	(2007)	181.8	90	154.3	86	146.0	87
平成20	(2008)	182.3	89	168.9	93	155.4	92
平成21	(2009)	187.9	90	161.1	87	154.9	91
平成22	(2010)	193.2	93	157.4	85	146.4	89
平成23	(2011)	176.3	79	158.8	82	144.0	88
平成24	(2012)	181.3	87	153.0	86	146.0	88

出典: 厚生労働所HP

6　事業所数、従業者数[1]

（1）2012年2月1日現在、高知県内には38,000の事業所があり、28万人が従業者[2]として稼働している。1事業所当たりの平均従業者数は7.7人である。

（2）事業所数を産業別に見ると、①卸売業・小売業（28.9%）、②宿泊業・飲食サービス業（15.4%）、③生活関連サービス業・娯楽業（9.9%）、④建設業（9%）である。

（3）従業者数を産業別に見ると、①卸売業・小売業（23.3%）、②医療・福祉（16.9%）、③宿泊業・飲食サービス業（10.8%）、④製造業（10.5%）である。

（4）1事業所当たり従業者数を産業別に見ると、①電気・ガス・熱供給・水道業が25.8人、②医療・福祉が19.4人、③運輸業・郵送業が16.8人、④情報通信業が15.7人である。

[1] 高知県総務部統計課資料「平成24年経済センサス－活動調査（確報）<高知県独自集計分>」より

[2] 従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。
なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とする。

第3　雇用対策本部について

1　高知県での取組

高知県では、厳しい雇用情勢等に対処するため、知事を本部長、各部局長級を本部員、各部局主管課長級を幹事として構成する「高知県雇用対策本部」を設置し、全庁的な取組を行っている。

2　設立の趣旨

雇用対策本部設置要綱（平成19年4月23日施行、以下「対策本部設置要綱」という。）第1条では「働く場の確保・創出を効果的かつ円滑に進めるために設置する。」としている。

3　所掌事務

（1）所掌事務は、対策本部設置要綱第2条に規定されており以下のとおりである。

ア　働く場の確保・創出に資する施策の調整と推進に関すること。

イ　経済・雇用動向の把握等情報収集及び連絡調整に関すること。

ウ　前2号に掲げるもののほか、対策本部の目的を達成するため必要な事項に関すること。

（2）前記所掌事務を実施するため各年度雇用対策本部会議を開催している。

4　活動

（1）少なくとも年一回雇用対策本部会議を開催しており、同会議が、県雇用情勢の現状確認、本部としての雇用対策方針決定の場となっている。平成22年度～24年度の雇用対策本部会議の概要を以下に示す。

（2）平成22年度

ア　雇用情勢に関する現状確認

平成22年12月の高知県の有効求人倍率は、0.56倍。1年前と比べて0.13ポイント上回った。10月には、全国平均を上回った。このところ全国平均とほぼ並ぶ状況が続いている。有効求職者数は、9ヶ月連続で前年同月を下回った。有効求人数は15ヶ月連続で前年同月を上回った。ただし、新規求人のうちパートタイムの割合が4割と多い。就職件数は、21ヶ月連続で前年同月を上回っていたが、12月は少し下回った。有効求人倍率や完全失業率の推移をみると、持ち直しの動きが広がりつつあるといえる。この動きに高知県がどこまでついていけるかが正念場。雇用調整助成金は、リーマンショック以降ずっと利用が伸びていたが、ここにきて落ち着いてきた。使わなくてすめば一番いい。全体としては、回復基調が続いているが、パートタイム求人の占める割合が多く、厳しい状況に変わりはない。

新規学卒者については、高校生は就職希望者が1,118人と減少している。県内求人は前年度を上回っており、県外求人よりも多かった。就職内定率は、79.5パーセントと例年になく高い状況。大学生については、県内企業も高校生から大学生の求人にシフトする傾向がみられるが、学生にとっては県内求人が魅力のある就職先となりえていない。全国的な景気回復の遅れもあって、特に県外の状況が芳しくない。就職内定率は、49.6パーセント。大変厳しい状況である。

イ　平成23年度雇用対策の方針及び概要

（ア）リーマンショック以降、緊急対策として全庁あげて取り組んできた「県民の生活を守るための雇用対策」に、平成23年度も同様に取り組んでいく。対策としては、「働く場の確保・創出」と「円滑な就業の促進」の2本柱で進める。

（イ）「あったか高知・雇用創出プラン」の実施

①　国の基金（「ふるさと雇用再生特別基金」、「緊急雇用創出臨時特例基金」）を活用した雇用創出の取組の進捗状況は、雇用創出の目標人数9,100人に対して、9,349人の事業計画が提出されている。今後は、事業の執行管理の徹底、重要変更等の連絡事項を遅滞なくその都度行っていく。

②　「ふるさと雇用基金事業」は、事業終了後の雇用継続を目指す事業なので、各事業実施課で事業の検証を行い、雇用先と十分協議する。時期を見て調査も考える。また、正社員化補助金の制度も周知・活用する。また、今後、必要に応じて類似の事業について国への政策提言も行っていきたい。

③　「緊急雇用基金事業」は、12月議会で21億円の積み増しを行った。残額を有効に活用する。平成24年度中に実施可能な9.5億についても、平成23年度中の事業着手が必要なので12月補正での予算化が必要。枠予算として確保している5千万円分の有効活用もあわせて進める。

④　「ふるさと基金」、「緊急雇用基金」とも、基本的には、来年度が事業最終年度。今後は、「ふるさと基金事業」で雇用されている人の職をどう守っていくのかが課題。ビジネスとして成り立つ部分は自助努力で継続できるよう力を尽くす。公的な支援が必要な

事業については平成24年度の予算化も踏まえ、円滑な雇用の継続を目指す。

（ウ）高校生・大学生等の就職支援

① 高校生の就職支援については、県内だけでは十分な求人数が確保できないので、県外求人についても一体的に取り組んでいる。企業開拓活動として、求人開拓を教師、アドバイザーと関係機関が一体となって取り組んでいる。中部・関西方面の求人開拓と就職後の定着指導のため、大阪・名古屋事務所に県外就職アドバイザーを各1名配置した。また、一次産業や介護分野の求人の掘り起こしにも取り組んでいくため、高等学校課に就職アドバイザー2名を配置した。人材育成のため、スキルアップ講習会、フォローアップ講習会の拡充、インターンシップの充実等を図る。この4月に卒業する高校生でまだ就職先が決まってない人が229人いる。学校を通じた高校生・保護者への周知を徹底するほか、就職コーディネーターをジョブカフェ高知に移して相談体制の強化を図る。また、支援の対象を卒業後3年までの方々に拡大する。

② 大学生の就職活動は、民間の就職支援会社等を活用した就職活動が一般的。就職支援対策としては、県内・県外の大学から県内へ就職することに対するものが中心となる。高知女子大学・高知工科大学の就職状況は、いずれも就職内定率が昨年度を下回っている。県内内定率は、女子大が79パーセント、工科大が100パーセントと県外より高い数値。4年生の未内定者については、ジョブサポーターによる支援を行っている。平成23年度は、就職相談や各種セミナー、学内での企業説明会の開催、教員による求人開拓の実施、バスを借り上げての県外企業説明会への参加支援等の活動を強化していく。

ウ　介護・福祉分野の人材育成・確保

（ア）この分野は、高知県にとって重要な産業。課題は、今後この分野を担う人材をしっかり確保することと、質の高いサービスの提供を安定的に確保すること。

（イ）介護・福祉分野の人材育成確保について専門的に議論するために、「高知県介護・福祉分野雇用検討委員会」を1月18日に設置した。

（3）平成23年度

ア　雇用情勢に関する現状確認

平成元年ごろ以来の比較的高い水準で、有効求人倍率や高校生等の就職内定率などが推移している。これまで全国の雇用情勢が改善しても高知県は低迷していたが、約10年ぶりに全国にあわせて高知県も改善をしてきた。しかし、昨年12月の有効求人倍率は全国0.71に対し、高知県は0.59と、前月よりも0.02ポイント下がっており、差が拡大しつつあることが懸念される。過去に比べれば、なお高水準だが、「絶対値としては0.6前後であること」、「若干息切れ気味な傾向が懸念されること」、そして「高校生の就職内定率は77.3パーセント（H23年12月末）と昨年に比べて伸びているが、未だ就職が内定していない若者がいること」、以上の3点からも、ますます雇用対策に力を入れていかなければならない。

イ　平成24年度の雇用対策の方針

（ア）引き続き厳しい雇用情勢に対応し、「県民の生活を守るための雇用対策」に全庁一体となって取り組む。

（イ）緊急雇用対策として、次の取組を行う。

① あったか高知・雇用創出プラン（国の基金（ふるさと・緊急）を活用した新たな雇用の創出）の着実な実行

② ポストふるさと対策、公共事業費の総枠確保、緊急融資制度の継続等による雇用基盤の維持・強化

（ウ）「円滑な就業の促進」にも継続的に取り組む。

（エ）「高知県産業振興計画（成長戦略・地域アクションプラン）」、「日本一の健康長寿県構想」と連動した取組を推進する。

ウ　平成24年度の雇用対策の概要

（ア）あったか高知・雇用創出プランを改定（新たな目標設定）し、平成21年度～24年度の4年間合計で1万1,500人の雇用創出を目指す。

（イ）高校生の就職対策として、求人要請、就職面接会の開催等の支援、県外就職のための求人開拓等の活動。また、キャリア教育の充実を図る。

（ウ）大学生の就職対策として、各大学の求人求職状況を把握して支援を行う。大学進学者の約8割である2,000人が県外に流出しているが、これを県内に引き戻すための各種施策を実施する。

（エ）「高知県介護・福祉分野雇用検討委員会の提言」（①介護・福祉分野に対する理解の促進、②介護人材の養成と確保、③ミスマッチの解消、④制度改正）に対応する。

（オ）ハローワークの移管に向けた取組を実施する。

（4）平成24年度

ア　雇用情勢に関する現状把握

（ア）直近の有効求人倍率は0.6。本県の有効求人倍率はずっと0.4～0.5台だったものが、平成元年ごろ以来の高い水準で推移している。しかし、もっと高い水準を目指していかなければならない。

（イ）全国的な景気の低迷に連動したものと思われるが、有効求人倍率は、この1年くらい0.6台で足踏み状態。

（ウ）まだまだ非正規雇用の割合が多い。

（エ）様々な求人開拓に向けての取組もあり、高校生の12月末時点での就職内定率が78.8パーセントと前年同月の77.3パーセントを上回った。

イ　平成25年度の雇用対策の方針

（ア）あったか高知・雇用創出プランの推進、産業振興推進ふるさと雇用事業による支援、公共事業費の総枠確保、緊急融資制度の継続等により、「働く場の確保・創出」を図る。

（イ）高校生の就職対策、職業訓練の実施、高等技術学校の機能強化等に取り組むことによって、職業人として企業に求められる人材を育成し、「円滑な就業の促進」を図る。

（ウ）高校生・大学生の就職支援、地域の主体的な雇用創出事業の展開、「ハローワークジョブセンターはりまや」と「ジョブカフェこうち」を一体的に運営する等、高知労働局との連携を進める。

ウ　平成25年度の雇用対策の概要

（ア）あったか高知・雇用創出プランを改定（新たな目標設定）し、平成21年度～26年度の6年間合計で1万4,000人の雇用創出を目指す。

（イ）起業支援型地域雇用創造事業の実施。

（ウ）「ハローワークジョブセンターはりまや」と「ジョブカフェこうち」を一体的に運営し、県と国が相互に連携しながら行っている求職者に対する支援を更に改善し、U・Iターン相談コーナー開設日を増やし、利用者のニーズに応えるために県の「高知県産業振興計画」や「日本一の健康長寿県構想」と連携した一体的な雇用創出の取組などを進める。

（エ）高校生の就職に関してはこれまでどおりの支援を継続していく。

第4　地域雇用開発計画

1　概要

地域雇用開発促進法において、都道府県は、求職者の総数に比し雇用機会が不足している等の要件に該当する地域（雇用開発促進地域・同法第2条）について、地域雇用開発計画を策定し、厚生労働大臣の同意を求めることができ（同法第5条）、政府は、その同意を得た雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するため、必要な助成及び援助を行うものとすることとされている（同法第7条）。高知県は、全ての地域が雇用開発促進地域となっている。

そのため、高知県では、産業の振興と雇用の創出についての取組を計画的に推進するため、地域雇用開発促進法に基づき、県内を、中部、東部及び西部の3地域に区分して「地域雇用開発計画」を定め、平成19年9月から平成22年8月までの3カ年計画、及び平成22年9月から平成25年8月までの3カ年計画により地域の雇用開発に努めてきた。

そして、平成25年9月以降も引き続き積極的な雇用対策を推進するため、新たな「高知県地域雇用対策」を策定している。

2　計画期間

平成25年9月から平成28年8月末まで。

3　計画内容

（1）地域雇用開発の目標

高知労働局、各公共職業安定所、市町村その他の関係団体と連携しながら、雇用創出基金等による事業などで、中部地域において概ね1,000人、東部地域において概ね300人、西部地域において概ね500人の新たな雇用創出を図ることとしている。

（2）地域雇用開発を促進するための方策

ア　新たな雇用機会の開発の促進のための措置

各地域の事情を考慮して、産業基盤の整備、企業誘致の促進、既存企業への支援、高知県産業振興計画の地域アクションプランによる地域資源を活かした雇用開発への取組等が計画されている。

イ　職業能力開発の推進

公共職業能力開発施設による人材育成、民間教育訓練機関等への委託による離転職者に対する多様な職業訓練の機会の提供等が計画されている。

ウ　労働力需給の円滑な結合の促進

マッチングの機会を提供し、円滑な就職を促進する取組を中高年齢者や女性といった対象者別に行っている。特に厳しい状況にある若者の就職支援については、高知県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち）においてきめ細やかな職業相談や就職セミナー等を実施することとしている。また、U・Iターン就職の促進と県内企業の人材の確保を支援するため、インターネットを利用した求人・求職者情報の提供や移住政策と連携した就職相談会、無料職業紹介等を実施すること等が計画されている。

エ　各種支援措置の周知徹底

関係機関と連携しながら、ホームページ等への掲載による広報を行い、企業や求職者に対し、各種支援活動の周知徹底を図ることが計画されている。

オ　地域雇用開発の効果的な推進

関係機関と連携を強化し、地域の特性に応じた企業立地政策の充実、中小企業／地場産業の振興、観光施策の実施、地域資源の開発、人材育成・職業能力開発等を総合的に推進していくこととされている。

第5　雇用創出基金事業について

1　基金事業の経緯等

（1）ふるさと雇用再生特別基金事業

国の平成20年度2次補正予算2,500億円で事業の創設がなされ、平成24年9月末まで実施された。高知県には66億円が交付されている。

（2）緊急雇用創出臨時特例基金

ア　緊急雇用創出事業（その後「緊急雇用事業」に名称変更）

ふるさと雇用基金事業と同様、平成20年度2次補正予算において1,500億円で創設された。このうち高知県には15億円が交付され、平成23年度末まで実施されることになった。

その後、平成21年度1次補正で3,000億円の予算の積み増しがあり、高知県にも35.3億円が追加交付され、事業の拡充がなされている。

イ　重点分野雇用創造事業（重点分野雇用創出事業・地域人材育成事業）

平成21年度2次補正で、緊急経済対策に対応し、事業分野の重点化・人材育成のために、1,500億円で「重点分野雇用創出事業」「地域人材育成事業」が創設された。高知県には20.9億円が交付され、平成22年度末まで実施されることとなった。

その後、平成22年度予備費1,000億円で、若年者、介護・医療分野の重点実施のために事業の拡充がなされた。高知県には11.5億円が交付され、平成23年度末まで実施されることとなった。

平成22年度補正予算において、緊急総合経済対策に対応し、対象分野の追加、実施期間の延長のために、1,000億円で事業の拡充がなされた。高知県には9.5億円が交付され、平成24年度末まで事業が延長された。

さらに、重点分野雇用創出事業については、今後成長が期待される分野での雇用機会を確保するため、平成24年度予備費800億円の予算措置がなされ、高知県にも16.1億円が交付された。

ウ　重点分野雇用創造事業（震災等緊急雇用対応事業）

平成23年3月の東日本大震災を受けて、平成23年度3次補正において、3,510億円の予算措置がなされ、震災等の影響による失業者の雇用を確保するため「重点分野雇用創造事業（震災等緊急雇用対応事業）」が実施されることになった。高知県にも23.7億円が交付され、一部の事業は平成25年度まで継続可能となった。

エ　起業支援型地域雇用創造事業

平成24年度補正予算において、地域に根ざした事業を実施することで、安定した雇用の受け皿を創出するため、「起業支援型地域雇用

創造事業」が実施されることとなり、1,000億円の予算措置がなされた。高知県にも19.1億円が交付され、一部は平成26年度まで実施されることとなっている。

なお、緊急雇用創出事業のうち、「起業支援型地域雇用創造事業」は、平成25年度からの事業であり、現在実施中である。

（3）基金事業の総額及び経緯

平成20年度以降の雇用に関する基金事業については、国の予算総額は1兆6,310億円、高知県への交付総額は217.1億円となっている。

内訳は「ふるさと雇用基金事業」が66億円、「緊急雇用創出事業」が50.3億円、「重点分野雇用創造事業」が81.7億円、「起業支援型地域雇用創造事業」が19.1億円となっている。

なお、表1は、平成20年度以降の基金事業の経緯（予算措置）をまとめたものである。

以下、基金事業の内容について説明していく。

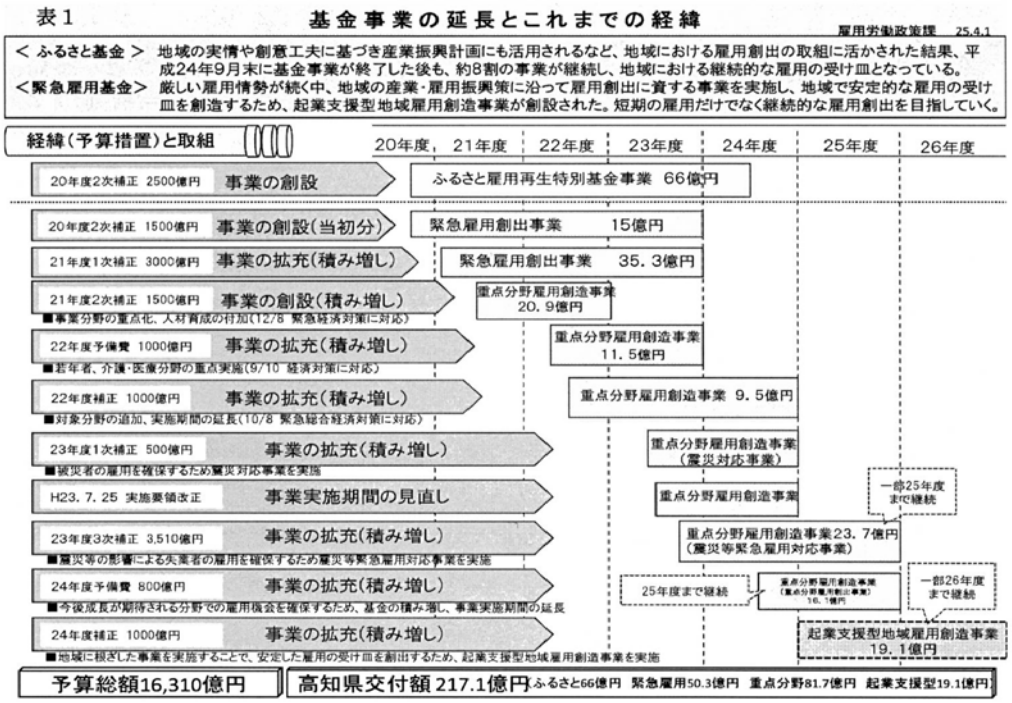

2　ふるさと雇用再生特別基金事業

（1）概要

現下の雇用失業情勢に鑑み、国が、都道府県に対し「ふるさと雇用再生特別交付金」を交付して基金を造成し、この基金を活用して地域の実情に応じて、各都道府県及び市町村の創意工夫に基づき、地域の雇用再生のために地域求職者を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることを目的とするものである。

高知県は、交付金により「高知県ふるさと雇用再生特別基金」を設置し、当該事業を民間企業等に委託し、あわせて市町村が企画し民間企業等に委託した場合には当該市町村に補助金を交付することとした。

（2）ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領について

基金事業の対象となる委託事業を実施するに当たっては、国が定める「ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領」（資料１）に沿って実施する必要がある。全容は資料１によるが、主な内容の抜粋は以下のとおりである。

なお、国から、実施要領の解釈を示した雇用創出基金事業に関するＱＡ（以下「ＱＡ」という。）があわせて示されている。

ア　基金事業の対象となる事業について

（ア）都道府県・市町村が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

（イ）建設・土木事業でないこと。

（ウ）雇用機会を創出する効果が高い事業であること。

（エ）地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される事業であること（草刈り、単純清掃等の軽作業、事業継続性の見込まれない調査研究事業等は除く。）。

イ　新規雇用する労働者について

（ア）労働者の募集

公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

（イ）労働者の雇用期間

原則１年以上とし、更新ができるものであること。

ただし、適当でない場合には、６ヶ月以上１年未満の雇用期間についても認めるものであること。

（ウ）失業者であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うこと。確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によること。

ウ　委託契約等について

各都道府県の財務規則等に基づき、契約するものとしているが、規定する事項に加え、次の事項を含めなければならないものとされている。

（ア）委託事業の予定期間及び終了予定期日

（イ）予定される事業費及び人件費

（ウ）事業に従事する予定の全労働者数及びそのうち新規雇用する予定の失業者の数

（エ）事業で新規雇用する予定の労働者の雇用期間

（オ）事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法

（カ）受託者は、労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かを確認するものであること。

（キ）委託者は、受託者が事業の実施に当たり前述ア及びイに反した場合には委託契約額の一部または全部を返還させる権利を有するものであること。

（ク）事業が終了した場合には、実績報告を作成し、都道府県に提出しなければならないこと。

（ケ）委託契約額が確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、委託者は受託者に対し返還を命じなければならないこと。

（コ）委託事業に係る契約期間終了時点において、次の要件を満たす場合、受託者は、委託費により発生した収入の返還を要しないこと。

①　受託者が、自助努力により、委託事業に係る契約期間終了後も事業を継続すること。

②　受託者が、委託事業において雇用した労働者のうち、その 1/2 以上を委託事業にかかる契約期間終了後も継続して雇用すること。

エ　継続雇用に係る一時金の支給について

委託事業のために新規に雇い入れた労働者をその契約期間の終了日までに、継続して雇用する正規労働者として引き続き雇い入れた事業主に対し、対象労働者１人当たり 30 万円の一時金を支給するものとされており、都道府県は当該事業主からの申請を受けて支給する。

なお、一時金の支給申請書の受理については、市町村が行うことが

できるとされている。

オ　地域協議会

都道府県は、地域協議会の運営を行うものとされている。

地域協議会は、都道府県、都道府県労働局、労使団体、必要に応じその他の地域関係者、有識者等で構成されるものとされ、実施事業の選定・事業計画の策定、事業終了後の事業評価等の事務をつかさどるとされている。

ＱＡによれば、地域協議会は、必ずしも当該事業についての意思決定機関とする必要はなく、実施事業の選定や事業計画の策定等に関して、構成員から意見を聴取することによりこれらの事項に係る調査審議を行う機関であるとされている。

高知県は、高知県ふるさと雇用再生特別基金事業地域協議会設置要綱を設け、労働団体、経済団体及び関係行政機関の関係者から構成される会を設置していた（資料２）。

カ　事業計画全体としての要件

（ア）委託事業に係る経費のうち、失業者に向けられる人件費は 1/2 以上であること、また、基金事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定することとされている。

（イ）事業計画の策定や事業の実施に際しては、障害者、日系人その他就職が困難な者等特に各地域において支援が必要となる者の状況も踏まえ、こうした者に対し、雇用機会が提供されるよう配慮することとされている。

幅広い層の地域求職者等に雇用機会を与える観点から、特定の失業者のみを対象とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業とならないようにすることとされている（なお、ＱＡによれば、対象労働者について、事業の性質上必要と認められる条件を付することは認められている。）。

新規雇用する労働者に関しては、本基金による複数の事業に同一の者が重ねて就くことがないよう留意することとされている。

（３）高知県ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金交付要綱について

高知県は、事業を実施する市町村に対し、補助金を交付することとし、高知県ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金交付要綱を定めている（資料３）。

要綱の内容は国の定めた実施要領の内容をほぼそのまま踏襲したものとなっている。

（４）事務手続の流れ

ア　事業実施前

①　事業計画案が、各事業課・市町村から雇用労働政策課に提出される。

②　雇用政策課によるヒアリングが実施される。

③　事業計画書が各事業課・市町村から雇用労働政策課に提出される。

④　地域協議会で実施事業の選定・事業計画の策定がなされる。

⑤　事業計画を雇用労働政策課がとりまとめて国に提出する。

⑥　国が事業計画を確認する。

⑦　県議会・市町村議会で予算が成立する。

イ　事業実施中

①　各事業課・市町村から雇用労働政策課に対し、契約状況の報告がなされる。

②　各事業課・市町村から雇用労働政策課に対し、遂行状況の報告がなされる。

ウ　事業実施後

①　各事業課・市町村において、検査が行われる。

②　各事業課・市町村から雇用労働政策課に実績報告の提出がなされる。

③　雇用労働政策課において、内容の確認・検査がなされ、県事業については、基金取崩し・各事業課への繰入手続が、市町村事業については補助金の額の確定・支払手続がそれぞれなされることとなる。

（５）　実施状況・事業実績

ア　事業の実施状況は、資料４のとおりである。

イ　事業実績は、表２のとおりである。

平成 21 年度から平成 24 年度まで実施された高知県ふるさと雇用基金事業の実績は、総計 65 億 8,028 万 9,844 円、雇用者数は 1,050 人となっている。

また、委託事業のために新規に雇い入れた労働者をその契約期間の終了日までに継続して雇用する正規労働者として引き続き雇い入れた事業主に対し支給される一時金（対象労働者１人当たり 30 万円）については、103 団体・195 人が対象となり、合計 5,850 万円が支給されている。

高知県ふるさと雇用再生特別基金事業実績　　表2

年度	事業区分	件数（件）	雇用者数（人） 全体	新規	継続	事業費（千円）
平成21年度	県事業	47	121	121	－	315, 744
	市町村事業	127	272	272	－	723, 605
	広報管理運営等経費					3, 228
	正規雇用促進費（一時金）					6, 300
	合計	174	393	393	－	1, 048, 877
平成22年度	県事業分	61	167	71	96	665, 898
	市町村事業分	206	516	288	228	1, 584, 879
	広報管理運営等経費					5, 040
	正規雇用促進費（一時金）					
	合計	267	683	359	324	2, 255, 817
平成23年度	県事業分	64	163	40	123	740, 898
	市町村事業分	239	640	241	399	2, 313, 523
	広報管理運営等経費					5, 885
	正規雇用促進費（一時金）					48, 000
	合計	303	803	281	522	3, 108, 306
平成24年度	県事業分	2	5	1	4	18, 160
	市町村事業分	29	77	16	61	143, 286
	広報管理運営等経費					1, 644
	正規雇用促進費（一時金）					4, 200
	合計	31	82	17	65	167, 290
総計		312	－	1, 050	－	6, 580, 290

ウ　事業分野の割合（事業費ベース）

介護・福祉	約19%
環境	約3%
観光	約14%
教育・文化	約6%
子育て	約0.1%
産業振興	約25%
情報通信	約2%
治安・防災	約0.1%
農林漁業	約29%

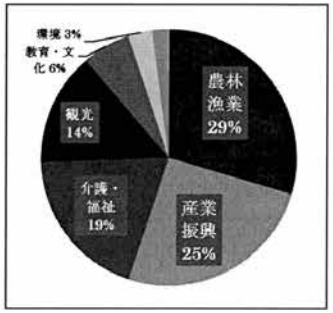

農林漁業、産業振興が高い割合となっており、次いで介護・福祉、観光と続いている。

（6）基金終了後の継続雇用数

国は、ふるさと雇用基金事業終了後の継続雇用について、「事業終了後に雇用が継続された者の割合が20パーセント以上」との目標を設定していた。

これについて、高知県においては、基金事業終了時（平成23年度末まで実施した事業は平成24年4月1日時点及び平成24年9月末まで実施した事業は平成24年10月1日時点）、実施されていた事業数は303事業、それらの事業で雇用されていた労働者は723人であった。

基金事業終了後、それらの労働者のうち、継続雇用となった者は570人であり、雇用継続された者の割合は、約80パーセントに上る（570人／723人）。

ここで、雇用継続の形態及び雇用終了の内訳は次のとおりとなっている。

ふるさと雇用基金事業終了後の雇用継続数・形態・雇用終了数表3

	区分	事業数	雇用人数（人）
雇用継続	県単独支援[3]	177	368
	市町村等支援[4]	19	41
	自立[5]	55	108
	その他[6]	30	53
継続雇用合計			570
雇用終了		94	153
合計			723

※「その他」及び「雇用終了」の事業数は他の区分と重複する分が含まれる。

雇用継続となった570人のうち、およそ7割に相当する409人については、県や市町村の別の支援等を受けて雇用されていることがわかる。

（7）終了事業の分野について

ふるさと雇用基金事業終了に伴い、終了した事業の分野については、介護・福祉分野10件、子育て1件、産業振興11件、観光9件、環境5件、農林漁業15件、教育・文化1件であった。終了事業の事業分野については、全体と比べて有意な差異はないと思われる。

3　県からの補助や委託による支援を受けて事業を継続するもの。
4　市町村からの補助や委託による支援を受けて事業を継続するもの。
5　県や市町村からの支援を受けず、委託先事業者による事業及び雇用が継続されるもの。
6　当該事業では継続しないが、事業者の既存事業で雇用を継続するもの。

（8）地域協議会の運営等

雇用労働政策課へのヒアリングによれば、地域協議会については、事業実施前に事業の選定を行うこととなっており、計15回開かれ、事業の選定を行った。事業の選定に当たっては、事前に事務局である雇用労働政策課において事業計画等を審査し、その上で地域協議会において選定がなされた、とのことである。

もっとも、事業終了後の事業評価については、事務局である雇用労働政策課が構成員を訪問し、事業実績や継続雇用の状況等の報告を行った、とのことであるが、個々の事業内容についての評価はなされていない。

3　緊急雇用創出臨時特例基金事業

（1）概要

現下の雇用失業情勢に鑑み、国が、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、これらの者の生活の安定を図るため、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施するものである。

既に述べたとおり、本事業は、平成 21 年に「緊急雇用創出事業（その後「緊急雇用事業」に名称変更）」が始まり、その後、経済対策や震災対応のために、「重点分野雇用創出事業」「地域人材育成事業」及び「震災等緊急雇用対応事業」の各事業が創設された。また、平成 25 年度からは「起業支援型地域雇用創造事業」が実施されている。

都道府県・市町村は、民間企業等に事業委託し、当該受託者が求職者を新たに雇い入れることにより雇用を創出する。また、起業支援型地域雇用創造事業以外の事業については、地方公共団体による事業の直接実施も可能である。

事業を実施するに当たっては、国が定める「緊急雇用創出事業実施要領」（資料５）に沿って実施する必要がある。なお、国からは、ＱＡがあわせて示されている。

以下、事業ごとに説明する。

（2）緊急雇用事業

ア　内容

失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、重点分野雇用創出事業、震災等緊急雇用対応事業及び起業支援型地域雇用創造事業以外のもの。

イ　実施期間

平成 21 年度から平成 23 年度末まで。

ウ　対象事業

（ア）　都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む）の振替でないこと。）。

（イ）　建設・土木事業でないこと。

（ウ）　雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。

（エ）　地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

エ　労働者の雇用期間

原則、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は６ヶ月以内とし、１回に限り更新を可能とすること。

オ　事業実績

（ア）　事業実績は、表４のとおりである。

緊急雇用事業実績　　表４

年度	実施区分	件数（件）	新規雇用（人）	事業費（千円）
平成21年度	県事業分	129	1, 248	773, 826
	市町村事業分	324	1, 685	965, 561
	合計	453	2, 933	1, 739, 387
平成22年度	県事業分	81	812	520, 018
	市町村事業分	184	1, 239	890, 220
	合計	265	2, 051	1, 410, 238
平成23年度	県事業分	118	887	689, 997
	市町村事業分	235	1, 478	1, 143, 708
	合計	353	2, 365	1, 833, 705
総計		1, 071	7, 349	4, 983, 330

（イ）　事業分野の割合（H21-23 事業費ベース）

介護・福祉	約6％
子育て	約1％
医療	約1％
産業振興	約5％
情報通信	約9％
観光	約3％
環境分野	約29％
農林漁業	約5％
治安・防災	約8％
教育・文化	約33％

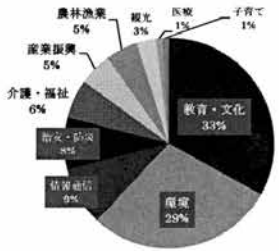

教育・文化、環境分野の割合が多くなっている。

（３）重点分野雇用創出事業

ア　内容

失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業のうち、介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究並びに地域の成長分野（福祉・子育て、産業振興、暮らしの安全・安心対策又は文化・スポーツ）の重点分野に関する事業であって、地域人材育成事業、震災等緊急雇用対応事業及び起業支援型地域雇用創造事業以外のもの。

イ　実施期間

平成 22 年度から平成 25 年度末まで。

ウ　対象事業

（ア）　都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む）の振替でないこと。）。ただし、重点分野に該当する事業であること。

（イ）　建設・土木事業でないこと。

（ウ）　雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。

（エ）　地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

エ　労働者の雇用期間

原則、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は１年以内とし、更新は不可とすること。

オ　事業実績

（ア）　事業実績・計画は、表５のとおりである。

重点分野雇用創出事業実績・計画　　表５

年度	実施区分	件数(件)	新規雇用（人）	事業費（千円）
平成22年度	県事業分	77	400	454, 105
	市町村事業分	197	589	629, 512
	合計	274	989	1, 083, 617
平成23年度	県事業分	105	384	575, 070
	市町村事業分	254	710	996, 479
	合計	359	1, 094	1, 571, 549
平成24年度	県事業分	38	198	229, 467
	市町村事業分	102	388	335, 968
	合計	140	586	565, 435
平成25年度（12/1現在計画分）	県事業分	81	184	519, 900
	市町村事業分	264	498	1, 340, 829
	合計	345	682	1, 860, 729
総計		1, 118	3, 351	5, 081, 330

（イ）　事業分野の割合（事業費ベース）

介護　約12%
医療　約５%
観光　約26%
環境・エネルギー　約13%
農林水産　約24%
地域社会雇用　約８%
未就職卒業者を対象とするもので
他の分野に該当しないもの　約0.3%
福祉・子育て　約２%
産業振興　約３%
暮らしの安全・安心対策　約４%
文化・スポーツ　約１%
教育・研究　約２%

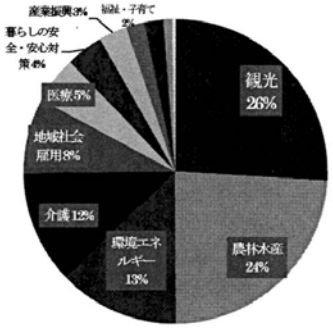

・　観光、農林水産が高い割合となっている。

（４）地域人材育成事業

ア　内容

失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行うもの。

イ　実施期間

平成22年度～平成24年度。

ウ　対象事業

（ア）　都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む）の振替でないこと。）。

（イ）　重点分野に該当する事業であること（ただし、未就職卒業者を対象とする事業である場合は、この限りでない。）。

（ウ）　建設・土木事業でないこと。

（エ）　離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

（オ）　事業実施主体は、新たに雇用した失業者に対し、職場での実務経験を積むＯＪＴや職場外での講義等の研修を受講するＯＦＦ－ＪＴなどの方法の組み合わせによる人材育成計画を策定し、これに基づき人材育成を行うものであること。

エ　労働者の雇用期間

原則、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は１年以内とし、更新は不可とすること。

オ　事業実績

（ア）　事業実績は、表６のとおりである。

地域人材育成事業実績　　表６

年度	実施区分	件数（件）	新規雇用（人）	継続雇用（人）	事業費（千円）
平成22年度	県事業分	10	87	57	247, 129
	市町村事業分	32	94	－	123, 017
	合計	42	181	57	370, 146
平成23年度	県事業分	6	51	88	316, 901
	市町村事業分	67	169	－	294, 948
	合計	73	220	88	611, 849
平成24年度	県事業分	2	17	39	118, 116
	市町村事業分	8	13	－	26, 924
	合計	10	30	39	145, 040
総計		125	431	184	1, 127, 035

（イ）事業分野の割合（事業費ベース）

介護	約60％
医療	約１％
観光	約６％
環境・エネルギー	約４％
農林水産	約６％
福祉・子育て	約３％
産業振興	約６％
文化・スポーツ分野	約４％
未就職卒業者を対象とするもので他の分野に該当しないもの	約６％
教育・研究	約４％

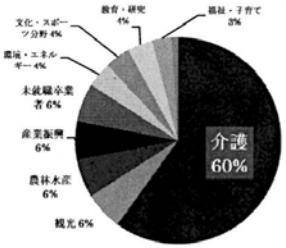

人材育成雇用創造事業は、介護分野が約６割を占めている。

同事業は介護職員育成に多く利用されている。

（５）震災等緊急雇用対応事業

ア　内容

東日本大震災等の影響による失業者（被災求職者若しくは平成23年３月11日以降に離職した失業者）に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、起業支援型地域雇用創造事業以外のもの。

イ　対象期間

平成24年度～平成25年度末まで。

ウ　対象事業

（ア）　都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む）の振替でないこと。）。

（イ）　建設・土木事業でないこと。

（ウ）　東日本大震災等の影響による失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、東日本大震災等の影響による失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

エ　労働者の雇用期間等

原則、新規雇用する労働者の雇用期間は１年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が６ヶ月以内である場合には、１回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、２回以上の更新を可能とすること。

なお、被災求職者を優先的に雇用すること。

オ　事業実績

（ア）　事業実績は、表７のとおりである。

震災等緊急雇用対応事業実績・計画　　表７

年度	実施区分	件数（件）	新規雇用（人）	事業費（千円）
平成24年度	県事業分	108	275	496, 832
	市町村事業分	376	998	1, 586, 494
	合計	484	1, 273	2, 083, 326
平成25年度（12/1現在計画）	県事業分	16	20	39, 927
	市町村事業分	64	153	370, 506
	合計	80	173	410, 433
総計		564	1, 446	2, 493, 759

（イ）事業分野の割合（事業費ベース・平成24年度）

介護・福祉	約12%
子育て	約１%
医療	約２%
産業振興	約11%
情報通信	約３%
観光	約14%
環境	約10%
農林漁業	約11%
治安・防災	約６%
教育・文化	約23%
その他の分野	約５%
臨時職員としての採用	約２%

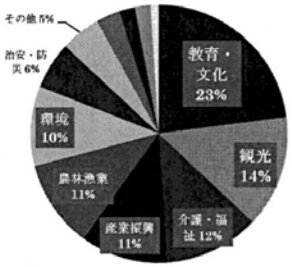

震災等緊急雇用対応事業では、教育・文化の分野が23パーセントと最も多い割合を占めており、介護・福祉、産業振興、観光、環境、農林水産が10パーセント台前半とほぼ同じ割合となっている。

（６）起業支援型地域雇用創造事業

依然として厳しい雇用情勢が続く中、地域の雇用を支えていた工場の閉鎖等厳しい雇用情勢に直面する地域が増加しており、こうした地域では安定的な雇用の受け皿を創造していくことが喫緊の課題となっている。

かかる状況を踏まえ、高知県は、平成24年度に、「地方の経済や雇用の情勢は依然として厳しい状況にあり、離職者対策の視点に加えて、地域資源を活かした雇用創出と産業振興を図る視点から、初期の負担軽減を支援する仕組みを作ることが必要であると考える」とする国への政策提言を行った。

この政策提言等により、平成24年度の補正予算により、地域に根ざした事業を支援することにより雇用を創出し、地域の雇用の受け皿の確保を図ることを目的として、起業支援型地域雇用創造事業が創設された。

ア　内容

失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業。

イ　対象期間

平成25年度から同年度末まで（一部平成26年度末まで）。

ウ　対象事業

（ア）　都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む）の振替でないこと。）。

（イ）　建設・土木事業でないこと。

（ウ）　地域の産業・雇用振興策に沿って、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を委託することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業としてふさわしい事業であること。

（エ）　起業後10年以内の民間企業等であって、本社が起業時と同一都道府県内に所在する企業に委託して実施するものであること。

（オ）　委託先の選定に当たり、有識者の意見を聴取した事業であること。

エ　労働者の雇用期間等

新規雇用する労働者の雇用期間は１年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が６ヶ月以内であ

る場合には、１回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、２回以上の更新を可能とすること。

オ　一時金の支給

委託先の事業者が失業者を正規労働者として継続雇用する場合には、都道府県は当該事業主から申請を受け、一時金（一人当たり30万円）を支給する。

カ　事業計画（平成25年12月1日現在）

起業支援型地域雇用創造事業計画（平成25年12月1日現在）　表8

年度	実施区分	件数（件）	新規雇用（人）	事業費（千円）
平成25年度	県事業分	29	113	255,018
	市町村事業分	87	231	584,365
	合計	116	344	839,383

キ　事業分野の割合（事業費ベース・平成25年12月1日現在計画分）

医療・福祉	約36%
学術研究・専門・技術サービス	約1%
観光業	約7%
教育・学習支援	約2%
情報通信業	約12%
製造業	約14%
農林水産業	約9%
その他の分野	約19%

医療福祉分野が最も多く、次いで製造業、情報通信業となっている。

4　今後の雇用創出基金事業について

国は、平成25年度補正予算により、「地域人づくり事業」（1,020億円）を創設し、都道府県に造成されている基金を積み増すこととなっている。

事業期間は、事業開始（平成25年度補正予算成立）から平成26年度末まで（ただし、平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで）で、地方自治体は、地域の産業や社会情勢に応じた多様な「人づくり」を行い、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに在職者の処遇改善に向けた取組を計画・実施することとなっている。

第6　基金事業に関する高知県の取組

1　あったか高知・雇用創出プラン

高知県では、「ふるさと雇用基金事業」及び「緊急雇用基金事業」を効果的に活用すべく、平成21年度から、「あったか高知・雇用創出プラン」として、各基金事業による雇用者数の目標を設定し、取り組んできた。

当初は平成21年度から平成23年度から3カ年の目標であったが、その後基金事業の拡充を受けて、目標を上方修正し、平成21年度から平成26年度の6カ年で基金事業により1万4,000人を雇用するとの目標となっている。

なお、平成25年4月1日時点において、ふるさと雇用基金事業においては1,050人、緊急雇用基金事業においては1万2,330人の雇用を創出しており、上記雇用目標は達成される見込みである。

2　高知県産業振興推進ふるさと雇用事業費補助金

（1）概要

国のふるさと雇用基金事業が基本的に平成23年度末で終了（一部平成24年度の継続あり）し、本格的な事業の定着に今少し時間が必要なこと、芽が出てきた高知県産業振興計画の地域アクションプランの取組等が中断するおそれがあることから、高知県では、県費による継続制度（高知県産業振興推進ふるさと雇用事業費補助金）を創設している。

（2）対象事業

ア　平成23年度において、「ふるさと雇用基金事業」を活用している市町村等の事業であること（平成24年度において、延長されるふるさと雇用基金事業を活用する事業については、国の延長制度終了後に県継続制度を利用可）。

イ　産業振興に関連する事業であること（具体的には、原則としてふるさと雇用基金事業の分野区分が、産業振興、観光、農林漁業のいずれかであるもの）。

ウ　平成24年度以降も、基本的に平成23年度と同じ内容で事業を継続し、ふるさと雇用基金事業で雇用した新規失業者の雇用を維持していく事業であること（県の継続制度が終了する平成27年度以降においても継続している事業であること）。

（3）制度の期間

平成24年度～平成26年度の3年間

（4）制度の仕組み

ア　市町村が委託または補助する事業に対し、県から市町村へ補助する。

イ　県の継続制度終了後、それぞれの事業が自立し、事業と雇用を継続できるように、主に下記の2点の仕組みを設けている。

（ア）県からの補助率の逓減　表9

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
県補助率	2/3以内	1/2以内	1/3以内
市町村等負担	1/6以上	1/6以上	1/6以上
(参考)合計補助率	5/6	2/3	1/2

（イ）経営安定化に向けたフォローアップの実施

県継続制度終了後の自立に向けて、実施主体に経営計画等を提出してもらい、地域本部を中心に、必要に応じたアドバイザー等の導入など、経営安定化に向けたフォローアップを実施している。

（5）実施状況　　表10

年度	件数	新規雇用失業者数（人）	事業費額（千円）	備考
平成24年度	119	247	625,959	実績額
平成25年度	117	243	529,288	事業計画が承認されたもの

第７　監査の結果及び意見

１　総論

（１）高知県は、「ふるさと雇用基金事業」及び「緊急雇用基金事業」を効果的に活用すべく、平成21年度から、基金事業による雇用目標を設定し、「あったか高知・雇用創出プラン」に取り組み、平成21年度から平成26年度の６カ年で１万4,000人の雇用目標を立て、この目標自体は達成される見込みである。

（２）次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供することを目的とする緊急雇用基金事業については、以下述べるように概ねその目的を達しているといえる。

（３）他方、ふるさと雇用基金事業は平成24年度で終了した。平成21年度の事業開始から平成24年９月末までの３年６ヶ月で312件の事業を実施し、1,050人の雇用につながっている。また、ふるさと雇用基金事業により、基金事業実施前には初期の負担が大きくこれまで取り組むことができなかった新たな事業にチャレンジすることが可能となり、高知県産業振興計画等の関連事業にも積極的に活用されている。もっとも、既に述べたとおり、ふるさと雇用基金事業終了後に雇用継続となった570人のうち、およそ７割に相当する409人については、県や市町村の別の支援等を受けて雇用されているなど、実際には、自立した継続的な雇用には必ずしも結びついていない現状があり、同基金事業の根底にある、継続可能な新規事業を実施して継続的な雇用を創出するという目的は未だ達成途上である。

（４）現在、高知県は、高知県産業振興計画に基づき、県費で高知県産業振興推進ふるさと雇用事業費補助金を創設し、本格的な定着に今少し時間が必要な、芽が出てきた地域アクションプランの取組等が中断しないよう、一定の手だてを講じており、平成25年度も117の事業が同補助金によって継続している。

　また、国の平成25年度補正予算により、都道府県に造成されている基金を積み増し、「地域人づくり事業」が創設され、今後も地域の実情に応じた失業者の就職に向けた支援等が行われることとなっている。

　そうすると、高知県としては、現在実施され、または今後実施されることになる事業において、継続的な雇用を作り出すことが引き続き求められていることから、今回の監査結果を次の施策に取り入れていくことは有用であろうと思われる。

（５）そこで、雇用情勢上の課題、緊急雇用基金事業の監査結果に触れた上で、ふるさと雇用基金事業の課題を指摘し、さらに４つの個別事業につき、より詳細に監査を行った結果を報告し、今後の雇用創出事業のあり方及び雇用対策について、意見を述べる。

　なお、以下に示す４つの個別事業については、国が定めた基準に従って適切に実施されており、基金事業として問題はないものの、今後、こうした事業を実施する場合に、さらに効果的に雇用創出基金を活用し、個々の事業について、より高い成果につなげていくためには、どうしていくべきかという観点から監査人の意見を述べるものである。

２　雇用情勢

（１）第２で見たように、高知県では少子高齢化により人口自体が急速に減少し、これに加えて労働力の県外流出により労働力人口の減少も進行中である。失業率は徐々に改善がみられるものの満足すべき段階ではない。雇用者の３人に１人は非正規就業者である。高校や大学の卒業者の県内就職内定率も改善しているとはいえ、高校卒業者の就職者のうち３人に１人、大学卒業者の就職者のうち３人に２人は県外で就職している状況にある。県内では少人数・小規模な事業所が圧倒的多数であり、比較的雇用余力のある①電気・ガス・熱供給・水道業、②医療・福祉、③運輸業、郵便業、④情報通信業等の事業所は少ない。

（２）労働力の減少傾向に歯止めをかけるために少子化対策が必要なことは言うまでもない。しかし、まず県内で雇用機会を創出していく仕組み作りが必要である。Ｕターン、Ｉターンを促進して県外から知識・経験を持つ労働力を獲得していくことも有用であるが、新卒者や失業者など今存在する労働力を県外に流出させないことや、雇用余力のある産業の事業展開を促進することが重要と思われる。また、その場限りの雇用創出ではなく、安定的な労働人口を確保するためには、非正規ではなく正規就業者として働ける場を増やしていくことも必要である。

３　緊急雇用基金事業

（１）緊急雇用基金事業については、平成25年４月１日時点において、１万2,330人の雇用を創出しており、基金を利用して短期の雇用・就業機会を創出・提供するとの目的は一定達成されていると評価できる。

（２）また、包括外部監査人らは、本件監査を実施するに当たり、緊急雇用基金事業の事業実績一覧のうち一部を抽出し、その実績報告書を精査したが、特段問題は見当たらなかった。

（3）なお、平成24年10月、震災等緊急雇用対応事業のうち被災地の復旧・復興、被災者支援と無縁の事業に係る支出は不当かつ違法な支出であるとして、高知県に対しそれらの事業に使われた金額の返還を請求すること等を求める訴えが高知地方裁判所に提起され、現在訴訟係属中である。

最終的な結論は裁判所における司法判断を待つこととなるが、国の定めた緊急雇用創出事業実施要領及び震災等緊急雇用対策事業に関するＱＡにおいて、同事業の対象となる失業者は、「被災求職者若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者（以下、「被災求職者等」）及び、募集した結果、被災求職者等では求人を充足せず、事業が実施できない場合には平成23年3月11日以前の失業者が含まれることも可能」とされており、被災者に限定されておらず、また、交付金等の使途を、被災地の復旧・復興や被災者支援に直接資するものに限定する規定はない。

したがって、震災等緊急雇用対応事業についての支出が、被災地の復旧・復興や被災者支援に直接資するものではないとの理由によって違法と評価されるものではないと考えられる。

4　ふるさと雇用基金事業

ふるさと雇用基金事業は、平成21年度の事業開始から平成24年9月末までの3年6か月間で312件の事業を実施し、1,050人の雇用創出につながっている。

初期の負担が大きく、これまで取り組むことができなかった新たな事業にもチャレンジが可能となり、「高知県産業振興計画」や「日本一の健康長寿県構想」の関連事業にも積極的に活用されてきている。

基金事業終了時（平成23年度末まで実施した事業は平成24年4月1日時点及び平成24年9月末まで実施した事業は平成24年10月1日時点）、303事業で723人が雇用されていた。そのうち、自立や自治体からの一定の支援を活用するものも含めて、約80パーセントが雇用継続されており、国が事業の目標として設定した「事業終了後に雇用が継続された者の割合が20パーセント以上」を大幅に上回っており、継続的な働く場の創出につながっていることは成果であるといえる。

また、包括外部監査人らは、本件監査を実施するに当たり、ふるさと雇用基金事業については、平成23年、24年度分を中心として必要に応じてその前まで遡って、全ての県事業・市町村事業について、ふるさと雇用基金事業実施要領及びふるさと基金事業補助金交付要綱に定める雇用労働政策課に提出された実績報告書を調査した。上記のように1,050人もの雇用の機会を創出したことやその後の継続雇用に約8割がつながっているという成果もあるが、より効果的な事業となるよう、以下、調査を進める中で、感じた課題点を挙げる。

（1）　事業内容について

ふるさと雇用基金事業の対象となる事業は、新たな事業であること、建設・土木事業でないこと、雇用機会を創出する効果が高い事業であること、地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される事業であること、といった要件を満たす必要がある。

高知県は、ふるさと雇用基金事業を利用して、高知県産業振興計画に沿った事業が多く行われており、短期的な成果にはつながらないとしても、今後地域の発展や地域における継続的な雇用が期待できる事業に多く利用されていた。具体例を挙げれば、社団法人高知県貿易協会に委託された県事業の「ふるさと雇用再生輸出促進企業支援事業」は、高知県が推進している地産外商という目的にまさに合致している事業であるし、同じく県事業の社団法人高知県貿易協会に委託された「ふるさと雇用移住ビジネス創出事業」は、高知県の推進している移住促進という目的にまさに合致しており、その事業の具体的な取組内容も高く評価すべきであると考えられる。

他方で、個別事業でも検討するように、地域版アウトソーシング受託者等育成事業といった委託終了後、事業が継続していない一部の事業においては、「地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される」等の要件は満たしているが、事業の具体的な取組内容について、十分な検討を行った上で、実施するべきであったと考える。

また、市町村事業においても同様に、委託終了後、事業が継続していない事業の中には、具体的な取組について、十分な検討を行った上で、実施するべきであったと感じる事業があった。

（2）　目標設定が不明確な事業がある

ふるさと雇用基金事業においては、今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される事業であることが要件となっている。

かかる要件からすれば、どのようにして事業や雇用を継続していくのかが重要となり、そのためには可能な限り具体的な数値目標を設定することが望ましく、委託事業での事業収入を求めるものではないが、目標を達成するための計画は必要である。

目標設定がなされなければ、目標を達成するために必要な事業計画の内容を十分検討することができず、十分な事業効果は期待できない

と考える。

また、継続雇用の可否の問題をおいておくとしても、事業実施による効果の創出のためには、利用者数や、売上金額等の目標を設定することが望ましい。目標があって初めてそれに投入するマンパワー、経費が算定できるからである。

それにもかかわらず、雇用労働政策課に提出された実績報告書において、具体的な数値目標、その目標を達成するための計画が確認できない事業があった。

目標設定がなされなければ、事業内容を十分検討せずに、基金があるからやってみようという安易な発想により事業が行われることにもつながりかねない。

事業実施課等から雇用労働政策課に提出されている実績報告書において、目標設定が確認できなかった例をあげれば、以下のようなものがある。

① 鮮魚類の加工品の開発事業で、最終的には開発した加工品によって販路を拡大したり増収を図ったりすることが目的であると思われるが、開発する品目数や売上見込みが実績報告書に記載されていない。

② 高校生を対象とした高知県内への就職者を育てる事業で、最終的には県内就職者を増やすことが目的であるはずだが、高校生の県内就職率をどの程度引き上げたいのか、その前提として事業によるプログラムやイベントを通じて何名の高校生の参加を目指すのか実績報告書に記載されていない。

③ 事業内容が展示会であるにもかかわらず、どの程度の集客を目指すのか、その集客によりどの程度の収入を目指したのか実績報告書に記載されていない。

④ 観光事業であるにもかかわらず、どの程度の集客を目指すのか、その集客によりどの程度の収入を目指すのか実績報告書に記載されていない。

⑤ 県外に高知県のサポーターを増やそうという事業で、その事業により、どの程度高知県経済に好影響を与えようとしているのか実績報告書に記載されていない。

⑥ 環境に配慮した住宅を普及させる事業で、最終目標は、環境型住宅をPRするだけでなく、新築住宅購入希望者に環境型住宅を建ててもらうことであろうが、何軒の新築を目指しているのか、その前提としてこのイベントを通じて何人の新築住宅購入希望者にアピールしたいのか実績報告書に記載されていない。

⑦ 地域の木材を使ったものづくりの企画・宣伝・営業及び製作人員を雇用する、とする事業で、実績報告書上、目標設定がなく、業務日誌には、ホームページを作成したことが記載されているものの、実際に行われた企画・宣伝等の具体的な業務内容が記載されていない。

（3） 失業者について

ア 条件を付しているもの

対象となる失業者を特定の業務の経験者に限定しているものがある。ＱＡ上は、事業の遂行上必要な条件を付することは問題ないとされているものの、雇用対策としては特定の業務の経験者に限定しないことが望ましいと考える。

イ 失業確認について

委託元（県・市町村）では、疎明資料（履歴書等）により失業確認を行っているが、雇用労働政策課（基金担当課）への実績報告書には疎明資料（履歴書等）が添付されていない。

委託元が疎明資料により確認を行っていることから、雇用労働政策課では委託先（民間企業等）が作成した「失業確認書」と、職歴等を記載した「労働者名簿」により確認を行っていると説明を受けた。もっとも、雇用対策事業として公費を支出する以上、雇用労働政策課においても、履歴書等の失業確認の疎明資料の提出を求めることが望ましいと考える。

ウ 従前の従業員を退職直後にふるさと基金事業で雇用しているものがある。

基金事業として失業者の要件は満たしているが、雇用期間満了後の職員を基金事業で再度、雇用しているものがあった。

基金事業として失業者の要件は満たしているが、委託先が、従前の従業員を退職直後にふるさと基金事業で雇用しているものがあった。調査したところ、従前の従業員は有期雇用で雇われ、その雇用期間満了後にふるさと基金事業で雇用されたものであり、問題はなかったものであるが、退職に至った経緯等によっては、基金事業が単に企業の人件費の援助に利用されるおそれもある。

（4） 継続雇用する場合の疎明資料について

受託者が、自助努力により、委託事業に係る契約期間終了後も事業を継続し、かつ、委託事業において雇用した労働者のうち、その 1/2 以上を委託事業にかかる契約期間終了後も継続して雇用すれば、委託費により発生した収入の返還を要しないこととされており、委託元（県・市町

村）において疎明資料（雇用契約書等）により確認しているが、雇用労働政策課（基金担当課）への実績報告書には疎明資料（雇用契約書等）が添付されていない。返還不要にかかる報告書は、契約書に基づいて委託元（県・市町村）が受け、確認するものであるから、雇用労働政策課では委託先からの報告書の写しにより確認を行っていると説明を受けた。もっとも、雇用対策事業として公費を支出する以上、雇用労働政策課においても、雇用契約書等の疎明資料の提出を求めることが望ましいと考える。

（5）　地域協議会での事業の評価がなされていない

事業終了後の地域協議会での事業評価が、事務局から委員に対する事業実績や委託事業終了後の事業・雇用の継続状況等の報告等にとどまっている。これはすべての事業に当てはまる問題である。地域協議会は意思決定機関でなく、地域協議会において事後に事業評価を必ず行わなければならないと定められているわけではないが、今後の雇用対策を有効に行う上で、事後の事業評価を実施することが望ましいと思われる。

5　個別のふるさと雇用基金事業について

（1）中核企業等育成支援事業

ア　調査対象とした理由

雇用された失業者が、全て金融機関退職者であり、年齢が比較的高かったことから、雇用対策事業の必要性等について確認するために対象とした。

イ　事業概要

地域経済を牽引する中核企業を目指す企業の育成と小規模事業者の連携等による体質強化を図るため、中核企業等育成支援会議において選定された高知県内の支援対象企業（30 社）を中心に、定期的な企業訪問を行うとともに、支援対象企業の課題把握と、その解決のための支援・助言を行うこととし、その企業訪問チームの核となるメンバーを雇用したもの。

ウ　事業実施の経緯

工業振興課に対するヒアリングによれば、高知県商工労働部において、高知県産業振興計画「商工業部会」等での議論を踏まえながら事業が企画された。商工業部会の中で、地域経済を牽引する中核企業を育成していくことで、結果として関連グループの企業群（下請協力企業）の競争力も高めていく施策が必要という整理がなされ、企業訪問チームの設置が決まった、とのことであった。

エ　実施期間

平成 21 年 10 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

オ　新規雇用された労働者数

平成 21 年度　2 人
平成 22 年度　3 人
平成 23 年度　2 人

カ　新規雇用された労働者の募集方法等

労働者の募集方法については、県内に本社を置く金融機関の融資部門在籍期間が 10 年以上の者であることを条件に、公共職業安定所を通じて公募した。

給与月額は、産業振興センターに配置する産業振興コーディネーターの予算月額を上限とし、委託先である金融機関において、この金額の範囲内で、委託先の賃金体系に基づいて設定された。

キ　事業委託先

株式会社四国銀行、株式会社高知銀行

ク　事業費

平成21年度　764万円（うち新規雇用の失業者にかかる人件費　452万円）
平成22年度　1,601万円（うち新規雇用の失業者にかかる人件費　1,126万円）
平成23年度　1,572万円（うち新規雇用の失業者にかかる人件費　1,134万円）
合計　3,937万円（うち新規雇用の失業者にかかる人件費　2,712万円）

ケ　委託事業にかかる収益

なし

コ　実施期間終了後

ヒアリングによれば、平成24年度からは、事業の目的であった「企業に寄り添う形での企業訪問」を産業振興センターで行う体制が整ったため、産業振興センターの職員が企業訪問と営業サポート等を行っている、とのことであった。

また、平成24年度以降、雇用されていた者は個人の理由により委託先の金融機関との雇用関係はない、とのことであった。

サ　事業の成果等

活動状況報告書の提出がなされており、企業訪問活動の状況等が報告されている。

ヒアリングによれば、雇用者には、企業訪問活動、企業同士のマッチング検討への参画、マッチングのフォローアップ、生産性向上補助事業の支援など、中核企業等育成支援事業のすべてに携わってもらったとのことである。

また、本事業により、県内企業が県外大手企業とマッチングし、試作品の依頼からスタートして、継続的な受発注を行う関係にまでなっている事例もある、とのことである。

企業と関わることで、企業情報・ニーズ等を県として深く把握できた、とのことであった。

なお、事業による経済的効果等は測定していない、とのことであった。

シ　具体的検討

（ア）事業目的について

本事業は、地域経済を牽引する中核企業を目指す企業の育成と小規模事業者の連携等による体質強化を目的としているところ、かかる目的は、産業基盤の弱い高知県において産業振興を図るために必要なものといえることから、まさに高知県の実情に応じて企画がなされているといえる。

（イ）失業者について

本事業においては、県内企業の実情に通じ、適切な助言を行うことができる者が必要であるとして、失業者の条件を、高知県に本社を置く金融機関で融資部門在籍期間が10年以上の者であることとしている。企業訪問活動等により中核企業を育成することを目的としていることから、かかる条件は事業実施のために必要なものであったと認められ、国の定めたＱＡに沿ったものといえる。

もっとも、かかる条件により、失業者の範囲を特定業種の一定の勤務経歴を有していることに限定されたことにより、実際に雇用された失業者は、いずれも委託先の金融機関出身者で、定年あるいは定年間近になり退職した者となっている。

事業終了後、雇用された失業者の継続雇用は実現されていないが、事業は高知県産業振興センターに引き継がれ、別の方が雇用されている。

（ウ）事業内容について

事業の成果等の項で述べたが、本事業で支援を受けた企業において県外企業との継続的な受発注を行う関係になった事例があるなど、この事業としては高知県の産業振興につながる成果が一定あったと認められる。

もっとも、工業振興課から雇用労働政策課に提出された事業報告書を見ると、企業訪問等の活動実績は報告がなされているが、事業当初の企業訪問活動、マッチング件数等の目標設定及びそれが達成できたかどうかが活動実績報告書及び添付資料からは不明であり、事業の効果測定ができない。また、事業終了後に事業活動による経済的効果を算出していないため、事業費に見合う効果があったか評価ができない。

（２）地域産業支援事業

ア　調査対象とした理由

本事業も、雇用された失業者が、金融機関退職者であり、年齢が比較的高かったことから、雇用対策事業としての必要性等について確認するために対象とした。

イ　事業概要

高知県の経済の体質強化に向けたトータルプランである「高知県産業振興計画」の、地域アクションプラン（具体的取組）の221事業のブラッシュアップに関する支援等（事業の採算性向上のための財務上の助言等、産業振興推進総合支援事業費補助金申請法人等の財務諸表、資金調達計画書・資金収支計画書等のチェック等、財務上の的確性についての助言等）、産業振興推進地域本部に対する企業や任意団体からの相談に対する支援等、その他地域の産業振興につながる各種情報の収集等と提供を行う。

具体的には、県内７つの地域ごとにアドバイザーを置き、企業等が設備投資、雇用の促進をしていくために、財務の諸表、決算資料を見て、補助金の申請をするために必要なアドバイスをするもの。

ウ　実施期間

平成21年９月１日～平成24年３月31日

エ　新規雇用された労働者数

平成21年度　７人

平成22年度　７人

平成23年度　７人

オ　新規雇用された労働者の募集方法等

公共職業安定所を通じての募集。

計画推進課へのヒアリングによれば、企業等の財務諸表を見ることができる必要があったことから、県内に本社を置く金融機関の融資部門に10年以上在籍した方を応募要件とした、とのことである。

また、給与は、産業振興センターの非常勤職員の基準を参考に設定した、とのことである。

カ　事業委託先

財団法人高知県産業振興センター

キ　事業費

平成21年　2,368万円（うち新規雇用の失業者にかかる人件費　1,653万円）

平成22年　3,652万円（うち新規雇用の失業者にかかる人件費　3,063万円）

平成23年　3,727万円（うち新規雇用の失業者にかかる人件費　3,194万円）

合計　9,747万円（うち新規雇用の失業者にかかる人件費　7,910万円）

ク　委託事業にかかる収益

なし

ケ　実施期間終了後の状況

平成24年度からは、県単独事業として継続している。

計画推進課へのヒアリングによれば、事業を実施したことにより、県の担当職員も慣れてきたこと、補助金の申請件数も減少してきたことから、人員を３人に削減して、東部（安芸・物部川・嶺北）、中部（高知市・仁淀川）、西部（高幡・幡多）に一人ずつ配置している、とのことであった。

コ　事業の成果等

計画推進課へのヒアリングによれば、直接的に表せる数値的な成果はないが、企業等に対してアドバイスをし、その結果、産業振興推進総合支援事業費補助金等を活用し地域アクションプランから具体的に事業化が図られた、とのことであった。

なお、計画推進課がとりまとめた資料によれば、地域産業アドバイザーによる地域アクションプランの事業化支援が行われた平成21年度から平成23年度の地域アクションプランの事業採択状況は次のとおりである。

①　採択件数及び補助金額の推移

H21年度　43件　669,012千円

H22年度　57件　990,548千円

H23年度　36件　410,245千円

（※３名体制となったH24年度　27件　259,834千円）

②　採択事業の開始による新たな雇用の創出（新規雇用者数）

H21年度　240名（長期109名、短期131名）

H22年度　128名（長期90名、短期38名）

H23年度　20名（長期7名、短期13名）

合計　388名（長期206名、短期182名）

③　年度別売上高の増加額（H20年度売上高からの増加額）

H21年度　1,560,051千円

H22年度　1,250,131千円

H23年度　1,095,243千円

サ　具体的検討

（ア）事業の目的について

本事業の目的は、高知県の取り組んでいる経済の体質強化に向け

たトータルプランである「高知県産業振興計画」の地域アクションプラン（具体的取組）を支援するものであるところ、かかる目的は、産業基盤の弱い高知県において、産業振興のために必要なものであり、まさに高知県の実情に応じて企画がなされたものといえる。

（イ）失業者について

本事業においては、失業者の条件を、高知県に本社を置く金融機関で融資部門在籍期間が 10 年以上の者であることとしている。事業の採算性向上のための財務上の助言等、産業振興推進総合支援事業費補助金申請法人等の財務諸表、資金調達計画書・資金収支計画書等のチェック等、財務上の的確性についての助言等を行う必要があり、かかる条件は事業実施のために必要なものであったと認められ、国の定めたＱＡに沿ったものといえる。もっとも、かかる条件により、失業者の範囲を特定業種の一定の勤務経歴を有していることに限定されたことにより、実際に雇用された失業者は、７名全てが金融機関出身者で、定年あるいは定年間近になり退職した者となっている。

（ウ）事業内容について

事業実施課から雇用労働政策課に提出されている事業報告書をみると、本事業においては、活動実績等の報告がなされているが、事業当初の目標設定が不明であり、事業の効果測定ができなかった。

この事業自体は、221 もの取組を支援し、産業振興推進総合支援事業費補助金での事業採択件数が増えたという成果があるとのことであるが、ふるさと基金終了後の平成 24 年度以降は、アドバイザーは３名になっている。当初の雇用人数の必要性や事業費に見合う効果があったかどうかを判断するために、事業開始前に事業内容に沿った目標設定（例えば企業へのアドバイスの件数、補助金申請の件数等）が必要であったと考える。

（３）地域版アウトソーシング受託者等育成事業

ア　調査対象とした理由

本事業は平成 21 年度より平成 23 年度まで行われた継続事業であるが、当初の目的に沿った事業内容が３カ年に亘って実際に実行されたのか、また、行われた事業自体がふるさと基金の対象となる委託事業として適切なものであったか否かについて、雇用労働政策課から提出された報告書類からは必ずしも明白でなかったため、調査対象とした。

イ　事業内容

地域版アウトソーシング[7]受託者等育成事業は、平成 21 年度にテレワーク[8]への参加を希望する地域の人材、事業者に対する教育や相談業務を実施するため、テレワークの知識や技術をもった者を雇用し、相談業務等の充実を図るとともに、テレワークによる新たな雇用・就業の場を創出すること、更には習得スキルを活用した地域産業の振興を目指す活動を促進することを目的として始められた。

なお、地域版アウトソーシングのイメージとして、資料６を参照されたい。

本件事業は継続事業とされ、以下に示すとおり、平成 21 年の段階では、３カ年でその内容がステップアップしていくものとされた（資料６、７参照）。

Ｓｔｅｐ１　就労の機会づくり

中山間地域の方々や、子育てなど様々な事情により就業機会の少ない方々が、仕事に参加できる機会をつくり、多様な形態の就労の実現を目指す

（例）Ｕ・Ｉターン者、主婦、障害者などの就労参加のきっかけづくり、地域で働く方々の兼業による収入源の確保、生活の安定化

Ｓｔｅｐ２　地域を考える人づくり

県庁の仕事への参加を通じて、地域や行政に高い関心を持つ人材育成を目指す

（例）議会議事録作成の仕事を通じて地域の課題を知り、地域活動を始める、委員会のテープ起こしをきっかけに委員に立候

7　狭義には、自社の業務過程の一部を外部に委託すること、広義には、自社が業務上必要とする資源やサービスを外部から調達することをいう。アウトソーシングを委託する側は自社の中心業務に集中し、それ以外の業務（外部活用をした方が効率的であり、専門的であるものなど）をアウトソーシングするのが有効である。多方面にわたる専門的人材育成から解放されることなどにより業務の効率化がはかられる。また自社内部に設備など専用の資産や運用部門などを持たず、サービスとして提供を受けないため、財務管理上の影響もある。

8　情報通信機器等を活用し、時間や場所の制約を受けずに、柔軟に稼働することができる勤務形態をいう。また、テレワークで稼働する人をテレワーカーという。テレワークには必然的に労働時間の不可視化が起こるため、テレワーカーには一定の裁量権が与えられることになる。

補しまちづくりに参加

Ｓｔｅｐ３　地域を担う人づくり

「地域版アウトソーシング」への参加をきっかけとして、地域の公共サービスを担い、発展させるリーダー、事業者の育成をめざす

（例）テレワークで培ったスキルを活用して、地域産業とのコラボレーションでの情報発信、販促活動を始め、地域に新たな仕事の機会を創出

こうした当初の計画を踏まえて、平成23年度には、高知県が取り組んでいるテレワークを活用した県庁業務のアウトソーシング、「地域版アウトソーシング」への参加を希望する地域の人材、及び事業者や、地域版アウトソーシングへの参加を通じて、地域産業振興の担い手として育ち始めたテレワーカー、事業者に対する教育及び相談事業を実施するという事業目的が掲げられた。

ウ　事業費

平成21年度　641万4,301円（うち人件費419万6,317円）
平成22年度　1,126万5,627円（うち人件費750万3,114円）
平成23年度　1,016万6,872円（うち人件費753万286円）
合計　2,784万6,800円

エ　新規雇用された労働者数

平成21年度　２人
平成22年度　２人
平成23年度　２人

オ　委託先

アビリティセンター株式会社

カ　委託事業に係る収益

なし

キ　実施期間終了後の状況

本事業は終了したが、雇用については、新規雇用した２人のうち１人は委託先の企業で継続雇用され、もう１人については辞退している。

ク　具体的検討

（ア）本事業目的自体はふるさと基金事業の対象として適切な委託事業であったか。

既に述べたとおり、ふるさと雇用再生特別基金事業実施要綱にはふるさと基金の対象となる委託事業は、①事業例を参考に都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものも含む。）の振替でないこと。）、②建設・土木事業でないこと、③雇用機会を創出する効果が高い事業であること、④地域的なニーズがあり、かつ、今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される事業であること（草刈り、単純作業等の軽作業、事業継続性の見込まれない調査研究事業等は除く。）などの要件を満たすことが求められている（資料１参照）。

そこで、本事業目的が上記対象要件を充足しているか否かを検討していきたい。

まず、既に述べたとおり、高知県における雇用機会の高知市一極集中傾向からすれば、高知市以外の特に郡部、中山間地域あるいは子育て中の主婦などにおいて、テレワーカーが活躍できる場があることはまさに地域的ニーズに合致するとともに今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待されることから高知県の実情に応じた企画がなされたものといえる。

さらに、テレワークを利用した県庁業務のアウトソーシング、中山間地域などでの就業機会の創出のためにテレワークで仕事のできる人材を育成し、グループとグループリーダーのレベルアップを図ることで、住民活動や地域振興の活性化にもつながることを目的としており、既存事業あるいはその振替とはいえない新たな事業であるといえるし、雇用機会を創出する効果もおのずから高くなることが期待される。

よって、本件事業目的自体は、ふるさと基金の対象要件を充足しており、この点について問題はない。

（イ）しかしながら、上記のとおり、本件事業には以下のような課題点、問題点があったものと思料される。

ａ　県庁業務のアウトソーシングが幅広い継続的な雇用につながるか否か

地域づくり支援課によれば、アウトソーシングをする県庁業務は、「県庁の仕事の仕方を変える」「民間でできることは民間で」という発想のもと県庁内の仕事を外部に出すという視点で始まっており、地域版アウトソーシングは県庁から遠く離れた中山間地域でもアウトソーシングの効果を広げていくということを趣旨としており、対象とする業務はテレワークが可能な県庁内の会議のテープ起こし、ホームページの作成、調査集計、データ入力などであったとのことである。

確かに、県庁業務のスリム化を図ることで新たな民間の雇用機会の創出は増えることになろうが、一方で、中山間地域でのテレワークであり、県庁と受注者との距離、通信手段等の観点からすれば、民間に委託でき

る業務も比較的単純事務作業に限られることとなろうし、そうであれば、アウトソーシングされる県庁業務の数も多くは期待できず、「今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用」につなげていくのは一朝一夕にはいかないことが予想される。

b　実施された事業内容は事業目的に合致するものであったのか

（a）平成21年度の事業内容について

平成21年度の本件事業は、高知市と四万十市において、それぞれ2回ずつ講座説明会を開いた後、テープ起こし、調査集計、ホームページ作成などにつき「ＩＴスキルＵＰ講座」をそれぞれ5回ずつ、さらに「ビジネスマナー・コミュニケーションＵＰ講座」をそれぞれ4回ずつ開催していた。平成21年度の事業内容は以下のとおりであった。

説明実施会概要（計29名参加）

開催場所	開催日程	参加	説明会概要
福祉交流プラザ	10月29日	8名	地域版アウトソーシング事業 講座内容 受講申込方法
	11月9日	10名	
四万十市立中央公民館	11月30日	5名	
	12月10日	6名	

講座実施概要

講座	会場	日程	申込数	参加者数	講座概要
1回目	高知市	12月7日	21名	10名	・テレワークの内容や種類 ・メリット、デメリット
	四万十市	1月18日	11名	9名	
2回目	高知市	12月14日	21名	10名	・テープ起こしの内容、文章の校正の仕方
	四万十市	1月25日	11名	11名	
3回目	高知市	12月22日	21名	11名	・テープ起こしソフト操作方法 ・テープ起こしの実作業
	四万十市	2月1日	11名	8名	
4回目	高知市	1月15日	21名	9名	・テープ起こしの作業 ・音質の違う音声の聞き比べ ・納品までの業務の流れ
	四万十市	2月8日	11名	7名	・前回作成物の講師評価 ・完成品見本を基に自己校正 ・音質の違う音声の聞き比べ ・納品までの業務の流れ
5回目	高知市	1月19日	20名	8名	・立ち居振る舞い
	四万十市	2月15日	10名	12名	・ビジネスマナーの基礎（基本的な挨拶、お辞儀、敬語の使い方等）
合計			158名	95名	

講座実施概要

講座	会場	日程	申込数	参加者数	講座概要
1回目	高知市	11月7日	24名	17名	・挨拶、お辞儀の仕方敬語の使い方等の立ち居振る舞い
	四万十市	12月15日	11名	9名	
2回目	高知市	11月20日	26名	17名	・来客応対、名刺交換 ・ビジネス文書、メールの作成
	四万十市	12月16日	13名	12名	
3回目	高知市	11月27日	29名	18名	・報告連絡相談の正しい仕方 ・ディベート
	四万十市	12月17日	11名	10名	
4回目	高知市	12月3日	31名	20名	・気持ちよく話してもらうための聴き方、電話応対の仕方
	四万十市	12月18日	16名	12名	
合計			161名	115名	

講座実施概要

講座		日程	申込数	参加者数	講座概要
1日目	第1部	2月9日	9名	10名	・グループでの効率的な業務管理 ・グループウェアを用いた情報共有の方法
	第2部		9名	12名	・グループマネジメントに必要な4要素（計画、実行、評価、改善） ・自グループの改善の必要な点 ・今後の目標等の確認
2日目	第1部	2月19日	4名	4名	・グループ活動における人材育成のポイント（関係、環境、意識づくり） ・エージェントに求められるスキル ・今後のグループとしての目標設定 ・自グループの現状把握（グループの強み、弱み、目標への到達度）
					・ワークシートを用いた課題解決方法

	第2部		4名	5名	・各エージェントが抱えている問題、課題の共有 ・グループワークによる課題解決策
合計			26名	31名	

説明会実施概要（計5名参加）

開催場所	開催日程	参加	説明会概要
高知県立 ふくし交流プラザ	1月15日	3名	・エージェントへの紹介の流れ ・個人情報の取扱い
四万十市立 中央公民館	2月8日	2名	・テレワークでの就業意思確認 ・紹介手続き方法

（平成21年度の事業内容の検証）

事業実施課である地域づくり支援課に対して提出された受託者からの報告書を見る限り、本件事業目的に沿った事業テーマとなっている。

とりわけ、平成21年度においては、下記表に示すとおり、受託者において、受講後の就業状況についての後追い調査がしっかりとなされている点については、高く評価するべきである。

講座名	就労状況	受講前	→	受講後	就労状況の変化
ITスキルUP	テレワーカー	1名	→	4名	・3名が新たにテレワーカーとして就業
	就業中	6名	→	6名	
	無職（専業主婦を含む）	14名	→	3名	・1名が新たに求職活動を開始 ・3名がテレワーカーとして就業開始 ・7名がテレワークでの求職活動を開始
	求職活動中	3名	→	4名	・1名が新たに求職活動を開始
	テレワーク求職活動中	0名	→	7名	・7名が新たにテレワークでの求職活動を開始
	その他	8名	→	8名	
	合計	32名			
	テレワーカー	8名	→	9名	・1名が新たにテレワーカーとして就業
	就業中	22名	→	22名	
	無職（専業主婦を含む）	9名	→	6名	・2名が求職活動を開始 ・1名がテレワーカーとして就業開始
	求職活動中	0名	→	2名	・2名が新たに求職活動を開始
ビジネスマナー	テレワーク求職活動中	0名	→	0名	
	その他	10名	→	10名	
	合計	49名			

残念なことに、かかる後追い調査は、平成22年度、平成23年度には行われていない（地域づくり支援課に提出された報告書には記載がなかった。）。

（b）平成22年度の事業内容について

平成22年度は、（1）思考力、実行力の向上に資する学習講座、（2）情報発信力の向上及び利活用促進に資する学習講座、（3）地域づくりセミナーといったテレワークの活動に限定されない事業内容にシフトしている。平成22年度の事業内容は以下のとおりである。

講座実施概要

回数	日程	講座概要	参加者数
第1回	7月15日 13:00～ 16:00	・新しい時代の思考 ・全脳思考モデルを活用した自己紹介 ・全脳思考モデルデモンストレーション ・全脳思考モデルのステップ解説 ・全脳思考モデルを活用した予定作成 ・全脳思考モデルを活用した自己プロジェクトの作成	14名
第2回	7月28日 13:00～ 16:00	・オリエンテーション ・目的意識・目標意識についてグループディスカッション、発表 ・自分のありたい姿についてペアワークでインタビュー実施 ・自分のありたい姿について個人ワークでまとめ、発表	15名
第3回	8月20日 13:00～ 16:00	・第2回に作成した予定表と実際の行動と比較 ・各種全脳思考モデル活用事例の紹介及び解説 ・受講者1名を対象にした全脳思考モデルのデモンストレーションを再度実施 ・全脳思考モデルを活用した1ヶ月の予定を個人ワークで作成	14名

第4回	9月1日 13:00～ 16:00	・第3回目に全脳思考モデルを活用して作成した1ヶ月の予定の進捗確認 ・問題解決の5つのタイプと問題解決法について解説 ・ロジカルシンキングより、「流れ」と「広がり」を学ぶ ・第4回目の講座内容を受けて1ヶ月の予定の修正	12名
第5回	9月22日 13:00～ 16:00	・第3回目に全脳思考モデルを活用して作成した1ヶ月の予定の結果発表 ・達成できていない理由を参加者各々が振り返る ・要望のあった受講者1名を対象に、全脳思考モデルのデモンストレーションを再度実施 ・全脳思考モデルを活用した、中期的活動ビジョンを個人ワークで作成	10名
第6回	10月8日 13:00～ 16:00	・ファシリテーションとは？ ・参加者各々が作成した中期的活動ビジョンの中から1つに絞り、知恵を出し合う。 ・ファシリテーションの4つのスキル	11名
第7回	10月22日 13:00～ 16:00	・第1回～第6回までの振り返り ・参加者各々が作成した中期的活動ビジョンの達成に向けた、全思考モデルを活用したファシリテーションの実施	7名
第8回	11月11日 13:00～ 16:00	・ここまでの振り返り ・5年後、10年後について利他性を活かして考える ・考えた今後のビジョンの発表 ・修了証書の授与	9名

講座実施概要

回数	日程	講座概要	参加者数
第1回	11月22日 午前の部 10:00～12:00 午後の部 13:00～16:00	・インターネットの利用者数等の基礎情報 ・プロモーションの必要性 ・今回使用するブログとは（仕組み、メリット他） ・効果的なブログの作成、使用方法 ・アクセスUPの方法 ・ブログの作成	10名
第2回	12月22日 午前の部 10:00～12:00 午後の部 13:00～16:00	・前回の復習（ブログのメリット、アクセスUPの方法他） ・みんなのブログを見てみよう ・演習「私のブログを紹介します」 ・デジタルカメラの効果的な使い方 ・写真付き記事の投稿方法 ・次回講座までの目標設定	9名
第3回	平成23年 2月4日 午前の部 10:00～12:00 午後の部 13:00～16:00	・演習「第2回　私のブログを紹介します」 ・iPhoneに触れてみよう ・iPhoneでできること、アプリケーション、活用事例 ・Twitterの基本操作、ブログとの連動 ・次回プレゼンテーションについて	9名
第4回	平成23年 2月25日 午前の部 10:00～12:00 午後の部 13:00～16:00	・プレゼンテーション プレゼンテーション参加者発表資料 ・ディスカッション ディスカッション議事録 ・第1回からの総復習 ・修了書授与	8名

講座実施概要

	日程	講座概要	参加者数
セミナー	11月27日 14:00～ 17:00	・活動事例発表 「A市町村　テレワーカークラブの事例」 「B市町村　自然素材等活用研究会の事例」 ・パネルディスカッション	30名
交流会	11月27日 17:30～ 19:30	・セミナー終了後、新たなつながりを目指してセミナー発表団体と参加者との交流会を開催	16名

（平成22年度の事業内容の検証）

既に述べたとおり、本事業は、平成21年度の段階では、3カ年で内容がステップアップしていくものとされ、平成22年度はＳＴＥＰ２として、地域を考える人づくり（県庁への仕事への参加を通じて、地域や行政に高い関心を持つ人材育成を目指す、（例）議会議事録作成の仕事を通じて地域の課題を知り、地域活動を始める、委員会のテープ起こしをきっかけに委員に立候補しまちづくりに参加）の段階であった。

これに対し、平成22年度の報告においては、テレワークについてのセミナー及び交流会を1回開催した他は、受託業者から受託しているテ

レワーク業務を３件程度、地域版アウトソーシング参加事業者に対して優先的に依頼がなされたものの、地域版アウトソーシング事業者と受講生のマッチングについては「実績なし」とされるなど、地域の活性化、地域活動グループへの活動の支援といった点に比重がシフトし、平成21年度にテレワーカーとして活動を始めるなどして無職者が減少し、あるいはテレワーク求職活動中の者が増加するなどした点と比較すると、「県庁の仕事への参加を通じた人材育成」といった観点や新たな雇用の創出という観点からは若干後退してしまった感を否めない。

（ｃ）平成23年度の事業内容について

さらに、平成23年度は、①スタートアップセミナー、②体験型企画力・実行力アップセミナー、③成果発表会といったようにグループワークを中心にセミナーが進められる形式になっている。平成23年度の事業内容は以下のとおりであるが、平成23年度は雇用労働政策課に提出された実績報告書に、受託者から提出された事業報告書が掲載されていたため、当初予定していた事業内容、実際に実施された事業内容を併記するものとする。

当初予定していた事業内容

①スタートアップセミナー

（ア）　目的

・高知県内外の各地域において、独自の活動をされ、成功されている方を講師として迎え、基調講演を行い、企画力や実行力等について学ぶ。

・成功事例を学ぶことで、体験型企画力・実行力アップセミナーへの参加意欲や目的意識を高める。

（イ）　主たる対象者

・地域版アウトソーシング参加事業者エージェント

・地域版アウトソーシング参加事業者テレワーカー

・地域活動グループのリーダー及びメンバー

・地域活動に関心のある個人など

（ウ）　募集人員

最大100名程度

（エ）　開催場所

高知市周辺

（オ）　開催期間

平成23年６月～７月

（カ）　内容

・地域で独自の活動をしている個人や団体を講師として招き、独自の企画内容や活動についての事例発表

・質疑応答など

（キ）　開催時間は原則４時間以内とする。

②体験型企画力・実行力アップセミナー

（ア）　目的

・実際に企画立案から活動に取り組み、企画力と実行力の向上を図る。

・受講生同士が連携して取り組むことで、受講生間同士のつながり、または、受講生間のつながりをきっかけとして、受講生の所属する団体間のつながりを構築する。

・受講生の実際の活動に活かせるスキルを身につけ、活動の活性化を図る。

（イ）　対象者

・地域版アウトソーシング参加事業者エージェント

・地域版アウトソーシング参加事業者テレワーカー

・地域活動グループのリーダー及びメンバー

・地域活動に関心のある個人など

（ウ）　募集人数

15名程度

（エ）　開催場所

高知県中部、西部、東部のうち、２地域で開催

（オ）　開催期間

平成23年７月～平成24年１月ごろ

（カ）　カリキュラム

１回当たりの開催時間は３時間以内とし、グループワーカーを中心として進めていくこととし、外部講師によるアドバイスが必要であれば、７回以内の講座のうち２回以内で外部講師を招いたセミナーを開催することとする。

回	内容
第１回	●目的意識と目標意識について考えよう ・目的とは？ ・目標とは？ ・この事業に参加した目的と目標は？ ●企画を考えよう（SWOT分析） ・地域にはどんな強みや弱みがあるだろう？ ・強みや弱みを活かした企画を考えよう

	●対象顧客を設定しよう（3C分析） ・対象顧客のニーズは何だろう ・対象顧客のニーズを把握した上で、更に企画を具体化しよう
第2回	●顧客に120%ご満足いただける成功ストーリーを作成しよう（全脳思考） ・顧客視点の未来志向で成功ストーリーを考えよう ・成功ストーリーから現実のストーリーに落とし込もう ●色々な人の知恵をいただいて更に企画内容を掘り下げよう（ファシリテーションワーク） ・外のグループの方からも知恵をいただこう ・いただいた知恵も参考に、最終的に企画内容を立案しよう
第3回	●企画の実行のために必要なものは何だろう？（フィッシュボーン） ・企画内容に合わせて課題の抽出と対策を検討 ・事業の中で必要なセミナーなどを検討 ●スケジュールを作って、それぞれの役割分担を明確にしよう ・誰が、何を、いつ、どこで、なぜ、どのようにやりますか？ ●発表 ・私たちのグループの企画は〇〇です。 ・これを実現するために、このようなスケジュールと役割分担で取り組みます。
第4回	●第3回で検討したセミナー等の開催 ●グループでの進捗状況の確認
第5回	●グループでの進捗状況の確認 ●問題や課題の抽出 ●対策の検討
第6回	●第3回で検討したセミナー等の開催 ●成果発表に向けての準備開始
第7回	●グループでの成果の確認 ●成果発表の内容確認

③　成果発表会

（ア）　目的

・年度末に成果発表会の場を設定し、目的と目標を定めて事業に参加することで、受講生の期間内のモチベーションの維持、向上を図る。

・本事業総括として、受講生も含めた関係者で成果を共有する。

（イ）　対象者

・体験型企画力・実行力アップセミナー受講者

・体験型企画力・実行力アップセミナー受講者の所属団体関係者

・県、市町村職員

・地域活動に興味のある個人など

（ウ）　募集人数

30名程度

（エ）　開催場所

高知中部、西部、東部のうち、２地域で開催

（オ）　開催期間

平成24年１月～３月の間で各地域で１回ずつ開催

（カ）　内容

・体験型企画力・実行力アップセミナー参加の各グループから成果発表

・質疑応答など

・開催時間は原則４時間以内とする

実際に行われた事業内容

①スタートアップセミナーの実施

※実施概要

日時：７月23日（土）13:00～17:00

場所：高知会館　飛鳥の間

参加者：53名（関係者以外：41名、関係者：12名）

事例発表

プログラム

つぶやき拾い上げたタイム

事例発表＆質問タイム

ディスカッション

②企画力・実行力アップセミナーの実施

※実施概要

エリア	回	日時	場所	内容	参加者数
四万十	第1回	8月4日（木） 13:00～16:00	四万十市立文化センター中会議所	自己紹介、チーム名検討・決定、取り組む企画の大枠設定、SWOT分析、顧客分析を行った。	4名
高知	第1回	8月8日（月） 13:00～16:00	高知県ふくし交流プラザ高齢者能力開発室	自己紹介、チーム名検討・決定、取り組む企画の大枠設定、SWOT分析、顧客分	14名

				析を行った。	
四万十	第2回	8月18日（木） 13:00～16:00	四万十市立文化センター	全脳思考モデルを活用し、チームの目標達成に向けての具体的なアクションについて検討した。	5名
高知	第2回	8月29日（月） 13:00～16:00	高知県ふくし交流プラザ高齢者能力開発室	再編成されたチーム名の検討・決定の後、各チームにおいて全脳思考モデルを活用し、企画の具体化を進めた。	13名
四万十	第3回	9月1日（木） 14:00～16:00	アビリティーセンター高知オフィス研修ルーム	プル思考を用いて、企画をゴールから逆算し、みちのくYOSAKOIまつりの参加者を募るアプローチ手法について、必要なタスクの洗い出しを行った。	4名
高知	第3回	9月13日（火） 13:00～16:00	高知県ふくし交流プラザ高齢者能力開発室	ワールドカフェをおこなった後、自分たちの企画を実現するために必要なことを挙げ、類似項目でグルーピング。それをもとに、プル思考によるタスクの洗い出しと役割分担を行った。	12名
高知	第4回	10月13日(木) 13:00～16:00	高知県ふくし交流プラザ高齢者能力開発室	企画を進めるためのミーティングを行った。	12名
四万十	第4回	11月8日（火） 14:00～17:00	高知県ふくし交流プラザ高齢者能力開発室	個人がそれぞれの1年後について考え、それをチーム・全体で共有した後、個々人がこれからチームの中で取り組んで行きたいことを出し合い、模造紙にまとめるワークを行った。	
高知	第5回	11月17日(木) 13:00～16:00	高知県ふくし交流プラザ高齢者能力開発室	企画を進めるためのミーティングを行った。	9名
高知 四万十	特別回	11月18日(金) 13:00～16:30	高知県ふくし交流プラザ高齢者能力開発室	第1部は、各団体から30分程度発表し、順番に講師から直接アドバイスをしていただいた。第2部は、各団体による今後の活動についての発表後、講師から全体に対する総評や、企画を立てて実行していくプロセスにおいて大切なことについてお話いただいた。	10名
高知 四万十	第6回 第5回	12月14日(水) 13:00～17:00	高知県ふくし交流プラザ高齢者能力開発室	各団体で、PDCAの考え方をもとに、まずは現状の課題を洗い出し、それに対する対応策を考え発表。その後、今後の企画についての打ち合せを行った。	9名

高知	第7回	1月17日（火） 13:00～16:00	高知県ふくし交流プラザ高齢者能力開発室	前半は改めてチームとしての目的の共有、進捗確認、課題抽出を行い、次の目標設定と行動計画を立てた。後半は、用意したプレゼンテーションのガイドラインをもとに、成果発表会の発表内容についての打ち合わせを行った。	5名

③成果発表会の実施

※実施概要

日時：1月28日（土）13:00～17:00

場所：高知会館

参加者：43名（関係者以外：18名、関係者：25名）

プログラム

活動発表&ディスカッション

ゲストによるトークセッション

チーム内ディスカッション・決意表明発表

（平成23年度の事業内容の検証）

繰り返しになるが、平成23年度の本事業は、ＳＴＥＰ３として、地域を担う人づくり（「地域版アウトソーシング」への参加をきっかけとして、地域の公共サービスを担い、発展させるリーダー、事業者の育成をめざす、（例）テレワークで培ったスキルを活用して、地域産業とのコラボレーションでの情報発信、販促活動を始め、地域に新たな仕事の機会を創出）の段階であった。

ところが、平成22年度報告にある受託者が作成した平成23年度事業計画には、事業目的、事業対象者が以下のように記載されており、また、平成23年度に当初予定していた事実内容（65頁記載）にはテレワーカーなども対象とされているものの、実際に実施された内容は前述の計画の内容に近い印象であり、平成23年度の事業内容は、テレワークを活用するという事業開始当初の事業内容からは、平成22年度よりも更に離れてしまっているように見受けられた。

① 事業目的

- それぞれに持っている活動の理念や目的などを、改めて振り返り、検証を行い、今後の活動計画を樹立する。
- 振り返りや検証の場で、思考法を学び実践することで、良質な思考力を身に付ける。
- 講座終了後に、定期的な進捗確認及び情報共有の場を設け、講座での学びや気付きを実際の活動に活かしていただく。
- 年度末には一般の方々への、成果発表や事例発表の場を設定し、活動へのモチベーションを高める。
- 講座、成果発表の場を通して、受講生同士、また一般の方々とのつながりを生み出し、今後の活動の幅を拡げていただく。

② 事業対象者

- 現在活動を行っているが、事業が思うように進まない団体
- とりあえず活動は行っているが、理念や目的などが不明確な団体　など

地域づくり支援課へのヒアリングによれば、本事業担当課は当初行政管理課であったが、行政の仕事に参加することを通じて、中山間地域などでの就労機会の創出と地域を担う人材育成、地域の活性化につなげるという要素も加わり、同課に本事業が移管されたとの説明があった。

地域を担う人材育成、地域の活性化につなげるという要素といった視点が地域づくり支援課として重要であることは理解できるものの、やはりふるさと基金を利用した事業である以上は、雇用機会を創出する効果が高い事業であること、地域的なニーズがあり、かつ、今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される事業であること、といった視点は決して軽視されてはならない。それゆえ、テレワークを活用するという事業内容から離れてしまうことには慎重になるべきであったと思われる。

こうした観点から、平成23年度の事業を通じて立ち上がった4つの団体の活動内容を検討すると、就労機会の創出には必ずしも直接にはつながらないと思われる団体もあり、また、テレワークによるアウトソーシングに興味のある団体等のセミナーへの参加をもう少し積極的に促す等、参加者の掘り起こしが十分であったとはいえないし、セミナーの内容も検討の余地があったものと考える。

●団体A…殺処分される犬をゼロにしたいとの思いから、犬の保護や里親探しに取り組んでいる（活動継続中）
●団体B…子どもの書いた絵に高齢者が詩を付け、カフェ等に展示する活動に取り組んでいる（活動継続中）
●団体C…土佐和紙にユズの香りを付け、商品として販売することを目的として活動してきた（活動休止中）
●団体D…青年団や大学生らで構成され、県内で開催されるイベントへの参加や東北の被災地支援を行っている（活動継続中）

平成21年度当初に、3カ年の継続事業として計画され、ＳＴＥＰ１で中山間地域の方々、子育て中の主婦、障害者などの就労機会の少ない方々にテレワークによる就業機会の創出をし、ＳＴＥＰ２で県庁の仕事への参加をきっかけに社会参画意欲を創出し、ＳＴＥＰ３で地域のリーダーとなり、公共の担い手を創出するという効果を狙った本件事業目的自体は評価すべきものである（資料６、７参照）。

もっとも、かかる目的を実現するには、ＳＴＥＰ１からＳＴＥＰ３までを通じて、受講者が継続的に参加しなければステップアップ効果などは望めないであろう。その意味で、本事業が継続的な参加者の人数について後追い調査ができていない点も残念であるし、仮に、3カ年とも異なる参加者によって事業を行ったとすれば、実際は継続事業といえるものではなく、単なる単年度事業と評価されてもやむを得ないであろう。単年度事業と評価されるような実態があったとすれば、当初の事業目的にあるステップアップ効果が十分に得られたかという点においては、やや疑問が残る結果となる。

（ｄ）参加事業者数は減少した上に、登録事業者制度自体は廃止された点について

地域づくり支援課へのヒアリングによれば、地域版アウトソーシング参加事業者の登録制がとられていたものの（平成23年度参加事業者一覧は資料８参照）、登録されていた参加事業者はそれぞれ事業実績を積み、一事業者として活動を始めていたため登録制度を廃止したとのことであった。

また、本事業が実施された平成21年度から平成23年度の間、登録事業者は増加するどころか減少している。既存の登録事業者のスキルアップにつながったという点はあるかと思われるが、中山間地域などの就労機会の創出という当初の目的からして、登録事業者が増えるように、セミナーの内容も検討の余地があったと思われるし、テレワークによるアウトソーシングに興味のある団体等のセミナーへの参加を積極的に促し、受講者とのマッチングを積極的に実現するなど、参加者の掘り起こしを行うべきであったと考える。

平成19年度　19事業者
平成20年度～21年度　17事業者（対前期－６＋４）
平成22年度～23年度　17事業者（対前期－３＋３）

（ｅ）結論

本件事業は収益事業ではないため、収益が全くなかったこと自体を問題にするつもりはない。①テレワークを活用した就業機会の創出　②地域を担う人材育成、地域の活性化といった事業目的自体も問題があるとはいえない。

しかしながら、「テレワークを利用した県庁の仕事への参加を通じた」地域リーダーの育成という観点から離れるべきではなかったことは本文でも触れたとおりである。

また、ふるさと基金を利用し、3年間で2,784万6,800円もの公費が投資された結果、受託先で継続して雇用された人数は２名のうち１名であること、本事業によるこの事業を通じて育成されたテレワーカーの人数の把握ができていないため間接的な雇用効果が分からないこと、雇用創出数や地域振興の担い手育成等の実績が把握できていないことから、事業費に見合う効果があったか評価できない。

（4）山内家資料等活用業務委託事業

ア　調査対象とした理由

本事業がふるさと基金事業の中で雇用創出数、事業費ともにふるさと基金事業の中で最大級であった。また、疑問に感じた点が以下のとおり複数あったため、個別監査の対象とした。

(1)　委託業務が委託先の基幹事業に関連しているため継続的事業であり新たな事業とは言えないのではないか

(2)　同一人物が委託先で繰り返し雇用されているように見受けられる

(3)　継続雇用を生み出しうる事業なのかどうかの検討がなされていたか

なお、調査・検討に当たっては、ふるさと基金事業実施報告書の他、県及び公益財団法人土佐山内家宝物資料館ホームページ等からの情報、所管課である文化推進課からの説明及び資料を参考にした。

イ　事業概要

土佐藩主山内家に伝来し、県に移管された歴史資料の内、これまで体制等により手付かずであった資料の悉皆調査[9]や県民の関心の高い年譜類のデータベース化、NHK大河ドラマ「龍馬伝」に合わせた特別展示事業、また、山内家墓所の国史跡指定に向け調査に取り組む。

具体的な事業内容

a　山内家資料の悉皆調査

古文書資料約3万2,000点の調査を行い、調査カードを作成した。

b　「龍馬伝」に対応した特別展示

高知城に隣接する高知県立文学館で平成22年2月から平成23年1月まで企画展4展、その他関連行事を開催した。企画展観覧者数約1万3,000人。

c　年譜類のデータベース化

土佐藩年譜類670冊の調査を行い、約7万5,000件の索引データを保存した。

[9] 余すことなく全ての資料を調査すること

d　山内家墓所の調査

藩主、分家、子ども、側室、家臣団の墓域を調査。配置図の作成、墓碑銘採録、数量の確認、拓本採集、文献調査を行った。

ウ　実施期間

平成21年4月1日～平成24年3月31日

エ　新規雇用された労働者数

平成21年度　20人
平成22年度　19人
平成23年度　17人

オ　新規雇用された労働者の募集方法等

公共職業安定所を通じての募集。

カ　事業委託先

財団法人土佐山内家宝物資料館[10]

キ　事業費

平成21年度 5,854万円　うち新規雇用失業者人件費 4,446万円
平成22年度 7,733万円　うち新規雇用失業者人件費 5,387万円
平成23年度 5,982万円　うち新規雇用失業者人件費 5,518万円
合計　19,569万円（うち新規雇用の失業者にかかる人件費15,351万円）

ク　実施期間終了後の状況

本事業終了後、県の単独委託事業で雇用された者が4名、委託先である土佐山内家宝物資料館で直接雇用された者が2名であった。

ケ　事業の成果等

本事業により、貴重な資料を文化財として保存し、観光資源としても活用できるように整備、研究、展示を行うことができ、また重要文化財指定に向けた取組ができた。また、本事業は古文書等の調査、データベース化といういわば人海戦術の必要な作業がその中心であり、かかる意味では本事業継続期間中に比較的多くの雇用機会を創出した。

[10] 財団法人土佐山内家宝物資料館は平成24年4月に公益財団法人土佐山内家宝物資料館に移行したが、以下両者を区別せず山内家宝物資料館と表記する。

平成21年度～23年度のまとめ

		平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)
事業内容（実績）		山内家伝来の資料等を重要な文化財として保存し、また観光資源として活用していくため、整備、研究及び展示等の業務を行った。	土佐藩主山内家に伝来した資料のうち、内容の把握がまだ完了していない状態にある資料や、国の史跡指定を目指している墓所などの積極的な活用を図るため、資料等の調査及びデータ整理並びに特別展示業務の委託事業を実施した。	山内家伝来の資料等を重要な文化財として保存し、また観光資源として活用していくため、整備、研究及び調査等の業務を行った。
		①山内家資料調査事業 山内家古文書1万1911点の調査を行い、調査カードを作成させるとともに、データベースへの情報入力を行った。	①山内家資料調査事業 近代資料1247点、長帳[1]甲1～59の60分冊、資料図書2029点の1点ごとの状態を確認し、調査カードを作成した。	①山内家資料調査事業 長帳[1]甲61分冊、乙22冊、丙16冊と番外資料のうち文書類、日記雑録類計1035点の1点ごとの状態を確認し、調査カードを作成した。
		②特別展示事業 連続企画展示1「幕末明治の美術～土佐　人と時代～」を開催。観覧者1649名　(2月1日～3月31日)。関連行事「連続講座茶刻[1]」(3月7日、14日)を開催。定員60名に対し参加者77名。	②特別展示事業 NHK大河ドラマ「龍馬伝」に合わせ、高知県立文学館で土佐藩ゆかりの山内家資料を展示公開した。	
		③「土佐藩年譜類」データベース化事業 「土佐藩年譜類」のうち148冊の調査を終え、約6200件の索引データを保存した。	③「土佐藩年譜類」データベース化事業 「土佐藩年譜類」282冊に書かれている人物名・略歴等を索引データ化した。	②「土佐藩年譜類」データベース化事業 「土佐藩年譜類」240冊に書かれている人物名・略歴等を索引データ化した。
		④山内家墓所調査事業 対象石造物720基のうち、藩主墓域内にある119基を調査（数量確認、配置図作成、墓碑銘採録、拓本採集、文献調査）した。	④山内家墓所調査事業 藩主子供墓域・筆山北斜面墓域・筆山西斜面墓域にある278基の調査（配置図作成、墓碑銘採録、数量確認、拓本採集、文献調査）を行った。	④山内家墓所調査事業 藩主子供墓域・筆山北斜面墓域・筆山西斜面墓域にある296基の調査（配置図作成、墓碑銘採録、数量確認、拓本採集、文献調査）と県外の山内家墓所36箇の確認を行った。また、総合的な調査報告書を刊行した。
委託先		山内家宝物資料館	同左	同左
事業費		¥58,556,750	¥77,340,422	¥59,824,748
	うち新規雇用失業者人件費	¥44,464,100	¥53,868,372	¥55,183,434
	上記割合	75.90%	69.70%	92.20%
事業に従事した労働者		27人	23人	17人
	うち事業実施に伴い新たに雇用創出された者	25人	21人	17人
	うち新規雇用の失業者	20人	19人	17人
	人件費平均	¥2,223,205	¥2,835,177	¥3,246,084
委託事業にかかる	収入	¥398,128	¥2,967,080	¥0
	支出	¥379,780	¥2,953,219	¥0
	収益	¥18,348	¥13,861	¥0
最終事業費（事業費－収益額）		¥58,538,402	¥77,326,561	¥59,824,748

コ　委託先山内家宝物資料館について

（ア）　主な事業内容

①　山内家宝物資料及び調査収集資料の保存、展示及び調査研究

②　山内家宝物資料及び調査収集資料に関する調査研究成果の刊行

③　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（イ）　県との関係

平成７年、県が7,000万円を出資し（出資比率70パーセント）設立した県の外郭団体であり、県の文化推進課が主管課である。

（ウ）　入館者数

①　以下の表中平成17年～18年、平成22年の入館者数が突出して多いのは、前者は大河ドラマ「功名が辻」の放送に合わせ資料館に加えて県立文学館を会場にした企画展・全国巡回展を開催したからであり、後者は平成22年には大河ドラマ「龍馬伝」が放送された効果である。

②　大河ドラマ効果で入館者が急増した３年間以外の入館者は約１万人程度でほぼ横這いの状況である。

山内家宝物資料館の入館者数

年度		入館者数（人）
H17	2005	28,688
H18	2006	52,934
H19	2007	10,674
H20	2008	10,880
H21	2009	10,231
H22	2010	18,581
H23	2011	12,030
H24	2012	11,064

出典：県文化推進課提出資料

③　入場者数評価の参考に、県内の主要観光施設の利用者数を挙げる（出典：高知県観光振興部観光政策課作成の平成24年県外観光客入込・動態調査報告書）。山内家宝物資料館は、文化施設ではあるものの、観光施設としての側面もあり、立地条件や施設の規模等が異なるため単純に比較はできないが、年間1万人程度の現状は物足りないのではないか。

観光施設利用状況（県内・県外利用者合計）

県内主要観光施設（60施設）の年間総利用者数は、約2,556千人、前年比91.5%、約268千人の減

＜利用者数上位施設＞（参照：表1-1-①、②）

	施設名称	H24年	H23年	前年比
①	高知城懐徳館	245,400人	289,072人	84.9%
②	高知県立美術館	230,849人	185,586人	124.4%
③	高知県立坂本龍馬記念館	175,058人	249,588人	70.1%
④	ｱﾝﾊﾟﾝﾏﾝﾐｭｰｼﾞｱﾑ	173,475人	203,524人	85.2%
⑤	高知県立牧野植物園	165,389人	191,746人	86.3%

※桂浜公園駐車場は、駐車台数で集計しているため、順位付けはしていない。

＜利用者数の前年からの増加数上位施設＞（参照：表1-1-①、②）

	施設名称	H24年	H23年	前年比	増加数
①	高知県立美術館	230,849人	185,586人	124.4%	45,263人
②	高知県立文学館	50,923人	24,478人	208.0%	26,445人
③	横倉山自然の森博物館	12,286人	5,248人	234.1%	7,038人
④	四万十川観光開発	47,252人	41,293人	114.4%	5,959人
⑤	土佐和紙工芸村	93,703人	89,457人	104.7%	4,246人

＜利用者数の前年からの増加率上位施設＞（参照：表1-1-①、②）

	施設名称	H23年	H21年	前々年比	増減数
①	横倉山自然の森博物館	12,286人	5,248人	234.1%	7,038人
②	大原富枝文学館	1,339人	619人	216.3%	720人
③	高知県立文学館	50,923人	24,478人	208.0%	26,445人
④	青山文庫	3,163人	2,157人	146.6%	1,006人
⑤	大方あかつき館　上林暁文学館	338人	263人	128.5%	75人

（エ）経営状況

①　入館料は一般が300円であるが、20名以上の団体は2割引、高校生以下は無料であることを考えると、約1万人の入館者では年間300万円の収入を上げることも困難である。

②　売上としては前述の入館料の他ミュージアムグッズの売上があるが年間130万円程度である。

③　したがって、山内家宝物資料館の収入のほとんどは県の支出する補助金、負担金及び委託料である。その金額は補助金が年間1億円程度、委託料は年間6千万円～1億円程度である。

山内家宝物資料館の経営状況等

年度		決算（千円）				役職員数（人）	
		損益	県の財政支出状況			常勤役員	正職員
			計	うち補助金負担金	うち委託料		
H17	2005	0	90,861	90,861	0	0	7
H18	2006	▲1,531	112,149	112,149	0	1	5
H19	2007	▲3,163	82,839	82,839	0	1	5
H20	2008	1,447	85,442	85,442	0	1	5
H21	2009	6,702	219,857	150,647	69,210	1	5
H22	2010	▲5,581	186,253	87,088	99,165	1	5
H23	2011	▲3,744	182,322	94,058	88,264	1	7
H24	2012	▲5,440	159,782	105,229	54,553	1	9

出典：県文化推進課提出資料

（オ）　山内家宝物資料館に関するまとめ

上記のとおり、今までのところ、補助金や委託料等の公費を投入して古文書等資料の調査を行った結果を入館者数の増加につなげられているとはいえず、自前の収入も伸びていないなど、改善すべき点が見られる。しかし、文化施設である以上、一定の公費投入を前提とする経営はやむを得ず、入館者数や売上のみから単純に活動内容や価値を評価することは適切ではないが、一般に開かれた展示館でもある以上、入館者数や自前の売上を上げていく努力も必要と思われる。

サ　具体的検討

（ア）　事業の新規性について

①　ふるさと基金の対象となる委託事業は、都道府県が企画した新たな事業であることが必要であり、既存事業や実質的に既存事業と判断されるものの振替であってはならない（資料１参照）。そこで、本事業が上記「事業の新規性」の要件を充足しているか否かを検討した。

②　前述のとおり、山内家宝物資料館は平成７年に県が出資して設立した団体であり、主な事業内容は以下のとおりである。

・山内家宝物資料及び調査収集資料の保存、展示及び調査研究
・山内家宝物資料及び調査収集資料に関する調査研究成果の刊行
・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

一方ふるさと基金事業として実施された本事業内容は以下のとおりである。

・山内家資料の悉皆調査
・「龍馬伝」に対応した特別展示
・年譜類のデータベース化
・山内家墓所の調査

両者を比較すると、ふるさと基金事業として行った事業は山内家宝物資料館の基幹事業であり「事業の新規性」要件を満たさないのではないかと思われた。この点に関し国は、実施要領の制定に合わせて作成したＱＡにおいて「新たな事業」について、「すでに補助金等を受けて実施している事業」であっても「事業拡大し、当該新たな雇用の拡充部分を基金事業として事業化することは可能である」としている。当該事業は、国の重要文化財指定に向けた古文書の「悉皆」調査等であり、この取組自体が新しく、「事業の新規性」要件を満たしている。

（イ）　事業の目的について

①　要件を充足しているか

本事業は、土佐藩主山内家資料の重要文化財指定による資料の価値向上を目指すとともに、墓所の国史跡指定も含め当該資料を観光資源等として積極的に活用するなど地域の活性化につなげることを目的とし、県の方針に沿ったものであるといえる。

②　改善に向けた意見

もっとも、委託対象として山内家宝物資料館を見るに、前記「委託先山内家宝物資料館について」で見たとおり、同資料館は補助金等によって運営されている状況で、入館者数も十分とは言えず、現時点では観光資源として十分な効果をもたらしているとはいえない。したがって、県としては、多額の事業費を支出するに当たり、より効果を目指すという視点からすれば、なお慎重に、例えば本事業の効果を観光資源としてどのように活用していくつもりなのかという点まで掘り下げて確認する意識は必要であったと思われる。

（ウ）　失業者について

①　要件を充足しているか

ふるさと基金の対象となる委託事業では実施要領において以下のことが求められている。

（ア）　労働者を新規雇用する際に本人に失業者であるか否かの確認を行う。確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等による。

（イ）　幅広い層の地域求職者等に雇用機会等を与える観点から、特定の失業者のみを対象とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業とならないようにするよう留意する（資料１参照）。

そこで、本事業が上記要件を充足しているか否かを検討した。

本事業においては、ハローワークを通じた公募での採用がなされており、「特定の失業者のみを対象とした事業」にはあたらず、実施要領が規定する失業者たる要件を満たしている。

② 改善に向けた意見

国の示す実施要領やＱＡは、基金支出に当たっての基本であるが、県として公費を投入する以上、基金事業としての要件を満たすだけでなく、より高い事業効果を目指すべきである。

かかる観点から、本事業から生み出された雇用について見てみると、本事業において山内家宝物資料館に雇用された方の多くは、臨時職員や非常勤職員など非正規労働者として、数か月から１年程度の期間で、同資料館への就職と離職を繰り返している。卒業又は前職離職後、同資料館で就労を始め、就職と離職を繰り返しながら10年近くの期間、同資料館の非正規労働者として働いている方も珍しくない。これに、県や市町村関連での労働期間を加えると、むしろ民間企業において就労経験のある方が珍しいほどである。

本事業で雇用された方のうち、過去同資料館での就労経験のある方15名に対して、そうでない方は11名（うち２名は新卒）である。同資料館での就労経験のある方であっても、雇用された方は失業者であり、基金事業としての要件は満たしているが、「新たな雇用の創出」という視点で見ると継続雇用という印象を受けた。

また、ふるさと基金事業の話からは逸れるが、本事業における多数の被雇用者が、民間企業等での就労経験がないか極端に少ないまま、長期間にわたって県市町村やそれらの外郭団体で断続的に就職・離職を繰り返している（新卒採用されずっとこの状態の方もいる）という状況は、本来なら個々の事業主体をして非正規労働者を正規労働者に変えるよう働きかけをしていくべき県が、補助金によって自ら非正規労働者を創り出しているという印象を与えかねない。

一方、ふるさと基金事業では、「新たな雇用の創出」に取り組むと同時に、同じ基金事業の中で「正社員化」に向けた事業も行い、195人の正規雇用につながっている。

このように、今後も正社員化に向けた取組が必要である。

（エ） 事業内容について

① 要件を充足しているか

ふるさと基金の対象となる委託事業では以下のことが求められている。

（ア） 雇用機会を創出する効果が高い事業であること

（イ） 地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される事業であること（草刈り、単純清掃等の軽作業、事業継続性の見込まれない調査研究事業等は除く）

そこで、本事業が上記要件を充足しているか否かを検討した。

前述のように、本事業は古文書等の調査、データベース化といういわば人海戦術の必要な作業がその中心であり、かかる意味では本事業継続期間中に比較的多くの雇用機会を創出したことは確かである。また、今後寄贈等により調査対象資料が増加していくことも考えられるため、事業継続性が見込まれないともいえない。

② 改善に向けた意見

国の示す実施要領やＱＡは、基金支出に当たっての基本であるが、県として公費を支出する以上、基金事業としての要件を満たすだけでなく、より高い事業効果を目指すべきである。

悉皆調査の対象たる資料の数は決まっており、今後大量の資料が調査対象に加わることは考えにくい。したがって、本事業において「悉皆」調査を完了すれば、今後追加的な調査が発生するとしてもさほど多くのマンパワーを必要とすることはないであろう。

また、地域内に古文書等の調査経験者を必要とする仕事が多数あるとも考えにくい。いくら経験を積み技術を身に付けたとしても、それを活かす場が無くては次の雇用につながらない。

したがって、県としては、多額の事業費を支出するに当たり、より高い効果を目指すという視点からすれば、事業内容について、より慎重に検討すべき点があったと思われる。

（オ）　まとめ

①　要件を充足しているか

以上検討したとおり、本事業はふるさと基金事業の実施要領に定める要件を満たしている。

②　改善に向けた意見

より効果的な事業実施という観点から、意見を述べた。もっとも、それは、あくまでもふるさと基金事業として実施する際により高い効果を目指すという視点からすれば、なお慎重な検討をすべき余地があったという意見である。

本事業をふるさと基金事業としてより意義あるものにしていくためには、今後の努力も重要である。すなわち、

・本事業によって技術を身に付けた方を今後１人でも多く正規労働者として山内家宝物資料館で雇用していく努力

・文化施設という位置付けに甘んじて資料館を研究者だけのものにしておくのではなく、県の重要な観光資源でもあるという意識をもって本事業で得た成果等を余すことなく活用し、県外観光客を誘致するだけの魅力を発信していく。そして多くの県外観光客を誘致することによって新たな雇用を創出する努力

これらは現在計画中の新資料館に期待するところである。

6　意見

（1）事業選別をするべきであること

ア　もとより、ふるさと雇用基金事業は収益事業ではないので費用対効果のような視点で単純に事業の善し悪しを判断することはできないが、さりとて公費を投入する以上は、高知県にとって真に必要な事業目的を明確に定めた上で、事業目的遂行のための適格な事業内容を選別する必要があることは言うまでもないことである。

イ　包括外部監査人らは、本件監査を実施するに当たり、近年のふるさと雇用基金を利用した全ての県事業及び、市町村事業の雇用労働政策課に提出されている実績報告書を精査した。

ウ　その結果、高知県産業振興計画に沿った事業などは短期的視点による評価は困難であるため現時点での評価は困難なものが多数見受けられたが、例えば県事業であり社団法人高知県貿易協会（平成24年4月1日からは公益社団法人高知県貿易協会）に委託された「ふるさと雇用再生輸出促進企業支援事業」や高知県移住事業推進共同企業に委託された「ふるさと雇用移住ビジネス創出事業」などは高知県が推進している地産外商、あるいは移住促進といった目的にまさに合致した事業であり、その事業内容についても非常に評価できるものも見受けられた。

エ　しかしながら、基金事業終了時（平成23年度末まで実施した事業は平成24年4月1日時点及び平成24年9月末まで実施した事業は平成24年10月1日時点）、303事業で雇用されていた723人のうち、約20パーセントの雇用が終了しているのは残念である。事業継続区分のうち結果として事業終了に至っているものにおいては、ふるさと雇用基金事業の要件は満たしているが、事業の具体的な取組内容について十分な検討を行った上で実施されたか否かについてはやや疑問の残る事業も散見された。

また、市町村事業においても同様に、目標設定が必ずしも明確とはいえず、事業終了に至っていることなどから、十分な検討を行った上で、実施するべきであったと感じる事業も見受けられた。高知県は、市町村事業であっても交付要綱等に基づく監督責任はないとは言えず、事業目的これ自体が市町村の地域ニーズ、ひいては高知県にとって必要であるのか、事業目的は必要であっても事業内容は目的達成に適格であるといえるかといった観点から事業採択（事業選定）をする必要があった。

オ　今後実施する雇用創出基金事業については、基金の有効活用かつ効果的な事業実施のため、基金要件を満たした上で、これまで以上に目的や計画の明確化を行うことが必要である。

（2）事業実施に際して目標設定を求めるべきであること

ア　地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定し、地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」と定めている。

この規定の法理からすれば、前提として以下の事が必要となろう。

（ア）目的から導かれる、適切で効果測定可能な目標を設定すること

（イ）当該目標を達成するために必要最小限の予算を設定すること

また、前述の規定を待つまでもなく、あらゆる事業には、目的、目標、目標を達成にするための「人」、「物」、「金」、行動計画、期限設定等のいわゆるビジネスプランが必要であり、ビジネスプランのない事業は有り得ないというべきである。そして、事業の採否を行う者は、経営者的視点すなわち必要最小限の経費で目標を達成することができるか否かという視点からこのビジネスプランを評価することが期待される。

イ　ビジネスプランの評価に当たっては、まず目的がなければならないのは言うまでもない。しかし事業を実施すること自体が目的になることは避けるべきである。

ウ　次に必要となるのは適切な目標設定である。目標があって初めて、その目標達成に必要な「人」、「物」、「金」が決まる。また、目標がなければ実際に行った事業の効果を測定することも困難となる。効果が測定できなければ結果の評価もできず、公費を投入して「ただ事業を実施しただけ」に終わることにもなりかねない。そこで、効果を測定するための目標は、情緒的であってはならず、可能な限り客観的に数値化されることが望ましい。

ふるさと基金事業に関していえば、まず、地域の雇用再生のために地域求職者を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、地域における継続的な雇用機会の創出を図るという大きな目的がある。新規事業が継続可能というためには、少なくとも新規事業で創出した雇用に要する人件費に見合う効果の創出を見込み得ることが必要である。ここに言う効果として、当該事業から人件費相当額の収益を直接産み出すことができれば理想的であるが、当該人件費を投入するに見合うだけの直接又は間接の経済的効果を産み出すことができれば十分といえる。いずれにせよ目指す効果すなわち目標値が設定されることが必要であり、計画段階で達成すべき目標値が見えていないようではふるさと基金事業としての目的達成は期待し難い。したがって、ふるさと基金事業の目的を達成するためには、事業を企画、選定する前提として、可能な限り適正な数値目標が示されていることが望ましかったといえる。

今回調査した事業の大多数は、その業務仕様書において「～を行う」、「～を作る」、「～を育成する」、「～の向上を図る」、「～を活用する」、「～に取り組む」、「～と連携する」、「～を整える」、「～につなげていく」等と言う風に業務内容そのものは規定されている。また、雇用すべき失業者の人数及びその人件費の計画も規定されている。しかし、その事業によってどのような目標をどれだけ達成する計画なのか具体的に数値化された目標のあるものは少なかった。数値目標のない事業計画は、あたかも事業を実施すること自体が目的であるかのような誤解を受けかねない。

営利企業であれば利益を得て存続していくことが目的であるから、「当社の今期の目標は利益～円」と定められる。新製品を開発して品揃えを強化したり、従業員教育を施して生産性を上げたり、他社と連携して販路を拡大したり、展示会に参加して商品の認知度向上を図ったり、資産の有効活用をして収益を得たりすることはその利益目標達成のための手段である。費用を伴う手段を実施する際にはそれを実施することによってどれだけの利益を上げ得るのか、より少ない費用で多くの利益を上げられる手段はないのか、慎重に検討するのが通常であろう。基金事業は、直接の金銭的利益を追求するものではないが、より高い効果を目指す視点は必要である。

業務仕様書や事業を実施した課及び市町村から雇用労働政策課に提出された実施報告書を見ると、目標を示さない事業がふるさと基金事業として選択され実施されているように見えることから、数値目標設定の重要性に関する県の認識が十分ではないことが伺われる。

ふるさと基金事業において県は、基金事業たる要件を満たしているか否かの確認だけでなく、必要かつ最小限の費用で、継続的な雇用を創出することができるか否かという視点から、新規事業を選定・企画・実施することが望ましかったといえるし、今後の施策においても、かかる民間の経営者的な視点を意識することは重要である。今後ふるさと基金事業のような施策を実施するにおいて県は、可能な限り適正な数値目標を設定し、そこから目標達成に必要とされる「人」、「物」、「金」を算定するような仕組み作りをすべきと考え

る。数値目標があれば、結果的に達成できなくても、その原因を追究することによって将来の成功につなげることができる。達成できないことを恐れるがあまり、目標そのものを設定しないとか、設定するとしても効果の測定が困難なものにするようなことがあってはならない。

エ　また、限りある基金を有効活用し、最大の効果を上げるためには、所管各課の計画内容を調整し、戦略的に事業を実施することも必要であると思われる。

雇用対策本部はその所掌事務として

・働く場の確保・創出に資する施策の調整と推進に関すること

・経済・雇用動向の把握等情報収集及び連絡調整に関すること

を上げている。そして、本部長（知事）を中心に、県と国（労働局）が一体となって、雇用対策本部会議を開催し、雇用情勢や雇用対策実施状況を把握し理解の一致を得た上で、今後の雇用対策の方針を議論し、決定している。

同本部の方針に基づく施策は、既述の説明からも分かるとおり、まだまだ改善の余地があるとはいえ、確実に成果を上げてきており、同本部は基金を有効に活用するため、高知県の産業振興等に活用するといった戦略的な事業実施方針を示すという責務を果たすにふさわしい組織といえる。

今後の施策においては、同本部がリーダーシップを取って、より少ない費用でより大きな効果が期待できる事業となるような方針を示していくべきであろう。

（３）１年ごとの事業のモニタリングを徹底するべきであること

ア　今回の監査を通じて、複数年度にわたる継続事業の場合、委託先から担当事業課に対して１年ごとに事業報告がなされた上で次年度の事業計画書も提出されており、継続事業においては１年ごとの事業のモニタリングがなされていることは確認できた。

イ　もっとも、次年度の事業内容は、基本的に事業担当課内で協議検討がなされ、事業担当課以外の部署が協議に加わることは少ないものと思われる。

例えば、個別検討でも取り上げた地域版アウトソーシング受託者等育成事業は、事業初年度である平成21年度の事業計画は、平成21年度にテレワークへの参加を希望する地域の人材、事業者に対する教育や相談業務を実施するため、テレワークの知識や技術をもった者を雇用し、相談業務等の充実を図るとともに、テレワークによる新たな雇用・就業の場を創出すること、更には習得スキルを活用した地域産業の振興を目指す活動促進することを目的として始められたものであるが、３カ年の継続事業として、テレワークを利用した就労機会を創出する→県庁業務のアウトソーシングといった社会参画を契機に行政への参画を促進する→地域リーダーを育成し公共の担い手を創出する、と３段階にステップアップすることを事業内容としていた。

地域版アウトソーシング受託者等育成事業は、当初行政管理課の担当であったが、後に地域づくり支援課に移管され、「テレワークを利用した県庁の仕事への参加を通じた」といった観点よりも、地域を担う人材育成、地域の活性化という観点により比重が移った事業内容にシフトしていった。その結果、本事業を通じて育成されたテレワーカーの人数の把握ができていないため間接的な雇用効果が分からないこと、ひいては雇用創出数や地域振興の担い手育成等の実績が把握できていないことにつながる結果となったことは本文でも触れたとおりである。

仮に、継続事業については、事業担当課以外の部署なども交えた上で次年度事業計画の協議等がなされていれば、様々な視点から、直接的・間接的雇用効果を把握するために、雇用創出数や地域振興の担い手等の実績などを後追い調査し、新たな雇用の創出、継続的な雇用の創出に資するような点を事業内容に付加することも期待できたはずである。

ウ　やはり、継続事業であっても、公費が投入される以上は、１年ご

との事業のモニタリングを徹底し、次年度の事業内容を精査すること、あるいは、次年度に事業を継続するか否かを検討する必要がある。

その意味では、雇用労働政策課は、事業担当課に対し、その検討経過の分かる資料の提出を求めることが望ましいといえる。

（４）実施後の事業評価を実施するべきであること

ア　国の実施要領によれば、ふるさと基金事業については、事業終了後、地域協議会が事業評価を実施することが規定されているが、実際には、事業終了後の地域協議会による事業評価は、事務局である雇用労働政策課から各構成員への事業実績や委託事業終了後の事業・雇用の継続状況等の報告にとどまっている。

イ　確かに、ＱＡにおいて、地域協議会は意思決定機関ではないとされており、地域協議会による事後評価を行うことが法的に義務づけられているわけではない。

しかし、事業実施後の事業評価は、今後の雇用対策を有効に行う上でも効果的であり、事業終了後の事業評価を実施することが望ましいと思われる。

ウ　ふるさと基金終了時には地域協議会での事業評価は実施されていないものの、高知県産業振興推進ふるさと雇用事業費補助金により現在継続している事業については、補助金終了時において、各事業実施主体が自立できるように平成 24 年度から経営計画書の提出を求め、地域産業振興アドバイザーによる財務面を含めた経営計画の評価を行い、事業者へのヒアリングやアドバイス、また外部アドバイザーの派遣などによる支援を行っているとのことであり、そうした取組で更に事業効果を高めるとともに、事業終了時に雇用効果、産業振興の効果等事業の分析・評価を行い、今後の高知県の雇用政策及び産業振興政策に活かすべきである。

（5）失業者対策であることが重視されるべきであること

ア　ふるさと雇用基金事業実施要領には、労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うことが必須要件であり、確認方法については、雇用保険受給者資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によることとされている。

イ　包括外部監査人らが基金事業の事業報告を精査した際にも、全ての事業において上記方法により失業者であることの確認がなされており、失業者対策事業の形式については徹底が図られていた。

ウ　しかし、雇用労働政策課に提出されている実施報告書には、履歴書等の失業者であることの疎明資料が添付されていない。かかる情報は当然個人情報であるが、公費を支出する以上、履歴書等の疎明資料の提出を求めることが望ましい。

エ　次に、一部の事業においては、事業の遂行に必要な条件を付したため、結果的に、雇用された者が金融機関ＯＢなどに限定されたものがあった。かかる運用は、ＱＡに沿ったものであり、また、産業振興を図る事業を実施するためには必要なものであったが、事業を実施する場合には、産業振興の効果等があるか、条件設定が適切かを慎重に吟味する必要がある。

オ　また、以前の従業員が退職した直後にふるさと基金で雇用されたという事例があった。実施要領の要件は満たしており、調査したところ問題はなかったものの、雇用対策の趣旨に反することがないように、事業の新規性・当該従業員の就労状況等のその他の要件も慎重に考慮して、雇用対策の趣旨に合致しているか判断されるべきである。

カ　さらに、県として、かかる雇用をいかに正規雇用につなげていくかという視点での取組も、あわせて行うべきであると考える。

（6）雇用対策は、産業振興・少子化対策とあわせて行うべきであること

ア　前記のとおり、高知県の人口は、1985年に比べ約９万人も減少し、あわせて労働力人口も減少が続いている。

労働力人口の減少は、少子高齢化や労働力の県外流出といった要因があると考えられる。

イ　労働力の県外流出の大きな要因としては、産業基盤が弱く雇用の受け入れ先が少ないことがある。言うまでもなく、今後もより一層産業振興を図り、雇用の基盤づくりを進めていくことが大切である。その意味では、個別に検討した中核企業等育成支援事業、地域産業支援事業のように、高知県が、ふるさと基金を積極的に活用して、産業振興対策の事業を実施したことは重要なことである。また、産業振興は一定の期間を要することはやむを得ないことから、高知県が、高知県産業振興計画に基づく産業振興を図るべく、ふるさと基金終了後県費で高知県産業振興推進ふるさと雇用事業費補助金を創設し、地域の取組を支えようとしていることは、ふるさと雇用基金を活かすために必要なことである。

ウ　少子高齢化は、高知県に限ったことではないが、産業基盤が弱く労働力の県外流出が続く高知県においては、その影響は他県よりも重大である。県人口が減少すれば、市場がさらに縮小し、それにより雇用状況がより一層悪化することは明らかである。

エ　こうした中、継続的雇用を創出するためには、単なる雇用対策にとどまらず、産業振興・少子化対策が必要不可欠であり、県はより一層産業振興・少子化対策を進めるべきである。

オ　また、少子化は、高知県だけではなく、国全体の問題である。既に高知県知事が全国知事会を代表して、抜本的な対策として基金創設等の要望を国に訴え、これにより、地域における少子化対策の強化として国の平成 25 年度補正予算において、新たな交付金が設立されている。県としては同交付金を活用して、少子化対策により積極的に取り組むとともに、引き続き、国に対して、少子化対策をより一層強化するよう要望していくことが必要である。

7　最後に

高知県においては、既に述べたとおり、知事を本部長とする「雇用対策本部」を設置し、雇用対策に取り組むとともに、県経済活性化のためのトータルプランとして「高知県産業振興計画」を策定し、平成24年度からは「第2期産業振興計画」により、高知県産業の将来像や計画全体の目標を掲げるなど、官民協働での取組を進めてきた。

その結果、高知県の有効求人倍率は、3年連続で前年度比を上回り、本年1月には、0.79倍と、昨年11月から3ヶ月連続して過去最高となるなど、雇用情勢は着実に改善している。この改善の動きを確実なものとするため、引き続き、雇用の拡大や正社員化に向けた取組が必要である。

しかし、他方で、高知県全域が雇用開発促進法上の雇用開発促進地域に該当するなど厳しい雇用情勢が継続していることも事実である。

雇用対策を推進するため、高知県は、地域雇用開発計画を策定し、新たな雇用機会の創出では、①産業基盤となるインフラの整備、②製造業の高度化につながる企業や不足する事務系職場の創出につながる企業等の誘致の促進、③地域の強みを活かした新事業展開や経営革新等に取り組む既存中小企業に対する支援等に加えて、④高知県産業振興計画の「地域アクションプラン」など、地域資源を活かした雇用創出の取組などを行っている。

高知県の新たな雇用創出を促進するためのこのような姿勢は、その他に高知県が公共職業能力開発施設を活用して人材育成を実現していることや、地域求職者、ことに厳しい状況にある若者の就職支援策として高知県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち）を設置し就職相談等を行っていること、U・Iターン就職の促進と県内企業の人材確保を支援するためにインターネットを利用した求人・求職者情報の提供や移住政策と連携した就職相談会等を行っていること等を含めて、非常に的を射たものであり、高く評価するべきものであるといえる。

もっとも、高知県の産業振興計画等の取組が正しいとしても、いかにこれを実践していくのかという点こそが重要であり、ことに今回の監査の中心的対象としたふるさと雇用基金については、新たな雇用の創出や継続的な雇用の創出という観点に相応しい内容を伴ったものでなければならなかったのであり、かかる観点は不可欠であった。

包括外部監査人らは、ふるさと雇用基金を利用した近年の全ての事業報告書に目を通し、個別的検討を行ったが、それを踏まえて前述のとおり、①事業選別をするべきであること、②事業実施に際して目標設定を求めるべきであること、③1年ごとの事業のモニタリングを徹底するべきであること、④事業実施後の事業評価をするべきであること、⑤失業者対策であることが重視されるべきであること、⑥雇用対策は、産業振興・少子化対策とあわせて行うべきであることといった意見を述べた。

かかる6点の意見は、言うまでもなく違法性の問題ではなく、相当性・妥当性の問題である。公費を投入する以上は手続が違法でなければ問題はないというものではなく、相当性・妥当性を有した事業でなければならないはずである。

しかしながら、事業終了となっている事業の中には結果としては相当性・妥当性を有しているか否かについて課題点・問題点が残ると思われるものや、結果として事業が終了し短期間の雇用の創出しかできなかったという意味で、新たな雇用の創出、継続的な雇用の創出にはつながっていないと評価せざるを得ないものも散見された。

この原因は、つまるところ国が公費を支出する際の要件をより厳格にし、県あるいは市町村に上記6点の意見などを踏まえた要件を検討する制度を構築していなかったことに尽きるものと思われる。

ふるさと雇用基金事業は既に終了しているが、既に述べたとおり、県はふるさと雇用基金事業を活かすべく、高知県産業振興ふるさと雇用事業補助金を創設し、これに基づき現在事業が実施されており、また、国は都道府県に造成されている基金を積み増し、「地域人づくり事業」を創設した。これらの事業実施に際しては、ふるさと雇用基金が抱えていた課題点・問題点を改善するべく、上記6点の意見などを踏まえた制度・運用とされることを提言したい。

適切かつ的確な公費の支出によって、高知県が進めている高知県産業振興計画と相まって、真に継続的な雇用の創出に資する事業が展開されることを切に希望する次第である。

以上

【巻末資料】

資料1

別紙

ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領

第１　趣旨

現下の雇用失業情勢にかんがみ、ふるさと雇用再生特別交付金（以下「交付金」という。）を都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、雇用失業情勢の厳しい地域において、地域の実情に応じて、各都道府県及び市町村の創意工夫に基づき、地域の雇用再生のために、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業（以下「基金事業」という。）を実施し、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることとする。

第２　事業主体

基金事業の事業主体は、都道府県とする。

第３　基金事業の内容

基金事業は、交付金により都道府県において造成された基金を活用して都道府県が行う次の事業とする。なお、基金事業にはこれらの事業に係る周知及び広報並びに基金の運営及び管理を含むものとする。

(1) 地域における継続的な雇用機会の創出を図るために、民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）、その他の法人又は法人以外の団体等に対する委託により行う事業（以下「委託事業」という。）

(2) 事業を行う市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）へ補助金を交付する事業（以下「市町村補助事業」という。）

(3) 委託事業の実施のために新規に雇い入れた労働者を正規労働者として雇い入れた事業主に対する一時金の支給に関する事業（以下「一時金の支給事業」という。）

(4) 地域基金事業協議会（以下「地域協議会」という。）の運営に関する事業（以下「地域協議会の運営事業」という。）

(5) 上記に附帯する事業

(6) その他厚生労働大臣が定める事業

第4　基金事業の運営

1　基金の造成

基金は、別に定める「平成20年度ふるさと雇用再生特別交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの交付金を受けて造成するものとする。

2　基金の運用方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

(1) 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得

(2) 金融機関への預金

(3) 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

3　基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基金に繰り入れることなく、第3に掲げる基金事業に要する経費に充てることができるものとする。

4　基金の取崩しの制限

基金（3により繰り入れられた果実を含む。）は、第3に掲げる基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

5　基金の残額の取扱い

都道府県は、基金事業の終了時において、基金に残額がある場合は別に定める手続きに従い、これを国に納付するものとする。

6　基金事業の事業計画等

(1) 都道府県は、交付金の交付申請時にふるさと雇用再生特別基金事業計画書(全体)（別紙様式第1号）を、各事業年度の開始前にふるさと雇用再生特別基金事業計画書（別紙様式第2号）を作成し、都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出し、その確認を受けるとともに、これを公表するものとする。

(2) 都道府県は、前項の計画を変更しようとする場合には、あらかじめふるさと雇用再生特別基金事業計画変更書（別紙様式第3号）を作成し、都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出し、その確認を受けるとともに、これを公表するものとする。

(3) 都道府県は、基金造成時以降上下半期ごと（9、3月末）に、当該上下半期に終了した基金事業についてふるさと雇用再生特別基金事業実績報告書（別紙様式第4号）を作成し、当該上下半期の末月の翌月20日（ただし、毎年度下半期にあっては出納整理期間末日が含まれる月の翌月20日。）までに、都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出するとともに、これを公表するものとする。

(4) 事業計画の策定及び事業の実施等にあたっては、地域協議会の意見を聴くほか、必要に応じて、その他の関係者の意見を聴くとともに、事業に新規雇用した労働者が、当該事業における雇用期間終了後において、引き続き雇用されるよう又はその事業での経験を生かして安定した雇用につながるよう留意するものとする。その際、非正規労働者や障害者等にも配慮するものとする。

7　基金事業の担当窓口の明確化等

(1) 都道府県は、基金事業に係る担当窓口を明確にし、基金事業を周知し、広報するとともに、各事業の委託や労働者の募集に関する問い合わせに対応するものとする。

(2) 都道府県は、都道府県労働局と必要な連携を図るものとする。

8　基金事業の中止又は廃止

(1) 都道府県は、基金事業を中止又は廃止しようとするときは、地域協議会の意見を聴くほか、あらかじめふるさと雇用再生特別基金事業中止（廃止）承認申請書（別紙様式第5号）を作成し、都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

(2) 厚生労働大臣は、(1)の承認をする場合において、必要に応じて、条件を付することができるものとする。

9　基金事業の事故の報告

都道府県は、基金事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

10　基金事業の終了等

(1) 基金事業は、平成23年度末までとする。ただし、平成23年度から新たに開始した基金事業を平成24年度も継続して実施することを希望する都道府県にあっては平成24年9月末までとする。なお、平成23年度末まで基金事業を実施した都道府県における精算については平成2

４年６月末まで、平成２４年９月末まで基金事業を実施した都道府県における精算については平成２４年１１月末までとすることができる。

(2) 厚生労働大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。

① 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく厚生労働大臣の処分若しくは指示に違反した場合

② 都道府県が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合

③ 都道府県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

④ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3) 厚生労働大臣は、(２)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

(4) (3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利５．０％の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(5) 基金の解散後において、事業実施者等から基金への返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

11 基金事業の経理等

(1) 都道府県は、基金事業経理について、第５による委託事業、第７による市町村補助事業、第８による一時金支給事業及び第９による地域協議会運営事業に係る経費ごとに会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならないものとする。

(2) 都道府県は、(１)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに基金事業の完了した日（８の(１)による基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び１０の（２）による基金事業の終了を命ぜられた場合を含む。）の属する会計年度の終了後５年間、厚生労働大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならないものとする。

12 基金事業の検査等

(1) 厚生労働大臣は、基金事業の適正を期するため必要があるときは、都道府県に対し報告を求め、又は厚生労働省職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 厚生労働大臣は、(1)の調査により、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及びこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

13 各種助成金との併給調整

委託事業を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

第５ 委託事業

1 委託事業

(1) 基金事業の対象となる委託事業

① 事業例（別紙）を参考に都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

② 建設・土木事業でないこと。

③ 雇用機会を創出する効果が高い事業であること。

④ 地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される事業であること（草刈り、単純清掃等の軽作業、事業継続性の見込まれない調査研究事業等は除く。）。

(2) 新規雇用する労働者

① 労働者の募集

新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

② 労働者の雇用期間

新規雇用する労働者の雇用期間は、原則1年以上とし、更新ができるものであること。

ただし、事業の性質上、当該事業に従事する労働者と1年間の雇用契約を締結することが適当でないと認められる場合には、必要に応じて、6か月以上1年未満の雇用期間についても認めるものであること。

③　失業者であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。

なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によることとする。

2　事業委託の対象者

事業委託の対象者は、民間企業、ＮＰＯ法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものとする。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託事業の対象者とはしないものとする。

3　委託契約等

都道府県における委託事業に係る委託契約の際には、各都道府県の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるものとし、各都道府県の財務規則等に基づき、契約するものとする。

また、基金事業について、請負契約を締結し、請負先を一般競争入札又は指名競争入札により決定する場合は、低入札価格制度、最低制限価格制度を適宜利用するものとする。

なお、委託契約等には当該都道府県において規定する事項のほか、次の事項を含めなければならないものとする。

(1) 委託事業の予定期間及び終了予定期日

(2) 予定される事業費及び人件費

(3) 事業に従事する予定の全労働者数及びそのうち新規雇用する予定の失業者の数

(4) 事業で新規雇用する予定の労働者の雇用期間

(5) 事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法

(6) 受託者は、労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かを確認するものであること。

(7) 委託者は、受託者が事業の実施にあたり1に反した場合には委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。

(8) 事業が終了した場合は、前記(1)から(5)までの事項を内容に含む実績報告を作成し、都道府県に提出しなければならないこと。

(9) (8)により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、委託者は受託者に対し、返還を命じなければならないこと。

なお、委託事業に係る契約期間終了時点において、次の要件を満たす場合、受託者は、委託費により発生した収入の返還を要しないこと。

①　受託者が、自助努力により、委託事業に係る契約期間終了後も事業を継続すること。

②　受託者が、委託事業において雇用した労働者のうち、その1／2以上を委託事業に係る契約期間終了後も継続して雇用すること。

第6　事業の上積み

都道府県は、第5の規定により委託事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、事業の上積みができるものとする。

第7　市町村補助事業

都道府県は、市町村が第5の規定により事業を実施する場合において、基金を財源として市町村に補助金（補助率１０／１０）を交付することができるものとし、第5及び第6に掲げる条件を付さなければならないものとする。

なお、補助事業には、事業に係る周知及び広報並びに事業の運営を含むものとする。

この場合において、第5及び第6中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

第8　一時金の支給事業

都道府県は、委託事業の実施のために新規に雇い入れた労働者を引き続

き正規労働者として雇い入れた事業主に対する一時金（以下「一時金」という。）を支給する。

1　支給対象

都道府県は、次のいずれにも該当する事業主に対して一時金を支給するものとする。

(1)第５又は第７の規定により事業を実施する事業主であること。

(2)委託事業の実施のために新規に雇い入れた労働者をその契約期間の終了の日までに、継続して雇用する正規労働者として引き続き雇い入れるものであること。

2　支給方法

委託事業の実施のために新規に雇い入れた労働者を正規労働者として雇い入れた事業主は、一時金の支給の申請を行うことができるものであり、都道府県は当該事業主からの申請を受けて支給するものとする。

なお、一時金の支給申請書の受理については、市町村が行うことができるものとする。

3　支給金額

対象労働者１人当たり３０万円とする。

4　支給制限

１に該当する事業主が、偽りその他不正の行為により、一時金の支給を受け、又は受けようとしたときは、１の規定にかかわらず、支給しないことができる。

第９　地域協議会の運営事業

都道府県は、地域協議会の運営を行う。

１　構成

地域協議会の構成員には、以下の者を含めることとする。

(1) 都道府県

(2) 都道府県労働局

(3) 労使団体

(4) 必要に応じその他の地域関係者、有識者等

2　事務

地域協議会は、以下の事項につき、調査審議する事務をつかさどるものとする。

(1) 実施事業の選定・事業計画の策定

(2) 事業終了後の事業評価

(3) 事業の中止又は廃止の決定

(4) その他地域協議会の事務として定められた事項

3　庶務

地域協議会の庶務は、都道府県において総括し、及び処理する。

第10　事業計画全体としての要件等

1　第４の６に規定するふるさと雇用再生特別交付金事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）に盛り込まれた第５及び第７の規定により実施する事業が、年度ごとの当該事業計画全体として、次の要件に該当するものであることとする。

なお、当該要件は、都道府県が作成する年度ごとの事業計画全体として判断されるものであり、個々の委託事業については、本事業の趣旨を踏まえ、効果的な運用に努める必要がある。

委託事業に係る経費のうち、失業者に向けられる人件費は２分の１以上であること。また、基金事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定するものとする。

2　事業計画の策定や事業の実施に際しては、障害者、日系人その他就職が困難な者等特に各地域において支援が必要となる者の状況も踏まえ、こうした者に対し、雇用機会が提供されるよう配慮すること。

また、幅広い層の地域求職者等に雇用機会を与える観点から、特定の失業者のみを対象とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業とならないようにすること。

なお、事業で新規雇用する労働者に関しては、第５及び第７の規定により実施する複数の事業に同一の者が重ねて就くことのないよう留意すること。

第11　基金事業の実績報告

1　都道府県は、基金事業が終了したとき又は平成２３年度末（平成２３年度から新たに開始した基金事業を平成２４年度も継続して実施する場合にあっては平成２４年９月末）を経過したときは、その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末

日。）から１か月以内にふるさと雇用再生特別基金事業実績等報告書（別紙様式第６号）を作成し、都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。

２　厚生労働大臣は、前項の実績報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、都道府県に対して報告を求め、又は厚生労働省職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る基金事業が適正に行われたかどうかを調査することができるものとする。

３　厚生労働大臣は、前項の調査により、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及びこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県に対して適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第12　財産の取得制限

地方公共団体が基金事業を実施する場合に必要となり取得する財産（委託事業の委託先が委託事業を実施する場合に取得する財産を含む。）は、取得価格又は効用の増加価格が５０万円未満のものとし、５０万円以上の財産の取得は認めないものとする。

第13　その他

１　平成２０年１２月１日以降に開始された基金事業について、基金を活用できるものであること。

２　第８に定める一時金の支給事業については、平成２１年１１月３０日以前に、平成２１年１１月３０日職発１１３０第９号「ふるさと雇用再生特別基金事業の運用の改善について」による改正前の平成２１年１月３０日職発第０１３０００５号「ふるさと雇用再生特別基金事業の実施について」別紙「ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領」の第８に定める要件（以下「旧要件」という。）により取り扱っていた場合、当該要件を適用することとして差し支えない。

３　この要領に定める事項について、必要が生じた場合に厚生労働省職業安定局長が必要な変更を施すものとする。

４　この要領に定めるもののほか、基金事業に関し必要な事項は、厚生労働省職業安定局長が定めるものとする。

高知県ふるさと雇用再生特別基金事業地域協議会設置要綱

（目的）

第１条　現下の雇用失業情勢に鑑み、国から交付されるふるさと雇用再生特別交付金を基に造成する高知県ふるさと雇用再生特別基金（以下「基金」という。）を活用し、地域の実情に応じて県及び市町村（広域連合及び一部事務組合を含む。）の創意工夫に基づき、地域の雇用再生のために地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業について調査・審議するため、高知県ふるさと雇用再生特別基金事業地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務）

第２条　協議会は、基金に関する次に掲げる事項を取り扱う。

（１）実施事業の選定及び事業計画の策定に関すること
（２）事業終了後の事業評価に関すること
（３）事業の中止又は廃止の決定に関すること
（４）その他協議会の事務として別に定める事項

（設置期間）

第３条　協議会の設置期間は、平成２５年３月末日までとする。

（組織等）

第４条　協議会の委員は９名以内とし、別表に掲げる団体の委員により構成する。

２　委員の任期は、前条による協議会の設置期間とする。

３　後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の選出及び職務）

第５条　協議会に、会長を置く。

２　会長は、高知県商工労働部長の職にある者をもって充てる。

３　会長は、協議会の運営を主宰する。

４　会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代行する。

（運営）

第６条　協議会は、必要に応じて会長が招集する。

２　会長は必要があると認めたときは、関係者及び学識経験者の出席を求めることができる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、高知県商工労働部雇用労働政策課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年２月２３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年６月１２日から施行する。

資料２

高知県ふるさと雇用再生特別基金事業　地域協議会

	団体名
労働団体	日本労働組合総連合会高知県連合会
経済団体	高知県経営者協会
	高知県商工会議所連合会
	高知県商工会連合会
	高知県中小企業団体中央会
行　政	高知労働局
	高知県市長会
	高知県町村会
	高知県

資料３

高知県ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和４３年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第２４条の規定に基づき、高知県ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第2条　県は、現下の雇用失業情勢に鑑み、国から県に交付されるふるさと雇用再生特別交付金により設置した高知県ふるさと雇用再生特別基金（以下「基金」という。）を活用することにより、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情に応じて、その創意工夫に基づき、地域の雇用再生のために地域求職者等を雇い入れて継続的な雇用機会を創出する事業を実施する市町村（広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業）

第3条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（１）補助事業の内容

ア　地域における継続的な雇用機会の創出を図るために、市町村が団体等に委託して行う事業（以下「委託事業」という。）

イ　市町村が行う補助事業の周知及び広報並びに補助事業の運営（以下「事務費」という。）

（２）委託事業

ア　委託事業の範囲

（ア）別添の事業例を参考に市町村が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的に既存事業であると判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

（イ）建設事業又は土木事業でないこと。

（ウ）雇用機会を創出する効果が高い事業であること。

（エ）地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される事業であること（草刈り、単純清掃等の軽作業、事業継続性の見込まれない調査研究事業等を除く。）。

イ　新規雇用する労働者

（ア）労働者の募集

新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みを原則とする。ただし、やむを得ず文書による募集、直接募集等を行う場合は、募集の公開を図るものであること。

（イ）労働者の雇用期間

新規雇用する労働者の雇用期間は、原則として１年以上とし、更新ができるものであること。ただし、委託事業の性質上、当該委託事業に従事する労働者と１年間の雇用契約を締結することが適当でないと認められる場合は、必要に応じて６月以上１年未満の

雇用期間についても認めるものとする。

（ウ）失業者であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。この場合において、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書その他失業者であることを証明することができるものの提示を求めること等によることとする。

ウ　委託事業の対象者

委託事業の対象者は、民間企業、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものとする。ただし、宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とするもの又は別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものは、委託事業の対象者としてはならない。

エ　委託契約等

委託事業を行うために締結する契約については、市町村の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とする。ただし、契約の性質又は目的が競争に適さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続によるものとし、市町村の財務規則等に基づき、契約するものとする。

委託内容が請負の場合であって、請負先を一般競争入札又は指名競争入札により決定する場合は、低入札価格制度又は最低制限価格制度を適宜利用するものとする。

委託契約等には、当該市町村において規定する事項のほか、次に掲げる事項を含めなければならないものとする。

（ア）委託事業の予定期間及び終了予定期日

（イ）予定される委託事業費及び人件費

（ウ）委託事業に従事する予定の全労働者数及びそのうち新規雇用する予定の失業者の数

（エ）委託事業で新規雇用する予定の労働者の雇用期間

（オ）委託事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法

（カ）受託者は、労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かを確認し、証明できるものの提示を求め、その写しを保管すること。

（キ）市町村は、受託者が委託事業の実施に当たりア及びイの規定に反した場合は、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。

（ク）委託事業が終了した場合は、（ア）から（カ）までの規定を内容に含む実績報告を作成し、市町村に提出しなければならないこと。

（ケ）（ク）の規定により委託契約額を確定した結果、概算払により受託者に交付した委託費に残額が生じたとき又は委託費により発生した収入があるときは、市町村は、受託者に対し、返還を命じなければならないこと。ただし、委託事業に係る契約期間の終了時点において、次に掲げる要件を満たす場合は、受託者は、委託費により発生した収入の返還を要しないこと。

①　受託者が、自助努力により、委託事業に係る契約期間の終了後も当該事業を継続すること。

②　受託者が、委託事業において雇用した労働者のうち、２分の１以上を委託事業に係る契約期間の終了後も継続して雇用すること。

（３）補助事業の要件等

ア　補助事業は、原則として、次に掲げる要件に該当するものであることとする。

委託事業に係る経費のうち、新規雇用の失業者の人件費が２分の１以上であること。この場合において、委託事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

イ　補助事業の計画の策定及び補助事業の実施に当たっては、障害者、日系人その他就職が困難な者等特に各地域において支援が必要となる者の状況も踏まえ、こうした者に対し、雇用機会が提供されるよう配慮し、幅広い層の地域求職者等に雇用機会を与える観点から、特定の失業者のみを対象とした委託事業及び教員等公務員の退職者対策のための委託事業とならないようにすること。この場合において、委託事業で新規雇用する労働者に関しては、県及び市町村が基金を活用して実施する複数の委託事業に同一の者が重ねて就くことがないよう留意すること。

ウ　補助事業は、平成２３年度末までとする。ただし、平成２３年度から新たに開始した事業であって、平成２４年度も継続して実施する場合は、平成２４年９月末までとする。

（補助対象経費）

第4条　補助対象経費は、補助事業の目的を達成するために実施する前条第１号に規定する事業等に要する経費のうち、知事が必要があると認めるものとする。ただし、補助対象とする財産（委託事業の委託先が委託事業を実施する場合に取得する財産を含む。）は、取得価格又は効用の増加価格が５０万円未満のものとし、５０万円以上の財産の取得は、認めないものとする。

（補助率）

第5条　補助率は、前条に規定する補助対象経費の１０分の１０以内とする。

（事業計画等）

第6条　市町村は、補助事業を実施しようとするときは、事業を実施する年度の開始前に、別記第１号様式による事業計画書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の規定により事業計画書を提出しなかった市町村が新たに補助事業を実施しようとするときは、あらかじめ別記第１号様式による事業計画書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

３　市町村は、前２項の規定により承認された補助事業のほかに新たに事業を追加しようとするときは、あらかじめ別記第２号様式による事業計画変更書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

４　市町村は、補助事業の計画の策定、補助事業の実施等に当たっては、必要に応じて関係者の意見を聴くとともに、委託事業に新規雇用された労働者が当該事業における雇用期間の終了後において、引き続き雇用されるよう又は当該事業での経験を生かして安定した雇用につながるよう支援に努めなければならない。この場合において、非正規労働者、障害者等にも配慮しなければならない。

（補助金の交付の申請）

第7条　市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第３号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の通知）

第8条　知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該市町村に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条　補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）補助事業の重要な変更をしようとするときは、あらかじめ別記第４号様式による変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

（2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（3）補助事業の遂行及び支出状況について知事から報告を求められた場合は、速やかにその状況についての報告を記載した書面を作成し、知事に提出しなければならないこと。

（4）補助金に係る収入及び支出を明らかにした会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、その使途を明らかにしておかなければならないこと。

（5）前号の規定による経理を行う場合は、その収入及び支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに補助事業の完了（第１１条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合又は第１５条の規定による補助事業を取り消された場合を含む。）の日の属する会計年度の終了後５年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならないこと。

（6）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運営を図らなければならないこと。

（7）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

（8）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（9）補助事業を行うに当たっては、この要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）、国が定めたふるさと雇用再生特別基金事業実施要領（以下「国の要領」という。）及び規則の規定を遵守しなければならないこと。

（事業計画の重要な変更）

第10条　前条第１号の規定による変更承認を必要とする補助事業の重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

（1）新たな事業の追加

（2）既に補助金の交付決定を受けた各事業についての次に掲げる変更

ア　事業名の変更

イ　事業内容の大幅な変更

ウ　事業実施場所の大幅な変更

エ　事業費の増額又は２０パーセントを超える減額

オ　新規雇用される失業者の数の変更

カ　事業実施期間の２月を超える変更

キ　委託事業の委託先が委託事業を実施する場合に取得する財産（取得価格が１０万円以上の備品に限る。）の総額が５０万円以上の増額となる変更

（3）事務費の増額

（補助事業の中止又は廃止）

第11条　市町村は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第５号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　知事は、前項の規定による承認をする場合は、必要に応じて条件を付すことができる。

（概算払の請求）

第12条　市町村は、毎年度上半期（９月末）終了後、補助事業の概算払の請求ができるものとする。ただし、概算払の請求ができる額は、補助事業について市町村が既に受託者に対して支払った額又は次の算式により得られる額のいずれか少ない方を上限とする。

限度額 ＝ 委託契約額 × 上半期までの事業実施月数 ／ 当該年度全体の事業月数

２　市町村は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第６号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

第13条　市町村は、毎年度上半期（９月末）までに完了した事業及び事務費について、別記第７号様式による実績報告書（上半期）を作成し、当該年度の１０月１０日までに知事に報告しなければならない。ただし、次条第１項の規定による実績報告書を提出している場合は、省略することができるものとする。

（実績報告）

第14条　市町村は、補助事業の完了（第１１条の規定による補助事業の廃止又は次条の規定による知事から補助金の交付決定の全部の取消しを命ぜられた場合を含む。）の日から１５日以内に、別記第８号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の規定による実績報告を受けた場合は、その書類の内容を審査し、必要があると認めるときは、市町村に対して報告を求め、又は職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る補助事業が適正に行われたかどうかを調査することができるものとする。

３　知事は、前項の調査により、適正化法、適正化法施行令、国の要領、規則又はこの要綱の規定に適合しない事実が明らかになった場合は、市町村に対して適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第15条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助事業について変更を命ずることができる。

（１）市町村が適正化法、適正化法施行令、国の要領、規則若しくはこの要綱の規定又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（２）市町村が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）市町村が補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

（４）前３号に掲げるほか、補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（５）市町村が委託する事業の対象者が、別表に掲げるいずれかに該当する場合

２　知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

３　前項の規定による補助金の返還が期限内にされない場合は、知事は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利５．０パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずることができる。

４　知事は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、前項の規定に基づく延滞金について、全部又は一部を免除することができる。

５　前各項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（検査等）

第16条　知事は、補助事業の適正を期するため、必要があると認めるときは、職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　知事は、前項の調査に基づき、適正化法、適正化法施行令、国の要領、規則又はこの要綱の規定に適合しない事実が明らかになった場合は、市町村に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

（事業の上積み）

第17条　市町村は、第３条第２号の委託事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、事業の上積みができるものとする。

（担当窓口の明確化等）

第18条　市町村は、補助事業に係る担当窓口を明確にし、補助事業を周知し、及び広報するとともに、事業の委託及び労働者の募集に関する問い合わせに対応しなければならない。

（各種助成金との併給調整）

第19条　委託事業を行う事業主に対する委託費と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国の助成金（国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

（グリーン購入）

第20条　市町村は、委託事業の委託先に対して、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるよう促すものとする。

（情報の開示）

第21条　補助事業及び補助対象者である市町村に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第22条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２１年３月１９日から施行する。

２　この要綱は、平成２４年９月３０日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第９条第５号から第９号まで、第１５条及び第２１条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附　則

この要綱は、平成２２年１月２０日から施行し、平成２１年１０月２３日から適用する。ただし、第３条第１号イ及び第１０条第３号の規定については、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月９日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２３年１２月１４日から施行する。

資料３

別表（第３条、第15条関係）

1　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
2　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
3　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
4　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
5　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
6　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
7　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
8　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
9　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

資料４

平成21年度　高知県ふるさと雇用再生特別基金事業実績一覧（上半期廃止分）

市町村事業（上半期）

公表月	整理番号	分野	事業名	事業内容	実績額	雇用者数	事業担当課
4月	51	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者と障害者や子どもたちが交流ができる地域の交流拠点づくりを構築するため、生きがいデイサービス、地域との交流事業、ボランティア等への福祉学習会を実施するとともに、地域住民の参画を得た持続可能な運営体制づくりを行う。	－	－	越知町 住民課
4月	52	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者・障害者・幼児・学童・地域の方が自由に出入りでき、時間を共有することのできる、地域の集いの場づくりを行うとともに、日中見守りの必要な高齢者や障害者、幼児や児童の一時預かりや緊急時の宿泊サービス等を行う事業を実施する。	－	－	仁淀川町 保健福祉課
4月	75	産業振興	地域産品販売支援事業・環境保全型農業の推進	直販所に持ち込みできない高齢者農家等に対し、農産物の集荷を支援するとともに、トマト残渣を堆肥化する収集・運搬システムを構築する事業を実施する。	－	－	日高村 産業環境課
4月	86	観光	土佐市観光資源発掘事業	地域資源減を活かした体験型観光ツアーを掘り起こし、ホテル業と連携して市内滞在時間の延長につなげるなど、観光資源の発掘と観光振興を推進する事業を実施する。	－	－	土佐市 産業経済課
4月	93	観光	ツーリズム開発推進事業	木造の廃校を活用した宿泊施設を拠点とした自然体験等滞在型の交流事業の開発や地域情報の発信PR活動等観光ビジネスの企画等を行う事業を実施する。	－	－	本山町 まちづくり推進課
4月	94	観光	グリーンツーリズム推進事業	嶺北地域の固有の資源を活用した観光体験ツアー等で、学校統合による空き校舎を活用した宿泊体験型グリーンツーリズムの取り組みを推進するための事業を実施する。	－	－	土佐町 産業建設課
4月	123	農林漁業	森林資源有効活用推進事業	森林内に切り捨てられた間伐材を収集し、合板会社への受け渡しなどの収集販売体制を構築する事業を実施する。	－	－	いの町 本川総合支所 産業建設課
4月	127	教育・文化	学校・家庭・地域の協働連携学習推進事業	学校応援団を組織し学校教育で行われる児童生徒のさまざまな活動を支援したり、放課後から下校までの時間を有効活用した体験活動の場を支援する事業を実施する。	－	－	土佐町 教育委員会

資料4

平成21年度　高知県ふるさと雇用再生特別基金事業実績一覧（下半期）

1. 県事業（下半期）

整理番号	分野	事業名	事業内容	実績額（円）	雇用者数（人）	事業担当課
1	介護・福祉	ふるさと雇用再生障害者就労促進事業	高幡障害保健福祉圏域において、障害者雇用についての雇用主の理解促進や企業実習生の受入枠の確保等を行うとともに、障害者就労の促進を目的に、啓発活動、企業訪問による企業内実習訓練先の確保等を実施する。	4,316,220	1	障害保健福祉課
2	介護・福祉	ふるさと雇用再生施設受注促進事業	障害者施設利用者の工賃アップを目的に、直販イベントを実施するとともに、授産品目・請負可能業務を企業へPRし、受注機会の拡大を図る。	3,210,000	2	障害保健福祉課
3	教育・文化	ふるさと雇用再生山内家資料等活用業務委託事業	土佐藩山内家に伝来し、手つかずの状態にある資料などの積極的な活用を図るための調査やデータ整理、特別展示業務を実施するとともに、山内家墓所の国の史跡指定を目指し、事業を展開する。	58,538,402	20	文化・国際課
4	産業振興	ふるさと雇用再生地域産業支援事業	本県経済の体質強化に向けたトータルプランである「高知県産業振興計画」に基づく地域アクションプラン（221事業）の実行を支援するためのチームに対して、財務上の助言等を行うとともに、各地域の産業振興に向けた取組の企画等をサポートする事業を実施する。	23,683,398	7	計画推進課
5	産業振興	ふるさと雇用再生輸出促進企業支援事業	高知県の優れた地域資源の輸出拡大を目的に、国内外での商談会の支援や海外事務所との連絡調整業務等を実施するとともに、輸出拡大に伴う新たな雇用創出を図る。	34,802,960	5	地産地消・外商課
6	産業振興	ふるさと雇用再生アンテナショップ機能強化事業	高知県産業振興計画に基づき、その重要な柱である地産外商戦略を推進するため、首都圏アンテナショップを設置し、官民協働型の新たな組織を母体に、県産品の首都圏でのモニタリング調査及び調査結果の県内事業者等へのフィードバックのほか、中食・外食及び小売・卸などへの県産品の販路拡大などを行う仲介・あっせん業務を行う事業を実施する。	1,407,474	2	地産地消・外商課
7	農林漁業	ふるさと雇用再生こうち体験ツーリズム旅行商品開発等委託事業	農林漁家民宿を拠点とした旅行商品の開発及び誘客のための専門の担当者を配置し、旅行商品の造成や情報発信を実施する。	4,938,085	1	地産地消・外商課
8	教育・文化	ふるさと雇用再生地域版アウトソーシング受託者等育成事業	テレワークへの参加を希望する地域の人材、事業者に対する教育や相談業務を実施するため、テレワークの知識や技術をもった者を雇用し、相談業務等の充実を図るとともに、テレワークによる新たな雇用・就業の場を創出する。	6,414,301	2	地域づくり支援課
9	産業振興	ふるさと雇用再生移住ビジネス創出事業	本県への移住や長期滞在をビジネスにつなげるため、民間主体の協議会の運営や移住ビジネスモデルの検討等を実施するとともに、事業化可能なものから順次スピンオフを行い、関連企業等での雇用の継続を目指す。	9,072,000	5	地域づくり支援課
10	産業振興	ふるさと雇用再生中小企業受注拡大支援事業	県内ものづくり企業の受発注情報の収集や展示会・商談会への出展支援等を行い、県内企業の受注拡大と競争力の強化を図る事業を実施する。	3,360,535	1	工業振興課
11	産業振興	ふるさと雇用再生中核企業等育成支援事業	地域経済を牽引する中核企業の育成を図るため、支援対象企業を選定して定期訪問やフォローアップを行い、各企業の課題把握とその解決を図る事業を実施する。（金融機関別に2事業行う。）	4,286,224	1	工業振興課
12	産業振興	ふるさと雇用再生中核企業等育成支援事業	地域経済を牽引する中核企業の育成を図るため、支援対象企業を選定して定期訪問やフォローアップを行い、各企業の課題把握とその解決を図る事業を実施する。（金融機関別に2事業行う。）	4,270,531	1	工業振興課
13	産業振興	ふるさと雇用再生中小企業経営支援事業	生産活動に影響を受けている製造業を中心に定期的かつ集中的に企業訪問し、経営状況をタイムリーに把握するとともに、経営の安定に向けて各支援機関との連携による事業導入や仕事の斡旋等を行う事業を実施する。	5,888,672	2	工業振興課
14	産業振興	ふるさと雇用再生県産品連携強化支援事業	食品加工分野における県内での商品製造を促進するため、加工事業者の概要や設備、衛生面などの情報をデータベース化して基礎資料を作成し、原材料生産者や販売店と加工事業との マッチングを進める事業を実施する。	4,715,093	2	工業振興課
15	産業振興	ふるさと雇用再生ウェブサイト活用ビジネスモデル構築事業	最新型Webサイトシステムを開発し、顧客満足度を向上させるビジネスモデルを構築するとともに、利用を希望する県内事業者に提供することにより、県の地産外商戦略を推進する事業を実施する。	9,156,155	4	新産業推進課
16	産業振興	ふるさと雇用再生南国オフィスパークセンター利用促進事業	南国オフィスパークセンターのインキュベーション機能の強化や入居企業の起業化支援などを実施する。	2,940,000	1	企業立地課
17	教育・文化	ふるさと雇用再生キャリア教育推進事業	県内就職とキャリア教育の推進を目的に、生徒の企業実習等を受け入れる協力企業の開拓や、取組み内容の情報発信等を実施する。	6,498,772	3	雇用労働政策課
18	観光	ふるさと雇用再生定期観光バス運行事業	龍馬関連施設を巡る周遊バスを運行し、課題である二次交通対策の解決手法等の取組みを実施する。	7,246,000	3	観光政策課
19	観光	ふるさと雇用再生旅行商品素材発掘等事業	自然体験、食などの観光素材や地域の観光イベントまで掲載した旅行商品カタログを作成し、首都圏の旅行会社などへセールスを行うことにより観光客の誘客につなげ、観光産業の振興を図る事業を実施する。	2,211,176	2	観光政策課
20	観光	ふるさと雇用再生映像コンテンツ撮影誘致事業	ロケ地ガイドの作成や映画会社等へのセールス、連絡調整を行うスタッフの配置により、映画やテレビドラマ等のロケを積極的に誘致し、ロケ地を資源とする観光振興を図る事業を実施する。	795,321	1	観光政策課
21	観光	ふるさと雇用再生高知観光情報発信館運営事業	「土佐・龍馬であい博」に合わせて、JR高知駅前に開館する高知観光情報発信館「とさてらす」において、県内の観光スポット、イベント、物産などの情報を観光客のニーズに応じて提案し、交流人口の拡大を図る事業を実施する。	1,912,371	1	おもてなし課
22	農林漁業	ふるさと雇用再生就農支援活動事業	就農相談の強化を目的に、ハローワーク等と連携した県内相談会の開催や情報を提供するためホームページ作成・運用などを実施する。	1,695,236	1	農地・担い手対策課
23	農林漁業	ふるさと雇用再生JA出資型法人設立支援事業	JA出資型法人の設立に向けた企画立案、計画書作成や設立後の運営・管理等のサポートを実施する。	1,053,713	2	農地・担い手対策課
24	農林漁業	ふるさと雇用再生農作業支援体制構築事業	農家と求職者のマッチングとフォローアップ等を行うため、無料職業紹介所を設立し、ハローワークと連携のもと、地域全体で労力を補完し合う仕組づくりを構築・運営する。	13,958,566	7	農地・担い手対策課
25	農林漁業	ふるさと雇用再生担い手支援総合情報提供事業	現地を訪問して遊休農地等の情報を収集し、賃貸可能な農地等を研修・融資などの情報とともにHPや就農相談時などに提供することにより、新規就農や異業種からの農業参入を促進する事業を実施する。	5,785,034	2	農地・担い手対策課
26	農林漁業	ふるさと雇用再生農業協同組合事業基盤活性化モデル事業	農協の事業基盤と協同活動の活性化に向け、県外を含む地区外に居住する方々にふるさとの情報や特産品を提供する業務を実施する。	3,400,000	1	協同組合指導課
27	農林漁業	ふるさと雇用再生有機農業定着支援事業	有機農業技術の実証と経営評価および有機農業実践農家のネットワークを構築・運用し、地域農業の活性化を図る事業を実施する。	4,364,680	2	環境農業推進課
28	農林漁業	ふるさと雇用再生土佐茶販路拡大・消費拡大推進事業	土佐茶の生産振興を図るため、販路拡大及び消費拡大に関する業務を実施する。	3,631,235	3	環境農業推進課
29	農林漁業	ふるさと雇用再生業務用需要販路開拓事業	園芸農業の振興を図るため、業務需要等を中心とした新たな販路開拓と消費地ニーズに対応できる産地調整を行う事業を実施する。	5,146,941	2	流通支援課
30	農林漁業	ふるさと雇用再生土佐はちきん地鶏産地拡大支援事業	土佐はちきん地鶏の産地拡大を図るため、ふ卵管理技術の確立、新商品開発や販路開拓等の業務を実施する。	2,621,993	1	畜産振興課
31	農林漁業	ふるさと雇用再生大家畜生産流通支援事業	土佐和牛の流通拡大や繁殖の生産性向上を図るため、土佐和牛ブランド推進協議会の運営、新商品の開発や販路拡大等の業務を実施する。	3,095,334	3	畜産振興課
32	農林漁業	ふるさと雇用再生土佐和牛改良指導強化対策事業	土佐和牛改良の取組を強化するため、育種改良組合の再構築、改良指導や全国和牛登録協会との連絡調整に係る業務等を実施する。	1,593,306	1	畜産振興課
33	観光	ふるさと雇用再生森の窓口運営事業	都市住民などを対象とした、エコ体験活動の商品化や県内外にPRし誘客する「森の窓口」を開設・運営する事業を実施する。	2,853,565	1	林業環境政策課
34	農林漁業	ふるさと雇用再生未整備森林等対策事業	未整備森林の解消などのために、新たな事業展開を行おうとする組合に対し、条件整備に係る事務を実施し、新たな事業展開による雇用創出を図る。	3,805,932	1	森づくり推進課
35	農林漁業	ふるさと雇用再生新規就業者職業紹介アドバイザー事業	就業希望者と林業事業体それぞれの要望に応じた就業相談や情報提供を行い、労使のマッチングをサポートする事業を実施する。	5,013,398	1	森づくり推進課
36	産業振興	ふるさと雇用再生県産材需要拡大サポート事業	県産材のJAS認証取得促進による品質向上や企業の商品力・販売力の向上、体質の強化を進めるとともに、地産地消・地産外商を推進する窓口を設置し、県産材の需要拡大を図る事業を実施する。	1,458,000	1	木材産業課
37	農林漁業	ふるさと雇用再生新物流システム構築モデル事業	製材工場から製品集積拠点や消費地への合理的な輸配送システムの構築を図るため、調査、検討及び配送の実践事業を実施する。	4,462,000	3	木材産業課
38	環境	ふるさと雇用再生廃食油回収業務	焼却処分されている家庭・店舗の廃食油を回収して、処理業者に販売する家庭用廃食油の回収利用システムを構築し、ごみの削減・資源化、CO2削減を図る事業を実施する。	7,200,000	3	環境対策課
39	環境	ふるさと雇用再生内水面漁場管理保全計画策定事業	内水面漁業の振興のため、県内15河川の漁場環境特性等の調査や河川毎の漁場管理保全計画策定のための基礎資料作成等を行うとともに、得られたノウハウや技術を活かして県や市町村が行う河川改修や種々の地域振興施策に活用する。	10,500,000	4	漁業振興課
40	農林漁業	ふるさと雇用再生新規漁業就業者確保対策事業	自営の沿岸漁船漁業者を目指す新規就業者を確保するため、漁村・漁協等の受け入れ先の斡旋や、全国で開催される就業フェアでの勧誘等を実施し、漁船漁業者の増加による漁村地域の活性化を図る。	1,938,999	1	漁業振興課
41	農林漁業	ふるさと雇用再生水産物消費拡大事業	県産水産物の消費拡大のため、消費者へ旬や産地、おいしい食べ方などの情報提供や業務筋への販売促進等の取り組みを実施する。	6,976,361	4	合併・流通支援課
42	農林漁業	ふるさと雇用再生水産物品質向上推進事業	安心安全な水産物の提供や魚価の向上を目的に、産地市場での水産物の品質向上や鮮魚等のブランド化の取り組みを実施する。	6,978,300	2	合併・流通支援課
43	農林漁業	ふるさと雇用再生水産物販路拡大事業	産業成長戦略で位置付けられた「高知県漁協による『土佐の魚』への付加価値向上」を推進するため、産地が行う量販店や外食店などとの直接取引、販売先のニーズに応じた商品力向上等の取組を進め、県産水産物の販路拡大を図る事業を実施する。	3,848,622	3	合併・流通支援課
44	教育・文化	ふるさと雇用再生放課後学び場人材バンク設置事業	子どもたちに学習の習慣を身につけてもらうため、学習支援の人材バンクを設置するために専属コーディネーターを配置し、各市町村へ情報提供を行う業務を実施する。	5,389,252	2	生涯学習課
45	教育・文化	ふるさと雇用再生こうち若者サポートステーション事業	ニートやひきこもり状態にあるなど、社会的な自立が困難な若者に対して、一人ひとりに応じた支援プログラムの開発、支援プログラムに基づいた支援活動の実践と検証等を行う業務を実施する。（高知市内での実施）	3,774,778	1	生涯学習課
46	教育・文化	ふるさと雇用再生高知黒潮若者サポートステーション事業	ニートやひきこもり状態にあるなど、社会的な自立が困難な若者に対して支援を行うため、これらの若者支援のための家庭や学校への訪問、就学に向けた学習指導やセミナー等の実施、職業訓練を行うための職場体験の受け入れや就労のための企業等訪問などを行う業務を実施する。（高知市以外の地域で実施）	3,633,575	1	生涯学習課
47	治安・防災	ふるさと雇用再生暴力団排除運動支援事業	全国初の暴力団排除運動推進組織「みかじめ料等縁切り同盟」の拡充を図るため、新たな職域での同盟結成等の支援を行う事業を実施する。	1,802,000	1	刑事部組織犯罪対策課

2. 市町村事業（下半期）

整理番号	分野	事業名	事業内容	実績額（円）	雇用者数（人）	事業担当課
1	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	既存の高齢者デイサービスセンターに併設し、子ども・高齢者を対象に、日中の預かり及び相談事業（生活相談、育児相談）等のサービスを提供し、地域で安心して生活できるように支援する事業を実施する。	14,101,379	5	高知市
2	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	子どもや高齢者、障害者、介護を必要とする様々な人々が集い、食し、笑い、話し、伝統文化に親しみやすらぎと心の豊かさを大切にし、仲間づくりとパワーを生み出す事業を実施する。	10,068,781	3	高知市
3	農林漁業	森の工場化支援事業	土佐山地区の森林300haにおいて、現況調査、境界確認により、森林計画図を作成し、森林所有者の間伐等への同意や効率的な路網整備等を進め、施行団地を集約化するなど、安定的に木材を供給する事業を企画・実施する。	3,564,918	1	高知市
4	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	若者や高齢者、障害者が集い交流できる場を提供するとともに、地域住民が暮らしていくなかで様々な困りごとに対応し、お互いを助け合う「まちの暮らしのお助け事業」を実施する。	9,750,559	4	高知市
5	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者・障害者を対象にしたサロンを開催するともに、緊急時の宿泊、独居高齢者への配食サービス、家事援助等を行う事業を実施する。	4,213,355	2	室戸市
6	観光	室戸観光推進事業	今年度、室戸市がジオパーク認証を受けたことを活かし、室戸市の自然・歴史・文化・観光施設などを一体化し、近隣市町村とも連携がとれた滞在型・体験型の周遊コースの策定や観光ルートの企画立案とともに、新たな旅行商品や土産物の開発を行う事業を実施する。	3,644,000	1	室戸市
7	観光	室戸海洋深層水体験交流センターパワーアップ事業	室戸海洋深層水体験交流センターにおいて、インストラクター、調理師を新たに雇用し、プール利用者に応じた水中運動や地域色のある食事を提供することによって健康交流施設の機能向上と利用者の拡大を図る事業を実施する。	4,946,000	3	室戸市
8	農林漁業	スジアオノリ養殖パワーアップ事業	スジアオノリの養殖施設はあるものの、販売が伸び悩んでいるため、営業の職員を雇用し、スジアオノリのPRを積極的に行うことで漁家収入の向上を図る事業を実施する。	2,108,000	1	室戸市
9	観光	特産品開発事業	龍馬伝を契機に新しい土産品やパッケージデザインを企画し、新たな商品開発を行う事業を実施する。	3,062,646	1	安芸市
10	観光	特産品販売事業	龍馬伝を契機に観光客を引きつける土産品を開発し、販路拡大を図る事業を実施する。	2,064,061	1	安芸市
11	観光	観光PR事業	龍馬伝に併せて観光PR、観光マップの作成等を行うほかサイクリングロードの設定などにより周遊性を高め、観光振興を図る事業を実施する。	2,616,953	2	安芸市
12	農林漁業	森の担い手育成事業	森林整備が必要な未整備の市有林を事業体に提供し、事業量の安定確保から新たな林業担い手の働く場を創出させる事業を実施する。	9,802,674	3	安芸市
13	介護・福祉	いきいきサロン（宅老所）事業	市内全域に高齢者の集いの場が設置できるように、送迎バスを利用して市内中心部で高齢者が集まり、「いきがい」「廃用症候群防止」の目的も含めた「いきいきサロン（宅老所）」を運営する事業を実施する。	6,509,877	4	南国市
14	産業振興	南国市地産地消推進農産物直販所活性化事業	学校給食における地元生鮮野菜の利用増大に向けての配送システム確立や直販所を活性化させる事業を実施する。	2,387,788	1	南国市
15	産業振興	目指せ南国ブランド！農商工連携拠点づくり事業	企業・地域団体等が地域資源を活用した加工業等に参入することを目的に、農商工観光のネットワーク、地域資源の発掘や商品開発の提案等のコーディネート業務を行う事業を実施する。	7,245,275	2	南国市
16	介護・福祉	障害者雇用創出事業（あなたのやる気支援事業）	障害を持つ若者の能力を最大限に発揮させるため、パソコン等活用技術を教える人材を雇用し、ハローワーク、障害者・就業・生活支援センター等と連携し、障害者に、より密着した支援を実施する。	9,444,863	2	土佐市
17	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	既存の高齢者デイサービスセンターに併設し、障害者や子ども、高齢者等を対象に、日中の預かり、見守り、介護予防等のサービスを提供し、地域で安心して生活ができるようにするための事業を支援する。	5,027,251	6	土佐市
18	産業振興	うるめと観光のまち事業	宇佐地区において、ウルメのブランド化を推進するため、成分調査や商品開発・PR事業等を実施する。また観光資源の発掘を行い、新しい観光メニューの創出、企画運営に関する事業を実施する。	4,363,665	2	土佐市

資料4

整理番号	分野	事業名	事業内容	実績額（円）	雇用者数（人）	事業担当課
19	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	障害者、高齢者、子ども等障害や世代を超えた共生型の集いの場を提供するため、休園中の保育園を活用し、乳幼児（母子）、高齢者、障害者が集え、ふれあえる事業を実施するとともに、地域住民の参画を得た持続可能な運営体制づくりを行う。	6,866,810	4	宿毛市
20	子育て	乳児保育事業	地域の保護者ニーズを踏まえて、市内私立保育園で初の0歳児保育を実施するため、離乳食に対応する体制の構築とともに、育児不安に対応できる相談窓口の設置等、子育て支援事業を実施する。	3,720,186	2	宿毛市
21	観光	宿毛市紹介事業	CATVで放送した四季の移り変わり等の記録の再編集や観光情報等の再撮影を行い、宿毛市紹介用DVDを作成する等、宿毛市をPRし交流人口の拡大を図る事業を企画・実施する。	4,090,537	1	宿毛市
22	農林漁業	宿毛湾水産加工品製造・販売事業	漁協が新たに、トータル的に、地域資源であるキビナゴ等を加工販売する事業を実施する。	7,125,300	4	宿毛市
23	農林漁業	市有林活用雇用創出事業	間伐整備が必要な未整備の市有林を事業体に提供し、事業量の安定確保から新たな林業担い手の働く場を創出させる事業を実施する。	11,455,500	3	宿毛市
24	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	支援の必要な高齢者や子ども、障害者などはもとより、誰もが自由に集うことができるサロン、デイサービス、放課後の子どもの居場所づくり等の事業を実施する。	9,825,925	3	土佐清水市
25	産業振興	水産物等市場調査・食品衛生管理調査事業	水産加工品の販路拡大と加工施設の衛生管理体制の充実を目指し、食品の安心・安全性を高める事業を実施する。	6,452,130	2	土佐清水市
26	産業振興	農産物等特産加工品開発・販売促進委託事業	農産物等の菓子製品や介護食品の開発と販売促進活動を実施し、市場拡大を目指す事業を実施する。	13,782,312	3	土佐清水市
27	観光	「ジョン万・龍馬」ふるさとの偉人伝承事業	龍馬伝をターゲットに郷土の偉人ジョン万次郎に関する幕末の歴史人物などの資料発掘・収集により開設するサテライト館で地域文化の発信機能を生み出し、地域での歴史学習機能や交流拠点としての充実を目指す事業を実施する。	2,305,000	1	土佐清水市
28	観光	足摺・竜串における二次交通整備事業	国立公園の景勝を活かしJR等とタイアップしたオプション観光を提供できる二次交通を整備し、観光客の利便性と機動性を確保し、観光地での滞在時間の拡大を推進する事業を実施する。	4,344,865	1	土佐清水市
29	観光	土佐清水まるごと戦略観光展開事業	観光を点から面に変革するために地域食材提供システム、地域食品販売システム、体験交流受発注システム等を整備し、地域団体、他産業を巻き込んだ戦略観光の仕組みづくり事業を実施する。	2,329,397	1	土佐清水市
30	環境	竜串「海の自然学校」開設事業	日本初の海中公園（国立公園地区）を有する竜串の地域資源を活かした「海の自然学校」を開設し、海・川・山の関連が学べるエコツーリズム教育の普及や交流人口の拡大を目指す事業を実施する。	4,224,000	1	土佐清水市
31	農林漁業	窪津体験型観光漁業推進事業	漁家民泊の受入体制、修学旅行生の体験メニューの確立など、都市の修学旅行生を受け入れる環境を整備し、体験型観光漁業を推進する事業を実施する。	4,627,170	1	土佐清水市
32	農林漁業	農産物特産品開発及び集出荷体制確立事業	農産物特産品開発を目指した実証実験と、付加価値の高い農産物の普及による高齢農家の所得向上を目指す事業を実施する。	8,688,610	3	土佐清水市
33	農林漁業	魚の品質向上推進事業（メジカ）	メジカの鮮度保持システムの実証実験と漁法、保管方法、時間など、ランク別システムの確立・普及及び継続管理を図り、安定的な魚価の確保による漁業者の所得向上を目指す事業を実施する。	8,840,985	2	土佐清水市
34	農林漁業	魚の品質向上推進事業（サバ）	清水サバの漁法、保管方法、時間などでランクを設定し、ランク別システムの情報公開や市場調査等によるランク別システムの確立・普及及び継続管理を図り、安定的な魚価の確保による漁業者の所得向上を目指す事業を実施する。	8,415,971	2	土佐清水市
35	農林漁業	土佐清水の森再生事業	森林境界を明確化することで間伐実施に向けた層所づけとともに、地域での環境学習を推進する事業を実施する。	10,378,000	3	土佐清水市
36	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者、障害者を対象とするサロンを開催するとともに、遊休農地等を活用して、農産物の生産、販売体制づくりを行う事業を実施する。	6,278,000	3	四万十市
37	産業振興	四万十特産新商品開発販売事業	四万十市の風土ならではの食材（アオノリ、土佐ジローの卵、地蜂蜜、黒砂糖など）を活用した新商品の開発を行い、積極的な営業により販路を開拓し、商品の販売を行う事業を実施する。	2,752,492	2	四万十市
38	観光	観光客誘致促進事業	幡多地域や四万十川流域の観光ルートの開発やレンタサイクル事業の充実、観光遊覧船の乗船券の一元販売など、幡多広域での情報発信や観光案内も併せて行うことで他地域とも連携した観光客の増を図る事業を実施する。	6,638,877	2	四万十市
39	観光	四万十市トンボ自然公園・四万十川学遊館への誘致促進事業	四万十市トンボ自然公園と四万十川学遊館の大規模改修を契機に、世界最初のトンボ保護区という区域ブランドを生かして、一般客の体験受入をはじめ、ブログ発信やリニューアルイベント等、数々の事業を実施する。	4,504,303	3	四万十市
40	観光	四万十川と地域資源を利用した観光客誘致促進事業	「四万十カヌーとキャンプの里」の年間を通じた集客拡大を図るため、フロートラフト体験や地域資源（山、田、畑、歴史的建物等）を活かした体験プログラムの開発などの体験観光メニューを充実させ、観光客の誘致を促進する事業を実施する。	4,000,000	2	四万十市
41	介護・福祉	障害者就労相談事業	就労相談員を雇用し障害者の身体・精神的不安等の個別相談、生活や個人の能力に対する助言、訓練先・雇用先等との連絡調整業務を行うなど、ハローワーク、障害者・就業・生活支援センターと連携し、障害者により密着した支援を行う。	2,982,814	1	香南市
42	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者、児童、障害者等誰もが集い交流を深め、生活支援を行う場を提供するとともに、市内各地区でサテライト型のミニデイ等を行う事業を実施する。	6,530,825	2	香南市
43	産業振興	農産物直販所での販売促進事業	農家の所得向上を図るため、道の駅の農産物直販所に中核となる人材を雇用し、新たに集荷作業、他の直販所との商品交換、通信販売等を行うことで、更なる農産物の販売促進に取り組む事業を実施する。	2,389,331	1	香南市
44	情報通信	香南ケーブルテレビ加入促進及びデジタル放送移行の説明活動事業	H21年度の情報通信ケーブルの光化に伴うケーブルテレビ加入促進とともに2011年のアナログ放送停止に伴うデジタル移行について、住民への説明活動や技術的支援等を行い、光ケーブルテレビの利用を活性化する事業を実施する。	2,078,262	1	香南市
45	観光	マリンスポーツの振興及び環境保全事業	香南市マリンスポーツ振興計画を実践するため、インストラクターを雇用し、マリンスポーツに親しむ機会を増大させるとともに、滞在型メニューの開発や、小中学生等に環境学習の場を提供する事業を実施する。	1,622,264	1	香南市
46	介護・福祉	香美市障害者自立支援相談体制強化事業	障害者が地域で安心して生活を営むことを目標とする香美市障害福祉計画の円滑な推進のため、賃貸住宅の確保、見守り、就労に対する支援を強化し、障害者の地域生活移行を進める事業を実施する。	2,094,423	1	香美市
47	産業振興	鹿肉特産品開発・販路拡大事業	獣害対策により捕獲された鹿肉等を有効利用し、特産品の開発・製造・試験販売を行うとともに、鹿肉（猪肉）の販路拡大を行う事業を実施する。	1,615,432	1	香美市
48	農林漁業	不況に負けない森林の計画・管理事業（土佐山田町・香北町地区計画）	香北町地区において、航空写真と地図データを利用して、森林施業の集約化と適正な森林管理を行えるシステムを構築・運用し、森林所有の負担軽減と併せて在村・不在村森林所有者に積極的に働きかけて間伐を推進する事業を実施する。	4,781,843	1	香美市
49	農林漁業	不況に負けない森林の計画・管理事業（物部町地区計画）	物部町地区において、航空写真と地図データを利用して、森林施業の集約化と適正な森林管理を行えるシステムを構築・運用し、森林所有の負担軽減と併せて在村・不在村森林所有者に積極的に働きかけて間伐を推進する事業を実施する。	4,367,391	1	香美市
50	環境	資源有効活用事業	現在、1地区で行われている生ゴミの分別収集を他の地域にまで拡大することで、ごみの減量を図るほか、堆肥化（収集した生ごみを建設予定の処分場でEM菌等により処理する。）による新たな収入の確保も図る事業を実施する。	4,425,472	2	東洋町
51	農林漁業	密漁パトロール事業	町内沿岸域の密漁を防止するため、パトロールの実施や、密漁を発見した際の関係機関への通報体制を整備することにより、漁家の収入確保・所得向上を図る事業を実施する。	3,243,567	2	東洋町
52	農林漁業	間伐材活用事業	私・公有地で切り捨てされている間伐材を有効活用し、簡易な建築材等に加工して、町内に整備を予定しているホームセンター等で商品として販売する事業を実施する。	8,897,736	4	東洋町

資料4

整理番号	分野	事業名	事業内容	実績額（円）	雇用者数（人）	事業担当課
53	農林漁業	耕作放棄地等開発販売事業	耕作放棄地を整備し、野菜や果樹を生産することで、地元食材を学校給食等へ供給するなど、地産地消による産業振興に努め、あわせて耕作放棄地の解消を図る。また、土佐ジローの養鶏も手掛ける事業を実施する。	9,968,283	6	東洋町
54	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者、障害者を対象にしたサロンを開催するとともに、幼児の預かり、要支援者の見守り訪問活動等を行う事業を実施する。	2,883,878	1	奈半利町
55	産業振興	地元特産品を活用した新商品開発事業	地元特産品を活用した新たな商品、料理を開発するなど、地域産業の活性化を図る事業を実施する。	1,663,347	1	奈半利町
56	産業振興	加工品開発販売委託事業	町内の特産物を季節ごとに把握し、農水産物などを活用した加工品を開発・販売し、町の産業振興を図る事業を実施する。	3,710,000	2	田野町
57	産業振興	田野駅屋機能強化支援事業	地域の交流施設の交流機能及び情報発信機能を強化し、集客拡大及び販路拡大に取り組み、町の産業振興を図る事業を実施する。	1,000,180	1	田野町
58	農林漁業	耕作放棄地有効活用事業	耕作放棄地を復旧し、高齢者でも作付けできるブルーベリー等を栽培し、その普及促進によって、農業を振興する事業を実施する。	2,165,000	1	田野町
59	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者、障害者、子ども等、誰でも受け入れ、介護予防施策ともあわせて世代間の交流の場や居場所づくりの支援、障害者の社会との交流の促進に繋がる事業を実施する。	2,555,827	1	安田町
60	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	保健センターを中心として、村内の集会所での介護予防事業の拡充及び障害者への就労支援や高齢者に対する相談活動の拡充及び軽微な生活支援などを行う事業を実施する。	4,330,689	2	北川村
61	産業振興	北川村自然農法ゆず商品開発・販路拡大事業	自然農法で生産したゆずを活かした商品開発を行い、販路の開拓をしていくことで、農業の振興につなげる事業を実施する。	3,328,536	1	北川村
62	産業振興	北川村ゆず商品開発・加工・販路拡大事業	農家全般の利益性を維持・向上させるため、ゆずの皮処理を行ったうえで、消費者ニーズの高い新商品開発、販売を行う事業を実施する。	7,174,287	3	北川村
63	観光	北川村温泉パワーアップ事業	北川村温泉の大幅な改修工事に併せて、利用客を大きく伸ばすためのPR・集客能力の企画・実践を行うとともに、女性客の増を図るためスイーツの開発を行う事業を実施する。	5,153,786	2	北川村
64	観光	観光施設「モネの庭」販売部門の拡充事業	観光施設「モネの庭」の光の庭等の充実を図るとともに、新たにガーデンウエディングを企画・実施し、モネの庭の集客増加を図る事業を実施する。	11,524,080	4	北川村
65	農林漁業	北川村ゆず園拡大事業	特産のゆずの生産向上を目指し、耕作放棄地の活用や林地の緑地開発等により、農業生産法人等のゆず園の経営規模を拡大し、新たな雇用創出を図る事業を実施する。	11,201,447	2	北川村
66	農林漁業	営農指導・農作業受託事業	営農指導専門員を雇用し、農業全般にわたって指導を行い収益拡大に繋げる。特に、高齢等の理由により作業ができず、手入れが行き届かないユズ園等において防除・剪定等の農作業を受託する事業を実施する。	2,764,060	2	北川村
67	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者の低栄養状態を予防・改善することを目的に各地区の集会所に集い、配食サービスを行うとともに、見守りも行う。また、配食日以外の日常での栄養管理についても知識の普及を行う事業を実施する。	3,391,000	2	馬路村
68	産業振興	馬路村木製品営業力強化事業	馬路村の木製品を総合的に営業販売する人材を県内外に配置し、営業力を強化することによって木製品の販路拡大を図る事業を実施する。	8,010,803	2	馬路村
69	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者から障害者・子供等の多世代交流の場を提供し、住民誰もが住みなれた地域で楽しく安心して生活ができることを目的とした事業を実施する。	3,490,350	2	芸西村
70	産業振興	村内独居高齢者等の注文宅配システム構築事業	独居高齢者が増加している中、直販所「かっぱ市」で販売している食料品のほか、村内商店で調達できる品々の注文を受け宅配するシステムを構築する事業を実施する。	850,059	1	芸西村
71	介護・福祉	福祉事業強化対策事業	見守り台帳を活用し住民が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう保健・福祉の連携による高齢者等見守り対策事業を実施する。	2,268,744	1	本山町
72	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	民生委員児童委員協議会が作成した高齢者等見守り台帳を活用し、高齢者、障害者等を対象とするデイサービス事業を実施するとともに、高齢者等に対する配食や買い物代行等を行う事業を実施する。	6,810,883	3	本山町
73	産業振興	木工製品等加工・販売促進事業	良質の嶺北産材を使って、学習机・椅子の作製販売や人に優しい木製品の開発を行い、嶺北産材の需要を高め、林業の振興につなげる事業を実施する。	6,366,923	2	本山町
74	農林漁業	地域農業振興事業	付加価値米の栽培指導・販路拡大、有機苗生産の実証事業を実施し、地域の農業振興につなげる事業を実施する。	3,306,300	1	本山町
75	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	過疎化が進むとともに超高齢社会を迎えた現状の中、住民が住み慣れた地域で自立した生活ができることを目的に、介護予防を目的とした、ふれあいデイサービスの拡充及びミニデイサービス等を支援する事業を実施する。	7,090,564	3	大豊町
76	農林漁業	新規兼業農家スタイル構築育成事業	農業だけで生活していくことが困難な中、農業とラフティングのインストラクターなど、地域で生活していける新しい兼業農家スタイルを研究・開発し、カリキュラムを作成する事業を実施する。	11,734,746	3	大豊町
77	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	地域福祉活動の充実・見守りネットワーク・健康予防対策・認知症支え合い、高齢者の居場所づくり・閉じこもり出張デイの拠点となる事業を実施するとともに、地域住民の参画を得た持続可能な運営体制づくりを行う。	5,200,000	2	土佐町
78	産業振興	地産外商ビジネス推進事業	関西圏をターゲットにしたアンテナショップ（大阪府）の商品充実等のため、流通システムを構築し、高知県内の特産品や野菜等の取り扱いを増やすことで販売促進につなげる事業を実施する。	4,444,781	1	土佐町
79	産業振興	地域資源活用ブランド化促進事業	良質の堆肥を使った米を棚田のこだわり米としてブランド化し、付加価値の向上を目指すとともに、シキミ、サカキ等の特用林産物の生産体制と出荷体制の整備を行う事業を実施する。	3,650,234	1	土佐町
80	産業振興	れいほくスケルトン普及促進事業	施工性が良く低価格で、木造建築技術が十分でなくても木造住宅の建設が可能である「れいほくスケルトン」を、特に大工が不足している都市部に売り込むための事業を実施する。	2,750,966	1	土佐町
81	農林漁業	循環型林業推進事業	木質バイオマス事業の仕組みづくりや、森の工場の推進のため間伐を促進することで、林地残材が集まる仕組みづくりを行い、事業者や地主の所得向上に繋がる事業を実施する。	10,335,994	5	土佐町
82	農林漁業	営農指導推進事業	高齢者の生きがいづくりを進めるため農業等の生産活動を支援するとともに集荷システム指導等を行う事業を実施する。	3,657,706	1	土佐町
83	農林漁業	米粉加工ビジネス推進事業	平成22年に完成する大阪の直販所で嶺北の米を使用した米粉パンを製造・販売するため、パン職人を雇用し、米粉パンの製造・販売により、米の販路拡大、付加価値の増加を図る事業を実施する。	2,167,273	1	土佐町
84	農林漁業	土佐はちきん地鶏販路拡大事業	高知県が商標登録している土佐はちきん地鶏を大川村の特産品として販売するため、10万羽体制を目指して生産から出荷までの一貫体制で業務を行う事業を実施する。	27,381,824	8	大川村
85	介護・福祉	災害時要援護者対策事業	障害者、高齢者等、災害要援護者のリスト及びマップの更新管理をする人材を雇用し、災害に対する危機管理体制の整備を行う事業を実施する。	2,356,866	1	いの町
86	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	地域交流スペース（使われていない喫茶コーナー）を活用し、軽食の提供を実施しながら、閉じこもりや心に悩みを抱える人たちの相談の場・障害者や高齢者が日中集える場を創出する事業を実施する。	7,650,000	6	いの町

資料4

整理番号	分野	事業名	事業内容	実績額（円）	雇用者数（人）	事業担当課
87	産業振興	仁淀川町地域商品開発等推進事業	町内一次産品を活用した既存商品の販売拡大とともに、地域資源を活用した新商品の開発及び新規流通チャンネルの開拓を行い、地域産業を活性化する事業を実施する。	5,531,682	1	仁淀川町
88	介護・福祉	障害者就労継続支援B型事業所サポーター派遣事業	障害者就労作業所で製造した商品等の販路開拓・販売促進及び作業所の経理事務等の支援を行う事業を実施する。	3,478,944	1	中土佐町
89	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（プレキシブル支援センター事業）	子どもから高齢者まで地域住民が自由に出入りし集える場を提供し、必要な方には送迎・食事提供・身の回りの援助を行う。また、介護保険、障害者自立支援法適用外の軽度の生活援助に地域へ出向き、サービスを提供する事業を実施する。	4,772,848	3	中土佐町
90	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（プレキシブル支援センター事業）	障害者、引きこもりの若者、アルコール依存症の方を中心としながら、子どもから高齢者にいたる幅広い利用者がいつでも気軽に集まれる場所の開所・運営するとともに、訪問活動、移動支援等を行う事業を実施する。	6,474,644	3	中土佐町
91	観光	総合観光推進拠点作り事業	新たな地場産品の開発、発掘や新たな観光客の誘致に向け観光ツアーの企画や商品化を行い、旅行業者に販売していく体制をつくり、総合的な観光事業のプロデュースを行う事業を実施する。	3,437,427	1	中土佐町
92	介護・福祉	障がい者を核とした世代間交流事業	健康福祉センターの一角を軽度障害者の就労支援の場としても活用し、世代間の交流とともに、障害者の雇用の促進にもつなげていく事業を実施する。	3,174,163	1	佐川町
93	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（プレキシブル支援センター事業）	高齢者等に対して創意工夫したプログラムで居場所を提供するとともに、保育園児との交流等地域生活支援を行う事業を実施する。	3,279,980	2	佐川町
94	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（プレキシブル支援センター事業）	デイサービス事業、サロン、子どもの居場所を提供するとともに、地元ニーズに対応した夜間預かり、宿泊、訪問等を行う事業を実施する。	4,415,543	3	佐川町
95	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（プレキシブル支援センター事業）	高齢者や子どもの居場所を提供するとともに、地域のニーズに応じた宿泊や緊急時の一時預かり等を行う事業を実施する。	2,666,534	2	佐川町
96	産業振興	携帯炉などからの排熱を利用した有価物質の抽出と商品化	大学と協働で開発した灰を炭素化する技術を活かして、浄化材として商品開発を行う事業を実施する。	4,377,264	2	佐川町
97	産業振興	興工観光活性化事業	地域の資源を掘り起こし、興工業・観光業の活性化を図るため、観光客の誘致、イベントの開催、飲食店マップの作成、新商品の考案等を行っていく事業を実施する。	2,281,492	1	佐川町
98	観光	「越知町観光物産館　おち駅」活用事業	JR越知駅跡地に整備予定のまち駅「情報ステーション(仮称)」を拠点とし、観光情報、興工情報の積極的な発信や施設を利用した新たなイベント事業、地域資源を活用した体験型観光等の事業を全国・立案し、農・興・観が融合したまちづくりを推進する事業を実施する。	510,000	1	越知町
99	農林漁業	地域農業振興事業	雑作放美地や不耕作地を活用して、団地化を行い、薬用作物を栽培することによって高地の有効活用と地域の農業業興を図る事業を実施する。	8,071,370	4	越知町
100	産業振興	ゆずはら産材を販売するための営業力強化事業	FSC認証製品である柚子はら産材を工務店を中心に広くPRし、木材の販路拡大を図るため、森林組合に営業マンを配置し、関東・京阪神を含む大消費地への営業を積極的に行うことで、ゆずはら産材の消費拡大を図る事業を実施する。	756,694	1	梼原町
101	観光	梼原町観光振興事業	人気のある町内の有償ボランティアの観光ガイドを実につなげるため、新たな観光案内企画・物産販売を行う事業を実施する。	4,225,000	1	梼原町
102	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（プレキシブル支援センター事業）	障害者、高齢者等を対象とした、日中の居場所、介護予防等のデイサービス事業を実施するとともに、訪問見守り活動等を行う事業を実施する。	8,766,571	3	日高村
103	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（プレキシブル支援センター事業）	引きこもり等の日中の子どもの居場所、放課後の子どもの居場所、DVや児童虐待防止、子育て中の親支援の場づくり等を行う事業を実施するとともに、地域住民の参画を得た持続可能な運営体制づくりを行う。	5,937,708	2	日高村
104	産業振興	津野町地場産品販売振興事業	津野町内3ケ所の直販所及び高知市内2ケ所のアンテナショップにおいて、消費者ニーズの把握を行い、生産者への出荷指導とともに直販所の運営マニュアルを作成し、農産物及び加工品の販売力を向上させる事業を実施する。	4,709,291	2	津野町
105	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（プレキシブル支援センター事業）	障害者、支援の必要な高齢者、子ども、引きこもりの若者等を対象に創作的活動、生産活動の機会の提供をするとともに、社会との交流を促進する事業を実施する。	9,894,832	3	四万十町
106	産業振興	地産地消・外商の取り組み拠点づくり事業	中山間地の収益を確保するため、2つの道の駅への農産品等の集荷ルート作りや商品の開発を行うほか、新商品の開発、アンテナショップ開設に向けた取組みを行う事業を実施する。	8,445,112	3	四万十町
107	産業振興	四万十川流域地域資源を活用した加工・開発事業	四万十川流域の農産物を中心とした地域資源を活用し、町外に加工委託していた商品を含めて地元で加工する仕組みをつくり、ブランド化して、営業・販売する事業を実施する。	4,404,068	2	四万十町
108	産業振興	四万十ヒノキ等の精油抽出による商品開発事業	切り捨てられている間伐材の四万十ヒノキ等の有効活用策として精油抽出技術を確立させることにより、森林資源を活用した付加価値の高い新商品の開発、販売を行う事業を実施する。	4,490,228	2	四万十町
109	産業振興	四万十ヒノキ集成材を使った新商品開発事業	四万十ヒノキ集成材を活用した新商品の開発・宣伝・営業活動を行う人材を雇用し、四万十町の木材の知名度向上や町内林業の活性化を図る事業を実施する。	2,251,054	1	四万十町
110	情報通信	四万十ケーブルテレビ推進事業	町内全域に光ケーブルが敷設されることを受けて、CATVの加入促進や、デジタル放送や情報通信に関する相談業務などを行う事業を実施する。	5,923,816	2	四万十町
111	観光	重要文化的景観を活かした観光事業	平成21年2月に四万十川流域が広域で国の「重要文化的景観」に選定されたことを機に、町が文化的価値を評価して移転・登録した古民家(旧都築邸)を拠点として、町内の観光地のPRや観光業内を強化する事業を実施する。	2,038,721	2	四万十町
112	環境	環境微生物の培養・販売による雇用創出事業	環境浄化微生物(えひめAI−2)の培養を携産施設で生産し、販売や配布を広く行うことで、四万十川の清流の維持と障害者の雇用の創出を目指す事業を実施する。	1,966,707	1	四万十町
113	農林漁業	マヒマヒ高付加価値化事業	興津地区の主要な水産物であるシイラの付加価値を高めるため、シイラの新商品開発、加工・販売を行う事業を実施する。	11,671,735	3	四万十町
114	農林漁業	農家所得向上のための実証ほ場有効活用事業	地元農家の所得向上を図るため園芸作物実験場や実証ほ場において試験栽培・試験提供を行い、有望品目は苗を供給することによって加工食品用の新たな農産物の普及、販路の確保を行うとともに、地元に豊富にあるクスギを活用して除木しいたけ栽培を復興させる事業を実施する。	8,757,825	4	四万十町
115	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（プレキシブル支援センター事業）	高齢者、障害者、児童生徒を対象にしたサロンを開催するとともに、外出支援、送迎サービス等フレキシブルに対応できる住民の拠点の場づくりを行う事業を実施する。	12,295,472	5	大月町
116	産業振興	伝統産業育成事業	地域に集積する優れた資源であるウバメガシを活用した製品化を図るとともに、地域の伝統的な文化である「祝い風」の商品化にも努め、町内の活性化に取り組む事業を実施する。	9,732,015	2	大月町
117	観光	大月町観光協会基盤強化整備事業	年間を通じた観光情報の発信、誘客企画や修学旅行誘致、体験観光などの受け入れ体制を構築する事業を実施する。	6,130,365	1	大月町
118	農林漁業	羊づくり等産地化育成事業	高齢者が生きがいをもって農業に従事できる環境を整えるため「有機農法」等による、食材の安全を提供できる羊の産地化づくりを目指す事業を実施する。	9,042,054	2	大月町
119	農林漁業	定置漁獲物等水産加工品製造・販売促進事業	地元で水揚げする多種多様な定置漁獲物を利用した水産加工品の商品開発を進め、付加価値をつけた商品の製造・販売を行うことによって漁業者の所得の安定とともに、地域活力の向上を促進する事業を実施する。	2,071,692	3	大月町
120	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（プレキシブル支援センター事業）	共生型サロンを核として、高齢車身及び高齢障害世帯等の安否確認及び生活支援、社会参加・外出支援等を行う事業を実施する。	2,500,000	1	三原村

資料4

整理番号	分野	事業名	事業内容	実績額（円）	雇用者数（人）	事業担当課
121	産業振興	共同作業場活用のファクトリーショップ事業	共同作業場でアパレル製品を40年以上作り続けている会社で、自社製品の販売を行い、また、ネット販売を含むオーダーメード可能なファクトリーショップへと展開していく事業を実施する。	10,862,418	2	黒潮町
122	産業振興	黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設活用事業	黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に産地直販システムを整備するとともに、ブルーツーリズムプログラムの開発、及び観光インフォメーションの機能を付加し、年間を通じた交流人口の拡大事業を実施する。	3,015,764	1	黒潮町
123	情報通信	安全・安心・快適な黒潮ネットワーク整備事業（相撲員設置事業）	地デジ、ブロードバンド、携帯等の相撲及び現地調査業務を行うとともに、CATV開局に伴う準備作業を実施する。	12,934,334	3	黒潮町
124	情報通信	黒潮町地域振興プラットフォーム整備事業	町内全域に光ケーブルが敷設されることを受けて、ネット枕のポータルサイトを作成し、地域資源の販売及び宿泊施設の情報発信する「黒潮ネット直販所」を開設する事業を実施する。	11,600,197	3	黒潮町
125	農林漁業	幡多ヒノキ育成支援事業	森林整備公社営林の未整備森林区域に、新規事業として、新たな整備計画を策定し、間伐材の有効利用及び特用林産物の開発を行う事業を実施する。	10,300,514	2	黒潮町
126	観光	高知東海岸観光周遊バス運行事業	NHK大河ドラマ「龍馬伝」をきっかけとして、高知県東部を全国に発信するとともに、県外から県東部に訪れた観光客に対する交通の利便性向上を図る事業(観光周遊バスは毎日運行)を実施する。	3,171,000	1	安芸広域市町村圏事務組合
127	観光	受入体制強化及び体験旅行誘致促進事業	幡多広域の観光ルート開発や体験型旅行商品の開発等を行う。特に、体験型の修学旅行の誘致を積極的に行い、全国の旅行会社・学校等に出向き誘致を行う事業を実施する。	7,000,000	2	幡多広域市町村圏事務組合

3. 県事業（下半期：廃止）

整理番号	分野	事業名	事業内容	実績額（円）	雇用者数（人）	事業担当課
1	農林漁業	未利用木材商品化事業	間伐材の枝葉や製材残材等の未利用材を活用して、ヒノキオイルなどの有効成分を抽出し、商品開発と販路開拓事業を実施する。	－	－	木材産業課

4. 市町村事業（下半期：廃止）

整理番号	分野	事業名	事業内容	実績額（円）	雇用者数（人）	事業担当課
1	産業振興	「食材王国こうち」を目指した食材タワー構想事業	多用な食材の情報調査、データベース化、ホームページを作成するとともに、アンテナショップにおいて加工品等の開発・販売等を行う事業を実施する。	－	－	高知市
2	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	障害者や子ども、高齢者、子育て中の保護者等が世代を超えて交流するサロンやデイサービス等を提供する拠点事業を実施する。	－	－	香美市
3	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	老人福祉施設の建設に併せ、この施設を高齢者が住み慣れた地域でふれあいを大切にしながら安心して生活できること場所とし、入居者と地域住民が交流し介護予防の拠点施設となるようサービスを行う事業を実施する。	－	－	東洋町
4	観光	中岡慎太郎顕彰・観光創出事業	NHKの大河ドラマ「龍馬伝」の放送に併せて、龍馬の盟友中岡慎太郎の功績を顕彰しつつ観光施設、各団体との連携を図りながら、慎太郎関連ボランティアガイドの配置、ホームページの開設による情報発信、特産品やPRグッズの販売などにより、交流人口の拡大を目指す事業を実施する。	－	－	北川村
5	農林漁業	森林整備労働者雇用事業	地域の森林整備が進んでいない状況を打開するため、間伐保育等の森林整備を委託するとともに、森林境界の明確化や不在村所有者への働きかけにより地域の森林整備の団地化を進め、安定的な事業量の確保や新たな雇用の場を創出する事業を実施する。	－	－	本山町

資料4

平成22年度 高知県ふるさと雇用再生特別基金事業実績一覧

1. 県事業

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業額（円）	雇用者数（人）	事業担当課
1	介護・福祉	ふるさと雇用再生緊急ショートステイ相談事業	在宅で介護をしている方の入院等「もしも」の時に備え、緊急用のショートステイの受け入れ相談窓口を確保し、在宅で安心して介護できる仕組みを構築する事業を実施する。	3,560,865	2	高齢者福祉課
2	介護・福祉	ふるさと雇用再生障害者就労促進事務	高機障害保健福祉圏域において、障害者雇用についての雇用主の理解促進や企業実習生の受入仲介機保等を行うとともに、障害者の就労の促進を目的に、啓発活動、企業訪問による企業内実習誘致の確保等を行う事業を実施する。	4,609,380	1	障害保健福祉課
3	介護・福祉	ふるさと雇用再生施設受注促進事業	障害者施設利用者の工賃アップを目的に、商品イベントを実施するとともに、授産品目・請負可能業務を企業へPRし、受注機会の拡大を図る事業を実施する。	5,560,490	1	障害保健福祉課
4	教育・文化	ふるさと雇用再生山内家資料等活用業務委託事業	土佐藩主山内家に伝来した山内家資料のうち、内容の把握がまだ完了していない状態にある資料や、国の史跡指定を目指している遺所などの現地調査を行うため、資料等の調査及びデータ整理並びに特別展示を行う事業を実施する。	77,326,561	19	文化・国際課
5	産業振興	ふるさと雇用再生地域産業支援事業	本県経済の体質強化に向けたトータルプランである「高知県産業振興計画」に基づく地域アクションプランの実行を支援するためのチームに対して、財務上の助言等を行うとともに、各地域の産業振興に向けた取組の企画等をサポートする事業を実施する。	36,517,562	7	計画推進課
6	産業振興	ふるさと雇用再生アンテナショップ機能強化事業	官民協働型の新たな組織を母体に、首都圏アンテナショップを設置し、本県のPR、各種イベントの企画・実行、中食・外食及び小売、卸などへの本県産品の販路拡大などを行う仲介・あっせん業務等の事業を実施する。	30,703,209	3	地産地消・外商課
7	産業振興	ふるさと雇用再生地産外商強化事業	本県の地産外商を強化するため、高知県地産外商公社と連携しながら、商品流通を確保し、首都圏等の量販店、中食・外食事業者等に対して本県産品の販売を拡大していく事業を実施する。	16,554,465	2	地産地消・外商課
8	産業振興	ふるさと雇用再生高知サポーターネットワーク形成委託事業	高知県産業振興計画の大きな柱のひとつである地産外商戦略を推進するため、高知県出身者の入郷以来、高知県との関わりが深い北海道において、①高知県のサポーターづくり、②高知県産品の販路拡大、③高知県観光PRにつながる事業を実施する。	4,016,817	1	地産地消・外商課
9	産業振興	ふるさと雇用再生輸出促進企業支援事業	高知県の優れた地域資源の輸出拡大を目的に、国内外での商談会の支援や海外事務所との連絡調整業務等を実施するとともに、輸出拡大に伴う新たな雇用創出を図る事業を実施する。	41,483,145	5	地産地消・外商課
10	産業振興	ふるさと雇用再生食品加工産業支援事業	県内食品企業の業容拡大を推進するため、適正表示による食品事故の未然防止とともに、新たな食品加工品の開発や販路開拓等に向けて企業のスキルアップを支援し、併せて企業を指導できる人材育成を行う事業を実施する。	32,080,600	5	地産地消・外商課
11	産業振興	ふるさと雇用再生移住ビジネス創出事業	本県への移住や長期滞在をビジネスにつなげていくため、民間主体の協議会や移住の相談窓口の運営、移住ビジネスモデルの検討等を行うとともに、事業化可能なものから順次スピンオフし、関連企業等での雇用の継続を目指す事業を実施する。	14,616,000	3	地域づくり支援課
12	教育・文化	ふるさと雇用再生地域版アウトソーシング受託者等育成事業	テレワークへの参加や地域再生活動を行う人材、事業者に対する教育や相談業務を実施するため、業務の実施が可能な能力を有する者を雇用し、テレワーク等による就業の場の拡大を図る事業を実施する。	11,265,627	2	地域づくり支援課
13	産業振興	ふるさと雇用再生建設業新分野進出アドバイザー事業	新分野進出に意欲のある建設業者を支援するため、アドバイザーを設置し、建設業者を対象とした個別訪問を行い、ニーズの把握や助言を行うとともに、地域の相談窓口との連携や関係機関との連絡調整等を行う事業を実施する。	4,761,643	1	県工政策課
14	産業振興	ふるさと雇用再生中核企業等育成支援事業	地域経済を牽引する中核企業の育成を図るため、支援対象企業を選定して定期訪問やフォローアップを行い、各企業の課題把握とその解決を図る事業を実施する。（金融機関別に2事業行う。）	8,137,282	2	工業振興課
15	産業振興	ふるさと雇用再生中核企業等育成支援事業	地域経済を牽引する中核企業の育成を図るため、支援対象企業を選定して定期訪問やフォローアップを行い、各企業の課題把握とその解決を図る事業を実施する。（金融機関別に2事業行う。）	7,872,343	1	工業振興課
16	産業振興	ふるさと雇用再生中小企業受注拡大支援事業	県内ものづくり企業の受発注情報の収集や展示会・商談会への出展支援等を行い、県内企業の受注拡大と競争力の強化を図る事業を実施する。	6,675,350	1	工業振興課
17	産業振興	ふるさと雇用再生中小企業経営支援事業	経済不況により生産活動に影響を受けている製造業を中心に定期かつ集中的に企業訪問し、経営状況をタイムリーに把握するとともに、経営の安定に向けて各支援機関との連携による事業導入や仕事の斡旋等を行う事業を実施する。	15,737,109	3	工業振興課
18	産業振興	ふるさと雇用再生県産品連携強化支援事業	食品加工分野における県内での商品開発を促進するため、加工事業者の概要や設備、開発要望などの情報をデータベース化して基礎資料を作成し、原材料生産者や販売店と加工事業者とのマッチングを進める事業を実施する。	8,445,001	2	工業振興課
19	環境	ふるさと雇用再生環境共生型住宅普及促進事業	環境共生型住宅のモデルハウスを一般に広く公開し、その良さを認識してもらうことにより、環境共生型住宅の普及及び環境活動の活性化を図るための事業を実施する。	8,673,000	2	新産業推進課
20	産業振興	ふるさと雇用再生南国オフィスパークセンター利用促進事業	南国オフィスパークセンターのインキュベーション機能の強化や入居企業の企業化支援等をサポートする事業を実施する。	3,086,392	1	企業立地課
21	教育・文化	ふるさと雇用再生キャリア教育推進事業	県内就職とキャリア教育の推進を目的に、生徒の企業実習等を受け入れる協力企業の開拓や、取組内容の情報発信等を行う事業を実施する。	15,553,862	4	雇用労働政策課
22	観光	ふるさと雇用再生定期観光バス運行事業	龍馬関連施設を巡る周遊バスを運行し、課題である二次交通対策の解決を図る事業を実施する。	17,989,456	3	観光政策課
23	観光	ふるさと雇用再生旅行商品素材発掘等事業	自然体験、食などの観光素材や地域の観光イベント等で掲載した旅行商品カタログを作成し、首都圏の旅行会社などへセールスを行うことにより観光客の誘客につなげ、観光産業の振興を図る事業を実施する。	7,515,407	2	観光政策課
24	観光	ふるさと雇用再生映像コンテンツ撮影誘致事業	ロケ地ガイドの作成や映画会社等へのセールス、連絡調整を行うスタッフの配置により、映画やテレビドラマ等のロケを積極的に誘致し、ロケ地を資源とする観光振興を図る事業を実施する。	19,161,416	2	観光政策課
25	観光	ふるさと雇用再生仁淀川流域観光推進事業	広域観光を担う中核的組織の体制づくりと仁淀川地域における各市町村観光素材の情報収集及び広域観光パンフレットを作成し、新たな旅行商品の開発を行う。また、広域情報の発信及び地域住民や地域産業と連携することにより、観光振興を図る事業を実施する。	5,896,745	2	観光政策課

資料4

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業額（円）	雇用者数（人）	事業担当課
26	農林漁業	ふるさと雇用再生こうち体験ツーリズム旅行商品開発等委託事業	農林漁家民宿を拠点とした旅行商品の開発及び誘客のための専門の担当者を配置し、旅行商品の造成や情報発信などを行う事業を実施する。	9,794,810	1	観光政策課
27	観光	ふるさと雇用再生高知観光情報発信拠点運営事業	「土佐・龍馬であい博」に合わせて、JR高知駅前に開設した高知観光情報発信拠点「とさてらす」において、県内の観光スポット、イベント、物産などの情報を観光客のニーズに応じて提案し、交流人口の拡大を図る事業を実施する。	6,666,115	1	おもてなし課
28	農林漁業	ふるさと雇用再生就農支援活動事業	就農相談の強化を目的に、ハローワーク等と連携した県内相談会の開催や情報を提供するためにホームページの作成・運用等を行う事業を実施する。	2,195,840	1	農地・担い手対策課
29	農林漁業	ふるさと雇用再生JA出資型法人設立支援事業	地域農業の振興を図るため、JA出資型法人の設立に向けた企画立案、計画書作成や設立後の運営・管理等のサポートを行う事業を実施する。	4,617,383	2	農地・担い手対策課
30	農林漁業	ふるさと雇用再生担い手支援総合情報提供事業	現地を訪問して遊休農地等の情報を収集し、貸借可能な農地等を研修・動実などの情報とともに、HPや就農相談時などに提供することにより、新規就農や異業種からの農業参入を促進する事業を実施する。	7,533,427	4	農地・担い手対策課
31	農林漁業	ふるさと雇用再生認定就農者経営改善等支援事業	就農から5年以内の認定就農者等について、関係機関との連携により、経営状況を把握しながら経営面や技術面での支援を行い、営農の継続と経営改善を図る事業を実施する。	3,582,852	1	農地・担い手対策課
32	農林漁業	ふるさと雇用再生農作業支援体制構築事業	農家と求職者のマッチングとフォローアップ等を行うため、無料職業紹介所を設置し、ハローワークと連携のもと、地域全体で労力を補完し合う仕組づくりを構築・運営する事業を実施する。	21,031,389	8	農地・担い手対策課
33	農林漁業	ふるさと雇用再生農業協同組合事業基盤活性化モデル事業	農協の事業基盤と協同活動の活性化、農産物の販路拡大に向け、県外を含む地区外に居住する地区出身者にふるさとの情報や特産品を提供する業務を実施する。	3,750,000	2	協同組合指導課
34	農林漁業	ふるさと雇用再生有機農業定着支援事業	有機農業実践者の技術の定着と向上を図るため、有機農業技術の実証と経営評価を実施するとともに、有機農業実践者のネットワーク化を促進し、地域への有機農業の定着と支援を事業を実施する。	6,548,447	3	環境農業推進課
35	農林漁業	ふるさと雇用再生有機JAS認証取得支援事業	有機JAS認証に関する講習会や個別指導等を実施し、有機JAS認証に対する認知度を高め、認証取得農家数を拡大することによって県内における有機農業の推進を図る事業を実施する。	1,528,338	1	環境農業推進課
36	農林漁業	ふるさと雇用再生土佐茶振興拡大・消費拡大推進事業	土佐茶の生産振興を図るため、県内全域の荒茶の流通を担うとともに、土佐茶の販路拡大及び消費拡大に取組む事業を実施する。	4,822,559	3	地域農業推進課
37	農林漁業	ふるさと雇用再生土佐茶普及推進拠点運営事業	土佐茶の消費拡大、販路拡大を図るため、美味しい入れ方・飲み方を伝えながら土佐茶を提供する場を設置し、県内はもとより全国に土佐茶の魅力をPRするとともに、障害者等の雇用を促進する事業を実施する。	25,610,550	18	地域農業推進課
38	農林漁業	ふるさと雇用再生業務用需要販路開拓事業	園芸農業の振興を図るため、業務需要等を中心とした新たな販路開拓と消費地ニーズに対応できる産地調整を行う事業を実施する。	10,940,711	2	産地・流通支援課
39	農林漁業	ふるさと雇用再生土佐はちきん地鶏産地拡大支援事業	土佐はちきん地鶏の生産地拡大を図るため、ふ卵管理技術や新しい飼養管理技術を確立する事業を実施する。	3,139,550	1	畜産振興課
40	農林漁業	ふるさと雇用再生大家畜生産流通支援事業	土佐和牛の流通拡大や酪農の生産性向上を図るため、土佐和牛ブランド推進協議会の運営、販路拡大等を行う事業を実施する。	3,957,444	2	畜産振興課
41	農林漁業	ふるさと雇用再生土佐和牛改良指導強化対策事業	土佐和牛改良の取組を強化するため、育種改良組合の再構築、改良指導や新しい改良情報のデータベースの作成等を行う事業を実施する。	2,226,231	1	畜産振興課
42	農林漁業	ふるさと雇用再生土佐ジロー生産流通拡大事業	土佐ジローの生産から流通・消費の拡大を図るため、種鶏・ふ卵管理の確立、種鶏導整備の推進や卵・肉の販路開拓等を支援する事業を実施する。	2,274,412	1	畜産振興課
43	観光	ふるさと雇用再生森の窓口運営事業	都市住民や修学旅行客などを対象として、「森の達人」が案内人となるエコ体験活動を商品化し、県内外にPRし誘客する「森の窓口」を開設・運営する事業を実施する。	3,204,865	1	林業環境政策課
44	農林漁業	ふるさと雇用再生県営林保全事業	県営林の境界の把握や団地ごとの開伐施業等の施行履歴の取りまとめを行い、県営林等の保全管理の強化を図る事業を実施する。	11,111,461	2	森づくり推進課
45	農林漁業	ふるさと雇用再生未整備森林等対策事業	未整備森林の解消を図るため、森林の管理代行を行おうとする組合の条件整備活動を支援し、新たな事業展開による雇用創出を図る事業を実施する。	13,956,329	4	森づくり推進課
46	農林漁業	ふるさと雇用再生新規就業者職業紹介アドバイザー事業	林業の新規就業者を確保するため、就業希望者と林業事業体それぞれの要望に応じた就業相談や情報提供を行い、労使のマッチングをサポートする事業を実施する。	4,303,687	1	森づくり推進課
47	産業振興	ふるさと雇用再生県産材需要拡大サポート事業	県産木材の需要拡大を図るため、JAS認証取得促進による品質向上や、企業の商品力・販売力の向上、体質の強化を進めるとともに、地産地消・地産外商を推進する窓口を設置し、県内企業をサポートする事業を実施する。	7,225,000	1	木材産業課
48	農林漁業	ふるさと雇用再生未利用木材資品化事業	林業・木材産業の活性化につなげるため、間伐材の搬出や製材残材等の未利用材を活用して、ヒノキオイルなどの有効成分を抽出し、商品開発と販路開拓を行う事業を実施する。	6,575,100	3	木材産業課
49	農林漁業	ふるさと雇用再生製物流システム構築モデル事業	製材工場から製品集積拠点や消費地への合理的な輸配送システムの構築を図るため、調査、検討及び配送の実践を行う事業を実施する。	10,996,087	3	木材産業課
50	環境	ふるさと雇用再生地方検証人育成事業	CO2吸収による地球温暖化対策を推進するため、カーボン・オフセットに活用されるオフセット・クレジット（J-VER）制度の地方検証人を養成し、県内に第三者検証地域の出先機関として登録することにより、検証経費の低減と制度の普及拡大を図る事業を実施する。	4,839,170	1	環境共生課
51	環境	ふるさと雇用再生廃食油回収事業	使却処分されている家庭・店舗の廃食油を回収して、処理業者に販売する家庭用廃食油の回収利用システムを構築し、ごみの削減・資源化、CO2削減を図る事業を実施する。	8,460,000	5	環境対策課

資料4

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業額(円)	雇用者数(人)	事業担当課
52	環境	ふるさと雇用再生内水面漁場管理保全計画策定事業	内水面漁業の振興のため、県内15河川の漁場環境特性等の調査や河川毎の漁場管理保全計画策定のための基礎資料作成等を行うとともに、得られたノウハウや技術を活かして県や市町村が行う河川改修や種々の地域振興施策に活用する。	18,900,000	3	漁業振興課
53	農林漁業	ふるさと雇用再生新規漁業就業者確保対策事業	自営の沿岸漁船漁業者を目指す新規就業者を確保するため、漁村・漁協等の受け入れ先の斡旋や、全国で開催される就業フェアでの勧誘等を実施し、漁船漁業者の増加による漁村地域の活性化を図る事業を実施する。	3,935,112	1	漁業振興課
54	農林漁業	ふるさと雇用再生水産物消費拡大事業	県産水産物の消費拡大のため、消費者に旬や産地、おいしい食べ方などの情報提供を行うとともに、業務筋への販売促進等に取り組む事業を実施する。	6,803,531	2	合併・流通支援課
55	農林漁業	ふるさと雇用再生水産物品質向上推進事業	安心安全な水産物の提供や魚価の向上を目的に、産地市場での水産物の品質向上や鮮魚等のブランド化に取り組む事業を実施する。	7,867,144	2	合併・流通支援課
56	農林漁業	ふるさと雇用再生水産物販路拡大事業	産業成長戦略で位置付けられた「高知県漁協による『土佐の魚』への付加価値向上」を推進するため、産地が行う量販店や外食店などとの直接取引、販売先のニーズに応じた商品力向上等の取組を進め、県産水産物の販路拡大を図る事業を実施する。	9,606,482	3	合併・流通支援課
57	産業振興	ふるさと雇用再生高知港活用事業	高知港の活用を図るため、ユーザー目線に立った手続きの簡素化やワンストップサービスのあり方を検討するとともに、低利用施設の更なる利用促進を行う事業を実施する。	4,023,600	1	港湾・海岸課
58	教育・文化	ふるさと雇用再生放課後学び場人材バンク設置事業	子どもたちに学習の習慣を身につけてもらうため、学習支援の人材バンクを設置するために専属コーディネーターを配置し、各市町村へ情報提供を行う業務を実施する。	6,383,839	2	生涯学習課
59	教育・文化	ふるさと雇用再生こうち若者サポートステーション事業	ニートやひきこもり状態にあるなど、社会的な自立が困難な若者に対して、一人ひとりに応じた支援プログラムの開発、支援プログラムに基づいた支援活動の実践と検証等を行う業務を実施する。(高知市内での実施)	3,899,985	1	生涯学習課
60	教育・文化	ふるさと雇用再生高知黒潮若者サポートステーション事業	ニートやひきこもり状態にあるなど、社会的な自立が困難な若者に対して支援を行うため、これらの若者発掘のための家庭や学校への訪問、就学に向けた学習指導やセミナー等の実施、職業訓練を行うための職場体験の受け入れや就労のための企業等訪問などを行う業務を実施する。(高知市以外の地域で実施)	3,556,586	1	生涯学習課
61	治安・防災	ふるさと雇用再生暴力団排除運動支援事業	全国初の暴力団排除運動推進組織「みかじめ料等縁切り同盟」の拡充を図るため、新たな職域での同盟結成等の支援を行う事業を実施する。	2,230,000	1	刑事部 組織犯罪対策課

2. 市町村事業

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業額(円)	雇用者数(人)	事業担当課
1	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 (フレキシブル支援センター事業)	既存の高齢者デイサービスセンターに併設し、子ども・高齢者を対象に、日中の預かり及び相談事業(生活相談、育児相談)等のサービスを提供し、地域で安心して生活できるように支援する。	27,289,241	9	高知市
2	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 (フレキシブル支援センター事業)	子どもや高齢者、障害者、介護を必要とする様々な人々が集い、食し、笑い、話し、伝統文化に親しみやすらぎと心の豊かさを大切にし、仲間づくりとパワーを生み出す事業を実施する。また地域の高齢者等への研修会・講演会や、他の団体との交流事業の実施、その他趣味教室、体験教室、展示会などについても実施する。	15,773,037	3	高知市
3	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 (フレキシブル支援センター事業)	市内各地区のコミュニティづくりのモデルとして「まちの暮らしのお助けセンター」を設置し、人と人の繋がりを保っていく。	18,715,407	6	高知市
4	観光	高知市観光遊覧船地域活性化事業	現在、休日のみ実施している観光遊覧船事業を、平日を含めた通年運行に拡大・強化するため、専従職員を配置して体制を強化し、団体客向けの企画商品づくりや、団体客誘致のための旅行代理店等への売り込み等を行う事業を実施する。	5,440,214	5	高知市
5	環境	二酸化炭素の排出削減による環境取引、省エネ診断人材育成事業	二酸化炭素の排出量取引の手法や複数の省庁にまたがる各種制度に関する知識を有し環境取引コンサルティングができる人材を育成して、コンサルティングや診断を通じて地域への普及啓発を行い、二酸化炭素の排出削減を推進する事業を実施する。	5,453,167	2	高知市
6	環境	資源循環システムを活かしたリサイクル事業	主に四国四県の事業所で発生する廃プラ系産業廃棄物を収集し、破砕処理の上、圧縮梱包する廃プラの中間処理事業を実施する。処理後の廃プラは、燃料として再利用する。	14,220,624	4	高知市
7	農林漁業	畜産経営多角化推進事業	新しい酪農経営モデルを創出し、他の畜産農家に波及させていくため、畜産事業者が自ら生産した畜産物を主たる原材料とした加工品の開発、製造・販売を行い、畜産経営の多角化を推進する事業を実施する。	6,781,925	3	高知市
8	農林漁業	森の工場化支援事業	土佐山地区で施業集約化団地として立ち上げた森の工場の森林約300haにおいて、森林資源の循環・活用を目的として、効率的な路網等の整備及び安定的な木材供給を行うための搬出間伐を進め、林業の振興を通じた中山間地域の活性化事業を実施する。	7,214,564	1	高知市
9	農林漁業	間伐木材需要拡大事業	地域の間伐材を活用したフローリングや天井・壁材などの建材を新たに製造・販売することで、地域の間伐を促進する事業を実施する。	1,979,515	1	高知市
10	農林漁業	土佐山・まるごと有機プロジェクト事業	有機農産物の生産拡大のほか、有機農産物を活用した加工商品の開発・販売促進を行い、中山間地域での雇用創出を図る事業を実施する。	6,666,532	6	高知市
11	教育・文化	高知の仕事×高校生「高知マインド」で高知の担い手育成プロジェクト	高知市内の高校生を対象に、生き方や学びに出会う教育プログラム、地域就業体験プログラム等を実施し、情報誌やポータルサイトによる地元情報発信を行うことで、「高知マインド」を醸成し、県内就職の促進を図る事業を実施する。	7,173,305	4	高知市
12	教育・文化	アールブリュットミュージアムKOCHI設置運営事業	精神障害者の作品を主に展示するアールブリュットミュージアムの設置に向けた準備・運営、医療機関等を訪問しての展示作品の発掘、アーティストの育成等を行い、市民の芸術文化に対する意識向上を図るほか、障害者の雇用の場の創出を目指す事業を実施する。	4,362,010	4	高知市
13	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 (フレキシブル支援センター事業)	高齢者・障害者を対象にしたサロンを開催するともに、緊急時の宿泊、独居高齢者への配食サービス、家事援助等を行う事業を実施する。	7,097,997	3	室戸市
14	観光	室戸市観光推進事業	室戸市の自然・歴史・文化・観光施設等を一体化し、近隣市町村とも連携がとれた滞在型・体験型の周遊コースの策定や観光ルートの企画立案とともに、新たな旅行商品や土産物の開発を行う事業を実施する。	5,157,000	1	室戸市
15	観光	室戸海洋深層水体験交流センターパワーアップ事業	室戸海洋深層水体験交流センターにおいて、インストラクター、調理師を新たに雇用し、プール利用者のニーズに応じた水中運動や地域食材を利用した食事等を提供することによって、健康交流施設の機能向上と利用者の拡大を図る事業を実施する。	10,840,012	4	室戸市
16	観光	室戸ジオパークを活用した交流人口の拡大事業	世界ジオパーク認定を目指して、室戸ジオパーク推進協議会の運営体制を強化し、地質に関する専門的な対応や外国からの旅行者への対応、ジオガイド養成等を行い交流人口の拡大を図る事業を実施する。	8,744,914	2	室戸市
17	観光	室戸ドルフィンセンターパワーアップ事業	室戸ドルフィンセンターに営業担当職を配置し、ドルフィンセンターの集客力の向上を図るほか、大学とも連携しながら、「イルカ介在体験メニュー」を開発する事業を実施する。	5,959,390	1	室戸市
18	観光	重要伝統的建造物群保存地区町並み保存活用パワーアップ事業	室戸市吉良川町重要伝統的建造物群保存地区の情報発信やボランティアガイドの依頼受付、物産品の開発等を行う職員を雇用し、昔ながらの町並みを活かしたまちづくり、地域づくりを行う事業を実施する。	1,369,298	1	室戸市
19	農林漁業	スジアオノリ養殖パワーアップ事業	室戸海洋深層水の水産利用として初めて事業化され、また室戸有数の特産品となっているスジアオノリの販路拡大と、生産率の向上に取り組む事業を実施する。	4,035,169	1	室戸市
20	農林漁業	室戸市森林保全管理推進事業	山林の基礎資料のデータ化、山林境界の明確化、航空写真を利用した森林管理システムの構築を行い、森林の保全管理を推進する事業を実施する。	9,599,000	2	室戸市
21	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 (フレキシブル支援センター事業)	人口集中地区である安芸町にフレキシブル支援センターを設置し、主に元気な高齢者、障害者や子ども等を対象に、日中の見守り、介護予防等のサービスを提供する。また、独居高齢者等の訪問を行うことで、高齢者の安全安心な暮らしを支援する。	17,535,697	6	安芸市
22	観光	特産品開発事業	NHK大河ドラマ「龍馬伝」の放送を契機に、地域資源を有効に活用した新しい土産物の開発・販売やパッケージデザインを企画し、地場産業及び観光の振興を図る事業を実施する。	4,303,527	1	安芸市
23	観光	特産品販売事業	NHK大河ドラマ「龍馬伝」の放送を契機に、地域資源を使用した特産品の販売及び新たな販路開拓を行い、地場産業及び観光の振興を図る事業を実施する。	3,555,750	1	安芸市
24	観光	観光PR事業	「土佐・龍馬であい博サテライト会場　安芸・岩崎弥太郎こころざし社中」や観光周遊バス内等で観光情報を提供し、観光振興を図る事業を実施する。	5,944,425	2	安芸市
25	観光	弥太郎・志マーケット事業	本市の観光名所である岩崎弥太郎生家前で地域食材を活用した軽食等をオープンカフェ形式で提供し、観光案内と岩崎弥太郎関連の土産品等の開発・販売を一体的に行い、「岩崎弥太郎生誕の地・安芸」を発信する事業を実施する。	4,856,513	1	安芸市
26	農林漁業	森の担い手育成事業	森林の間伐、歩道の補修、境界杭の設置等を行い、施業の効率化を進めながら、森林整備の新たな担い手を育成し、未整備森林の整備を促進する事業を実施する。	12,117,659	3	安芸市
27	農林漁業	中山間地域PR商品開発事業	東川地区において、地域の食材を使用したせんべい作り体験を実施するとともに、四季折々の山菜の栽培や、地域食材を活用した加工品の試作・販売、インターネット等を通じたPRなどにより地域の魅力を発信し、地域の活性化を図る事業を実施する。	2,147,880	1	安芸市
28	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 (フレキシブル支援センター事業)	地域のコミュニティ力が弱まり、高齢者の集いの場が少なくなっていることから、市内3か所で送迎バスを利用した高齢者が集まるいきいきサロンを実施する。	10,501,191	3	南国市
29	産業振興	目指せ南国ブランド！農商工連携拠点づくり事業	企業・地域団体等が地域資源を活用した加工業等に参入することを目的に、農商工観光のネットワーク、地域資源の発掘や商品開発の提案等のコーディネート業務を行う事業を実施する。	10,265,550	3	南国市
30	産業振興	南国市地産地消推進農産物直販所活性化事業	学校給食における地元生鮮野菜の利用増大に向けての配送システム確立や直販所を活性化させる事業を実施する。	4,791,745	3	南国市
31	産業振興	シャモを突破口とする中心市街地賑い創出事業	中心市街地に、人を呼び込み、賑わいを創出する仕組みづくりを図っていくことを目的とし、「シャモ」の飼育、加工、販売を行っていく。将来的には企業化し、中心市街地の空き店舗を活用して店舗を開設して、賑わいを創出していく事業を実施する。	2,928,623	1	南国市
32	産業振興	企業団地内企業及び製造業連携支援事業	市内にある3ケ所の企業団地に立地する企業間の連携を図るため、企業紹介のパンフレットの作成、企業ニーズの調査、情報交換会の開催など製造業を含めた企業を支援する事業を実施する。	660,573	1	南国市
33	観光	観光ガイドを利用した「土佐のまほろば」観光推進事業	市内の観光ボランティアの組織化を図り、「土佐のまほろば」地区を観光ガイド付き観光商品としてPRし、観光客を誘致する事業を実施する。	854,373	1	南国市
34	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 (フレキシブル支援センター事業)	既存の高齢者デイサービスセンターに併設し、障害者や子ども、高齢者等を対象に、日中の預かり、見守り、介護予防等のサービスを提供し、地域で安心して生活ができるよう支援する。	20,896,392	5	土佐市
35	介護・福祉	障害者雇用創出事業(あなたのやる気支援事業)	障害を持つ若者の能力を最大限に発揮させるため、パソコン等活用技術を教える人材を雇用し、ハローワーク、障害者・就業・生活支援センター等と連携し、障害者の就労に向けた支援を行う事業を実施する。	13,654,200	2	土佐市
36	産業振興	うるめと観光のまち事業	宇佐地区において、うるめのブランド化を推進するため、成分調査や商品開発・PR事業等を行うとともに、観光資源を発掘し、新しい観光メニューの創出、企画運営を行なう事業を実施する。	6,829,847	3	土佐市
37	産業振興	宇佐もんや運営基盤確立支援事業	うるめの商品開発、販路拡大のため、「宇佐もんや(屋号)」に、責任者を配置し、店頭販売、外販活動のほか観光客誘導のための販売戦略の企画運営、広報活動等を行う事業を実施する。	5,221,111	3	土佐市
38	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 (フレキシブル支援センター事業)	須崎市街地にサロンを設置し、高齢者や障害者、子ども、子育て中の母親などが地域の人やボランティアの人とともに集い、学習会を開催したり、小学生などと交流を行ったり、地域の食材を使って調理行うことなどができるなごめる場作りを行う。また、いくつかのサテライト会場も設置する。	11,527,700	3	須崎市
39	産業振興	地場産品の販売及びまちの情報発信事業	須崎市全域をサービスエリアタウンに見立て、まちに賑わいを創出するため、「物産とまちの情報館(仮称)」において、新鮮な情報の発信やミニイベントを企画・実施して「食のまち須崎」をPRし、併せて特産品の通信販売を展開する事業を実施する。	11,611,947	3	須崎市

資料4

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業費（円）	雇用者数（人）	事業担当課
40	情報通信	よさこいケーブルネット加入促進及びデジタル放送移行の説明活動事業	2011年のアナログ放送の停止に伴うデジタル放送への移行について、住民への説明対応や技術的な支援等を行い、デジタル化に伴う難視聴対策も見越して、よさこいケーブルネットの利用を促進する事業を実施する。	3,547,462	2	須崎市
41	観光	すさき駅前食堂及び地場商品開発事業	駅前の空き店舗を活用して、鍋焼きラーメンをはじめとした須崎ならではのB級グルメや季節ごとの須崎の魚を提供する「須崎食堂」を開設し営業していくほか、鍋焼きラーメンに続く須崎のB級グルメを開発する事業を実施する。	9,196,204	4	須崎市
42	農林漁業	関伏推進基盤整備事業	施業実施の前提条件が整わない森林において、現地測量・境界確認など、森林基本情報の収集を行うとともに、地理情報システムによる電子管理を構築・運用することで、施業の集約化を動きかけ、関伏を推進する事業を実施する。	4,547,434	1	須崎市
43	農林漁業	地域木材需要拡大事業	大型販売事業の収益確保・拡大に向けて、木材加工用レーザー機械を活用しながら、需要が見込まれる新製品の開発を行い、併せてインターネット等による通販型販路の研究・開発などに取り組み、地域木材の需要拡大を図る事業を実施する。	4,634,807	1	須崎市
44	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	障害者、高齢者、子ども等障害や世代を超えた共生型の集いの場を提供するため、休園中の保育園を活用し、乳幼児（母子）、高齢者、障害者が集え、ふれあえる事業を実施するとともに、地域住民の参画を得た持続可能な運営体制づくりを行う。	12,023,898	4	宿毛市
45	子育て	乳児保育事業	地域の保護者ニーズを踏まえて、市内私立保育園で初めての0歳児保育を実施するため、離乳食に対応する体制の構築とともに、育児不安に対応できる相談窓口の設置等、子育て支援事業を実施する。	4,111,143	2	宿毛市
46	観光	観光振興イベント実施事業	道の駅を観光客誘致の拠点とするため、イベントの企画、運営及び地域資源を活用した体験型観光商品の企画・開発を行うとともに、タイムリーに観光情報を発信するなど、観光振興を推進する事業を実施する。	6,699,018	2	宿毛市
47	農林漁業	宿毛湾水産加工品製造・販売事業	魚の取引価格の向上を図るため、産地市場を運営する漁協が、地域資源であるキビナゴを中心に前処理加工品を製造・販売する事業を実施する。	15,227,100	4	宿毛市
48	農林漁業	市有林活用雇用創出事業	未整備の市有林を活用して、新たな林業担い手の働く場を創出することで、森林整備を促進する体制づくりを行う事業を実施する。	13,398,000	4	宿毛市
49	農林漁業	森林集約化推進事業	宿毛市内の民有林について、既存の統合帳や森林計画図を電算化したうえで、現況調査、境界確認により、森林施業計画図を作成する事業を実施する。	2,291,100	2	宿毛市
50	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	支援の必要な高齢者や子ども、障害者などはもとより、誰もが自由に集うことができるサロン、デイサービス、放課後の子どもの居場所づくり等の事業を実施する。	14,706,992	3	土佐清水市
51	産業振興	水産物等市場調査・食品衛生管理調査事業	水産加工品の販路を県外市場に拡大するため、県外・国外製品と対抗できる商品力をつけるとともに、水産加工施設における食品衛生管理の調査・実証により、食品の安心・安全性を高める事業を実施する。	8,706,632	2	土佐清水市
52	産業振興	農産物等特産加工品開発・販売促進委託事業	柑橘類や地元農産物のペースト等をもとにした菓子製品/酢茶品・土産品等）や介護食品（流動食）などの商品開発を行い、販売促進活動により市場拡大を図る事業を実施する。	12,042,501	3	土佐清水市
53	観光	「ジョン万・龍馬」ふるさとの偉人伝承事業	NHK大河ドラマ「龍馬伝」にあわせ、「ジョン万次郎」から派生した幕末の歴史人物や地域の文化などの資料収集・整備を実施し、資料館を交流人口の拡大、地域文化の発信拠点、子ども達の学習交流拠点として整備充実する事業を実施する。	5,113,000	1	土佐清水市
54	観光	足摺・竜串における二次交通整備事業	国立公園の景勝を活かし、オプション観光を提供できる二次交通システムを整備し、観光客の利便性と観光性を確保し、観光地における滞在時間の拡大を推進する事業を実施する。	5,118,000	1	土佐清水市
55	観光	土佐清水まるごと戦略観光推進事業	観光を点から面に変更するために地域食材供給システム、地域食品販売システム、体験交流先活システム等を整備し、地域団体、地産業を巻き込んだ戦略観光の仕組みづくり事業を実施する。	4,793,000	1	土佐清水市
56	観光	あしずり温泉郷　バージョンアップモデル事業	各宿泊施設で展開できる事業ウォーキング等のオプション観光を企画・実施することで、あしずり温泉郷を広くアピールするとともに、宿泊施設の魅力向上、滞在時間拡大等を推進することで、宿泊客の満足度向上と顧客促進のためのモデル事業を実施する。	7,210,400	4	土佐清水市
57	環境	竜串「海の自然学校」開設事業	日本初の海中公園（国立公園地区）を有する竜串の地域資源を活かした「海の自然学校」を開設し、海・川・山の関連が学べるエコツーリズム教育の普及や交流人口の拡大を目指す事業を実施する。	3,756,995	1	土佐清水市
58	農林漁業	窪津の体験型観光漁業とファン拡大事業	体験型観光漁業を推進するため、漁業民泊などの個々の受入体制を確立しながら、積極的に情報発信を行う事業を実施する。併せて、窪津漁港に水揚げされる鮮魚や養殖しているアワビ等の通信販売を行う事業を実施する。	4,017,198	1	土佐清水市
59	農林漁業	農産物特産品開発及び高出荷体制確立事業	永田農法によるパイナップルの栽培実証実験を行い蓄積したデータを農家に提供して、産地化を図るほか、農作物集荷グループに参画する農家の掘り起こし（新規栽培及び規模拡大）を実施し、農業者の所得向上を図る事業を実施する。	9,093,063	2	土佐清水市
60	農林漁業	魚の品質向上と漁業所得向上推進事業	本市で最も漁獲量が多いメジカの水揚げ時の鮮度管理を確立することで、魚価の向上を図るとともに、現在購入している県外製品のエサを地元で製造し、漁業者にとって利便性の高いエサ供給の仕組みを確立し、漁業者の所得向上を目指す事業を実施する。	7,811,834	2	土佐清水市
61	農林漁業	魚の品質向上と販路開拓事業	清水サバを、漁法、船上での保管方法、時間等でランク分けし、その情報を公開することで、他地域との差別化を明確にし、魚価の向上を目指すとともに、「土佐の清水サバ」の情報を県内外に更に積極的に発信し、販路開拓を推進していく。また、他の魚種についても、効率的でより現実な鮮度管理ができる体制を確立する事業を実施する。	11,408,737	3	土佐清水市
62	農林漁業	土佐清水の森再生事業	森林の所有者・境界・効率的に関伐作業が出来る箇所の特定付け等の作業を実施し、順次関伐作業を実施することで森林の再生を図るとともに、地域の子供達に環境学習の場を提供する事業を実施する。	10,233,861	3	土佐清水市
63	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者、障害者を対象とするサロンを開催するとともに、遊休農地等を活用して、農産物の生産、販売体制づくりを行う事業を実施する。	12,898,243	4	四万十市
64	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	地域の高齢者を中心として、支援が必要な障害者、子供も含め多くを受け入れることで、多世代の交流の場や居場所づくりを実施しながら地域の雇用を創出する。	13,757,000	3	四万十市
65	産業振興	四万十特産新商品開発販売事業	四万十市の風土ならではの食材（アオノリ、土佐ジローの卵、地鶏等、高砂鶏等）を活用した新商品の開発を行い、積極的な営業により販路を開拓し、商品の販売を行う事業を実施する。	11,057,825	2	四万十市

資料4

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業費（円）	雇用者数（人）	事業担当課
66	産業振興	地域振興のための四万十ブランド・食と地域文化の発信販売事業	四万十市ならではの食材・食品・加工品等を四万十ブランドとして一元化し、地域独自の文化・伝統の情報発信と併せて、インターネットよりショッピングサイト・ポータルサイトに集約し、これらの商品を全国に向けて販売する事業を実施する。	6,049,978	3	四万十市
67	産業振興	四万十ヒノキ関伐材・端材商品開発販売事業	四万十川流域の森林資源を活かした新たな価値を創造するため、四万十ヒノキの関伐材・端材を活用した新商品を開発販売し、地域の関伐を促進する事業を実施する。	8,515,234	4	四万十市
68	産業振興	農商工連携ぶしゅかんの商品開発及び産地化促進事業	ぶしゅかんを活用した商品開発を行い、付加価値を付け農産物ブランドとして定着させ、産地化及び販路拡大を図る事業を実施する。	1,336,037	2	四万十市
69	産業振興	地場産材モデル住宅管理運営事業	地場産のヒノキをふんだんに活用した木造の展示住宅を建て、宿泊体験を合わせながら、地場産木材のPR及び施主と建築業者とのマッチング業務を実施する。	726,827	1	四万十市
70	産業振興	四万十栗生産・加工・販売促進再生事業	四万十ブランド認証を取得し、全国の高級菓子企業向けに加工済みの四万十栗の商品（甘露煮、渋皮煮、ペースト等）を供給し、地域内の栗の生産・加工・販売の拡大を図る事業を実施する。	863,000	1	四万十市
71	情報通信	四万十市CATV利活用促進事業	地デジ化による難視聴対策を目的に平成27年度から運用開始する四万十市のケーブルテレビについて、住民への説明や加入促進活動を行う事業を実施する。	9,887,295	2	四万十市
72	観光	観光客誘致促進事業	新しい観光ルートの開発やレンタサイクル事業の充実、観光遊覧船の乗船券の一元販売等のほか、地域の情報発信や観光案内も併せて行うことで他地域とも連携した観光客の増を図る事業を実施する。	6,622,090	2	四万十市
73	観光	四万十市トンボ自然公園・四万十川学遊館への誘致促進事業	四万十市トンボ自然公園と四万十川学遊館の大規模改修を契機に、世界最初のトンボ保護区という区域ブランドを活かして、一般客の体験受入をはじめ、ブログ発信やリニューアルイベント等、数々の事業を実施する。	7,900,000	3	四万十市
74	観光	四万十川と地域資源を利用した観光客誘致促進事業	「四万十カヌーとキャンプの里」で、フロートラフト体験や地域資源（山、田、畑、歴史的建物等）を活かした体験プログラムの開発等の体験観光メニューを充実させることで、年間を通した観光客の誘致を促進する事業を実施する。	8,351,310	3	四万十市
75	観光	地域活性化　ふるさとエコツアーガイド自立化事業	地域のフィールドを活かした「エコツアーガイド」が通年活動していけるように、フィールドごとや季節ごとなどに様々なプログラムを開発するほか、地域資源の解説やガイドができる地域自然案内人を養成することで、都市と農山村の交流を促進する事業を実施する。	1,346,220	1	四万十市
76	農林漁業	持続可能な農業の仕組みづくり事業	従来よりJA高知はたで行なっている水稲育苗に加え、地域内で育望と思われる品目（特別栽培米、ユズ、野菜）の共同育苗体制や作業支援体制を構築する事業を実施する。	13,624,435	4	四万十市
77	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者、児童、障害者等誰もが集い交流を深め、生活支援を行う場を提供するとともに、市内各地区でサテライト型のミニデイ等を行う事業を実施する。	17,847,539	5	香南市
78	介護・福祉	障害者就労相談事業	就労相談員を配置し障害者の身体・精神的不安等の個別相談、生活や個人の能力に対する助言、斡旋先・雇用先等との連絡調整業務を行うなど、ハローワークや障害者・就業・生活支援センターと連携し、障害者に より密着した支援を行う事業を実施する。	3,089,258	1	香南市
79	産業振興	市民と地域資源の魅力を結果したビジネス支援事業	一次産物の加工商品の開発を行い、生産者の思い、地域の強み、歴史、伝統など、香南市の全てを表現できる様々な商品を揃えたカタログ販売事業を展開するほか、イベント販売事業等を行い、一次産物生産者等の所得の向上を図る事業を実施する。	11,843,665	3	香南市
80	産業振興	農産物直販所での販売促進事業	道の駅の農産物直販所を活用して、農家の所得向上を図るため、新たに集荷・配送作業、他の直販所との商品交換、通信販売等を行い、更なる農産物の販売促進に取り組む事業を実施する。	6,321,608	1	香南市
81	情報通信	香南ケーブルテレビ加入促進及びデジタル放送移行の説明活動事業	H21年度の情報通信ケーブルの光化に伴うケーブルテレビ加入促進とともに2011年のアナログ放送停止に伴うデジタル移行について、住民への説明活動や説明判定指導を行い、光ケーブルテレビの利用を活性化する事業を実施する。	2,637,995	1	香南市
82	観光	マリンスポーツの振興及び環境保全事業	香南市マリンスポーツ振興計画の具体化及びメニューの充実を図り、マリンスポーツに親しむ機会を増大させるとともに、滞在型メニューの開発や、小中学生等に環境学習の場を提供する事業を実施する。	3,736,629	2	香南市
83	観光	地域まるごと旅行商品の開発販売及びランドオペレーター機能構築事業	市民が食する特産品や歴史・伝統など、市民が勧める観光素材を集め、地域ならではの「旅」を提案できる旅行商品の開発を行い、併せて体験型施設やまち歩きガイドなどの地域の人等を一元化手配できる機能を構築して、観光振興を図る事業を実施する。	8,834,260	2	香南市
84	教育・文化	スポーツ発展事業	市民の健全な心身を育成するため、野市総合体育館を活用して、筋力トレーニングやコーディネーション向上教室などを開催するとともに高齢者サークルへの出張教室などを行い、地域における生涯スポーツ活動の振興を図る事業を実施する。	2,611,383	1	香南市
85	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	おためしデイサービス、サロン、見守り訪問等を行い、現在のサービスのすき間ならめる事業を行いながら、地域の資源をつなぎ、地域生活を支援する方法を検討し、継続できる体制づくりを目指す。	8,577,892	3	香美市
86	介護・福祉	香美市障害者自立支援相談体制強化事業	障害者が地域で安心して生活を営むことを目標とする香美市障害福祉計画の円滑な推進のため、実質住宅の確保、見守り、就労に対する支援を強化し、障害者の地域生活移行を進める事業を実施する。	2,900,383	1	香美市
87	産業振興	鹿肉特産品開発・販路拡大事業	鹿害対策により捕獲された鹿肉等を有効利用し、特産品の開発・製造・試験販売を行うとともに、鹿肉（精肉）の販路拡大を行う事業を実施する。	4,420,824	1	香美市
88	農林漁業	不足に負けない森林の計画・管理事業（土佐山田町・香北町地区計画）	土佐山田地区、香北町地区において、航空写真と地図データを利用して、森林施業の集約化と適正な森林管理を行えるシステムを構築・運用し、森林所有者の負担軽減と併せて在村・不在村森林所有者に積極的に働きかけて関伐を推進する事業を実施する。	17,916,761	3	香美市
89	農林漁業	不足に負けない森林の計画・管理事業（物部町地区計画）	物部町地区において、航空写真と地図データを利用して、森林施業の集約化と適正な森林管理を行えるシステムを構築・運用し、森林所有者の負担軽減と併せて在村・不在村森林所有者に積極的に働きかけて関伐を推進する事業を実施する。	6,415,221	1	香美市
90	農林漁業	森林整備技術員支援事業（土佐山田町・香北町地区計画）	高齢化による林業従事者の減少に伴い森林整備の作業効率の低下が課題となっている土佐山田地区、香北地区において、林業に関する知識・技術・体力があり、作業班にとらわれず臨機応変に現場で作業できる人材を確保し、森林整備の効率化を図る事業を実施する。	6,880,555	1	香美市
91	農林漁業	森林整備技術員支援事業（物部町地区計画）	高齢化による林業従事者の減少に伴い森林整備の作業効率の低下が課題となっている物部地区において、林業に関する知識・技術・体力があり、作業班にとらわれず臨機応変に現場で作業できる人材を確保し、森林整備の効率化を図る事業を実施する。	5,208,885	1	香美市

資料4

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業額（円）	雇用者数（人）	事業担当課
92	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	子どもから高齢者まで誰もが気軽に集い、子育てや生活支援等の対策として事業を実施する。	6,256,346	3	東洋町
93	介護・福祉	高齢者集合住宅管理人事業	野根地区で本町が整備した高齢者集合住宅において、入居した高齢者の24時間の管理をするため管理人を雇用し、雇用の安定を図る事業を実施する。	1,923,680	3	東洋町
94	観光	自然休養村管理センター温浴施設等運営事業	自然休養村管理センターにおいて、温浴施設を完備した温浴事業及び宿泊事業を実施するため、施設の運営、温浴、宿泊の受付事務、調理員、浴槽などの施設の清掃、木質ボイラーの管理、木質燃料運搬員を雇用し、雇用の安定を図る事業を実施する。	8,604,790	6	東洋町
95	観光	青少年旅行村運営事業	本町観光拠点である白浜海岸の一角のホワイトビーチホテルの2階において青少年旅行村施設を設置し、県内外の児童、生徒などを中心として自然の中の健全なレクレーション活動を楽しむための事業を実施し、観光振興、雇用の安定を図る事業を実施する。	839,722	1	東洋町
96	環境	資源有効活用事業	現在、数地区で行なわれている生ごみ分別収集を本町全域まで拡大することを目指して、ごみの減量を図るほか、生ゴミを肥料、土壌改良剤及び堆肥にすることによる新たな収入の確保を図る事業を実施する。	4,598,095	4	東洋町
97	農林漁業	間伐材活用事業	私・公有地で切り捨てされている間伐材を有効活用し、簡易な建築材等に加工して、町内に整備を予定しているホームセンター等で商品として販売する事業を実施する。	7,044,288	6	東洋町
98	農林漁業	耕作放棄地等開発販売事業	耕作放棄地を整備し、野菜や果実を生産することで、地産地消による産業振興に努め、あわせて耕作放棄地の解消を図る。また、土佐ジロー及び地鶏の養鶏も手掛ける事業を実施する。	11,608,768	9	東洋町
99	農林漁業	密漁パトロール事業	町内沿岸域の密漁を防止するため、陸上及び海上でのパトロールの実施や、密漁を発見した際の関係機関への通報体制を整備することにより、漁家の収入確保・所得向上を図る事業を実施する。	4,238,460	2	東洋町
100	農林漁業	冷蔵施設運営事業	野根漁港内で本町が整備した冷蔵施設において、加工用原魚及び餌料用としての大衆魚を冷凍保管し、それらを鮮度の高い状態、安定した供給を図るため冷蔵施設の運営管理のための従業員を雇用し、漁業の発展、雇用の安定を図る事業を実施する。	2,030,834	3	東洋町
101	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	少子高齢化が進む中、住民が住みなれた地域でふれあいを大切にしながら、安心して生活できることを目的に、サロン事業を開催する	6,203,647	3	奈半利町
102	産業振興	地元特産品を活用した新商品開発事業	農水産物等地元特産品を活用した新たな商品、料理を開発して、地域産業の活性化を図る事業を実施する。	2,851,647	2	奈半利町
103	産業振興	加工品開発販売委託事業	町内の特産物を季節ごとに把握し、農水産物等を活用した加工品を開発・販売し、町の産業振興を図る事業を実施する。	6,871,692	7	田野町
104	産業振興	田野駅屋機能強化支援事業	地域の交流施設の交流機能及び情報発信機能を強化し、集客拡大及び販路拡大に取り組み、町の産業振興を図る事業を実施する。	5,969,661	1	田野町
105	農林漁業	耕作放棄地有効活用事業	耕作放棄地を復旧し、高齢者でも作付けできるブルーベリー等を栽培し、その普及促進によって、農業を振興する事業を実施する。	6,736,306	2	田野町
106	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者、障害者、子ども等、誰でも受け入れ、介護予防施策ともあわせて世代間の交流の場や居場所づくり事業を行う。	3,932,014	2	安田町
107	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	保健センターを中心として、村内の集会所での介護予防事業の拡充及び障害者への就労支援や軽微な生活支援などを実施する。	7,039,676	2	北川村
108	産業振興	北川村自然農法ゆず商品開発・販路拡大事業	自然農法で生産したゆずを活かした商品開発を行い、販路を開拓することで、農業の振興につなげる事業を実施する。	3,379,600	1	北川村
109	産業振興	北川村ゆず商品開発・加工・販路拡大事業	農家全般の利益を維持・向上させるため、ゆずの尻処理を行ったうえで、消費者ニーズの高い新商品開発、販売を行う事業を実施する。	9,302,943	4	北川村
110	観光	観光施設「モネの庭」販売部門の拡充事業	観光施設「モネの庭」の光の庭等の充実を図るとともに、新たにガーデンウエディングを企画・実施し、モネの庭の集客増加を図る事業を実施する。	11,944,273	5	北川村
111	観光	中岡慎太郎顕彰・観光創出事業	NHKの大河ドラマ「龍馬伝」の放送に併せて、龍馬の盟友中岡慎太郎の功績を顕彰しつつ、観光施設、各団体との連携を図りながら、慎太郎関連ボランティアガイドの配置、ホームページの開設による情報発信、特産品やPRグッズの販売などにより、交流人口の拡大を目指す事業を実施する。	5,300,000	4	北川村
112	観光	北川村温泉パワーアップ事業	北川村温泉の大幅な改修工事に併せて、利用客を大きく伸ばすためのPR・集客戦略の企画・実践を行うとともに、女性客の増を図るためスイーツの開発を行う事業を実施する。	8,278,013	2	北川村
113	観光	北川村観光協会設立運営事業	観光協会を設立し、村内観光施設のPR活動を併せて、重要文化財に指定された森林鉄道史跡等の観光資源を活かして、中芸地区の関係機関や各施設と連携した取組を進め、観光の産業化を促進する事業を実施する。	2,425,949	1	北川村
114	農林漁業	北川村ゆず園拡大事業	特産のゆずの生産向上を目指し、耕作放棄地の活用や林地の耕地開発等により、農業生産法人等のゆず園の経営規模を拡大し、新たな雇用創出を図る事業を実施する。	13,000,332	2	北川村
115	農林漁業	営農指導・農作業受託事業	営農指導専門員を雇用し、農業全般にわたって指導を行い収益拡大に繋げる。特に、高齢等の理由により作業ができず、手入れが行き届かないゆず園等において防除・剪定等の農作業を受託する事業を実施する。	5,236,703	3	北川村
116	農林漁業	北川村ゆず輸出事業	北川村の特産品であるゆずは、競合産地の増加や需要の低迷により販売状況が厳しくなっているため、更なる販路拡大を目指し、国内はもとより海外への輸出を促進する事業を実施する。	4,380,666	1	北川村
117	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者の低栄養状態を予防・改善することを目的に配食サービスを行うとともに見守りも行う。また、低栄養予防教室を開催し、配食日以外の日常での栄養管理についても配慮するための知識の普及に努める。	8,075,000	2	馬路村
118	産業振興	馬路村木製品営業力強化事業	馬路村の木製品を総合的に営業販売する人材を県内外に配置し、営業力を強化することによって木製品の販路拡大を図る事業を実施する。	12,757,696	2	馬路村
119	産業振興	馬路村ゆず製品販売力強化事業	ゆず加工・販売の各部門ごとの専門職員を設置・養成することで更なる生産力・商品開発力・顧客サービス力の向上を図るほか、携帯電話のショッピングモールに参加するため、パソコンやWEBデザインの知識を持った職員を養成・配置し、新たな顧客を開拓する事業を実施する。	3,181,811	4	馬路村
120	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者サロンを実施している村老人福祉センター機能を拡充し、高齢者から障害者・子供等の多世代交流の場を提供し、住民誰もが住みなれた地域で楽しく安心して生活ができることを目的に、センター事業を展開し併せて地域での雇用を創出する。	7,878,100	2	芸西村
121	産業振興	村内独居高齢者等の注文宅配システム構築事業	独居高齢者が増加している中、直販所「かっぱ市」で販売している食料品のほか、村内商店で調達できる品々の注文を受け宅配するシステムを構築する事業を実施する。	1,876,518	1	芸西村
122	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	民生委員児童委員協議会が作成した高齢者等見守り台帳を活用し、高齢者、障害者等を対象とするデイサービス事業を実施するとともに、高齢者等に対する配食や買い物代行等を行う事業を実施する。	7,670,490	4	本山町
123	介護・福祉	福祉事業強化対策事業	見守り台帳を活用し住民が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう保健・福祉の連携による高齢者等見守り対策事業を実施する。	2,455,479	1	本山町
124	産業振興	木工製品等加工・販売促進事業	嶺北産材を利用した学習机・椅子の作製販売や人に優しい木製品の企画・製造・販売促進を行い、嶺北産材の需要を高め、林業の振興につなげる事業を実施する。	10,100,000	3	本山町
125	農林漁業	地域農業振興事業	付加価値米の栽培指導・販路拡大、有機苗生産の実証事業を実施し、地域の農業振興につなげる事業を実施する。	3,047,864	1	本山町
126	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	過疎化が進むとともに超高齢社会を迎えた現状の中、住民が住み慣れた地域で自立した生活ができることを目的に、介護予防施策ともあわせたセンター事業を展開する。	9,093,224	3	大豊町
127	農林漁業	新規兼業農家スタイル構築育成事業	農業だけで生活していくことが困難な中、農業とラフティングのインストラクターなど、地域で生活していける新しい兼業農家スタイルを研究・開発し、カリキュラムを作成する事業を実施する。	16,359,000	3	大豊町
128	農林漁業	森林施業団地化整備事業	成熟した森林資源を積極的に利用し、効率的な施業を図るため、小規模森林所有者の保有森林を集約化し、効果的な路網計画を作成することで、継続的な間伐等に繋げる事業を実施する。	497,736	1	大豊町
129	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	地域福祉活動の充実・見守りネットワーク・健康予防対策・認知症支え合い、高齢者の居場所づくり・閉じこもり出張デイの拠点となる事業を実施するとともに、地域住民の参画を得た持続可能な運営体制づくりを行う。	9,582,978	2	土佐町
130	産業振興	地域資源活用ブランド化促進事業	良質の堆肥を使った米を棚田のこだわり米としてブランド化し、付加価値の向上を目指すとともに、シキミ、サカキ等の特用林産物の生産体制と出荷体制の整備を行う事業を実施する。	3,651,290	1	土佐町
131	産業振興	れいほくスケルトン普及促進事業	施工性が良く低価格で、木造建築技術が十分でなくても木造住宅の建設が可能である「れいほくスケルトン」を、特に大工が不足している都市部に売り込むほか、モデルルームの管理・運営を行う事業を実施する。	5,746,799	1	土佐町
132	産業振興	地産外商ビジネス推進事業	関西圏をターゲットにしたアンテナショップ（大阪府）の商品充実等のため、流通システムを構築し、高知県内の特産品や野菜等の取り扱いを増やすことで販売促進につなげる事業を実施する。	4,655,892	1	土佐町
133	産業振興	地域特産品流通促進事業	地域資源である農畜産物や山菜加工品、米粉等の加工品の地産外商を促進するため、県外への販売拡大に向けた流通体制の整備や高知市への産直市設立に向けた取組を行なう事業を実施する。	3,674,848	1	土佐町
134	農林漁業	循環型林業推進事業	木質バイオマス事業の仕組みづくりや、香の工場の推進のため間伐を促進することで、林地残材が集まる仕組みづくりを行い、事業者や地主の所得向上に繋がる事業を実施する。	16,174,150	4	土佐町
135	農林漁業	営農指導推進事業	高齢者の生きがいづくりを進めるため農業等の生産活動を支援するとともに集荷システム指導等を行う事業を実施する。	3,765,781	1	土佐町
136	農林漁業	米粉加工ビジネス推進事業	平成22年に完成する大阪の直販所で嶺北の米を使用した米粉パンを製造・販売するため、パン職人を雇用し、米粉パンの製造・販売により、米の販路拡大、付加価値の増加を図る事業を実施する。	7,469,693	3	土佐町
137	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者、子育て中の母親、障害のある人たちが交流の機会を持ち、孤立することがないよう、安心して住むことができる地域づくりを目指し、いきいきサロン、見守り訪問等を実施する。	6,760,701	1	大川村
138	農林漁業	土佐はちきん地鶏販路拡大事業	高知県が商標登録している土佐はちきん地鶏を大川村の特産品として販売するため、10万羽体制を目指して生産から出荷までの一貫体制で業務を行う事業を実施する。	63,534,021	11	大川村
139	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	すこやかセンター伊野の中にある地域交流スペース（使われていない喫茶コーナー）を活用し、軽食の提供を実施しながら、閉じこもりや心に悩みを抱える人たちの相談の場・障害者や高齢者が日中集える場を創出する。	12,651,266	8	いの町
140	介護・福祉	災害時要援護者対策事業	障害者や高齢者等、災害要援護者のリスト及びマップの更新管理をする人材を雇用し、災害に対する危機管理体制の整備を行う事業を実施する。	3,641,899	1	いの町
141	観光	兼業型「山の観光ガイド」養成事業	石鎚山系「笹ヶ峰」などの豊かな自然を活かした体験型観光を振興するため、林業を基軸に生計を立て兼業として観光ガイド等を行いながら地域で生活していけるモデルを構築する事業を実施する。	4,253,348	1	いの町
142	農林漁業	いの町本川地区地図訂正業務	いの町本川地区は、国土調査は終了しているが、測量の精度や測量方法の変更により、現地と地図が合っていない。このため境界が確認できず、土地所有者の相続・売買が困難になっている。また、国や県が事業を行う際にも支障が生じていることから、土地の所有者確認、現地調査地図の訂正を行う事業を実施する。	942,038	2	いの町
143	産業振興	仁淀川町地域商品開発等推進事業	町内一次産品を活用した既存商品の販売拡大とともに、地域資源を活用した新商品の開発及び新規流通チャンネルの開拓を行い、地域産業を活性化する事業を実施する。	7,350,000	1	仁淀川町

資料4

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業額(円)	雇用者数(人)	事業担当課
144	環境	地域木質バイオマス資源活用事業	林地残材を活用した木質バイオマス資源をエネルギー化し、地域で利用することによって、森林資源の有効活用を図り、環境にやさしいエネルギーへの転換を目指す事業を実施する。	23,596,839	6	仁淀川町
145	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	子どもから高齢者まで地域住民が自由に出入りし集える場を提供し、必要な方には送迎・食事提供・身の回りの援助を行う。また、介護保険、障害者自立支援法適用外の軽度の生活援助に地域へ出向き、サービスを提供する事業を実施する。	10,040,627	4	中土佐町
146	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	障害者、引きこもりの若者、アルコール依存症の方を中心としながら、子どもから高齢者にいたる幅広い利用者がいつでも気軽に集まれる場所の開所・運営するとともに、訪問活動、移動支援等を行う事業を実施する。	14,394,122	3	中土佐町
147	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	大野見保健福祉センターを中核のセンターとし、年齢・障害の有無を問わず、子どもから高齢者まで地域住民が自由に集える場を提供し、結いの里を目指す。併せて、北地区と南地区でサテライト事業を、月に1回出張開催する。また、地域の高齢者宅を中心とし個別訪問を実施する。	7,315,270	2	中土佐町
148	介護・福祉	障害者就労継続支援B型事業所サポーター派遣事業	障害者就労作業所で障害者の作業指導をしながら環境浄化剤を製造し、商品の販売促進活動等を行うことで、障害者の社会復帰及び社会参加を促進する事業を実施する。	3,934,258	1	中土佐町
149	観光	総合観光推進拠点作り事業	新たな地場産品の発掘及び新たな観光ツアーの開発を行い、旅行業者に販売していく体制をつくり、総合的な観光事業のプロデュースを行なう拠点を整備する事業を実施する。	4,283,710	1	中土佐町
150	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	既存の保育所に併設。高齢者等に対して創意工夫したプログラムで居場所を提供するとともに、保育園児との交流等地域生活支援を行う事業を実施する。	6,816,892	2	佐川町
151	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	既存の高齢者デイサービスセンターに併設。地元ニーズに対応した預かり・見守り・介護サービスを提供。夜間預かりや宿泊機能をもつ。併せて、研修や地域交流も実施する。	12,058,655	6	佐川町
152	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	認知症対応型グループホームに併設。高齢者や子どもを受け入れ、地域のニーズに応じた事業を展開。	6,239,554	2	佐川町
153	介護・福祉	障がい者を核とした世代間交流事業	健康福祉センターの一角を軽度障害者の就労支援の場としても活用し、世代間の交流とともに、障害者の雇用の促進にもつなげていく事業を実施する。	3,555,863	2	佐川町
154	産業振興	商工観光活性化事業	地域の資源を掘り起こし、商工業・観光業の活性化を図るため、観光客の誘致、イベントの開催、飲食店マップの作成、新商品の考案等を行っていく事業を実施する。	1,350,000	2	佐川町
155	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	福祉センターを活用し、高齢者の介護予防運動やレクリエーション活動を実施しながら、高齢者が自由に交流できるようにするとともに、併設しているおもちゃ図書館を平日にも開放し、子供たちや子育て中の親が集える場を提供する。また、新たに2地区でミニデイサービス事業を拡充展開する。	4,857,089	3	越知町
156	観光	「越知町観光物産館 おち駅」活用事業	JR越知駅跡地の「越知町観光物産館 おち駅」を拠点とし、観光情報、商工情報の積極的な発信や施設を利用した新たなイベント事業、地域資源を活用した体験型観光等の事業を企画・立案し、農・商・観が融合したまちづくりを推進する事業を実施する。	2,660,752	1	越知町
157	農林漁業	地域農業振興事業	耕作放棄地や不耕作地を活用して、団地化を行い、薬用作物を栽培することによって農地の有効活用と地域の農業振興を図る事業を実施する。	11,705,316	4	越知町
158	産業振興	ゆすはら産材を販売するための営業力強化事業	FSC認証製品であるゆすはら産材を工務店を中心に広くPRし、木材の販路拡大を図るため、森林組合に営業マンを配置し、関東・京阪神を含む大消費地への営業を積極的に行うことで、ゆすはら産材の消費拡大を図る事業を実施する。	4,400,148	1	梼原町
159	観光	梼原町観光振興事業	人気のある町内の有償ボランティアの観光ガイドを業につなげるため、新たな観光案内企画・物産販売を行う事業を実施する。	7,123,528	1	梼原町
160	観光	商工活性化事業	平成22年7月に完成予定の「町の駅」で、地場産品の販売や地域特産品の開発などを行っていくほか、観光商品の企画・商品化・PR等を行い、地元産業の活性化と雇用創出を目指す事業を実施する。	8,490,557	2	梼原町
161	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	発達障害等の支援を「医療」「障害」「教育」「子育て支援」が一緒になっておこなう。地域の空き家を利用して家庭生活と同じような環境の中で子どもの日中預かりや不登校への支援、放課後の学童預かり、児童虐待や子育て疲れの支援などを実施。発達障害や子育ての理解を深めてもらうよう啓発の拠点となる	12,400,895	3	日高村
162	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	既存の高齢者生きがいデイサービスセンターに併設。障害者、高齢者等を対象に、日中の預かり、介護予防等のサービス、参加者等の移送サービスの提供。ボランティアセンターも併設して配食や、入浴サービス、ふれあい電話などによる声がけ、軽度の生活支援などもおこなう。また、近所で集える場をつくりサテライト型で地域のサロンを開設していく	7,055,623	2	日高村
163	介護・福祉	障害があっても役割を持ち社会参加できる仕組みづくり事業	障害者就労作業所で障害者にキャンドル工芸品の作業指導を行う職員を配置し、作業者の工賃アップに繋げる事業を実施する。	233,324	1	日高村
164	産業振興	ペット用木質系排泄物処理剤製造事業	現在、使用されていない木工作業所に高知県産業振興推進総合支援事業費補助金を活用して施設を整備し、茶業等を利用したペット用木質系排泄物処理剤を製造し、未利用材の活用を図る事業を実施する。	2,495,154	3	日高村
165	産業振興	地域資源の特性を活かした特産品開発による地域の担い手育成事業	現在、使用されていない日高村本村能津小学校の給食センターに高知県地域づくり支援事業費補助金を活用して施設を整備し、日高村特産のシュガートマトの規格外品を使ったソースとジャムの製造・新商品の開発を行う。また、営業専門職員を雇用し、販路拡大に努めることで、これまで廃棄されていたトマトの付加価値化を図る事業を実施する。	3,712,963	7	日高村
166	農林漁業	農産物直販所及び農業活性化事業	農産物直販施設「さんさん市」の機能強化のため、平成21年度に「さんさん市活性化協議会」で作成された報告書を参考にしながら、販売促進のための仕組みづくりを行う事業を実施する。	639,138	1	日高村
167	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	保健福祉センターを中心として、高齢者、障害者、児童等が集える地域の拠点づくりを推進する。地域の現状と課題を把握し、地域拠点づくりのための指導者の掘り起こしと育成を行い、地域拠点づくりのための情報発信と相談業務を行う。また、介護予防の推進のための介護予防訓練・機能向上訓練などの事業を企画し実施する。	2,963,529	1	津野町
168	産業振興	津野町地場産品販売振興事業	津野町内3ケ所の直販所及び高知市内2ケ所のアンテナショップにおいて、消費者ニーズの把握を行い、生産者への出荷指導とともに直販所の連携マニュアルを作成し、農産物及び加工品の販売力を向上させる事業を実施する。	9,765,434	2	津野町
169	農林漁業	津野町森林保全管理推進事業	小規模森林所有者の保有森林を集約化し、効率的な施業活動に繋げることにより、森林保全整備を推進する事業を実施する。	2,770,845	1	津野町

資料4

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業額(円)	雇用者数(人)	事業担当課
170	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	子どもから高齢者まで誰でもが集い、子育てや生活支援、介護サービス等で見守り、支えあいの地域づくりの推進を図る。	16,277,440	3	四万十町
171	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	誰でもが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる町づくりのため、高齢者や障害者、放課後や長期休み中の子どもの居場所をつくり、世代を超えた支え合いの仕組みづくりを推進する。また、サロン活動の活性化や地域の誰でもが気軽に集える場所づくりを行うこととあわせ、地域のリーダーやボランティア養成のための研修会等を実施する。	11,123,258	3	四万十町
172	産業振興	地産地消・外商の取り組み拠点づくり事業	農業の維持・発展と中山間地の収益を確保するため、2つの道の駅への農産品等の集荷ルート作りや商品の周知を行うほか、農産物加工商品の開発、アンテナショップ開設に向けた取組みを行う事業を実施する。	11,900,512	5	四万十町
173	産業振興	四万十川流域地域資源を活用した加工・開発事業	四万十川流域の農産物を中心とした地域資源を活用し、町外に加工委託していた商品を含めて地元で加工する仕組みをつくり、ブランド化して、営業・販売する事業を実施する。	7,678,204	3	四万十町
174	産業振興	四万十ヒノキ等の精油抽出による商品開発事業	切り捨てられている間伐材の四万十ヒノキ等の有効活用策として精油抽出技術を確立させることにより、森林資源を活用した付加価値の高い新商品の開発、販売を行う事業を実施する。	7,093,716	2	四万十町
175	産業振興	四万十ヒノキ集成材を使った新商品開発事業	四万十ヒノキ集成材を活用した新商品の開発・宣伝・営業活動を行う人材を雇用し、四万十町の木材の知名度向上や町内林業の活性化を図る事業を実施する。	8,472,357	2	四万十町
176	情報通信	四万十ケーブルテレビ推進事業	町内全域に光ケーブルが敷設されることを受けて、CATVの加入促進や、デジタル放送や情報通信に関する相談業務などを行う事業を実施する。	7,079,746	2	四万十町
177	観光	重要文化的景観を活かした観光事業	平成21年2月に四万十川流域が広域で国の「重要文化的景観」に選定されたことを機に、町が文化的価値を評価して修復・整備した古民家(旧都築邸)を拠点として、町内の観光地のPRや観光案内を強化する事業を実施する。	4,101,163	1	四万十町
178	観光	フィギュアによる海洋堂・四万十町コラボレーション事業	平成23年度の「海洋堂ホビー館」の開館を目指して、四万十町あるいは高知県ならではのフィギュア商品等の企画開発を行なうとともに、「海洋堂」との連携をとり、フィギュアによる町おこし活動の情報を発信し、新たな観光客層の誘客につなげる事業を実施する。	9,400,232	2	四万十町
179	観光	四万十川流域地域の情報提供と案内人による地域振興事業	地域の振興を図るため、地域情報の提供・発信を行い、四万十町への観光客の流入を促進するほか、地域ガイドとして地元の体験メニューの開発・実施を行い、あわせて、町の物産の宣伝活動を行う事業を実施する。	4,527,926	1	四万十町
180	環境	環境微生物の培養・販売による雇用創出事業	障害者施設で環境浄化微生物の培養を行い、町全体に広く販売、配布することにより、四万十川の清流保全や河川の浄化を促すとともに、障害者の就労支援及び作業工賃単価の向上を図る事業を実施する。	5,580,013	1	四万十町
181	農林漁業	マヒマヒ高付加価値化事業	興津地区の主要な水産物であるシイラの付加価値を高めるため、シイラの新商品開発、加工、販売を行う事業を実施する。	13,279,097	3	四万十町
182	農林漁業	農家所得向上のための実証ほ場有効活用事業	地元農家の所得向上を図るため園芸作物実験場や実証ほ場において試験栽培・試験提供を行い、有望品目は苗を供給することによって加工食品用の新たな農産物の普及を行うとともに、地元に豊富にあるクヌギを活用して原木しいたけ栽培を復興させる事業を実施する。	12,581,181	3	四万十町
183	農林漁業	集落農業経営活性化事業	地域内の農地を集積し、稲作とその裏作の実施や、収益性の高い野菜による経営面積の拡大により効率的な農業経営を行うため、一集落一農場方式による農事組合法人の組織化を目指す事業を実施する。	4,998,825	1	四万十町
184	農林漁業	未整備森林等対策事業	未整備状態の森林の解消を図るため、森林状況の調査や路網計画等を策定し、森林所有者の合意形成を図る等の条件整備活動を行い、森林整備の効率化を図る事業を実施する。	4,531,277	1	四万十町
185	農林漁業	農林水産物の集出荷加工流通販売事業	「四万十町江師農林水産物集出荷加工場」を西部地域(旧大正町・旧十和村)の拠点施設として活用して、高齢・小規模農家等の庭先集荷や資材の配達、栽培指導等を行ない、直販所、量販店、学校給食、県内食品加工会社等への流通販売システムを確立する事業を実施する。	10,088,841	3	四万十町
186	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	高齢者、障害者、児童生徒を対象にしたサロンを開催するとともに、外出支援、送迎サービス等フレキシブルに対応できる住民の拠点の場づくりを行う事業を実施する。	10,829,150	5	大月町
187	産業振興	伝統産業育成事業	地域に集積する優れた資源であるウバメガシを活用した製品化を図るとともに、地域の伝統的な文化である「祝い凧」の商品化にも努め、町内の活性化に取り組む事業を実施する。	9,084,000	2	大月町
188	産業振興	食のまち「おおつき」創生事業	町内産品のデータ収集及び商品(加工品)開発を推進し、「おおつき特選食材」の外販に向けた仕組みづくりや販路拡大に取り組み、町内生産者の生産意欲を高めることにより地域生産力の向上を図る事業を実施する。	7,935,238	2	大月町
189	観光	大月町観光協会基盤強化整備事業	滞在型・体験型観光等を推進するため、年間を通じた観光情報の発信、誘客企画や修学旅行誘致、体験観光などの受け入れ体制を構築する事業を実施する。	4,641,000	1	大月町
190	農林漁業	芋づくり等産地化育成事業	高齢者が生きがいをもって農業に従事できる環境を整えるため「有機農法」等による、食材の安全を提供できる芋の産地化づくりを目指す事業を実施する。	8,386,440	2	大月町
191	農林漁業	定置漁獲物等水産加工品製造・販売促進事業	地元で水揚げされる多種多様な定置漁獲物を利用した水産加工品の商品開発を進め、付加価値をつけた商品の製造・販売を行うことによって漁業者の所得の安定とともに、地域活力の向上を促進する事業を実施する。	13,395,642	3	大月町
192	農林漁業	里山活性化事業	「製炭業」が成り立つための原材料の安定的供給体制の整備等を図るため、間伐や除伐を進め、併せてウバメガシや樫類などの原料調査を行い、地域資源の活用と地域経済の活性化を図る事業を実施する。	9,612,192	2	大月町
193	農林漁業	すくも湾拠点市場機能強化(地域水産物集荷体制構築及び新規物流体制構築)事業	管内各地域で水揚げされる漁獲物の一元集荷を進めるとともに、養殖魚類や低市場評価魚種の取り扱いを進め、管内加工業者等への利用促進事業を行ない、市場機能強化による販売力の向上とすくも湾水産物の価値向上を図り漁業者の所得向上と生産力拡大を図る事業を実施する。	1,593,823	2	大月町
194	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	共生型サロンを核として、高齢単身及び高齢障害世帯等の安否確認及び生活支援、社会参加・外出支援等を行う事業を実施する。	3,452,000	1	三原村
195	農林漁業	三原村農業所得安定向上支援事業	農業所得の向上を図るため、ユズの栽培を中心として露地野菜との複合経営を構築するためのシステムづくりを行う事業を実施する。	11,419,344	3	三原村

資料４

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業額（円）	雇用者数（人）	事業担当課
196	産業振興	共同作業場活用のファクトリーショップ事業	共同作業場でアパレル製品を40年以上作り続けている会社で、自社製品の販売を行い、また、ネット販売を含むオーダーメイド可能なファクトリーショップへと展開していく事業を実施する。	9,789,885	2	黒潮町
197	産業振興	黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設活用事業	黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に産地直販システムを整備するとともに、ブルーツーリズムプログラムの開発、及び観光インフォメーション機能を付加し、年間を通じた交流人口の拡大事業を実施する。	4,148,803	2	黒潮町
198	情報通信	安全・安心・快適な黒潮ネットワーク整備事業（相談員設置事業）	地デジ、ブロードバンド、携帯等の相談及び現地調査業務を行うとともに、CATV開局に伴う準備作業を実施する。	13,755,549	3	黒潮町
199	情報通信	黒潮町地域振興プラットフォーム整備事業	町内全域に光ケーブルが設置されることを受けて、ネット状のポータルサイトを作成し、地域資源の販売及び宿泊施設の情報発信する「黒潮ネット直販所」を開設する事業を実施する。	13,534,096	3	黒潮町
200	森林漁業	檮多ヒノキ育成支援事業	森林整備公社営林の未整備森林区域に、新たな整備計画を策定し、間伐材の有効利用及び特用林産物の開発を行う事業を実施する。	9,818,908	4	黒潮町
201	農林漁業	サトウキビ有機栽培による商品ブランド化・販路開拓事業	サトウキビの有機栽培に取り組み、特産品の開発と販路拡大を促進し、併せて黒糖加工の伝統技術の継承等を行い、地域産業の振興を図る事業を実施する。	3,542,295	1	黒潮町
202	農林漁業	廃菌床の堆肥活用等、地域資源活用型農業推進事業	廃菌床を利用可能な有効資源として堆肥を製造し、実証圃での試験や普及活動等を行い、地域農家の土づくりに利用してもらうことによって、農家の経費削減と環境型農業を推進するとともに、ニラ農家の労働力不足解消に向けた支援策の検討を行う事業を実施する。	2,237,773	1	黒潮町
203	森林漁業	森林整備区域境界確認事業	森林所有者の高齢化や不在村森林所有者の増加により、山林の境界が不明確になりつつあるため、境界測量と境界杭を設置し、明確化を図るとともに適正な森林管理を行い、森林の保全整備を推進する事業を実施する。	5,929,432	3	黒潮町
204	観光	高知東海岸観光周遊バス運行事業	NHK大河ドラマ「龍馬伝」をきっかけとして、高知県東部を全国に発信するとともに、県外から県東部に訪れた観光客に対する交通の利便性向上を図る事業（観光周遊バスは毎日運行）を実施する。	7,731,565	1	安芸広域市町村圏事務組合
205	観光	高知東海岸体験型観光の旅行商品化とランドオペレーターの設置事業	旅行者や旅行代理店等との調整を行うためのワンストップ窓口となるランドオペレーターを設置し、県東部地域の旅行商品の企画販売及び鉄道事業者などとの情報ネットワークを形成する事業を実施する。	4,879,076	1	安芸広域市町村圏事務組合
206	観光	受入体制強化及び体験旅行誘致促進事業	教育旅行をはじめ、一般旅行客も含めた体験型旅行商品の開発・販売や、受入地域の体制強化を行いながら、誘致活動や情報発信を行い交流人口の増加を図る事業を実施する。	12,800,000	3	幡多広域市町村圏事務組合

3. 県事業（廃止）

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業額（円）	雇用者数（人）	事業担当課
1	介護・福祉	ふるさと雇用再生リサイクルシステム普及事業	県内において食品残さや汚泥等の高度なリサイクル処理を普及するため、食品会社等への営業宣伝活動や、リサイクル処理によって生産される肥料の品質評価（土壌改善効果）を行い、環境循環型産業の定着を促進する事業を実施する。	−	−	商工政策課
2	産業振興	ふるさと雇用再生ウェブサイト活用ビジネスモデル構築事業	地域の魅力あるコンテンツを活用したWebサイトを制作し、これを中心とした新たなビジネスモデルを構築し、普及を図ることで県内事業者の地産外商を推進する事業を実施する。	−	−	新産業推進課

4. 市町村事業（廃止）

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業額（円）	雇用者数（人）	事業担当課
1	農林漁業	畑山地域の担い手育成事業	過疎・高齢化が進む山間地域にある畑山地域で、土佐ジロー（地鶏）の増産及び加工品の開発や販路拡大活動、交流イベントを実施することにより、地域の活性化を図る事業を実施する。	−	−	安芸市
2	農林漁業	養殖魚消費拡大事業	野見湾の鯛、カンパチ等の養殖魚を県外市場に販売促進するため、漁協の販売体制を強化し、独自販売に向けて流通を確保するとともに、消費者に対する養殖魚の紹介や産地の情報提供を強化することにより、養殖漁業者の所得の向上を目指す事業を実施する。	−	−	須崎市
3	農林漁業	水産物加工品等販売事業	漁港で大量に水揚げされる大衆魚は、安価で取引されているため、その大衆魚を2次加工することにより、付加価値を高め、魚価の向上と雇用を安定を図る事業を実施する。	−	−	東洋町
4	産業振興	さくら市機能強化支援事業	直販施設「さくら市」の機能強化のため、店長を置き、商品の管理体制を整備し、従業員の教育を行う。また、生産者組織や関係機関との連携を図りながら、産地直販事業と営業活動を充実させる事業を実施する。	−	−	本山町

資料４

平成23年度　高知県ふるさと雇用再生特別基金事業実績一覧

1. 県事業

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業額（円）	雇用者数（人）	事業担当課・市町村
1	介護・福祉	ふるさと雇用再生緊急ショートステイ相談事業	在宅で介護をしている方の入院等の「もしも」の時に備え、緊急ショートステイ受入れに向けた相談窓口を設置し、各施設の空床状況の情報収集・提供、空床のある施設の紹介等の相談事業を実施した。	5,354,722	2	高齢者福祉課
2	介護・福祉	ふるさと雇用再生障害者就労促進事業	高幡障害保健福祉圏域において、障害者雇用についての雇用主の理解促進や企業実習生の受入枠の確保等を行うとともに、障害者就労の促進を目的に、啓発活動、企業訪問による企業内実習訓練先の確保等の事業を実施した。	4,845,000	1	障害保健福祉課
3	介護・福祉	ふるさと雇用再生施設受注促進事業	障害者施設利用者の工賃アップを目的に、直販イベントを実施するとともに、授産品目・請負可能業務を企業へPRし、受注機会の拡大を図る事業を実施した。	5,628,402	1	障害保健福祉課
4	教育・文化	ふるさと雇用再生山内家資料等活用業務委託事業	山内家伝来の資料等を重要な文化財として保存し、また観光資源として活用していくため、整備、研究及び調査等の業務を行う事業を実施した。	59,824,748	17	文化・国際課
5	産業振興	ふるさと雇用再生地域産業支援事業	本県経済の体質強化に向けたトータルプランである「高知県産業振興計画」に基づく地域アクションプランの実行を支援するためのチームに対して、財務上の助言等を行うとともに、各地域の産業振興に向けた取組の企画等をサポートする事業を実施した。	37,266,930	7	計画推進課
6	産業振興	ふるさと雇用再生ものづくりの地産地消総合相談窓口事業	機械製造や商品開発のニーズなど県内での「ものづくり」に関する様々な相談に一元的に対応したり、食品加工に関するデータの充実や、県内加工業者の技術力等をアピールし、商談を促す場の提供を行うための支援等を行う事業を実施した。	7,246,663	1	計画推進課
7	産業振興	ふるさと雇用再生アンテナショップ機能強化事業	高知県産業振興計画に基づき、その重要な柱である地産外商を推進するため、地産外商公社においてアンテナショップを運営し、県内事業者の販路開拓、販売拡大に向けた営業活動の支援、テストマーケティング等を通じた県内商品の価値向上の支援、本県のPRのための事業を実施した。	30,347,859	3	地産地消・外商課
8	産業振興	ふるさと雇用再生地産外商強化事業	高知県地産外商公社と連携し、商品流通の確保、首都圏等の量販店、中食・外食事業者等に対する、本県産品の販売拡大のための事業を実施した。	17,658,507	2	地産地消・外商課
9	産業振興	ふるさと雇用再生高知サポーターネットワーク形成委託事業	高知県産業振興計画の大きな柱のひとつである地産外商戦略を推進するため、高知県出身者の入植以来、高知県との関わりが深い北海道において、①高知県のサポーターづくり（北海道高知県人会連合会を核とする）、②高知県産品の販路拡大、③高知観光PRにつなげる事業を実施した。	10,793,593	1	地産地消・外商課
10	産業振興	ふるさと雇用再生輸出促進企業支援事業	高知県の優れた地域資源の輸出拡大を目的に、国内外での商談会の支援や海外事務所との連絡調整業務等を実施するとともに、輸出拡大に伴う新たな雇用創出を図る事業を実施した。	28,189,732	3	地産地消・外商課
11	産業振興	ふるさと雇用再生食品加工業支援事業	産業振興計画の大きな柱の一つである食品加工の推進を図るため、ものづくりプロデューサーや商品開発マネージャー等による育成指導によって、企業を指導できる人材を育成するほか、食品企業自体のスキルアップを図る事業を実施した。	34,464,517	4	地産地消・外商課
12	産業振興	ふるさと雇用再生移住ビジネス創出事業	本県への移住や長期滞在をビジネスにつなげていくための検討を行うとともに、移住の総合窓口を担うため、その核となる人材を雇い入れ、更なる移住促進を図っていく事業を実施した。	14,616,000	3	地域づくり支援課
13	教育・文化	ふるさと雇用再生地域版アウトソーシング受託者等育成事業	高知県が取り組んでいるテレワークを活用した県庁業務のアウトソーシング、「地域版アウトソーシング」への参加を希望する地域の人材、及び事業者や、地域版アウトソーシングへの参加を通じて、地域産業振興の担い手として育ち始めたテレワーカー、事業者に対する教育及び相談事業を実施した。	10,166,872	2	地域づくり支援課
14	産業振興	ふるさと雇用再生建設業新分野進出アドバイザー事業	新分野進出に意欲のある建設業者を支援するために、建設業新分野進出アドバイザーを設置し、建設業者を対象とした個別訪問を行いニーズ把握や助言を行うとともに、地域の相談窓口や県の関係機関との連絡調整を行う事業を実施した。	5,739,620	1	商工政策課
15	産業振興	ふるさと雇用再生中核企業等育成支援事業	地域経済を牽引する中核企業の育成を図るため、支援対象企業を選定して定期訪問やフォローアップを行い、各企業の課題把握とその解決を図る事業を実施した。（金融機関別に2事業行った。）	7,987,273	1	工業振興課
16	産業振興	ふるさと雇用再生中核企業等育成支援事業	地域経済を牽引する中核企業の育成を図るため、支援対象企業を選定して定期訪問やフォローアップを行い、各企業の課題把握とその解決を図る事業を実施した。（金融機関別に2事業行った。）	7,732,154	1	工業振興課
17	産業振興	ふるさと雇用再生中小企業受注拡大支援事業	県内ものづくり企業の受発注情報の収集や展示会・商談会への出展支援等を行い、県内企業の受注拡大と競争力の強化を図る事業を実施した。	6,705,892	1	工業振興課
18	産業振興	ふるさと雇用再生中小企業経営支援事業	生産活動に影響を受けている製造業を中心に定期的かつ集中的に企業訪問し、経営状況をタイムリーに把握するとともに、経営の安定に向けて各支援機関との連携による事業導入や仕事の斡旋等を行う事業を実施した。	15,929,604	3	工業振興課
19	産業振興	ふるさと雇用再生県産品連携強化支援事業	食品加工分野における県内での商品製造を促進するため、加工事業者の概要や設備、衛生面などの情報をデータベース化して基礎資料を作成し、原材料生産者や販売店と加工事業者とのマッチングを進める事業を実施した。	10,877,835	2	工業振興課
20	産業振興	ふるさと雇用再生企業訪問活動強化事業	県内の一定規模の企業に対して定期的な訪問活動を行い、情報収集や支援策の提供を行うとともに、県外企業に対する訪問活動を行い、県外企業と県内企業とのマッチングのための情報収集等を行う事業を実施した。	25,806,746	4	工業振興課
21	環境	ふるさと雇用再生環境共生型住宅普及促進事業	環境共生型住宅のモデルハウスを一般に広く公開し、その良さを認識して貰うことにより、環境共生型住宅の普及及び環境活動の活性化を図るための事業を実施した。	8,772,750	4	新産業推進課
22	産業振興	ふるさと雇用再生チャレンジショップ事業	商店街振興組合等にチャレンジショップ運営計画策定や開設を委託し、新規創業者や業種・業態転換を行うチャレンジャーの募集・育成を行い商店街の活性化を図る事業を実施した。	20,001,922	6	経営支援課
23	産業振興	ふるさと雇用再生南国オフィスパークセンター利用促進事業	南国オフィスパークセンターのインキュベーション機能の強化や入居企業の企業化支援などをサポートする職員配置の委託事業を実施した。	3,086,392	1	企業立地課
24	教育・文化	ふるさと雇用再生キャリア教育推進事業	県内就職とキャリア教育の推進を目的に、生徒の企業実習等を受け入れる協力企業の開拓や、取組み内容の情報発信等を行う事業を実施した。	15,570,251	3	雇用労働政策課
25	観光	ふるさと雇用再生定期観光バス運行事業	龍馬関連施設を巡る周遊バスを運行し、課題である二次交通対策の解決手法等に取り組む事業を実施した。	16,932,628	3	観光政策課

資料４

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業費(円)	雇用者数(人)	事業担当課・市町村
26	観光	ふるさと雇用再生旅行商品素材発掘等事業	自然体験、食などの観光素材や地域の観光イベントまで掲載した旅行商品カタログを作成し、首都圏の旅行会社などへセールスを行うことにより観光客の誘客につなげ、観光産業の振興を図る事業を実施した。	8,154,646	2	観光政策課
27	観光	ふるさと雇用再生映像コンテンツ撮影誘致事業	ロケ地ガイドの作成や映画会社等へのセールス、連絡調整を行うスタッフの配置により、映画やテレビドラマ等のロケを積極的に誘致し、ロケ地を観光資源とする観光振興を図る事業を実施した。	20,451,651	2	観光政策課
28	観光	ふるさと雇用再生仁淀川流域観光推進事業	広域観光を担う中核的組織の体制づくりと仁淀川地域における各市町村観光素材の情報収集及び広域観光パンフレットを作成し、新たな旅行商品の開発を行った。また、広域情報の発信及び地域住民や地域産業と連携することにより、観光振興を図る事業を実施した。	16,128,323	2	観光政策課
29	農林漁業	ふるさと雇用再生こうち体験ツーリズム旅行商品開発等委託事業	農林漁家民宿を拠点とした旅行商品の開発及び誘客のための専門の担当者を配置し、旅行商品の造成や情報発信などの事業を実施した。	11,379,633	1	観光政策課
30	観光	ふるさと雇用再生高知観光情報発信館運営事業	JR高知駅前にある高知観光情報発信館「とさてらす」において、県内の観光スポット、イベント、物産などの情報を観光客のニーズに応じて提案し、交流人口の拡大を図る事業を実施した。	6,581,655	1	おもてなし課
31	農林漁業	ふるさと雇用再生就農支援活動事業	就農相談の強化を目的に、ハローワーク等と連携した県内相談会の開催や情報を提供するためにホームページ作成・運用などを行う事業を実施した。	2,014,452	1	農地・担い手対策課
32	農林漁業	ふるさと雇用再生JA出資型法人設立支援事業	JA出資型法人の設立に向けた企画立案、計画書作成や設立後の運営・管理等のサポートを行う事業を実施した。	5,918,613	2	農地・担い手対策課
33	農林漁業	ふるさと雇用再生担い手支援総合情報提供事業	現地を訪問して遊休農地等の情報を収集し、貸借可能な農地等を研修・就農などの情報とともに、HPや就農相談時などに提供することにより、新規就農や異業種からの農業参入を促進する事業を実施した。	7,670,628	2	農地・担い手対策課
34	農林漁業	ふるさと雇用再生認定就農者経営改善等支援事業	就農から5年以内の認定就農者等について、関係機関との連携により、経営状況を把握しながら経営面や技術面での支援を行い、営農の継続と経営改善を図る事業を実施した。	4,742,061	1	農地・担い手対策課
35	農林漁業	ふるさと雇用再生農作業支援体制構築事業	農家と求職者のマッチングとフォローアップ等を行うため、無料職業紹介所を設立し、ハローワークと連携のもと、地域全体で労力を補完し合う仕組づくりを構築・運営する事業を実施した。	20,765,046	9	農地・担い手対策課
36	農林漁業	ふるさと雇用再生農業協同組合事業基盤活性化モデル事業	農協の事業基盤と協同活動の活性化、農産物の販路拡大に向け、県外を含む地区外に居住する地区出身者にふるさとの情報や特産品を提供する事業を実施した。	4,400,000	1	協同組合指導課
37	農林漁業	ふるさと雇用再生有機農業技術定着支援事業	有機農業実践者の技術の定着と向上を図るため、有機農業技術の実証と経営評価を実施するとともに、有機農業実践者のネットワーク化を促進し、地域への有機農業の定着を支援する事業を実施した。	6,546,383	3	環境農業推進課
38	農林漁業	ふるさと雇用再生有機JAS認証取得支援事業	有機JAS認証に関する講習会や個別指導等を実施し、有機JAS認証に対する認知度を高め、認証取得農家数を拡大することによって県内における有機農業の推進を図る事業を実施した。	3,706,515	1	環境農業推進課
39	農林漁業	ふるさと雇用再生土佐茶販路拡大・消費拡大推進事業	土佐茶の生産振興を図るため、県内全域の荒茶の流通を担うとともに、土佐茶の販路拡大及び消費拡大に取組む事業を実施した。	4,822,558	2	地域農業推進課
40	農林漁業	ふるさと雇用再生土佐茶普及推進拠点運営事業	土佐茶の消費拡大、販路拡大を図るため、美味しい入れ方・飲み方を伝えながら土佐茶を提供する場を設置し、県内はもとより全国に土佐茶の魅力を発信するとともに、障害者等の雇用を促進する事業を実施した。	27,161,400	8	地域農業推進課
41	農林漁業	ふるさと雇用再生業務用需要販路開拓事業	園芸農業の振興を図るため、業務需要等を中心とした新たな販路開拓と消費地ニーズに対応できる産地調整業務に係る事業を実施した。	12,026,742	2	産地・流通支援課
42	農林漁業	ふるさと雇用再生土佐はちきん地鶏産地拡大支援事業	土佐はちきん地鶏の産地拡大を図るため、ふ卵管理技術や新技術による飼養管理技術の確立の業務を実施した。	3,139,550	2	畜産振興課
43	農林漁業	ふるさと雇用再生大家畜生産流通支援事業	土佐和牛の流通拡大や酪農の生産性向上を図るため、土佐和牛ブランド推進協議会の運営、販路拡大等の業務を実施した。	4,299,120	2	畜産振興課
44	農林漁業	ふるさと雇用再生土佐和牛改良指導強化対策事業	土佐和牛改良の取組を強化するため、育種改良組合の再構築、改良指導やデータベースの作成業務等を実施した。	2,226,231	1	畜産振興課
45	農林漁業	ふるさと雇用再生土佐ジロー生産流通拡大事業	土佐ジローの生産流通の拡大を図るため、種鶏・ふ卵管理の確立、種鶏場整備や販路開拓等の業務を実施した。	2,361,014	2	畜産振興課
46	観光	ふるさと雇用再生森の窓口運営事業	都市住民や修学旅行生などを対象顧客として、県内の「森の達人」が案内人となる森を活用したエコ体験活動を商品化し、県内外にPRし誘客する「森の窓口」を開設・運営する事業を実施した。	3,490,880	1	林業環境政策課
47	農林漁業	ふるさと雇用再生県営林保全事業	県営林の境界の把握や林地ごとの間伐施業等の施業履歴の取りまとめを行い、県営林の管理強化を進める事業を実施した。	12,189,782	3	森づくり推進課
48	農林漁業	ふるさと雇用再生未整備森林等対策事業	未整備森林の対策などのために、新たな事業展開を行なおうとする組合に対し、条件整備にかかる事業を実施した。	12,494,760	4	森づくり推進課
49	農林漁業	ふるさと雇用再生新規就業者職業紹介アドバイザー事業	就業希望者と林業事業体、それぞれの要望に応じた就業相談や情報提供を行うための事業を実施した。	4,296,539	1	森づくり推進課
50	産業振興	ふるさと雇用再生県産材需要拡大サポート事業	県内木材産業関連企業の地産地消・地産外商を進めるため、県産材の販売促進、県内需要の掘り起こし、経営基盤の強化等といった、県内企業のサポートを行う事業を実施した。	13,983,270	2	木材産業課
51	農林漁業	ふるさと雇用再生未利用木材商品化事業	間伐材の枝葉や製材残材等の未利用材を活用して、ヒノキオイルなどの有効成分を抽出し、商品開発と販路開拓事業を実施した。	11,438,700	3	木材産業課

資料４

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業費(円)	雇用者数(人)	事業担当課・市町村
52	農林漁業	ふるさと雇用再生新物流システム構築モデル事業	製材工場から製品集積拠点や消費地への合理的な輸配送システムの構築を図るため、調査、検討及び配送の実践事業を実施した。	21,373,100	4	木材産業課
53	環境	ふるさと雇用再生地方検証人育成事業	地球温暖化対策として、CO2排出削減・吸収クレジット制度の地方検証人を育成し、併せて制度の普及を行う事業を実施した。	4,504,176	1	環境共生課
54	環境	ふるさと雇用再生内水面漁場管理保全計画策定事業	内水面漁業の振興のため、県内15河川の漁場環境特性等の調査や河川毎の漁場管理保全計画策定のための基礎資料作成等を行うとともに、得られたノウハウや技術を活かして県や市町村が行う河川改修や様々の地域振興施策に活用する事業を実施した。	8,925,000	2	漁業振興課
55	環境	ふるさと雇用再生ダム湖等利用中山間地域振興計画策定委託事業	ダム湖及びその周辺水域環境の現状把握と生物生産の特性や社会特性に応じた調査を行い、ダム湖等の利用、保全、改善策等について検討し地域の振興施策に活用する事業を実施した。	9,450,000	3	漁業振興課
56	農林漁業	ふるさと雇用再生新規漁業就業者確保対策事業	自営の沿岸漁船漁業者を目指す新規就業者を確保するため、漁村・漁協等の受け入れ先の斡旋や、全国で開催される就業フェアでの勧誘等を実施し、漁船漁業者の増加による漁村地域の活性化を図る事業を実施した。	4,023,672	1	漁業振興課
57	農林漁業	ふるさと雇用再生水産物消費拡大事業	県産水産物の消費拡大のため、消費者へ旬や産地、おいしい食べ方などの情報提供や量販店への販売促進等の取り組みを実施した。	7,325,903	2	合併・流通支援課
58	農林漁業	ふるさと雇用再生水産物品質向上推進事業	安心安全な水産物の提供や魚価の向上を目的に、産地市場での水産物の品質向上や鮮魚等のブランド化の取り組みを実施した。	7,765,732	3	合併・流通支援課
59	農林漁業	ふるさと雇用再生水産物販路拡大事業	産業成長戦略で位置付けられた「高知県漁協による『土佐の魚』への付加価値向上」を推進するため、産地が行う量販店や外食店などとの直接取引、販売先のニーズに応じた商品力向上等の取組を進め、県産水産物の販路拡大を図る事業を実施した。	9,824,953	3	合併・流通支援課
60	産業振興	ふるさと雇用再生高知港活用事業	高知港の活用を図るため、ユーザー目線に立った手続きの簡素化やワンストップサービスのあり方を検討するとともに、低利用施設の更なる利用促進を行う事業を実施した。	6,345,150	1	港湾・海岸課
61	教育・文化	ふるさと雇用再生放課後学び場人材バンク設置事業	放課後の子どもたちの健やかな育ちを支援し、学習の習慣を身につけるため、市町村が設置する放課後学び場への支援を目的に、専属コーディネーターを2名配置して人材バンクを設置し、人材バンク登録者を発掘・登録するとともに各市町村へ情報提供を行う事業を実施した。	6,711,208	2	生涯学習課
62	教育・文化	ふるさと雇用再生こうち若者サポートステーション事業	ニートやひきこもり状態にあるなど、社会的な自立が困難な若者に対して、 人ひとりに応じた支援プログラムの開発、支援プログラムに基づいた支援活動の実践と検証等を行う業務を実施した。(高知市内での実施)	3,954,828	1	生涯学習課
63	教育・文化	ふるさと雇用再生高知黒潮若者サポートステーション事業	ニートやひきこもり状態にあるなど、社会的な自立が困難な若者に対して支援を行うため、これらの若者支援のための家庭や学校への訪問、就学に向けた学習指導やセミナー等の実施、職業訓練を行うための職場体験の受け入れや就労のための企業等訪問などを行う業務を実施した。(高知市以外の地域で実施)	3,638,420	1	生涯学習課
64	治安・防災	ふるさと雇用再生暴力団排除運動支援事業	全国初の民間暴排組織「みかじめ料等縁切り同盟」の拡充を図るため、新たな地域等での同盟結成等の支援を実施した。	3,119,000	1	刑事部 組織犯罪対策課

2. 市町村事業

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業費(円)	雇用者数(人)	事業担当課・市町村
1	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 (フレキシブル支援センター事業)	既存の高齢者デイサービスセンターに併設し、子ども・高齢者を対象に、日中の預かり及び相談事業(生活相談、育児相談)等のサービスを提供し、地域で安心して生活できるように支援する事業を実施した。	26,047,380	7	高知市
2	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 (フレキシブル支援センター事業)	子どもや高齢者、障害者、介護を必要とする様々な人々が集い、食し、笑い、話し、伝統文化に親しみやすらぎと心の豊かさを大切にし、仲間づくりとパワーを生み出す事業を実施した。また地域の高齢者等への研修会・講演会や、他の団体との交流事業の実施、その他趣味教室、体験教室、展示会などについても実施した。	23,776,878	5	高知市
3	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 (フレキシブル支援センター事業)	市内各地区のコミュニティづくりのモデルとして「まちの暮らしのお助けセンター」を設置し、人と人の繋がりを保っていく事業を実施した。	25,679,633	7	高知市
4	産業振興	高知県産の鮮魚類の 次及び二次加工品の開発事業	高知県産の鮮魚類の専門知識や、加工技術を有する人材を育成し、現在、安価で取引されている魚種を活用した新たな加工商品の開発に取り組むことで、低価格魚の高付加価値化を目指す事業を実施した。	11,991,214	3	高知市
5	産業振興	中心市街地での高齢者生活支援及び商店街活性化事業	中心市街地での比較的高齢者が多い商店街において、生鮮食品や日用品などの購買の場を提供した。 また、新たにコミュニティスペースを設け、周辺住民等の集いの場を提供することにより賑わいを創出し、商店街の活性化を図る事業を実施した。	22,182,073	13	高知市
6	観光	高知市観光遊覧船地域活性化事業	遊覧船の事務局体制の確保、企画商品づくり及び団体客誘致のため旅行代理店の売込みを実施し、年間を通じ遊覧船の運航を行う事業を実施した。	14,682,614	4	高知市
7	環境	二酸化炭素の排出削減による環境取引、省エネ診断人材育成事業	環境都市としての整備を進めるため二酸化炭素排出量取引のコンサルティングが行える人材の育成を行った。 般の事業者向けに省エネと排出削減の普及啓発ツールを開発し、ニーズ調査の実施、データの収集と分析取りまとめを行う事業を実施した。	8,338,471	2	高知市
8	環境	資源循環システムを活かしたリサイクル事業	廃プラ系産廃物を破砕・圧縮梱包の中間処理を行い、県外工場に運搬後焼却処分し最終的にセメントの原料・熱エネルギーとして活用。安全かつ完全に資源再資源化を図り環境保全・循環型社会の構築に貢献する事業を実施した。	31,146,520	4	高知市
9	環境	枝材チップ化循環リサイクル事業	家庭や事業所から発生した剪定作業や庭園・公園管理等で発生した枝材をチップ化し植栽や緑地の雑草発生防止用に随時散布できるよう保管し、市民等に配布することで、緑地保全などに繋げる事業を実施した。	13,268,765	7	高知市

資料４

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業額(円)	雇用者数(人)	事業担当課・市町村
10	農林漁業	畜産経営多角化推進事業	畜産経営の多角化を行う事業者に対して「高知市畜産経営多角化支援事業(県畜産振興推進総合補助金)」により多角化に必要な機器類をリースしているが、同事業活用利用者による雇用創出と畜産振興をより効率的に図るために、自家産物を加工した商品の開発と販売を行う事業を実施した。	6,853,000	3	高知市
11	農林漁業	森の工場化支援事業	施業集約化団地である土佐山地区森の工場の森林約300haにおいて、森林施業を推進するため、効率的な作業路等路網の整備及び安定的な木材供給をするための搬出間伐を行う事業を実施した。	7,247,751	1	高知市
12	農林漁業	間伐木材需要拡大事業	高知市森林組合から原木の買い付けを行い、間伐材を活用したフローリングの生産及び天井・壁材などの建材生産を委託し高知市内の間伐材需要の拡大を図り、林業の振興を図る事業を実施した。	5,004,678	1	高知市
13	農林漁業	土佐山・まるごと有機プロジェクト事業	有機農産物の生産拡大のほか、有機農産物を活用した加工商品の開発・販売促進を行い、中山間地域での雇用創出を図る事業を実施した。	27,151,920	9	高知市
14	農林漁業	有害鳥獣捕獲及び生息調査事業	高知市針木地区において新高梨に食害をもたらすカラス等の生息調査、駆除をモデル事業として実施し、今後の高知市地域の有害鳥獣対策につなげる事業を実施した。	8,314,718	2	高知市
15	農林漁業	土佐山アカデミー事業	空き施設等を活用して、鏡川源流域の豊かな自然と生態系、希少動植物の宝庫といった土佐山地域の強みを活かした有機農業等のスクール事業を展開し、自然と調和した持続可能なライフスタイルを確立して、就農や地域の活性化に資する新たなビジネスの起業等に繋げ、受講修了後の定住化を目指す事業を実施した。	24,809,740	5	高知市
16	教育・文化	高知の仕事×高校生 「高知マインド」で高知の担い手育成プロジェクト	進学を希望する高校生を対象に、地域の雇用を育てるため「生き方」発見プログラム、高校生版市民大学、ポータルサイト等を運営し、高知で自ら仕事をつくる若者を育て地域の雇用を育てる事業を実施した。	20,159,356	4	高知市
17	教育・文化	アールブリュットミュージアムKOCHI設置運営事業	障害がある方のアートを主に展示するアールブリュットミュージアムの設置に向けた準備・運営、医療機関等を訪問しての展示作品の発掘、アーティストの育成等を行い、市民の芸術文化に対する意識向上を図るほか、障害者の雇用の場の創出を目指す事業を実施した。	18,123,000	4	高知市
18	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 (フレキシブル支援センター事業)	高齢者・障害者を対象にしたサロンを開催するとともに、緊急時の宿泊、独居高齢者への配食サービス、家事援助等を行う事業を実施した。	8,726,612	3	室戸市
19	産業振興	真空凍結乾燥化粧品等新商品の製造販売事業	真空凍結乾燥(FD)の技術を用い、室戸海洋深層水を使用した新しい化粧品(FD化粧品)や健康食品、その他の商品(化粧品原料商品、サプリメント等)について開発、製造を行い、大口の新規OEM顧客の獲得や販路拡大を行い、室戸海洋深層水事業の発展に寄与していく事業を実施した。	3,901,000	1	室戸市
20	観光	室戸市観光推進事業	室戸市の自然・歴史・文化・観光施設等を一体化し、近隣市町村とも連携がとれた滞在型・体験型の周遊コースの策定や観光ルートの企画立案とともに、新たな旅行商品や土産物の開発を行う事業を実施した。	5,838,870	1	室戸市
21	観光	室戸海洋深層水体験交流センターパワーアップ事業	室戸海洋深層水体験交流センターにおいて、これまでに実施している水中運動指導、地域の食事の提供、地域食材を利用したアイスの製造販売に加えて、新たにPR担当職員を雇用し、施設の利用促進活動、休館日の施設活用等を行うことにより、利用者の拡大を図る事業を実施した。	14,246,751	8	室戸市
22	観光	室戸ジオパークを活用した交流人口の拡大事業	平成22年度に引き続いて地質専門員と外国語専門員を雇用し、日本ジオパーク委員会(JGC)の指摘事項への対応、世界ジオパークネットワーク(GGN)の現地審査の準備、地元住民や関係機関との連携などに取り組む事業を実施した。また新たに地質等の学術的な専門員2名を雇用し、GGN加盟後4年ごとに実施される現地審査に向けた取り組みを行う事業を実施した。	22,910,000	5	室戸市
23	観光	室戸ドルフィンセンターパワーアップ事業	室戸ドルフィンセンターに営業担当職を配置し、ドルフィンセンターの集客力の向上を図るほか、大学とも連携しながら、「イルカ介在体験メニュー」を開発する事業を実施した。	6,329,185	1	室戸市
24	観光	重要伝統的建造物群保存地区町並み保存活用パワーアップ事業	室戸市吉良川町重要伝統的建造物群保存地区の情報発信やボランティアガイドの依頼受付、物産品の開発等を行う職員を雇用し、昔ながらの町並みを活かしたまちづくり、地域づくりを行う事業を実施した。	2,159,844	1	室戸市
25	観光	室戸ジオパークインフォメーションセンター運営事業	平成22年6月に拠点施設として開設した室戸ジオパークインフォメーションセンターに常駐者を配置して、観光客へのおもてなしや、ガイドの養成を充実させる事業を実施した。	4,910,313	3	室戸市
26	農林漁業	スジアオノリ養殖パワーアップ事業	室戸海洋深層水の水産利用として初めて事業化され、また室戸有数の特産品となっているスジアオノリの販路拡大と、生産率の向上に取り組む事業を実施した。	4,638,000	1	室戸市
27	農林漁業	室戸市森林保全管理推進事業	山林の基礎資料のデータ化、山林境界の明確化、航空写真を利用した森林管理システムの構築を行い、森林の保全管理を推進する事業を実施した。	10,606,000	2	室戸市
28	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 (フレキシブル支援センター事業)	高齢者、障害者や子ども等を対象に、日中の見守り、介護予防等のサービスを提供した。また、独居高齢者等の訪問を行うことで、高齢者の安全安心な暮らしを支援する事業を実施した。	15,880,492	5	安芸市
29	観光	特産品開発事業	観光客をターゲットに、地域資源を使用した、新しい土産物の販売及び、観光客を引きつけるパッケージデザインを作成する事業を実施した。	4,391,365	1	安芸市
30	観光	観光PR事業	ごめん・なはり線安芸駅ぢばさん市場や観光情報発信センター、観光周遊バス内で観光情報を提供し、安芸市をPRする活動を行う事業を実施した。	4,594,934	2	安芸市
31	観光	弥太郎・恋マーケット事業	本市の観光名所である岩崎弥太郎生家前でオープンカフェを営業し、観光案内、岩崎弥太郎関連商品の開発・販売を一体的に行い、「岩崎弥太郎生誕の地・安芸」を発信する事業を実施した。	4,424,443	1	安芸市
32	観光	内原野焼体験メニュー拡大事業	地場産業のひとつである陶芸の振興と後継者の育成を図るため、体験メニューの充実や情報発信を行う事業を実施した。	3,026,202	1	安芸市
33	農林漁業	森の担い手育成事業	林業事業に係る専門的な知識、技能の習得による、森林整備の新たな担い手を育成し、林業事業体への就業を図る事業を実施した。	14,936,604	3	安芸市
34	農林漁業	中山間地域PR商品開発事業	地域の食材を使用した餅作り体験の試行や新しい商品の試作・販売、山の幸である四季折々の山菜の栽培、加工品の試作・販売、インターネット等を通じたPRなどにより地域の魅力を発信し、集客アップを図る事業を実施した。	2,217,530	1	安芸市

資料４

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業額(円)	雇用者数(人)	事業担当課・市町村
35	教育・文化	市民スポーツ普及拡大事業	市民間の交流と健康増進を図るため、スポーツ教室・レクリエーション活動等の範囲を各公民館・小中学校などに広げる事業を実施した。	2,448,087	1	安芸市
36	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 (フレキシブル支援センター事業)	地域のコミュニティ力が弱まり、高齢者の集いの場が少なくなっていることから、市内32ヶ所で送迎バスを利用した高齢者が集まるいきいきサロンを実施した。	11,744,854	3	南国市
37	産業振興	目指せ南国ブランド！ 農商工連携拠点づくり事業	企業・地域団体等が地域資源を活用した加工業等に参入することを目的に、農商工観光のネットワーク、地域資源の発掘や商品開発の提案等のコーディネート業務を行う事業を実施した。	10,933,508	2	南国市
38	産業振興	南国市地産地消推進農産物直販所活性化事業	学校給食における地元生鮮野菜の利用増大に向けての配送システム確立や直販所を活性化させる事業を実施した。	5,205,251	2	南国市
39	産業振興	シャモを突破口とする中心市街地賑わい創出事業	中心市街地に、人を呼び込み、賑わいを創出する仕組みづくりを図っていくことを目的とし、その突破口を「シャモ」の増産体制の確立や販売促進することによって行った。将来的には企業化を果たし、中心市街地の空き店舗を活用し、店舗開設し、賑わいを創出していく事業を実施した。	5,328,890	1	南国市
40	産業振興	企業団地内企業及び製造業連携支援事業	市内にある3ケ所の企業団地に立地する企業間の連携を図るため、企業紹介のパンフレットの作成、企業ニーズの調査、情報交換会の開催など製造業を含めた企業を支援する事業を実施した。	4,324,950	1	南国市
41	観光	観光ガイドを利用した「土佐のまほろば」観光推進事業	市内の観光ボランティアの組織化を図り、「土佐のまほろば」地区を観光ガイド付き観光商品としてPRし、観光客を誘致する事業を実施した。	5,254,114	1	南国市
42	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 (フレキシブル支援センター事業)	既存の高齢者デイサービスセンターに併設し、障害者や子ども、高齢者等を対象に、日中の預かり、見守り、介護予防等のサービスを提供し、地域で安心して生活ができるよう支援する事業を実施した。	21,400,994	5	土佐市
43	介護・福祉	障害者雇用創出事業(あなたのやる気支援事業)	障害を持つ若者の能力を最大限に発揮させるため、パソコン等活用技術を教える人材を雇用し、ハローワーク、障害者・就業・生活支援センター等と連携し、障害者の就労に向けた支援を行う事業を実施した。	13,325,786	2	土佐市
44	産業振興	うるめと観光のまち事業	宇佐地区を「うるめの町」としてPRし活性化していくため、うるめいわしの新商品開発や加工品・鮮魚販売、うるめを広く認知してもらうための営業活動や観光情報の発信、観光客誘致等を行う事業を実施した。	14,461,035	5	土佐市
45	情報通信	ケーブルテレビ普及推進事業	ケーブルテレビで市の文化や伝統芸能、産業などを取り上げたニュースの放映や、地域の取り組み等を基にした自主制作番組の制作を行うことによって、本市の情報を広く市民に対して発信し、新規加入者の増加を図ることで、より多くの市民に情報提供できるよう、普及推進活動を行う事業を実施した。	2,507,685	1	土佐市
46	農林漁業	間伐推進基盤整備事業	施業実施の前提条件が整わない森林において、現地調査・境界確認など、森林基本情報の収集をしながら、施業の集約化を行うことで間伐を推進する事業を実施した。	4,727,365	1	土佐市
47	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 (フレキシブル支援センター事業)	須崎市街地にサロンを設置し、高齢者や障害者、子ども、子育て中の母親などが地域の人やボランティアの人とともに集い、学習会の開催や、小学生などとの交流、地域の食材を使って調理行うことなどができる和める場づくりを行う事業を実施した。また、いくつかのサテライト会場でも実施した。	10,963,727	3	須崎市
48	産業振興	地場産品の販売及びまちの情報発信事業	須崎市の情報発信施設を活用して、須崎の特産物通販事業と情報発信を行い、あわせてまちに賑わいを創出する観光事業を実施した。	12,010,604	3	須崎市
49	情報通信	よさこいケーブルネット加入促進及びデジタル放送移行の啓発活動事業	よさこいケーブルネットの市内全域へのエリア拡大やデジタル放送の難視聴対策として加入促進を図り、よさこいケーブルネットの活性化を行う事業を実施した。	5,626,466	2	須崎市
50	観光	すさき駅前食堂及び地場商品開発事業	JR須崎駅前の空き店舗を活用して、JRや高速バスの利用者及び市民文化会館への来場者などに鍋焼きラーメンをはじめとした須崎ならではのB級グルメ及び季節折々の須崎の魚を提供できる「すさき食堂」を開き営業した。また、これと合わせて須崎の魚を使った加工商品を開発する事業を実施した。	11,684,105	4	須崎市
51	観光	すさきSAT観光ガイド及び賑わいづくり企画実施事業	JR須崎駅前の空き店舗を活用して、観光案内やまち歩き等観光ガイドを実施した。また、JRや高速バスの利用者及び市民文化会館の来場者のほか、地元住民に地場産品の販売や軽食を提供する事業を実施した。	12,828,140	4	須崎市
52	農林漁業	間伐推進基盤整備事業	間伐を進める前提条件である森林情報調査や境界確認等の際に必要となる除伐を推進する事業を実施した。	18,251,045	3	須崎市
53	農林漁業	地域木材需要拡大事業	木材の販売事業の収益確保・拡大に向けて、木工用レーザー機器を活用しながら、需要が見込まれる新製品の開発やインターネット等による通販型販路の研究・開発など、地域木材の需要拡大を図る事業を実施した。	10,089,562	2	須崎市
54	農林漁業	須崎市鮮魚加工開発及び消費拡大事業	須崎の鮮魚(マグロを含む)を使った加工品を新たに開発し、全国販売することにより、「須崎の魚」のPR及び消費拡大を目指す事業を実施した。	9,926,507	3	須崎市
55	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 (フレキシブル支援センター事業)	障害者、高齢者、子ども等障害や世代を超えた共生型の集いの場を提供するため、休園中の保育園を活用し、乳幼児(母子)、高齢者、障害者が集い、ふれあえる事業を実施するとともに、地域住民の参画による持続可能な運営体制づくりを行う事業を実施した。	14,305,006	4	宿毛市
56	子育て	乳児保育事業	地域の保護者ニーズを踏まえて、市内私立保育園で初の0歳児保育を実施するため、離乳食に対応する体制の構築とともに、育児不安に対応できる相談窓口の設置等、子育て支援事業を実施した。	4,430,204	2	宿毛市
57	観光	観光振興イベント実施事業	道の駅を観光客誘致の拠点とするため、イベントの企画、運営及び地域資源を活用した体験型観光商品の企画・開発を行うとともに、タイムリーに観光情報を発信するなど、観光振興を推進する事業を実施した。	6,617,928	3	宿毛市
58	農林漁業	宿毛湾水産加工品製造・販売事業	魚の取引価格の向上を図るため、産地市場を運営する漁協が、地域資源であるキビナゴを中心に前処理加工品を製造・販売する事業を実施した。	14,474,250	5	宿毛市
59	農林漁業	市有林活用雇用創出事業	未整備の市有林を活用して、新たな林業担い手の働く場を創出することで、森林整備を促進する体制づくりを行う事業を実施した。	13,821,150	4	宿毛市

資料４

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業費(円)	雇用者数(人)	事業担当課・市町村
60	農林漁業	森林集約化推進事業	宿毛市内の民有林について、既存の森林台帳や森林計画図を電算化したうえで、現況調査、境界確認により、森林施業計画図を作成する事業を実施した。	8,106,000	4	宿毛市
61	農林漁業	直七加工品販売促進事業	柑橘類の一種である直七及び直七加工商品の増産及び販路拡大を図る事業を実施した。	3,089,730	1	宿毛市
62	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	支援の必要な高齢者や子ども、障害者などはもとより、誰もが自由に集うことができるサロン、デイサービス、放課後の子どもの居場所づくり等の事業を実施した。	14,249,473	4	土佐清水市
63	産業振興	水産物等市場調査・食品衛生管理調査事業	水産加工品の販路を県外市場に拡大するため、県外・国外製品と対抗できる商品力をつけるとともに、水産加工施設における食品衛生管理の調査・実証により、食品の安心・安全性を高める事業を実施した。	9,769,399	2	土佐清水市
64	産業振興	農産物等特産加工品開発・販売促進委託事業	柑橘類や地元農産物のペースト等をもとにした菓子製品(贈答品・土産品等)や介護食品(流動食)などの商品開発を行い、販売促進活動により市場拡大を図る事業を実施した。	18,935,372	4	土佐清水市
65	産業振興	宗田節新商品開発・販路拡大事業	土佐清水市を「ダシ文化のまち」としてPRしていくために、特産品である宗田節を使った新商品開発と販路の拡大事業を高知県産業振興計画・地域アクションプランと連携して実施した。	4,790,311	1	土佐清水市
66	産業振興	「さかなのまち土佐清水」新商品開発事業	土佐清水さかなセンターの新たな土産物やレストランメニューを開発し、土佐清水の魚のおいしさの認知度を高めるとともに、観光客や市民が参加できる観光セリ市という新たな観光商品をつくることで、「さかなのまち土佐清水」を広く全国に発信する事業を実施した。	8,750,042	2	土佐清水市
67	観光	「ジョン万・龍馬」ふるさとの偉人伝承事業	「ジョン万次郎」から誕生した幕末の歴史人物や地域の文化などの資料収集・整備を実施し、資料館を交流人口の拡大、地域文化の発信拠点、子ども達の学習交流拠点として整備充実する事業を実施した。	4,840,801	1	土佐清水市
68	観光	土佐清水まるごと戦略観光展開事業	観光を点から面に変更するために地域食材供給や地域食品販売、体験交流発注システム等を整備し、地域団体、他産業を巻き込んだ戦略観光の仕組みづくり事業を実施した。	4,519,000	1	土佐清水市
69	観光	あしずり温泉郷 バージョンアップモデル事業	あしずり温泉郷の各宿泊施設で、早朝ウォーキングや星空ウォッチングなどのオプション観光を実施することにより、あしずり温泉郷と宿泊施設の魅力を向上し、滞在時間拡大等を推進することで、宿泊客の満足度向上と誘客促進のためのモデル事業を展開した。	6,739,252	2	土佐清水市
70	観光	観光IT情報(多言語)整備事業	市内の各宿泊施設や観光施設のネット情報の整備等を実施し、外国人観光客向けの多言語標記を行うことで各観光施設のネット発信力を高め、ブログ・画像発信等の交流可能な体制づくりを推進した。	9,222,998	2	土佐清水市
71	環境	竜串「海の自然学校」開設事業	日本初の海中公園(国立公園地区)を有する竜串の地域資源を活かした「海の自然学校」を開設し、山・川・海をフィールドとしたエコツーリズム教育の普及や、修学旅行の受入などにより交流人口の拡大を目指す事業を実施した。	3,877,350	1	土佐清水市
72	農林漁業	窪津の体験型観光漁業とファン拡大事業	体験型観光漁業を推進するため、漁家民泊などの個々の受入体制を確立し、積極的に情報発信を行った。併せて、窪津漁港に水揚げされる鮮魚や畜養しているアワビ等の通信販売を行う事業を実施した。	4,497,518	1	土佐清水市
73	農林漁業	農産物特産品開発及び集出荷体制確立事業	水田農法によるパイナップルの栽培実証実験を行い蓄積したデータを農家に提供して、産地化を図るほか、農作物集荷グループに参画する農家の掘り起こし(新規勧誘及び推奨品目の案内等)を実施し、農業者の所得向上を図る事業を実施した。	8,916,113	2	土佐清水市
74	農林漁業	魚の品質向上と漁家所得向上推進事業	本市で最も漁獲量が多いメジカの水揚げ時の鮮度管理を確立することで、魚価の向上を図るとともに、現存購入している県外製品のエサを地元で製造し、漁業者にとって利便性の高いエサ供給の仕組みを確立し、漁業者の所得向上を目指す事業を実施した。	8,213,928	2	土佐清水市
75	農林漁業	魚の品質向上と販路開拓事業	清水サバを、漁法、船上での保管方法、時間等でランク分けし、その情報を公開することで、他地域との差別化を明確にし、魚価の向上を目指すとともに、「土佐の清水サバ」の情報を県内外に更に積極的に発信し、販路開拓を推進していく。また、他の魚種についても、効率的でより確実な鮮度管理ができる体制を確立する事業を実施した。	13,304,957	3	土佐清水市
76	農林漁業	土佐清水の森再生事業	森林の所有者・境界・効率的に間伐作業が出来る箇所の特定付け等の作業を実施し、順次間伐作業を実施することで森林の再生を図るとともに、地域の子供達に環境学習の場を提供する事業を実施した。	10,852,577	3	土佐清水市
77	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	高齢者、障害者を対象とするサロンを開催するとともに、遊休農地等を活用して、農産物の生産、販売体制づくりを行うことで、障害者の社会参加や就労支援につながる事業を実施した。	12,915,000	5	四万十市
78	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	地域の高齢者を中心として、支援が必要な障害者、子供も含め多くを受け入れることで、多世代の交流の場や居場所づくりを実施しながら地域の雇用を創出する事業を実施した。	13,757,000	3	四万十市
79	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	障害者・高齢者を対象とする居場所を提供し、生活機能向上のための支援等を行う事業を実施した。また、障害者・高齢者の見守り訪問も実施した。	16,180,000	3	四万十市
80	産業振興	四万十特産新商品開発販売事業	四万十市の風土ならではの食材(アオノリ、土佐ジローの卵、地蜂蜜、黒砂糖等)を活用した新商品の開発を行い、積極的な営業により販路を開拓し、商品の販売を行う事業を実施した。	16,381,520	3	四万十市
81	産業振興	地域振興のための四万十ブランド・食と地域文化の発信販売事業	四万十市ならではの食材・食品・加工品等を四万十ブランドとして一元化し、地域独自の文化・伝統の情報発信と併せて、インターネット上のショッピングサイト・ポータルサイトに集約し、これらの商品を全国に向けて販売する事業を実施した。	10,956,657	2	四万十市
82	産業振興	四万十ヒノキ間伐材・端材商品開発販売事業	四万十川流域の森林資源を活かした新たな価値を創造するため、四万十ヒノキの間伐材・端材を活用した新商品の開発販売し、地域の間伐を促進する事業を実施した。	20,935,915	8	四万十市
83	産業振興	農商工連携ぶしゅかんの商品開発及び産地化促進事業	ぶしゅかんを活用した商品開発を行い、付加価値を付け農産物ブランドとして定着させ、産地化及び販路拡大を図る事業を実施した。	10,356,043	2	四万十市
84	産業振興	地場産材モデル住宅管理運営事業	地場産のヒノキをふんだんに活用した木造の展示住宅を使って、宿泊体験を合わせながら、地場産木材のPR及び施主と建築業者とのマッチング業務を実施した。	5,211,364	1	四万十市

資料４

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業費(円)	雇用者数(人)	事業担当課・市町村
85	産業振興	四万十栗生産・加工・販売促進再生事業	四万十ブランド認証を取得し、全国の高級菓子企業向けに加工済みの四万十栗の商品(甘露煮、渋皮煮、ペースト等)を供給し、地域内の栗の生産・加工・販売の拡大を図る事業を実施した。	5,131,812	1	四万十市
86	産業振興	四万十市の地域食材の製造加工販売を通じた食の交流拠点づくり事業	「いちじょこさん食育広場」で新たに四万十市の地域食材を活用した商品(弁当、おにぎり、総菜、昔懐かしいおやつなど)の製造・加工・販売を行いながら、食を通じた賑わいづくりを行うための事業を実施した。	8,786,935	2	四万十市
87	情報通信	四万十市CATV利活用促進事業	地デジ化による難視聴対策を目的に平成22年度から運用開始している四万十市のケーブルテレビについて、住民への説明や加入促進活動を行う事業を実施した。	11,068,152	2	四万十市
88	観光	観光客誘致促進事業	新しい観光ルートの開発やレンタサイクル事業の充実、観光遊覧船の乗船券の一元販売等のほか、地域の情報発信や観光案内も併せて行うことで他地域とも連携した観光客の増を図る事業を実施した。	8,362,625	2	四万十市
89	観光	四万十市トンボ自然公園・四万十川学遊館への誘致促進事業	四万十市トンボ自然公園と四万十川学遊館の大規模改修を契機に、世界最初のトンボ保護区という区域ブランドを活かして、一般客の体験受入をはじめ、ブログ発信やリニューアルイベント等、数々の事業を実施した。	8,006,590	2	四万十市
90	観光	四万十川と地域資源を利用した観光客誘致促進事業	「四万十カヌーとキャンプの里」で、フロートラフト体験や地域資源(山、川、畑、歴史的建物等)を活かした体験プログラムの開発等の体験観光メニューを充実させることで、年間を通じた観光客の誘致を促進する事業を実施した。	9,105,304	2	四万十市
91	観光	地域活性化ふるさとエコツアーガイド自立化事業	地域のフィールドを活かした「エコツアーガイド」が通年活動していけるように、フィールドごとや季節ごとなどに様々なプログラムを開発するほか、地域資源の解説やガイドができる地域自然案内人を養成することで、都市と農山村の交流を促進する事業を実施した。	2,416,937	1	四万十市
92	観光	しまんと・あしずり号及び四万十川周遊川バス運行事業	四万十市を中心とした幡多地域において、新たな観光ルート、運行日を設定した周遊観光バスの運行を行い、長時間滞在出来ない観光客の利便性を高め、観光客の誘客を図る事業を実施した。	8,692,944	2	四万十市
93	農林漁業	持続可能な農業の仕組みづくり事業	従来よりJA高知はたで行なっている水稲育苗に加え、地域内で有望と思われる品目(特別栽培米、ユズ、野菜)の共同育苗体制や作業支援体制を構築する事業を実施した。	12,540,187	4	四万十市
94	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	高齢者、児童、障害者等誰もが集い交流を深め、生活支援を行う場を提供するとともに、市内各地区でサテライト型のミニデイ等を行う事業を実施した。	17,743,124	5	香南市
95	介護・福祉	障害者就労相談事業	就労相談員を配置し障害者の身体・精神的不安等の個別相談、生活や個人の能力に対する助言、訓練先・雇用先等との連絡調整業務を行うなど、ハローワークや障害者・就業・生活支援センターと連携し、障害者により密着した支援を行う事業を実施した。	3,171,185	1	香南市
96	産業振興	市民と地域資源の総力を結集したビジネス支援事業	一次産物の加工商品の開発を行い、生産者の思い、地域の強み、歴史、伝統など、香南市の全てを表現できる様々な商品群を揃えたカタログ販売事業を展開するほか、イベント販売事業等を行い、一次産物生産者等の所得の向上を図る事業を実施した。	14,849,160	3	香南市
97	産業振興	農産物直販所での販売促進事業	道の駅の農産物直販所を活用して、農家の所得向上を図るため、新たに集荷・配送作業、他の直販所との商品交換、通信販売等を行い、更なる農産物の販売促進に取り組む事業を実施した。	6,842,213	1	香南市
98	情報通信	香南ケーブルテレビ加入促進及びデジタル放送移行の説明活動事業	H21年度の情報通信ケーブルの光化に伴うケーブルテレビ加入促進とともに2011年のアナログ放送停止に伴うデジタル移行について、住民への説明活動及び、H22年度から開始のデータ放送の更新管理事業を実施した。	3,348,322	1	香南市
99	観光	マリンスポーツの振興及び環境保全事業	香南市マリンスポーツ振興計画の具体化及びメニューの充実を図り、マリンスポーツに親しむ機会を増大させるとともに、滞在型メニューの開発や、小中学生等に環境学習の場を提供する事業を実施した。	3,813,044	2	香南市
100	観光	地域まるごと旅行商品の開発販売及びワントオペレーター機能構築事業	市民が愛する特産品や歴史、伝統など、市民が勧める観光素材を集め、地域ならではの「旅」を提案できる旅行商品の開発を行い、併せて体験型施設やまち歩きガイドなどの地域の人等を一元化手配できる機能を構築して、観光振興を図る事業を実施した。	10,595,448	3	香南市
101	教育・文化	スポーツ振興事業	市民の健全な心身を育成するため、野市総合体育館を活用して、筋力トレーニングやコーディネーション向上教室などを開催するとともに高齢者サークルへの出張教室などを行い、地域における生涯スポーツ活動の振興を図る事業を実施した。	3,276,613	1	香南市
102	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業(フレキシブル支援センター事業)	おためしデイサービス、サロン、見守り訪問等を行い、現状のサービスのすき間をうめる事業を行いながら、地域の資源をつなぎ、地域生活を支援する方法を検討し、継続できる体制づくりを行う事業を実施した。	9,732,970	2	香美市
103	介護・福祉	香美市障害者自立支援相談体制強化事業	障害者が地域で安心して生活を営むことを目標とする香美市障害福祉計画の円滑な推進のため、賃貸住宅の確保、見守り、就労に対する支援を強化し、障害者の地域生活移行を進める事業を実施した。	3,020,094	1	香美市
104	介護・福祉	地域密着型小規模特別養護老人ホーム設立準備事業	平成24年4月に開設される予定の特別養護老人ホームの運営が円滑に行われるよう事務的準備と充実した受入態勢が整えられるように運営体制準備事業を実施した。	4,705,178	2	香美市
105	介護・福祉	地域いこいの場づくり事業	高齢者や身障者、独居の方の社会的孤立を防ぐため、これらの方々が心身ともに健康で楽しく過ごせるような施設の運営を行い市民の生きがい・交流・健康づくりの場を運営する事業を実施した。	7,650,124	2	香美市
106	産業振興	鹿肉特産品開発・販路拡大事業	獣害対策により捕獲された鹿肉等を有効利用し、特産品の開発・製造・試験販売を行うとともに、鹿肉(精肉)の販路拡大を行う事業を実施した。	4,774,022	2	香美市
107	産業振興	中心商店街拠点整備及び空き店舗対策事業	中心商店街に地域交流拠点を整備することにより、空き店舗対策等の推進と中心市街地の活性化による交流人口の増大と産業振興を目指し、空き店舗を利用したアンテナショップの運営を行う事業を実施した。	8,427,025	3	香美市
108	観光	観光情報発信拠点整備事業	香美市の観光玄関である龍河洞に市内の観光情報の発信や特産品の紹介や販売を行うための施設を整備して運営した。またフラワー染め、柚子しぼりなどの体験メニューも観光客に提供し香美市をPRする事業を実施した。	8,880,229	6	香美市
109	農林漁業	不況に負けない森林の計画・管理事業(土佐山田町・香北町地区計画)	土佐山田町地区、香北町地区において、航空写真と地図データを利用して、森林施業の集約化と適正な森林管理を行えるシステムを構築・運用し、森林所有者の負担軽減と併せて在村・不在村森林所有者に積極的に働きかけて間伐を推進する事業を実施した。	22,194,756	4	香美市

資料４

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業額(円)	雇用者数(人)	事業担当課・市町村
110	農林漁業	不況に負けない森林の計画・管理事業（物部町地区計画）	物部町地区において、航空写真と地図データを利用して、森林施業の集約化と適正な森林管理を行えるシステムを構築・運用し、森林所有者の負担軽減と併せて在村・不在村森林所有者に積極的に働きかけて間伐を推進する事業を実施した。	6,034,029	1	香美市
111	農林漁業	森林整備技術員支援事業（土佐山田町・香北町地区計画）	高齢化による林業従事者の減少に伴い森林整備の作業効率の低下が課題となっている土佐山田地区、香北地区において、林業に関する知識・技術・体力があり、作業班にとらわれず臨機応変に現場で作業できる人材を確保し、森林整備の効率化等を図る事業を実施した。	7,914,564	1	香美市
112	農林漁業	森林整備技術員支援事業（物部町地区計画）	高齢化による林業従事者の減少に伴い森林整備の作業効率の低下が課題となっている物部地区において、林業に関する知識・技術・体力があり、作業班にとらわれず臨機応変に現場で作業できる人材を確保し、森林整備の効率化等を図る事業を実施した。	4,553,744	1	香美市
113	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	子どもから高齢者まで誰もが気軽に集い、子育てや生活支援等の対策を行う事業を実施した。	7,592,317	3	東洋町
114	介護・福祉	高齢者集合住宅管理人事業	野根地区で本町が整備した高齢者集合住宅において、入居した高齢者の24時間の管理及び入居者確保のための斡旋をするため管理人を雇用し、雇用の安定を図る事業を実施した。	5,733,714	3	東洋町
115	観光	自然休養村管理センター温浴施設等運営事業	自然休養村管理センターにおいて、温浴施設を完備した温浴事業及び宿泊事業を実施するため、施設の運営、温浴、宿泊の受付事務、浴槽などの施設の清掃、木質ボイラーの管理、木質燃料運搬員を雇用し、雇用の安定を図る事業を実施した。	14,628,974	7	東洋町
116	環境	資源有効活用事業	現在、数地区で行なわれている生ごみ分別収集を本町全域まで拡大することを目指して、ごみの減量を図るほか、生ゴミを肥料、土壌改良剤及び堆肥にすることによる新たな収入の確保を図る事業を実施した。	4,365,833	2	東洋町
117	農林漁業	間伐材活用事業	私・公有地の間伐材を簡易な建築材や竹炭等に加工して、商品や燃料として販売するほか、町有林にしきびを植林して将来の収入源を確保する事業を実施した。	7,689,254	5	東洋町
118	農林漁業	耕作放棄地等開発販売事業	耕作放棄地を整備し、野菜や果実を生産することで、地産地消による産業振興に努め、あわせて耕作放棄地の解消を図った。また、土佐ジロー及び地鶏の養鶏も手掛ける事業を実施した。	10,782,073	6	東洋町
119	農林漁業	密漁パトロール事業	町内沿岸域の密漁を防止するため、陸上及び海上でのパトロールの実施や、密漁を発見した際の関係機関への通報体制を整備することにより、漁家の収入確保・所得向上を図る事業を実施した。	4,261,257	2	東洋町
120	農林漁業	冷蔵施設運営事業	野根漁港内で本町が整備した冷蔵施設において、加工用原魚及び飼料用としての大漁魚を冷凍保管し、それらを鮮度の高い状態、安定した供給を図るため冷蔵施設の運営管理並びに漁業者から魚を買い取り販売事業を実施するため従業員を雇用し、漁業の振興、雇用の安定を図る事業を実施した。	5,784,832	3	東洋町
121	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	少子高齢化が進む中、住民が住みなれた地域でふれあいを大切にしながら、安心して生活できることを目的に、サロン事業を実施した。	7,561,558	3	奈半利町
122	産業振興	地元特産品を活用した新商品開発事業	民間企業のノウハウを活用した奈半利町の特産品的な商品を開発し、交流人口の拡大を目指して、奈半利町の情報発信する事業を実施した。	3,724,881	2	奈半利町
123	産業振興	加工品開発販売委託事業	町内の特産物を季節ごとに把握し、農水産物等を活用した加工品を開発・販売し、町の産業振興を図る事業を実施した。	18,700,255	8	田野町
124	産業振興	田野駅屋機能強化支援事業	地域の交流施設の交流機能及び情報発信機能を強化し、集客拡大及び販路拡大に取り組み、町の産業振興を図る事業を実施した。	5,529,661	1	田野町
125	農林漁業	耕作放棄地有効活用事業	耕作放棄地を復旧し、高齢者でも作付けできるブルーベリー等を栽培し、その普及促進によって、農業を振興する事業を実施した。	9,917,294	3	田野町
126	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者、障害者、子ども等、誰でも受け入れ、介護予防施策ともあわせて世代間の交流の場や居場所づくり事業を行う事業を実施した。	6,100,000	2	安田町
127	産業振興	安田町特産品開発・販売促進事業	地域資源を活用した新商品開発し地場産業の活性化を図るとともに、耕作放棄地を利用し農産物を生産することにより農地の有効活用を図る事業を実施した。	6,176,186	2	安田町
128	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	保健センターを中心として、村内の集会所での介護予防事業の拡充及び障害者への就労支援や軽微な生活支援などを行う事業を実施した。	7,938,699	2	北川村
129	産業振興	北川村自然農法ゆず商品開発・販路拡大事業	自然農法で生産したゆずを活かした商品開発を行い、販路の開拓をしていくことで、農業の振興につなげる事業を実施した。	3,246,448	1	北川村
130	産業振興	北川村ゆず商品開発・加工・販路拡大事業	農家全般の利益性を維持・向上させるため、ゆずの皮処理を行ったうえで、消費者ニーズの高い新商品開発、販売を行う事業を実施した。	9,416,400	3	北川村
131	観光	観光施設「モネの庭」販売部門の拡充事業	観光施設「モネの庭」の光の庭等の充実を図るとともに、新たにガーデンウエディングを企画・実施した。また、県内外において、メディアを通じた広告活動及び営業活動を実施し、モネの庭の集客増加を図る事業を実施した。	22,502,446	6	北川村
132	観光	中岡慎太郎顕彰・観光創出事業	NHKの大河ドラマ「龍馬伝」の放送に併せて、龍馬の盟友中岡慎太郎の功績を顕彰しつつ観光施設、各団体との連携を図りながら、慎太郎関連ボランティアガイドの配置、ホームページの開設による情報発信、特産品やPRグッズの販売などにより、交流人口の拡大を目指す事業を実施した。	6,400,000	3	北川村
133	観光	北川村温泉パワーアップ事業	北川村温泉の大幅な改修工事に併せて、利用客を大きく伸ばすためのPR・集客戦力の企画・実践を行うとともに、女性客の増を図るためスイーツの開発を行う事業を実施した。	9,381,971	2	北川村
134	観光	北川村観光協会設立運営事業	観光事業から観光産業への促進を図るため、観光協会を立ち上げ、北川村を中心軸とするも、行政区域にとらわれず、より多くのニーズに答えることができるよう対応するため、中芸地区を跨り重要文化財に指定された森林鉄道史跡をはじめ関係機関や各施設との連携・活用が図れるよう取り組む事業を実施した。	4,664,779	1	北川村

資料４

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業額(円)	雇用者数(人)	事業担当課・市町村
135	農林漁業	北川村ゆず園拡大事業	特産のゆずの生産向上を目指し、耕作放棄地の活用や林地の園地開発等により、農業生産法人等のゆず園の経営規模を拡大し、新たな雇用創出を図る事業を実施した。	13,404,868	2	北川村
136	農林漁業	営農指導・農作業受託事業	営農指導専門員を雇用し、農業全般にわたって指導を行い収益拡大に繋げた。特に、高齢等の理由により作業ができず、手入れが行き届かないユズ園等において防除・剪定等の農作業を受託する事業を実施した。	6,097,872	2	北川村
137	農林漁業	北川村ゆず輸出事業	特産である「ゆず」は、主に国内市場を中心に販売してきたが、競合産地の増加や国内需要の低迷により、販売状況が厳しくなっているため、国内販売はもとより、海外のマーケットも視野に入れ、「ゆず」及び加工品（半製品含む）の生産振興、販路拡大を目指し、海外への輸出を実施した。	6,755,369	1	北川村
138	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	誰でも気軽に集える地区の居場所として、各地区会館での集いを展開しながら、配食に併せた見守り訪問や、軽微な生活支援等を行う事業を実施した。	8,088,000	2	馬路村
139	産業振興	馬路村木製品営業力強化事業	村内の木製品を総合的に営業販売する人材を、県内外に配置し、木製品の販路拡大を図る事業を実施した。	11,995,277	3	馬路村
140	産業振興	馬路村ゆず製品販売力強化事業	ゆず加工・販売の各部門ごとの専門職員を設置・養成することで、更なる生産力・商品開発力・顧客サービス力の向上を図るほか、新たに携帯電話のショッピングモールに参加するため、パソコンやWEBデザインの知識を持った職員を養成・配置し、新たな顧客の開拓を図る事業を実施した。	25,304,855	5	馬路村
141	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者サロンを実施している村老人福祉センター機能を拡充し、高齢者から障害者・子供等の多世代交流の場を提供し、住民誰もが住みなれた地域で楽しく安心して生活ができることを目的に、センター事業を展開し併せて地域での雇用を創出する事業を実施した。	7,794,000	2	芸西村
142	産業振興	村内独居高齢者等の注文宅配システム構築事業	独居高齢者が増加している中、直販所「かっぱ市」で販売している食料品のほか、村内商店で調達できる品々の注文を受け配達するシステムを構築する事業を実施した。	2,102,277	1	芸西村
143	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者、障害者等を対象とするデイサービス事業を実施するとともに、高齢者等に対する配食に併せた見守り訪問や、地域の集いの場支援等を行う事業を実施した。	5,526,000	4	本山町
144	介護・福祉	福祉事業強化対策事業	見守り台帳を活用し住民が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう保健・福祉の連携による高齢者等見守り対策事業を実施した。	1,752,347	1	本山町
145	産業振興	木工製品等加工・販売促進事業	嶺北産材を利用した学習机・椅子の作製販売や人に優しい木製品の企画・製造・販売促進を行い、嶺北産材の需要を高め、林業の振興につなげる事業を実施した。	14,030,000	5	本山町
146	産業振興	さくら市機能強化支援事業	直販施設さくら市の機能強化のため店長を置き、商品の管理体制、従業員教育等組織の管理体制等機能を強化する事業を実施した。	4,721,042	2	本山町
147	農林漁業	地域農業振興事業	付加価値米の栽培指導・販路拡大、有機苗生産の実証事業を実施し、地域の農業振興につなげる事業を実施した。	3,280,000	2	本山町
148	農林漁業	特用林産物（シキミ・サカキ）の拠点作り事業	シキミ・サカキの流通拠点作りを目指し、生産者同士の連携体制の整備や集荷や技術の取得を促進する事業を実施した。	8,815,504	2	本山町
149	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	過疎化が進むとともに超高齢社会を迎えた現状の中、住民が住み慣れた地域で自立した生活ができることを目的に、介護予防施策とあわせたセンター事業を展開した。	9,223,250	3	大豊町
150	農林漁業	新規兼業農家スタイル構築育成事業	農業だけで生活していくことが困難な中、農業とラフティングのインストラクター業務など、地域で生活していける新しい兼業農家スタイルを研究・開発し、カリキュラムを作成する事業を実施した。	16,065,000	4	大豊町
151	農林漁業	森林施業団地化整備事業	成熟した森林資源を積極的に利用し、効率的な施業を図るため、細分化されている森林所有者の山林を集約化し、効果的な路網整備を進め、継続的に間伐等を推進する事業を実施した。	4,760,157	1	大豊町
152	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	地域福祉活動の充実・見守りネットワーク・健康予防対策・認知症支え合い、高齢者の居場所づくり・閉じこもり出張デイの拠点となる事業を実施するとともに、地域住民の参画を得た持続可能な運営体制づくりを行った。	9,685,000	2	土佐町
153	産業振興	地域資源活用ブランド化促進事業	良質の堆肥を使った米を棚田のこだわり米としてブランド化し、付加価値の向上を目指すとともに、シキミ、サカキ等の特用林産物の生産体制と出荷体制の整備を行う事業を実施した。	3,475,403	1	土佐町
154	産業振興	れいほくスケルトン普及促進事業	施工性が良く低価格で、木造建築技術が十分でなくても木造住宅の建設が可能である「れいほくスケルトン」を、特に大工が不足している都市部に売り込むための事業を実施した。	3,378,043	2	土佐町
155	産業振興	地産外商ビジネス推進事業	関西圏をターゲットにしたアンテナショップ（大阪府）の商品充実等のため、流通システムを構築し、高知県内の特産品や野菜等の取り扱いを増やすことで販売促進につなげる事業を実施した。	5,429,334	1	土佐町
156	産業振興	地域特産品流通促進事業	地域資源である地域農林産物や米粉等をコープかがわや関西圏及び関東圏への販売体制を整備するとともに、高知市への産地直送店設立へ取り組みを進めるための事業を実施した。	3,905,996	1	土佐町
157	農林漁業	循環型林業推進事業	木質バイオマス事業の仕組みづくりや、森の工場の推進のため間伐を促進することで、林地残材が集まる仕組みづくりを行い、事業者や地主の所得向上に繋がる事業を実施した。	16,088,258	4	土佐町
158	農林漁業	営農指導推進事業	地域農産物の生産拡大を進めるため、高齢者の生きがいづくりを通じた生産活動を支援するとともに農畜産物集荷システム等を整備していく事業を実施した。	3,809,581	1	土佐町
159	農林漁業	米粉加工ビジネス推進事業	平成22年に完成した大阪の直販所で嶺北の米を使用した米粉パンを製造・販売するため、パン職人を雇用し、米粉パンの製造・販売により、米の販路拡大、付加価値の増加を図る事業を実施した。	5,665,780	4	土佐町

資料4

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業費(円)	雇用者数(人)	事業担当課・市町村
160	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	高齢者、子育て中の母親、障害のある人たちが交流の機会を持ち、孤立することがないよう、安心して住むことができる地域づくりを目指し、いきいきサロン、見守り訪問等を行う事業を実施した。	9,989,682	2	大川村
161	農林漁業	土佐はちきん地鶏販路拡大事業	高知県が商標登録している土佐はちきん地鶏を大川村の特産品として販売するため、10万羽体制を目指して生産から出荷までの業務を実施した。	55,308,401	9	大川村
162	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	すこやかセンター伊野の中にある地域交流スペース（使われていない喫茶コーナー）を活用し、軽食の提供を実施しながら、閉じこもりや心に悩みを抱える人たちの相談の場・障害者や高齢者が日中集える場を創出する事業を実施した。	12,867,442	4	いの町
163	介護・福祉	災害時要援護者支援事業	地域見守り台帳の更新管理を行い、町支援計画に基づく個別支援計画の作成に着手した。また、高齢者等の孤独死を防ぐための見守り体制の整備を進め、見守り活動を継続して行う事業を実施した。	3,752,516	1	いの町
164	産業振興	商店街空き店舗活用事業	商店街の空き店舗を利用し、新規に常設店舗販売を行い販売商品の充実、特に中山間地域の商品を取り扱い、消費者に安心安全な商品の供給を図り、地域の活性化を図る事業を実施した。	4,132,170	4	いの町
165	観光	兼業型「山の観光ガイド」養成事業	石鎚山系「笹ヶ峰」などの豊かな自然を生かした体験型観光を振興するため、林業を基軸に生計を立て兼業として観光ガイド等を行いながら地域で生活していけるモデルを構築する事業を実施した。	4,078,176	1	いの町
166	農林漁業	いの町本川地区地図訂正業務	国土調査が終了しているが、測量の精度や方法の変更により現地と地図が合っていない箇所の地図を訂正するほか新規森林組合職員の育成を行う事業を実施した。	7,050,233	2	いの町
167	産業振興	仁淀川町地域商品開発等推進事業	町内一次産品を活用した既存商品の販売拡大を行うと共に、新商品の開発及び新規流通販路開拓を推進し地域産業活性化を図る事業を実施した。	15,750,000	2	仁淀川町
168	環境	地域木質バイオマス資源活用事業	林地残材をチップ化しペレット製造等を行い、そのエネルギーを地域内で利活用（地産地消）することで、地域活性化と地球温暖化対策を推進する事業を実施した。	21,500,000	6	仁淀川町
169	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	子どもから高齢者まで地域住民が自由に出入りし集える場を提供し、必要な方には送迎・食事提供・身の回りの援助を行った。また、介護保険、障害者自立支援法適用外の軽度の生活援助に地域へ出向き、サービスを提供する事業を実施した。	9,286,868	6	中土佐町
170	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	障害者、引きこもりの若者、アルコール依存症の方を中心としながら、子どもから高齢者にいたる幅広い利用者がいつでも気軽に集まれる場所の開所・運営するとともに、訪問活動、移動支援等を行う事業を実施した。	14,304,297	3	中土佐町
171	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	大野見保健福祉センターを中核のセンターとし、年齢・障害の有無を問わず、子どもから高齢者まで地域住民が自由に集える場を提供した。併せて、北地区と南地区でサテライト事業を、月に1回出張開催した。また、地域の高齢者宅を中心とし個別訪問を行う事業を実施した。	10,946,768	2	中土佐町
172	介護・福祉	障害者就労継続支援B型事業所サポーター派遣事業	障害者就労作業所で障害者の作業指導をしながら環境浄化剤を製造し、商品の販売促進活動等を行うことで、障害者の社会復帰及び社会参加を促進する事業を実施した。	6,185,112	1	中土佐町
173	観光	総合観光推進拠点作り事業	新たな地場産品の発掘及び新たな観光ツアーの開発を行い、旅行業者に販売していく体制をつくり、総合的な観光事業のプロデュースを行なう拠点を整備する事業を実施した。	3,674,989	1	中土佐町
174	農林漁業	スラリーアイスを活用した地域活性化事業	町内で水揚げされる漁獲物の鮮度を保持した、生鮮・加工魚介類の流通方法の構築等により、付加価値による魚価の向上や消費拡大を図り、漁業者の所得向上及び地域雇用の拡大を目指した。平成21年度及び22年度はハード整備と実証実験を行っており、平成23年度からは新たに販路開拓に取り組む事業を実施した。	5,785,301	1	中土佐町
175	農林漁業	直販所販売事業	24年度健康増進施設と併用で直販所の建設を予定しており、そのための準備として農産物の集出荷体制の整備が急務となるため、久礼の空き店舗を活用して体制作りのテスト販売を行う事業を実施した。	5,986,078	2	中土佐町
176	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	既存の保育所に併設。高齢者等に対して創意工夫したプログラムで居場所を提供するとともに、保育園児との交流等地域生活支援を行う事業を実施した。	8,518,641	3	佐川町
177	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	既存の高齢者デイサービスセンターに併設。地元ニーズに対応した預かり・見守り・介護サービスを提供。夜間預かりや宿泊機能をもつ。併せて、研修や地域交流も行う事業を実施した。	12,222,646	4	佐川町
178	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	認知症対応型グループホームに併設。高齢者や子どもを受け入れ、地域のニーズに応じた事業を行う事業を実施した。	6,012,077	2	佐川町
179	介護・福祉	障がい者を核とした世代間交流事業	健康福祉センターの一角を軽度障害者の就労支援の場としても活用し、世代間の交流とともに、障害者の雇用の促進にもつなげていく事業を実施した。	3,464,242	1	佐川町
180	産業振興	商工観光活性化事業	地域の資源を掘りおこし、商工業・観光業の活性化を図るため、観光客の誘致、イベントの開催など企画実践できる組織発足に向けた活動事業を実施した。	2,800,000	1	佐川町
181	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	福祉センターを活用し、高齢者の介護予防運動やレクリエーション活動を実施しながら、高齢者が自由に交流できるようにするとともに、併設しているおもちゃ図書館を平日にも開放し、子供たちや子育て中の親が集える場を提供した。また、新たに2地区でミニデイサービス事業を拡充展開した。	7,880,919	6	越知町
182	観光	「越知町観光物産館　おち駅」活用事業	観光物産館「おち駅」を拠点とし、観光情報、商工情報の積極的な発信及び施設を利用した新たなイベント事業、地域資源を活用した体験型観光等の事業を企画・立案し、農・商・観が融合したまちづくりを推進する事業を実施した。	4,679,534	1	越知町
183	農林漁業	地域農業振興事業	耕作放棄地や不耕作地を活用して、団地化を行い、薬用作物を栽培することによって農地の有効活用と地域の農業振興を図る事業を実施した。	10,285,426	5	越知町
184	産業振興	ゆすはら産材を販売するための営業力強化事業	FSC認証製品であるゆすはら産材を工務店を中心に広くPRし、木材の販路拡大を図るため、森林組合に営業マンを配置し、関東・京阪神を含む大消費地への営業を積極的に行うことで、ゆすはら産材の消費拡大を図る事業を実施した。	4,355,455	1	梼原町

資料4

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業費(円)	雇用者数(人)	事業担当課・市町村
185	観光	梼原町観光振興事業	人気のある町内の有償ボランティアの観光ガイドを業につなげるため、新たな観光案内企画・物産販売を行う事業を実施した。	7,033,528	1	梼原町
186	観光	商工活性化事業	平成22年に完成した「町の駅」で、地場産品の販売や地域特産品の開発などを行っていくほか、観光商品の企画・商品化・PR等を行い、地元産業の活性化と雇用創出を目指す事業を実施した。	12,134,586	2	梼原町
187	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	既存の高齢者生きがいデイサービスセンターに併設。障害者、高齢者等を対象に、日中の預かり、介護予防等のサービス、参加者等の移送サービスの提供。ボランティアセンターも併設して配食や、入浴サービス、ふれあい電話などによる声がけ、軽度の生活支援なども行う事業を実施した。また、近所で集える場をつくりサテライト型で地域のサロンを実施した。	7,356,434	2	日高村
188	介護・福祉	障害があっても役割を持ち社会参加できる仕組み・づくり事業	障害者就労作業所で障害者にキャンドル工芸品の作業指導を行う職員を配置し、作業者の工賃アップに繋げる事業を実施した。	3,630,312	1	日高村
189	産業振興	ペット用木質系排泄物処理剤製造事業	これまで使用されていなかった木工作業所に高知県産業振興推進総合支援事業費補助金を活用して施設を整備し、茶葉等を利用したペット用木質系排泄物処理材を製造し、未利用材の活用を図る事業を実施した。	13,833,581	4	日高村
190	産業振興	地域資源の特性を活かした特産品開発による地域の担い手育成事業	これまで使用されていなかった日高村本村能津小学校の給食センターに高知県地域づくり支援事業費補助金を活用して施設を整備し、日高村特産のシュガートマトの規格外品を使ったソースとジャムの製造・新商品の開発を行った。また、営業専門職員を雇用し、販路拡大に努めることで、これまで廃棄されていたトマトの付加価値化を図る事業を実施した。	20,111,680	6	日高村
191	産業振興	土佐のものづくり地産外商事業	自然の豊かさや癒し効果を利用した新商品として、地域の木材を使ったモノづくりの企画・宣伝・営業及び製作助手を行う人材を雇用し、インターネット等で日高村の新たな特産品として県内外に広く需要拡大を図る事業を実施した。	3,548,833	1	日高村
192	観光	日高村観光及び商工業活性化事業	日高村の自然や文化財などを生かし、ボランティアガイドを養成し、観光ルートや体験メニューづくりを行い、観光による交流人口を増やす仕組みづくりとともに、商工業活性化を推進する取り組みを実施した。	5,315,218	1	日高村
193	農林漁業	農産物直販所及び農業活性化事業	農産物直販施設「さんさん市」の機能強化のため、平成21年度に「さんさん市活性化協議会」で作成された報告書を参考にしながら、販売促進のための仕組みづくりを行う事業を実施した。	4,673,541	1	日高村
194	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	福祉交流センターを中心として、高齢者、障害者、児童等が集える地域の拠点づくりを推進した。地域の現状と課題を把握し、地域拠点づくりのための指導者の掘り起こしと育成を行い、地域拠点づくりのための情報発信と相談業務を行った。また、介護予防の推進のための介護予防訓練・機能向上訓練などの事業を企画し実施した。	4,601,404	1	津野町
195	産業振興	津野町地場産品販売振興事業	津野町内3ヶ所の直販所及び高知市内2ヶ所のアンテナショップにおいて、消費者ニーズを把握し、生産者への出荷指導とともに直販所連携マニュアルを作成し、農産物及び加工品の販売力を向上させる事業を実施した。	9,231,245	2	津野町
196	農林漁業	津野町森林保全管理推進事業	細分化されている森林所有者の山林を集約化し、効率的な施業を実施することにより、森林保全整備を推進する事を実施した。	5,566,926	1	津野町
197	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	子どもから高齢者まで誰でもが集い、子育てや生活支援、介護サービス等で見守り、支えあいの地域づくりの推進を図る事業を実施した。	16,494,048	3	四万十町
198	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業（フレキシブル支援センター事業）	誰でもが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる町づくりのため、高齢者や障害者、放課後や長期休み中の子どもの居場所をつくり、世代を超えた支え合いの仕組みづくりを推進した。また、サロン活動の活性化や地域の誰でもが気軽に集える場所づくりを行うこととあわせ、地域のリーダーやボランティア養成のための研修会等を実施した。	12,182,607	4	四万十町
199	産業振興	地産地消・外商の取り組み拠点づくり事業	地域の主要産業である農業の維持・発展と中山間地の収益性確保として、集荷・販売方法の効率化と町外への情報・商品発信を行う事業を実施した。	12,599,800	3	四万十町
200	産業振興	四万十川流域地域資源を活用した加工・開発事業	四万十川流域の農産物を中心とした地域資源を活用し、町外に加工委託していた商品を含めて地元で加工する仕組みをつくり、ブランド化して、営業・販売する事業を実施した。	9,077,784	2	四万十町
201	産業振興	四万十ヒノキ等の精油抽出による商品開発事業	切り捨てられている間伐材の四万十ヒノキ等の有効活用策として精油抽出技術を確立させることにより、森林資源を活用した付加価値の高い新商品の開発、販売を行う事業を実施した。	7,402,683	2	四万十町
202	産業振興	四万十ヒノキ集成材を使った新商品開発事業	四万十ヒノキ集成材を活用した新商品の開発・宣伝・営業活動を行う人材を雇用し、四万十町の木材の知名度向上や町内林業の活性化を図る事業を実施した。	8,852,575	2	四万十町
203	情報通信	四万十ケーブルテレビ推進事業	ケーブルテレビ放送の開始に合わせて、町内の住民の加入推進活動と情報通信への対応のための事業を実施した。	11,379,687	3	四万十町
204	観光	重要文化的景観を活かした観光事業	平成21年2月に四万十川流域が広域で国の「重要文化的景観」に選定されたことを機に、町が文化的価値を評価して修復・整備した古民家(旧那須邸)を拠点として、町内の観光地のPRや観光案内を強化する事業を実施した。	7,664,177	2	四万十町
205	観光	フィギュアによる海洋堂・四万十町コラボレーション事業	四万十町あるいは高知県ならではのフィギュア商品等の企画開発を行なうとともに、全国的知名度を生かし、町の情報発信を行った。さらに、さまざまな地域おこし事業との連携により、新たな事業を実施した。	17,087,159	3	四万十町
206	観光	四万十川流域地域の情報提供と案内人による地域振興事業	四万十町に来ていただくための情報の集約と発信、来られた方を案内するための案内人を常駐させ、より良い観光情報の提供を行う事業を実施した。	8,721,950	2	四万十町
207	観光	自然体験型観光事業	新たな自然体験型観光事業として、興津の海を活かして、レジャーダイビングを開始することで、更なる観光客の集客を目指す事業を実施した。	8,400,000	2	四万十町
208	環境	環境微生物の培養・販売による雇用創出事業	環境浄化微生物(えひめAI－2)の培養を授産施設で生産し、販売や配布を広く行うことで、四万十川の清流の維持と障害者の就労支援及び作業工賃単価の向上を図る事業を実施した。	5,881,347	1	四万十町

資料4

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業額（円）	雇用者数（人）	事業担当課・市町村
209	農林漁業	マヒマヒ高付加価値化事業	現在価格が低迷しているシイラを加工出荷することで高付加価値化販売を行なう事業を実施した。	16,690,658	3	四万十町
210	農林漁業	農家所得向上のための実証圃場有効活用事業	地元農家の所得向上を図るため園芸作物実験場や実証ほ場において試験栽培・試験提供を行い、有望品目は苗を供給することによって加工食品用の新たな農産物の普及、販路の確保を行うとともに、地元に豊富にあるクヌギを活用して原木しいたけ栽培を復興させる事業を実施した。	14,667,503	5	四万十町
211	農林漁業	集落農業経営活性化事業	農地集積型集落営農組織として安定的な農業経営を行う仕組みを確立するため、受作及び経営面積の規模拡大をして収益性の高い野菜等の耕作を行う事業を実施した。	7,218,375	1	四万十町
212	農林漁業	未整備森林等対策事業	森林状況の調査や路網計画等を策定し、森林所有者の合意形成を図る等条件整備活動を行う事業を実施した。	4,091,083	1	四万十町
213	農林漁業	農林水産物の集出荷加工流通販売事業	「四万十町江師農林水産物集出荷加工場」を西部地域「旧大正町・旧十和村」の拠点施設として活用して、高齢・小規模農家等を主体に庭先集荷や資材の配達、栽培指導等を行ない、直販所、量販店、学校給食、県内食品加工会社等への流通販売システムを確立する事業を実施した。	14,657,254	3	四万十町
214	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 （フレキシブル支援センター事業）	高齢者、障害者、児童生徒を対象にしたサロンを開催するとともに、外出支援、送迎サービス等フレキシブルに対応できる住民の拠点の場づくりを行う事業を実施した。	11,149,791	3	大月町
215	産業振興	伝統産業育成事業	本町固有の資源であるウバメガシ等を原材料とした炭製品の製造・加工販売活動を行うことによって地域での雇用基盤の強化を図る事業を実施した。	9,723,000	2	大月町
216	産業振興	食のまち「おおつき」創生事業	町内産品のデータ収集及び商品（加工品）開発を推進し、外販に向けた仕組みづくりや販路拡大に取り組み、町内生産者の生産意欲を高めることにより地域生産力の向上を図る事業を実施した。	8,528,402	2	大月町
217	観光	大月町観光協会基盤強化整備事業	滞在型・体験型観光等、観光産業の基盤強化に取り組むことによって、観光による地域内雇用体制及び雇用の拡大を図る事業を実施した。	7,202,616	2	大月町
218	農林漁業	芋づくり等産地化育成事業	芋の産地化に向けて栽培技術の向上、農業機械の共同利用や販売体制の整備に取り組み、農地の利用増進を進めるなど農地の荒廃防止や雇用の維持・確保に繋げ農業経営の基盤強化を図る事業を実施した。	7,104,858	2	大月町
219	農林漁業	定置漁獲物等水産加工品開発・販売促進事業	地元で水揚げされる多種多様な定置漁獲物を利用した水産加工品の商品開発を進め、付加価値をつけた商品の製造・販売を行うことによって漁業者の所得の安定とともに、地域活力の向上を促進する事業を実施した。	14,012,907	3	大月町
220	農林漁業	里山活性化事業	森林資源を活用した「製炭業」が成り立つための原材料の安定的供給体制の整備と森林組合の経営改善を図る対策として、新規に若年山林労働者を雇用し、間伐や除伐を進め、ウバメガシや樫類など製炭業の原料調査を行い、地域資源の活用と地域経済の活性化を図る事業を実施した。	10,289,309	2	大月町
221	農林漁業	すくも湾拠点市場機能強化（地域水産物集荷体制構築及び新規物流体制構築）事業	すくも湾管内各地域で水揚げされる漁獲物をすくも湾中央市場への一元集荷を進め、魚価向上による漁業所得の向上を図った。また従来は市場外流通が主体であった長帰魚類や低市場評価魚種の取扱いを進めていくため、管内加工事業者等への利用促進や加工商品のPR事業を行い、市場機能強化による販売力の向上とすくも湾水産物の価値向上を図り漁業者の生産力拡大につなげる事業を実施した。	10,482,625	2	大月町
222	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 （フレキシブル支援センター事業）	共生型サロンを核として、高齢単身及び高齢障害者世帯等の安否確認及び生活支援、社会参加・外出支援等を行う事業を実施した。	3,930,000	1	三原村
223	観光	里山の魅力づくり推進及び交流促進事業	外貨獲得による地域の活性化を図るため、グリーンツーリズムの推進により交流・滞在人口を図る農家民宿等の新規開拓や開業の支援、受入体制の整備、インターネット活用等情報発信強化など観光事業を推進する事業を実施した。	3,819,724	1	三原村
224	農林漁業	三原村農業所得安定向上支援事業	農業所得の向上を図るため、ユズの栽培を中心とした露地野菜との複合経営を構築するためのシステムづくりを行う事業を実施した。	18,884,000	5	三原村
225	介護・福祉	あったかふれあいセンター事業 （フレキシブル支援センター事業）	利用者が自由に日中楽しく過ごす交流の場を確保したり、外出支援サービスや買物支援などのサービスを行う事により、高齢者の介護予防・生きがいづくりの推進、日常生活の不安解消を図ると共に子どもから高齢者までの世代間交流させることにより地域を活性化の拠点とすることを目的とするとともに、地域の雇用の場を創出する事業を実施した。	8,860,914	3	黒潮町
226	産業振興	共同作業場活用のファクトリーショップ事業	共同作業場でアパレル製品を40年以上作り続けている会社で、自社製品の販売を行い、また、ネット販売を含むオーダーメイド可能なファクトリーショップへと展開していく事業を実施した。	9,780,913	2	黒潮町
227	産業振興	黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設活用事業	黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に産地直販システムを整備するとともに、ブルーツーリズムプログラムの開発及び観光インフォメーション機能を付加し、年間を通じた交流人口の拡大事業を実施した。	4,284,484	2	黒潮町
228	情報通信	安全・安心・快適な黒潮ネットワーク整備事業（相談員設置事業）	地デジ、ブロードバンド、携帯等の相談及び現地調査業務を行うとともに、平成23年7月開局のCATV開局に伴う準備作業に関する事業を実施した。	14,104,706	3	黒潮町
229	情報通信	黒潮町地域振興プラットフォーム整備事業	町内全域に光ケーブルが設置されることを受けて、ポータルサイトを作成し、地域資源の販売及び宿泊施設の情報発信するネット上の直販所「網場」を開設する事業を実施した。	13,524,479	4	黒潮町
230	観光	黒潮町観光プラットフォーム整備事業	黒潮町はホエールウォッチングやカツオの一本釣りで有名な町であるが、黒潮町には滞在していない現状がある。こうした背景には町の観光分野のまとめとなる組織が確立していないことや、情報発信の弱さが原因である。そのため地域が主体となり、地域資源を活用した観光商品の開発・販売・運営の組織を築き、強化させる事業を実施した。	8,080,713	2	黒潮町
231	農林漁業	幡多ヒノキ育成支援事業	森林整備公社営林の未整備森林区域に、新規事業として、新たな整備計画を策定し、間伐材の有効利用及び特用林産物の開発を行う事業を実施した。	9,340,371	4	黒潮町

資料4

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業額（円）	雇用者数（人）	事業担当課・市町村
232	農林漁業	サトウキビ有機栽培による商品ブランド化・販路開拓事業	サトウキビの栽培・加工、らっきょう、園芸作物などの地域原料を利用した加工品の開発、販路の開拓を行った。原料となる農産物については、オーガニック栽培による商品づくりを計画、またこれら商品の営業及び販路開拓事業を実施した。	9,821,673	3	黒潮町
233	農林漁業	廃菌床の堆肥活用等、地域資源活用型農業推進事業	廃菌床を再利用可能な有効資源として、地域農家に土づくり用堆肥として利用してもらうことで、菌茸農家の廃菌床処分の軽減、地域農家の経費削減、循環型農業の実践推進事業を実施した。	2,327,680	1	黒潮町
234	農林漁業	森林整備区域境界確認事業	森林所有者の高齢化や不在村森林所有者の増加により、山林の境界が不明確になりつつあるため、境界測量と境界杭を設置し、明確化を図るとともに適正な森林管理を行い、森林の保全整備を推進した。	14,025,633	3	黒潮町
235	農林漁業	地場水産物加工高付加価値事業	地元水産物を地元で加工し、高付加価値化する事業に取り組むとともに、地域の雇用の創出を図った。新たな商品開発・製造・販売に取り組み、今後、遊休施設を加工施設として有効活用する計画を進め、24年度以降も新たな雇用を創出するための事業を実施した。	9,174,598	6	黒潮町
236	観光	高知東部海岸観光周遊バス運行事業	県東部の観光面における鉄道とバスを連携させた周遊観光ルートの設定を行うとともに、バス事業における経営の維持と雇用の拡大を図るため、観光周遊バスを運行する事業を実施した。	8,449,923	1	安芸広域市町村圏事務組合
237	観光	高知東部海岸体験型観光の旅行商品化とランドオペレーターの設置事業	旅行者や旅行代理店等との調整を行うためのワンストップ窓口となるランドオペレーターを設置し、県東部地域の旅行商品の企画販売及び鉄道事業者などとの情報ネットワークを形成する事業を実施した。	6,392,963	1	安芸広域市町村圏事務組合
238	観光	中芸地域観光振興事業	平成21年度、森林鉄道として日本で初めて国の重要文化財に指定された「旧魚梁瀬森林鉄道施設」をはじめとする中芸地域の観光資源（産業遺産、自然、食、体験、施設等）を組み合わせて売り出し、交流人口の拡大を図る事業を実施した。	10,400,449	2	中芸広域連合
239	観光	受入体制強化及び体験旅行誘致促進事業	教育旅行をはじめ、一般旅行客も含めた体験型旅行商品の開発・販売や、受入地域の体制強化を行いながら、誘致活動や情報発信を行い交流人口の増加を図る事業を実施した。	15,438,859	3	幡多広域市町村圏事務組合

3. 市町村事業（廃止）

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業額（円）	雇用者数（人）	事業担当課・市町村
1	観光	青少年旅行村運営事業	本町観光拠点である白浜海岸の一角のホワイトビーチホテルの2階において青少年旅行村施設を設置し、県内外の児童、生徒などを中心として自然の中の健全なレクリエーション活動を楽しむための事業を実施するため、旅行村運営するための従業員を雇用し、観光振興、雇用の安定を図る事業を実施する。	–	–	東洋町

資料4

平成24年度　高知県ふるさと雇用再生特別基金事業実績一覧

1. 県事業

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業費（円）	雇用者数（人）	事業担当課・市町村
1	産業振興	ふるさと雇用再生ものづくりの地産地消総合相談窓口事業	機械製造や商品開発のニーズなど県内での「ものづくり」に関する様々な相談に一元的に対応したり、食品加工に関するデータの充実や、県内加工業者の技術力等をアピールし、商談を促す場の提供を行うための支援等を行う事業を実施する。	7,214,229	2	計画推進課
2	産業振興	ふるさと雇用再生企業訪問活動強化事業	県内の企業に対して定期的な訪問活動を行い、情報収集や支援策の提供を行うとともに、県外企業に対する訪問活動を行い、県外企業と県内企業とのマッチングのための情報収集等を行う事業を実施する。	10,945,700	3	工業振興課

2. 市町村事業

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業費（円）	雇用者数（人）	事業担当課・市町村
1	産業振興	高知県産の鮮魚類の一次及び二次加工品の開発事業	高知県産の鮮魚類の専門知識や、加工技術を有する人材を育成し、現在、安価で取引されている魚種を活用した新たな加工商品の開発に取り組むことで、低価格魚の高付加価値化を目指す事業を実施する。	7,550,304	3	高知市
2	産業振興	中心市街地での高齢者生活支援及び商店街活性化事業	中心市街地での比較的高齢者が多い商店街において、生鮮食品や日用品などの購買の場を提供し、歩いて暮らせる街を再構築する。 また、新たにコミュニティスペースを設け、周辺住民等の集いの場を提供することにより賑わいを創出し、商店街の活性化を図る事業を実施する。	17,426,442	11	高知市
3	農林漁業	有害鳥獣捕獲及び生息調査事業	新高知に食害をもたらすカラス等の生育調査・駆除を実施し、高知市地域の鳥獣被害対策につなげる事業を実施する。	2,771,952	2	高知市
4	農林漁業	土佐山アカデミー事業	空き施設等を活用して、鏡川源流域の豊かな自然と生態系、希少動植物の宝庫といった土佐山地域の強みを活かした有機農業等のスクール事業を展開し、自然と調和した持続可能なライフスタイルを確立して、就農や地域の活性化に資する新たなビジネスの起業等に繋げ、受講修了後の定住化を目指す事業を実施する。	14,833,316	5	高知市
5	環境	残材チップ化環境リサイクル事業	家庭や事業所から発生した剪定作業や庭園・公園管理等で発生した残材をチップ化し、植栽や経地の雑草発生防止用に緑時敷きできるよう保管し、市民等に配布することで、緑地保全などに繋げる事業を実施する。	6,499,480	6	高知市
6	産業振興	真空凍結乾燥化総品等新商品の製造販売事業	真空凍結乾燥（FD）の技術を用い、室戸海洋深層水を使用した新しい化総品（FD化総品）や健度食品、その他の商品（化粧品原料商品、サプリメント等）について開発、製造を行い、大口の新規OEM顧客の獲得や販路拡大を行い、室戸海洋深層水事業の発展に寄与していく事業を実施する。	5,150,316	3	室戸市
7	観光	室戸ジオパークインフォメーションセンター運営事業	平成23年9月に世界ジオパークに認定されたことにより、市内観光地の目玉である室戸岬では、これまでは上に国内外から多くの観光客が訪れることや、ガイドの要望が増えることが期待できることから、今後もインフォメーションセンターを設置し、室戸岬を訪れる観光客に対して、ガイドの受付と手配、各種情報の提供といった総合的な案内業務を行う事業を実施する。	2,520,000	2	室戸市
8	観光	内原野焼体験メニュー拡大事業	地場産業のひとつである陶芸の振興と後継者の育成を図るため、体験メニューの充実や情報発信を行う事業を実施する。	1,763,722	1	安芸市
9	情報通信	ケーブルテレビ普及推進事業	土佐市の文化や伝統芸能、産業などを取り上げたニュースの放映や、地域の取り組み等を基にした自主制作番組の制作を行うことによって、本市の情報を広く市民に対して発信し、新規加入者の増加を図ることで、より多くの市民に情報提供できるよう、普及推進活動を行う事業を実施する。	2,070,782	1	土佐市
10	観光	すさきSAT観光ガイド及び賑わいづくり企画実施事業	JR須崎駅前の空き店舗を活用して、観光案内やまち歩き等観光ガイドを実施する。また、JRや高速バスの利用者及び市民文化会館の来場者のほか、地元住民に地場産品の販売や軽食を提供する事業を実施する。	6,456,258	4	須崎市
11	農林漁業	須崎市鮮魚加工開発及び消費拡大事業	須崎の鮮魚（マグロを含む）を使った加工品を新たに開発し、全国販売することにより、「須崎の魚」のPR及び消費拡大を目指す事業を実施する。	7,281,015	3	須崎市
12	農林漁業	直七加工品販売促進事業	柑橘類の一種である直七の加工品増産及び販路拡大を図る事業を実施する。	1,491,000	1	宿毛市
13	産業振興	京田節新商品開発・販路拡大事業	土佐清水市を「ダシ文化のまち」としてPRしていくために、特産品である京田節を使った新商品開発と販路の拡大事業を高知県産業振興計画・地域アクションプランと連携して実施する。	2,443,464	1	土佐清水市
14	産業振興	「さかなのまち土佐清水」新商品開発事業	土佐清水さかなセンターの新たな土産物やレストランメニューを開発し、土佐清水の魚のおいしさの認知度を高めるとともに、観光客や市民が参加できる観光セリ市を実施することで、「さかなのまち土佐清水」を広く全国に発信する事業を実施する。	5,917,000	2	土佐清水市
15	観光	観光IT情報（多言語）整備事業	市内の各宿泊施設や観光施設のネット情報の整備等を実施し、外国人観光客向けの多言語標記を行うことで各観光施設のネット発信力を高め、ブログ・画像発信等の交流可能な体験づくりを推進する事業及びインターネットによる特産品の受発注システムの活用拡大を図る事業を実施する。	4,624,000	3	土佐清水市
16	産業振興	四万十市の地域食材の製造加工販売を通じた食の交流拠点づくり事業	四万十市の地域食材を活用した商品の製造・加工・販売を行いながら、食を通じた賑わいづくりを行うための事業を実施する。	4,212,059	2	四万十市
17	観光	しまんと・あしずり号及び四万十川周遊川バス運行事業	幡多地域において新たな観光ルート、運行日を設定した周遊観光バスの運行を行い、長時間滞在できない観光客の誘客を図る事業を実施する。	4,738,621	2	四万十市
18	介護・福祉	地域いこいの場づくり事業	高齢者や身障者、独居の方の社会的孤立を防ぐため、これらの方々が心身ともに健康で楽しく過ごせるような施設の運営を行い市民の生きがい・交流・健康づくりの場を運営する事業を実施する。	4,023,479	2	香美市

資料4

整理番号	分野	事業名	事業内容	事業費（円）	雇用者数（人）	事業担当課・市町村
19	産業振興	中心商店街拠点整備及び空き店舗対策事業	中心商店街に地域交流拠点を整備することにより、空き店舗対策の推進と中心市街地の活性化による交流人口の増大と産業振興を目指し、空き店舗を利用したアンテナショップの運営を行う事業を実施する。	3,280,033	3	香美市
20	産業振興	安田町特産品開発・販売促進事業	地域資源を活用した新商品開発し地場産業の活性化を図るとともに、耕作放棄地を利用し農産物を生産することにより農地の有効活用を図る事業を実施する。	1,642,993	2	安田町
21	農林漁業	特用林産物（シキミ・サカキ）の拠点作り事業	シキミ・サカキの流通拠点作りを目指し、生産者同士の連携体制の整備や集荷や技術の取得を促進する事業を実施する。	4,654,664	2	本山町
22	農林漁業	スラリーアイスを活用した地域活性化事業	町内で水揚げされる漁獲物の鮮度を保持した、生鮮・加工食分類の流通方法の構築等により、付加価値による魚価の向上や消費拡大を図り、漁業者の所得向上及び地域雇用の拡大を目指す。平成23年度は販路開拓を行っており、平成24年度も引き続き販路開拓に取り組む。なお、24年度はこれまでの1人体制から販売促進補助員として1名追加し2人体制にして、事業効化及び拡大をする事業を実施する。	3,096,522	1	中土佐町
23	農林漁業	直販所販売事業	平成24年度健康増進施設と併用で直販所の建設を予定していたが、東日本大震災の影響があり、町民の防災意識が高まったため、久礼新港背後地へ直販所を建設するか再検討することになっている。23年度には、農産物の集出荷体制も一定整備し、24年度は販売用務の効率化や売上げ実績の向上を重点的に行っていく事業を実施する。	2,894,836	2	中土佐町
24	産業振興	土佐のものづくり地産外商事業	自然の豊かさや癒し効果を利用した新商品として、地域の木材を使ったものづくりの企画・宣伝・実演及び製作人材を雇用し、インターネット等で日高村の新たな特産品として県内外に広く販売拡大を図る事業を実施する。	1,919,217	1	日高村
25	観光	日高村観光及び商工業活性化事業	日高村の自然や文化財などを生かし、ボランティアガイドを養成し、観光ルートや体験メニューづくりを行い、観光による交流人口を増やす仕組みづくりとともに、商工業活性化を推進する取り組みを行う事業を実施する。	2,830,098	1	日高村
26	観光	自然体験型観光事業	新たな自然体験型観光事業として、興津の海を活かして、レジャーダイビングを組織することで、更なる観光客の集客を目指す事業を実施する。	4,494,445	2	四万十町
27	観光	黒潮町観光プラットフォーム整備事業	黒潮町は赤エールウォッチングやカツオの一本釣りで有名な町であり、観光交流施設「道の駅ビオスおおがた」の利用者も増えてはいるが、黒潮町には活在していない現状がある。こうした背景には町の観光分野のまとめとなる組織が確立していないことや、情報発信の弱さが原因と思われるので、地域がまとまとなり、地域資源を活用した観光商品の開発・販売・運営の組織を築き、強化させる事業を実施する。	3,972,471	2	黒潮町
28	農林漁業	地場水産物を加工高付加価値事業	地元水産物を地元で加工し高付加価値化する事業に取り組み、きびなごフィレや、干物、アジやシイラ、マツイカのフライなどの加工商品の販路開拓と、「黒潮印のさしすせそ商品」を開発し、天日塩干物や天日塩魚醤油の製造し、マーケティングリサーチを行いながら販路拡大活動をすすめる事業を実施する。	7,843,300	5	黒潮町
29	観光	中芸地区観光振興事業	中芸地域に跨る国の重要文化財（旧魚梁瀬森林鉄道遺産）をはじめとする中芸地域の観光資源と結み合わせて売り出し、交流人口の拡大・地域活性化を図る事業を実施する。	4,894,306	2	中芸広域連合

緊急雇用創出事業等実施要領

第１　趣旨

現下の雇用失業情勢等に鑑み、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（以下「交付金」という。）を都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業及び被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域をいう。以下同じ。）の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を行うとともに、生涯現役で年齢にかかわりなく働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する事業（以下「緊急雇用創出事業」という。）並びに経済の成長力の底上げと好循環の実現を図るため、若者、女性等の雇用機会の創出を図るとともに、賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する事業（以下「基金事業」と総称する。）を実施し、これらの者の生活の安定を図ることとする。

第２　事業主体

基金事業の事業主体は、都道府県とする。

第３　基金事業の内容

基金事業は、交付金により都道府県において造成された基金を活用して都道府県が行う次の事業とする。なお、基金事業には、次の事業に係る周知及び広報並びに基金の運営及び管理を含むものとする。

(1)　失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成又は被災地域における安定的な雇用創出のために、民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「民間企業等」と総称する。）に対する委託により行う次のいずれかの事業（以下「委託事業」という。）

①　失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、②、④及び⑥以外のもの（以下「緊急雇用事業」という。）

②　失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業のうち、重点分野（介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究の分野並びに各都道府県において当該地域の成長分野として設定された４分野をいう。以下同じ。）に係るものであって、③、④及び⑥以外のもの（以下「重点分野雇用創出事業」という。）

③　失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業（以下「地域人材育成事業」という。）

④　東日本大震災等の影響による失業者（被災地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者（以下「被災求職者」という。）若しくは平成２３年３月１１日以降に離職した失業者。ただし、平成２５年度以降新たに事業を開始する場合にあっては、被災求職者に限る。さらに、平成２６年度に新たに事業を開始する場合にあっては、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者（以下「新被災求職者」という。）に限る。）に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、⑥以外のもの（以下「震災等緊急雇用対応事業」という。）

⑤　被災地域において、被災求職者の安定的な雇用機会を創出すること及び地域で若者・女性・高齢者・障害者が活躍できる雇用機会を創出することを目的として、高齢者から若者への技能伝承、女性、障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立により雇用創出が期待される事業（以下「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」という。）

⑥　失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業（以下「起業支援型地域雇用創造事業」という。）

(2)　失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成のために、自ら実施する(1)①から④までのいずれかの事業（以下「直接実施事業」という。）

(3)　被災地域において、安定的な雇用機会を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、将来的に地域の雇用創出の中核となることが期待される事業の事業主が被災求職者を雇用する場合に、産業政策と一体となり、当該雇用に係る費用を事業主に助成する事業。ただし、平成２６年度においては、「被災地域」を「青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内の災害救助法適用地域」、「被災求職者」を「新被災求職者」と読み替えて実施する事業（以下「事業復興型雇用創出事業」という。）

(4)　失業者に対する地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援又は短期の雇用機会を提供した上で行う、地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援並びに在職者の賃金引き上げ等の処遇改善を目的として、事業者が行う販路拡大等の取組み支援のために、民間企業等に対する委託により行う事業（以下「地域人づくり事業」という。）

(5)　委託事業、直接実施事業、事業復興型雇用創出事業及び地域人づくり事業を行う市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）に対して補助金を交付する事業（以下「市町村補助事業」という。）

(6)　公共職業安定所（以下「安定所」という。）との連携により、求職者に対する生活・就労相談を行う事業

①　②に該当しない事業（以下「生活・就労相談支援事業」という。）

②　パーソナル・サポート・サービスをモデル的に実施する事業（以下「パーソナル・サポート・モデル推進事業」という。）

(7)　(1)⑥の委託事業の実施のために新規に雇い入れた労働者を引き続き正規労

働者として雇い入れた事業主に対する一時金の支給に関する事業（以下「一時金支給事業」という。）

(8)　上記に附帯する事業

(9)　その他厚生労働大臣が定める事業

第４　基金事業の運営

１　基金の造成

基金は、別に定める「平成２０年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成２１年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成２２年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成２３年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成２４年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」及び「平成２５年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの交付金を受けて造成するものとする。

２　基金の運用方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

(1)　国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得

(2)　金融機関への預金

(3)　信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

３　基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基金に繰り入れることなく、第３に掲げる基金事業に要する経費に充てることができるものとする。

４　基金の取崩しの制限

基金（３により繰り入れられた果実を含む。）は、第３に掲げる基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

５　基金の残額の取扱い

都道府県は、基金事業の終了時において、基金に残額がある場合は別に定める手続に従い、これを国に納付するものとする。

６　基金事業の事業計画等

(1)　都道府県は、交付金の交付申請時に緊急雇用創出事業等計画書（緊急雇用創出事業の拡充等に伴う追加事業分）（別紙様式第１号）を、各事業年度の開始前に緊急雇用創出事業等計画書（別紙様式第２号）を作成し、都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出し、その確認を受けるとともに、これを公表するものとする。

(2)　都道府県は、前項の計画を変更しようとする場合には、あらかじめ緊急雇用創出事業等計画変更書（別紙様式第３号）を作成し、都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出し、その確認を受けるとともに、これを公表するものとする。

(3)　都道府県は、基金造成時以降上下半期ごと（９、３月末）に、当該上下半期に終了した基金事業について、緊急雇用創出事業等実績報告書（別紙様式第４号）を作成し、当該上下半期の末月の翌月２０日（ただし、毎年度下半期にあ

っては出納整理期間末日が含まれる月の翌月２０日。）までに、都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出するとともに、これを公表するものとする。

(4)　事業計画の策定及び事業の実施に当たっては、必要に応じて、関係者の意見を聴くとともに、事業に新規雇用（緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、震災等緊急雇用対応事業、起業支援型地域雇用創造事業及び地域人づくり事業においては、雇用契約によらない新規の就業を含む。以下同じ。）した労働者が、当該事業における雇用・就業期間終了後において、安定した雇用につながるよう、生活・就労相談支援事業等を活用して、就業ニーズや適性に合った雇用就業機会を提供するとともに、安定した雇用に向けた再就職支援を行うものとする。

７　基金事業の担当窓口の明確化等

(1)　都道府県は、基金事業に係る担当窓口を明確にし、基金事業を周知し、広報するとともに、各事業の委託や労働者の募集に関する問い合わせに対応するものとする。

(2)　都道府県は、都道府県労働局と必要な連携を図るものとする。

８　基金事業の中止又は廃止

(1)　都道府県は、基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ緊急雇用創出事業等中止（廃止）承認申請書（別紙様式第５号）を作成し、都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

(2)　厚生労働大臣は、(1)の承認をする場合において、必要に応じて、条件を付することができるものとする。

９　基金事業の事故の報告

都道府県は、基金事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

10　基金事業の終了等

(1)　基金事業の終了時期は、以下のとおりとする。

①　緊急雇用事業、生活・就労相談支援事業及びパーソナル・サポート・モデル推進事業

平成２３年度末までとする。平成２３年度末までに実施した事業に係る精算については、平成２４年６月末まで延長することができる。

②　重点分野雇用創出事業

平成２５年度末までとする。平成２５年度末までに実施した事業に係る精算については、平成２６年６月末まで延長することができる。

③　地域人材育成事業

平成２４年度末までとする。平成２４年度末までに実施した事業に係る精算については、平成２５年６月末まで延長することができる。

④　震災等緊急雇用対応事業

平成２４年度末（ただし、平成２４年度までに開始した事業については、平成２５年度末）までとする。平成２５年度末までに実施した事業に係る精算については、平成２６年６月末まで延長することができる。

栃木県、千葉県、新潟県及び長野県については、平成２５年度末（ただし、

平成２５年度までに開始した事業については、平成２６年度末）までとする。平成２６年度末までに実施した事業に係る精算については、平成２７年６月末まで延長することができる。

ただし、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県については、平成２６年度末（ただし、平成２６年度までに開始した事業については、平成２７年度末）までとする。平成２７年度末までに実施した事業に係る精算については、平成２８年６月末まで延長することができる。

⑤　生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業及び事業復興型雇用創出事業（以下「雇用復興推進事業」という。）

生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業については、平成２７年度末までとする。平成２７年度末までに実施した事業に係る精算については、平成２８年６月末まで延長することができる。

事業復興型雇用創出事業については、平成２９年度末までとする。平成２９年度末までに実施した事業に係る精算については、平成３０年６月末まで延長することができる。

ただし、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県については、平成２８年度末までとする。平成２８年度末までに実施した事業に係る精算については、平成２９年６月末まで延長することができる。

⑥　起業支援型地域雇用創造事業

平成２５年度末（ただし、平成２５年度までに開始した事業については、平成２６年度末）までとする。平成２６年度末までに実施した事業に係る精算については、平成２７年６月末まで延長することができる。

⑦　地域人づくり事業

平成２６年度末（ただし、平成２６年度までに開始した事業については、平成２７年度末）までとする。平成２７年度末まで実施した事業に係る精算については、平成２８年６月末まで延長することができる。

(2)　厚生労働大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。

①　都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく厚生労働大臣の処分若しくは指示に違反した場合

②　都道府県が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合

③　都道府県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

④　その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3)　厚生労働大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

(4)　(3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利５．０％の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(5)　基金事業の終了前において残余額の全部又は一部について事業の見込みがないなどの事実が生じた場合は、厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に返還しなければならない。

(6)　基金の解散後において、事業実施者等から基金への返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

11　基金事業の経理等

(1)　都道府県は、基金事業経理について、第５による委託事業、第６による直接実施事業、第７による事業復興型雇用創出事業、第８による一時金支給事業、第 10 による市町村補助事業、第 11 による生活・就労相談支援事業及び第 12 によるパーソナル・サポート・モデル推進事業並びに平成２３年度第３次補正予算において措置された震災等緊急雇用対応事業、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業及び事業復興型雇用創出事業（以下「第３次補正予算交付分事業」という。）、平成２４年度補正予算において措置された震災等緊急雇用対応事業、平成２５年度補正予算において措置された事業復興型雇用創出事業の運営に係る経費ごとに会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならないものとする。また、都道府県は、第３次補正予算交付分事業及び平成２４年度補正予算交付分の震災等緊急雇用対応事業及び平成２５年度補正予算交付分の事業復興型雇用創出事業とその他の事業との間において、配分の変更をしてはならない。

(2)　都道府県は、(1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに基金事業の完了した日（８の(1)による基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び 10 の(2)による基金事業の終了を命じられた場合を含む。）の属する会計年度の終了後５年間、厚生労働大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならないものとする。

12　基金事業の検査等

(1)　厚生労働大臣は、基金事業の適正を期するため必要があるときは、都道府県に対し報告を求め、又は厚生労働省職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2)　厚生労働大臣は、(1)の調査により、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及びこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

13　各種助成金等との併給調整

(1)　委託事業を行う事業主に対する委託費の支給事由又は事業復興型雇用創出事業の対象となる事業主に対する当該事業による助成金の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

(2)　委託事業を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により、事業復興型雇用創出事業による助成金を併給して支払うことはできないものとする。

(3)　地域人づくり事業を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。また、地域人づくり事業を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により、事業復興型雇用創出事業による助成金を併給して支払うことはできないものとする。

第５　委託事業

１　委託事業

(1)　対象となる事業

①　緊急雇用事業及び重点分野雇用創出事業

ア　都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。ただし、重点分野雇用創出事業（未就職卒業者を対象とする事業を除く。）については、重点分野に該当する事業であること。

イ　建設・土木事業でないこと。

ウ　雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。

エ　地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

②　地域人材育成事業

ア　都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

イ　重点分野に該当する事業であること（ただし、未就職卒業者を対象とする事業である場合は、この限りでない。）。

ウ　建設・土木事業でないこと。

エ　離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

オ　事業実施主体は、新たに雇用した失業者に対し、職場での実務経験を積むＯＪＴや職場外で講義等の研修を受講するＯＦＦ－ＪＴなどの方法の組み合わせによる人材育成計画を策定し、これに基づき人材育成を行うものであること。

③　震災等緊急雇用対応事業

ア　都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

イ　建設・土木事業でないこと。

ウ　東日本大震災等の影響による失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、東日本大震災等の影響による失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

④　生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業

ア　都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

イ　建設・土木事業でないこと。

ウ　被災求職者の安定的な雇用機会を創出する事業であって、雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業であること。

エ　雇用面でのモデル性については、以下を目安として、都道府県が総合的に判断すること。

（ア）事業内容が地域の特性を活かしたものであり、若者・女性・高齢者・障害者のそれぞれの能力や経験を活かせるものとなっているか。

（イ）若者・女性・高齢者・障害者を多数雇用しているか。

（ウ）若者・女性・高齢者・障害者が働きやすい環境となっているか（在宅勤務、短時間労働、ユニバーサルデザイン、ジョブコーチの配置、能力開発等）。

⑤　起業支援型地域雇用創造事業

ア　都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

イ　建設・土木事業でないこと。

ウ　地域の産業・雇用振興策に沿って、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を委託することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業としてふさわしい事業であること。

エ　起業後１０年以内の民間企業等であって、本社が起業時と同一都道府県内に所在する企業に委託して実施するものであること。

オ　委託先の選定に当たり、有識者の意見を聴取した事業であること。

⑥　地域人づくり事業

ア　都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものも含む）の振替でないこと。）

イ　建設・土木事業でないこと。

ウ　事業を実施する都道府県においては、以下の（ア）及び（イ）の事業をいずれも実施すること。

（ア）　未就職卒業者や結婚・出産による離職から再就職を希望する女性求職者等の失業者に対して、当該失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業（失業者の雇用を伴わずに実施するものを含む。）（以下「雇用拡大プロセス」という。）

（イ）　非正規労働者の正社員化や販路拡大等の事業者の取り組みを支援することにより、在職者の賃金引上げ等の処遇改善を図る事業（以下「処遇改善プロセス」という。）

エ　雇用拡大プロセス（人材育成を行う事業を実施するものに限る。）に取り組む民間企業等は、失業者に対し、職場での実務経験を積むＯＪＴや職場外で講義等の研修を受講するＯＦＦ－ＪＴなどの方法の組み合わせによる「人材育成・就業支援計画」を策定し、これに基づき人材育成及び就職支援を行うものであること。

オ　処遇改善プロセスに取り組む民間企業等は、事業の実施にあたり、賃金の上昇、新入社員の定着率の向上又は正社員転換を行う人数等に係る定量的な目標や実施する対策等について「処遇改善計画」を策定し、これに基づき賃金引上げ等の処遇改善を行うものであること。

(2)　新規雇用する労働者

①　労働者の募集

新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

②　労働者の雇用・就業期間

ア　緊急雇用事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は６か月以内とし、１回に限り更新を可能とすること。

ただし、新規雇用する労働者が被災求職者である場合には、２回以上の更新を可能とすること。

イ　重点分野雇用創出事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は１年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、若年者（４０歳未満の者をいう。以下同じ。）の雇用機会の確保を目的として実施する事業（平成２２年度に開始したものに限る。）である場合は、１回に限り更新を可能とすること。

また、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が６か月以内である場合には、１回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、２回以上の更新を可能とすること。

ウ　地域人材育成事業

新規雇用する労働者の雇用期間は１年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、介護福祉士の資格取得を目指すことを目的とする事業及び若年者の雇用機会の確保を目的として実施する事業（平成２２年度に開始したものに限る。）については、１回に限り更新を可能とすること。また、新規雇用する労働者の雇用期間が６か月以内である場合には、１回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、２回以上の更新を可能とすること。

エ　震災等緊急雇用対応事業

新規雇用する労働者の雇用期間は１年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が６か月以内である場合には、１回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、平成２５年度までにおいては、新規雇用する労働者が被災求職者である場合、平成２６年度以降においては、新規雇用する労働者が新被災求職者である場合は、２回以上の更新を可能とすること。

なお、被災求職者を優先的に雇用すること。

オ　生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業

新規雇用する労働者の雇用期間は１年以上とし、更新を可能とすること。

カ　起業支援型地域雇用創造事業

新規雇用する労働者の雇用期間は１年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が６か月以内である場合には、１回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、２回以上の更新を可能とすること。

キ　地域人づくり事業

新規雇用する労働者の雇用期間は１年以内とし、更新は不可とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が新被災求職者である場合、２回以上の更新を可能とすること。

③　失業者であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。

なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によることとする。

2　事業委託の対象者

事業委託の対象者は、民間企業、シルバー人材センター、ＮＰＯ法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものとする。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

3　委託契約等

都道府県における委託事業に係る委託契約の際には、各都道府県の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続によるものとし、各都道府県の財務規則等に基づき、契約するものとする。

また、基金事業について請負契約を締結し、請負先を一般競争入札又は指名競争入札により決定する場合は、低入札価格制度、最低制限価格制度を適宜利用するものとする。

なお、委託契約等には、当該都道府県において規定する事項のほか、次の事項を含めなければならないものとする（地域人づくり事業のうち、雇用拡大プロセス（失業者の雇用を伴わずに実施するものに限る。）及び処遇改善プロセスについては、(3)、(4)、(5)及び(6)を除く。）。

(1)　委託事業の予定期間及び終了予定期日

(2)　予定される事業費及び人件費
(3)　事業に従事する予定の全労働者数及びそのうち新規雇用する予定の失業者の数
(4)　事業で新規雇用する予定の労働者の雇用・就業期間
(5)　事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法
(6)　受託者は、労働者を新規雇用する際に、本人が１の(2)の③の範囲に該当することについて、確認するものであること。
(7)　委託者は、受託者が事業の実施に当たり１に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。
(8)　事業が終了した場合は、前記(1)から(5)までの事項を内容に含む実績報告を作成し、都道府県に提出しなければならないこと。
(9)　(8)により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、委託者は受託者に対し、返還を命じなければならないこと。
　なお、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業、起業支援型地域雇用創造事業及び地域人づくり事業の委託事業に係る契約期間終了時点において、次のいずれかの要件を満たす場合、受託者は、委託費により発生した収入の返還を要しないこと。
①　受託者が、自助努力により、委託事業に係る契約期間終了後も事業を継続し、受託者が、委託事業において雇用した労働者のうち、その１／２以上を委託事業に係る契約期間終了後も継続して雇用すること。
②　地域人づくり事業（処遇改善プロセスに限る）の受託者が、委託費により発生した収入を用いて、受託者の従業員の処遇を改善すること。

第６　直接実施事業
　基金事業の対象となる直接実施事業は、第５の１(1)①から③に該当する事業（地域社会雇用分野の事業を除く。）であること。

第７　事業復興型雇用創出事業
　「事業復興型雇用創出事業」は、この要領に定めるもののほか、別途職業安定局長の定める「事業復興型雇用創出事業実施要領」によることとする。

第８　一時金支給事業
　起業支援型地域雇用創造事業に係る「一時金支給事業」は、この要領に定めるもののほか、別途職業安定局長の定める「起業支援型地域雇用創造事業に係る一時金支給要領」によることとする。

第９　事業の上積み
　都道府県は、第５、第６、第７及び第８の規定により事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、事業の上積みができるものとする。

第10　市町村補助事業

　都道府県は、市町村が第５、第６及び第７の規定により事業を実施する場合において、基金を財源として市町村に補助金（補助率１０／１０）を交付することができるものとし、第５（１（１）⑥ウを除く。）、第６、第７及び第９に掲げる条件を付さなければならないものとする。
　この場合において、第５、第６、第７及び第９中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
　なお、補助事業には、事業に係る周知及び広報並びに事業の運営を含むものとする。

第11　生活・就労相談支援事業
１　事業の内容
　基金事業の対象となる生活・就労相談支援事業は、以下のいずれにも該当するものとする。
(1)　求職者に対する総合的な就業・生活支援の拠点となる施設（以下「求職者総合支援センター」という。）を設置し、第５、第６及び第 10 の事業に従事する労働者その他求職者を対象に、住居の確保や各種生活支援策の利用などの生活上の問題や、将来の安定的な職業への就職に向けた能力開発に関すること等に関する生活・就労相談を実施すること。
(2)　求職者総合支援センターの施設において、国が行う職業相談・職業紹介等の業務との一体的な実施を図ること。
(3)　基金事業の実施に伴って実施する新たな事業であって、既存の類似の事業（平成２０年１２月１日以降に開始したものを除く。）の振替でないこと。
２　事業の委託
　都道府県は、生活・就労相談支援事業の実施に当たり、その一部又は全部を、民間企業その他の法人又は法人以外の団体等であって同事業を適確に遂行するに足りる能力を有するもの（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体を除く。）に委託することができるものとする。
　また、その場合における委託契約は、各都道府県の財務規則等に基づいて行うものとする。
３　政令指定都市又は中核市等に対する補助
　都道府県は、都道府県労働局と協議の上、適当と認められる場合には、生活・就労相談支援事業の全部又は一部について、自ら実施することに代えて、基金を財源として、上記１及び２の規定により事業を実施する政令指定都市又は中核市等に対して補助金（補助率１０／１０）を交付することができるものとし、その際、上記１、２に掲げる条件を付さなければならないものとする。
　この場合において、上記２中「都道府県」とあるのは「政令指定都市又は中核市等」と読み替えるものとする。

第12　パーソナル・サポート・モデル推進事業
　厚生労働省職業安定局長の指定する都道府県の行う「パーソナル・サポート・モデル推進事業」は、別途職業安定局長の定める「パーソナル・サポート・モデ

ルプロジェクト事業実施要領」によることとする。

第13　事業計画全体としての要件等

1　第４の６に規定する緊急雇用創出事業等計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）において、緊急雇用事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）、重点分野雇用創出事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）、地域人材育成事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）、震災等緊急雇用対応事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）及び起業支援型地域雇用創造事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書）に盛り込まれた第５、第６、第８及び第10（事業復興型雇用創出事業を除く。）の規定により実施する事業について、年度ごとのそれぞれの事業計画全体（重点分野雇用創出事業計画書、地域人材育成事業計画書、震災等緊急雇用対応事業計画書については、合算することとする。）として、事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が２分の１以上であることを要件とする。

なお、当該要件は、都道府県が作成する年度ごとのそれぞれの事業計画全体として判断されるものであり、個々の事業については、本事業の趣旨を踏まえ、効果的な運用に努める必要がある。地域人材育成事業（介護分野の事業を除く。）については、個々の事業について、新規雇用する失業者の人件費以外の事業費のうち、研修に係る費用の割合を５分の３以上とすることを基本とする。

また、基金事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定するものとする。

2　事業計画の策定や事業の実施に際しては、離職した非正規労働者や中高年齢者、未就職卒業者、障害者、日系人、被災求職者その他就職が困難な者等特に各地域において支援が必要となる者の状況も踏まえ、こうした者に対し、雇用・就業機会が提供されるよう配慮すること。また、特定の失業者のみを対象者とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業とならないようにすること。

なお、新規雇用する労働者に関しては、第５、第６及び第10（事業復興型雇用創出事業を除く。）の規定により実施する複数の事業に同一の者が重ねて就く場合は、通算した雇用・就業期間が１年以内となるよう留意すること（介護分野以外の事業に従事していた者が介護分野の事業に従事する場合、起業支援型地域雇用創造事業に従事する場合、地域人づくり事業に従事する場合及び被災求職者を雇用する場合を除く。）。

第14　基金事業の実績報告等

1　都道府県は、基金事業が終了したとき又は平成２９年度末を経過したときは、その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末日。）から１か月以内に緊急雇用創出事業等実績報告書（別紙様式第６号）を作成し、都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。

2　都道府県は、各基金事業の実施結果について、検証及び評価を行うこととする。

3　厚生労働大臣は、第一項の実績報告に加えて、基金事業の各目的の達成状況を把握するために、必要に応じて、基金事業の実施状況等について、都道府県に対して報告を求めることができる。

4　厚生労働大臣は、第一項及び前項の報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、都道府県に対してさらに報告を求め、又は厚生労働省職員に事業場に立ち入り、帳簿類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る基金事業が適正に行われたかどうかを調査することができるものとする。

5　厚生労働大臣は、前項の調査により、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及びこの要領（以下「実施要領等」という。）の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県に対して適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

6　厚生労働大臣は、前項の命令から一定期間経過後も、実施要領等の内容に適合しない事実が解消されない場合は、当該都道府県に対して所要額の返還を求めることができる。

第15　財産の取得制限

地方公共団体が基金事業を実施する場合に必要となり取得する財産（委託事業の委託先が委託事業を実施する場合に取得する財産を含む。）は、取得価格又は効用の増加価格が５０万円未満のものとし、５０万円以上の財産の取得は認めないものとする。ただし、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業において、当該事業で新規雇用された高齢者や障害者等が使用する備品であって、ユニバーサルデザインのものについては、１００万円未満とする。

第16　その他

1　平成２０年１２月１日以降に開始された基金事業について、基金を活用できるものであること。

2　この要領に定める事項について、必要が生じた場合に厚生労働省職業安定局長が必要な変更を施すものとする。

3　この要領に定めるもののほか、基金事業に必要な事項は、厚生労働省職業安定局長が定めるものとする。

資料6

高知県
Kochi Prefecture

地域版アウトソーシング説明資料

高知県　地域づくり支援課

資料6

高知県庁のアウトソーシングの目的と効果

□　県民サービスの質の向上
□　県庁の自発的なスリム化
■　民間との協働による人材育成、雇用創出
■　県民の参画、地域の活性化

この効果を広く県内各地で実現させるために
テレワークを活用したアウトソーシングの取り組みを推進

『地域版アウトソーシング』

資料6

地域版アウトソーシングとは

高知県庁の仕事をテレワークで地域に発注する取組

履行場所の制約を受けない業務
- テープ起こし
- ホームページ作成
- 調査集計、データ入力など

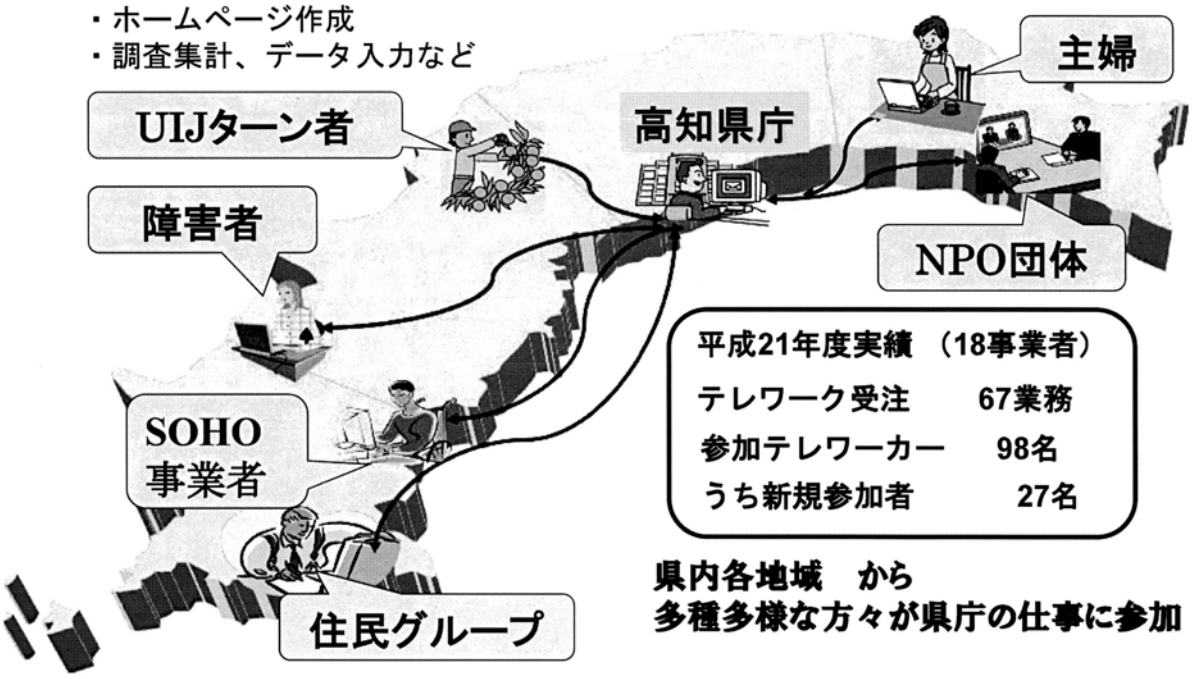

平成21年度実績　（18事業者）

テレワーク受注	67業務
参加テレワーカー	98名
うち新規参加者	27名

県内各地域　から
多種多様な方々が県庁の仕事に参加

9様式

■地域版アウトソーシングの取組経過

H13～15年
- ●ＳＯＨＯ人材育成事業（240名受講）
  地域の核となる人材育成

H16年
- ●アウトソーシングの推進
- ●テレワーク実験実施
  アウトソーシング広報リーフレット
  作成業務をテレワークで発注

H17年
- ●地域ＯＪＴ実施
  ５市町村の６事業者が、
  ホームページ作成、データ入力、
  テープ起こしを受託

H18年
- ●地域版アウトソーシング
  推進委託事業実施
  ６市町村の８事業者が受託し、
  人材育成、効果や課題の検証を実施

H19年～
- ●平成19年度予算編成方針
  「地域版アウトソーシング」を全庁的な方針として位置付け
- ●地域版アウトソーシング事業実施
  ＊H20～21年度　18事業者が登録
  ＊H22～23年度　17事業者が登録

これまでの実績と効果
- ・テレワーク発注の可能性実証
- ・業務OJTの有効性の確認
- ・県内各地からの参加が実現
- ・多様な働き方として認識
- ・行政に関心を持つ人材の育成

9様式

地域版アウトソーシングを進める環境づくり

9材料

就労機会づくりと人材・事業者の育成

高知県庁	地域
テレワークで仕事を発注する	テレワークで仕事に参加する
・業務の洗い出し ・発注ルールづくり ・発注ルール周知	・地域人材の発掘 ・地域人材の育成 ・インフラ面での課題対応

仕事を発注するしくみ　参加を促進させるしくみ

環境づくりのポイント －協働と連携－

9材料

■アウトソーシング検討委員会
地域版アウトソーシング提案
アドバイス、協働実施
テレワーク業務のOJTと検証

■市町村・地域支援企画員
地域グループ、人材の紹介
テレワークオフィス提供
地域再生の取組

■企業
地域再生の取組支援
テレワーク技術サポート
人材育成事業の実施

■NPO
地域再生の取組支援
人材育成事業の実施
テレワーク業務のサポート

高知県庁

協働

業務の洗い出し

発注ルール

インフラ対応

人材発掘

人づくり

地域版アウトソーシングの推進

資料6

地域版アウトソーシングの効果

資料7

地域版アウトソーシング

高知県庁の業務で、履行場所の制約を受けない（離れた地域からの参加が可能である）業務の発注にテレワークを活用する取組

（業務の例）
- ・メールなどでの調査集計業務
- ・ホームページ作成、更新
- ・統計資料作成、データ入力
- ・テープ起こし（会議録作成）

＜地域版アウトソーシングのねらい＞

Step1 就労の機会づくり

中山間地域の方々や、子育てなど様々な事情により就業機会の少ない方々が、仕事に参加できる機会をつくり、多様な形態の就労の実現をめざす

（例）UIJターン者、主婦、障害者などの就労参加のきっかけづくり
地域で働く方々の兼業による収入源の確保、生活の安定化

Step2 地域を考える人づくり

県庁の仕事への参加を通じて、地域や行政に高い関心を持つ人材育成をめざす

（例）議会議事録作成の仕事を通じて地域の課題を知り、地域活動を始める
委員会のテープ起こしをきっかけに委員に立候補しまちづくりに参画

Step3 地域を担う人づくり

『地域版アウトソーシング』への参加をきっかけとして、地域の公共サービスを担い、発展させるリーダー、事業者の育成をめざす

（例）テレワークで培ったスキルを活用して、地域産業とのコラボで情報発信、販促活動を始め、地域に新たな仕事の機会を創出

＜地域版アウトソーシングの進め方＞

1. 県庁の業務の中でテレワーク発注が可能な業務を『地域版アウトソーシング』事業としてピックアップ
2. 『地域版アウトソーシング』に参加する事業者の申込を受付、審査して県庁イントラネットに参加事業者の情報を登録
3. 『地域版アウトソーシング』事業の発注担当課はイントラネットを見て契約（見積依頼）の相手方を決定
4. 『地域版アウトソーシング』参加事業者から実績、課題、効果をヒアリングし、とりまとめる

資料8

平成23年度地域版アウトソーシング参加事業者一覧

	事業所所在地	事業者名	活動内容	登録初年度
1	高知市	A	人材派遣事業、有料紹介、データ入力等、地域雇用促進 イベント企画運営、データ集計、翻訳。 テープ起こし　等	19
2	高知市	B	就労支援移行施設の運営 A型事業所の運営	19
3	高知市	C	高齢者・要介護者・母子家庭の自立支援及び定年退職者就業支援 環境美化事業。観光ボランティア事業 ボランティア派遣事業。地域安全活動	20
4	高知市	D	深浅測量、道路整備、防災施設の整備の測量設計。 下水道設計、補償業務、建設設計、各種調査業務、台帳整備。 パソコン教室の開催。	19
5	高知市	E	テープ起こし、テープ起こしの要約・リライト・レイアウト。 ホームページ・メールマガジン・キャッチコピー等の文書執筆・リライト。 データ入力。	20
6	高知市	F	テープ起こし	19
7	高知市	G	テープ起こし ホームページ作成 文書の要約や添削作業	19
8	高知市	H	テープ起こし、原稿入力 はがき・名刺版下作成印刷・データ入力・パソコン教室・ホームページ作成 会計ソフト販売 買い物・宅配代行サービス等	19
9	高知市	I	デジタルドキュメントサービス ビジネスブログサービス プレゼン資料や販促ポスター作成 テンプレート作成	22
10	高知市	J	調査、アンケート、ホームページ作成	22
11	土佐市	K	サニーマート高岡店において月1回おしゃべり会 仕事づくりの会 交流を兼ねた勉強会	23
12	四万十市	L	パソコン講習等の企画・運営・講師派遣 データ入力・処理。ホームページ作成。筆耕。執筆・取材。 バリアフリー・ユニバーサルデザインに関するコンサルタント。	19
13	四万十市	M	パソコン講習（講習会・個人指導・企業指導）。ホームページ作成。 データ集計、財務システム開発、ライセンス取得支援 パソコントラブル対応。会議・イベントの広告・報告書作成　等	20
14	四万十市	N	ITを活用した地域活性化事業 ITを活用した仕事エージェント・人材育成事業 過疎地域を中心とした地域コミュニティー活性化事業 移住者と地域のコミュニティービジネス創出事業 先輩移住者がサポートする移住コンシェルジュ事業	19
15	奈半利町	O	地域提案型雇用創造推進事業、 デザイン。テープ起こし。画像処理。ホームページ制作。 パソコン教室の開催。	20
16	黒潮町	P	Tシャツアート展、潮風のキルト展、漂流物展、ホエールウォッチング等 地域の人材づくり 高知県土佐西南大規模公園の指定管理者 黒潮町内情報基盤整備の調査相談と地域の映像コンテンツづくり　等	19
17	大月町	Q	テープ起こし、データ入力、商品開発	19